

第 138 回 滋賀県森林審議会 次第

日時 令和 4 年 12 月 16 日 (金) 13:30～15:30

場所 滋賀県庁東館 7 階大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

① 地域森林計画の樹立および変更の諮問

ならびに水源森林地域の変更（案）に対する意見について

② 琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）見直しの諮問について

③ しが木育指針（素案）の策定について

4 閉会

○地域森林計画の樹立・変更(案)および水源森林地域の変更(案)について

【地域森林計画の位置づけ】

地域森林計画は、国が定める全国森林計画に即して都道府県が森林法第 5 条に基づき樹立する 10 年計画。

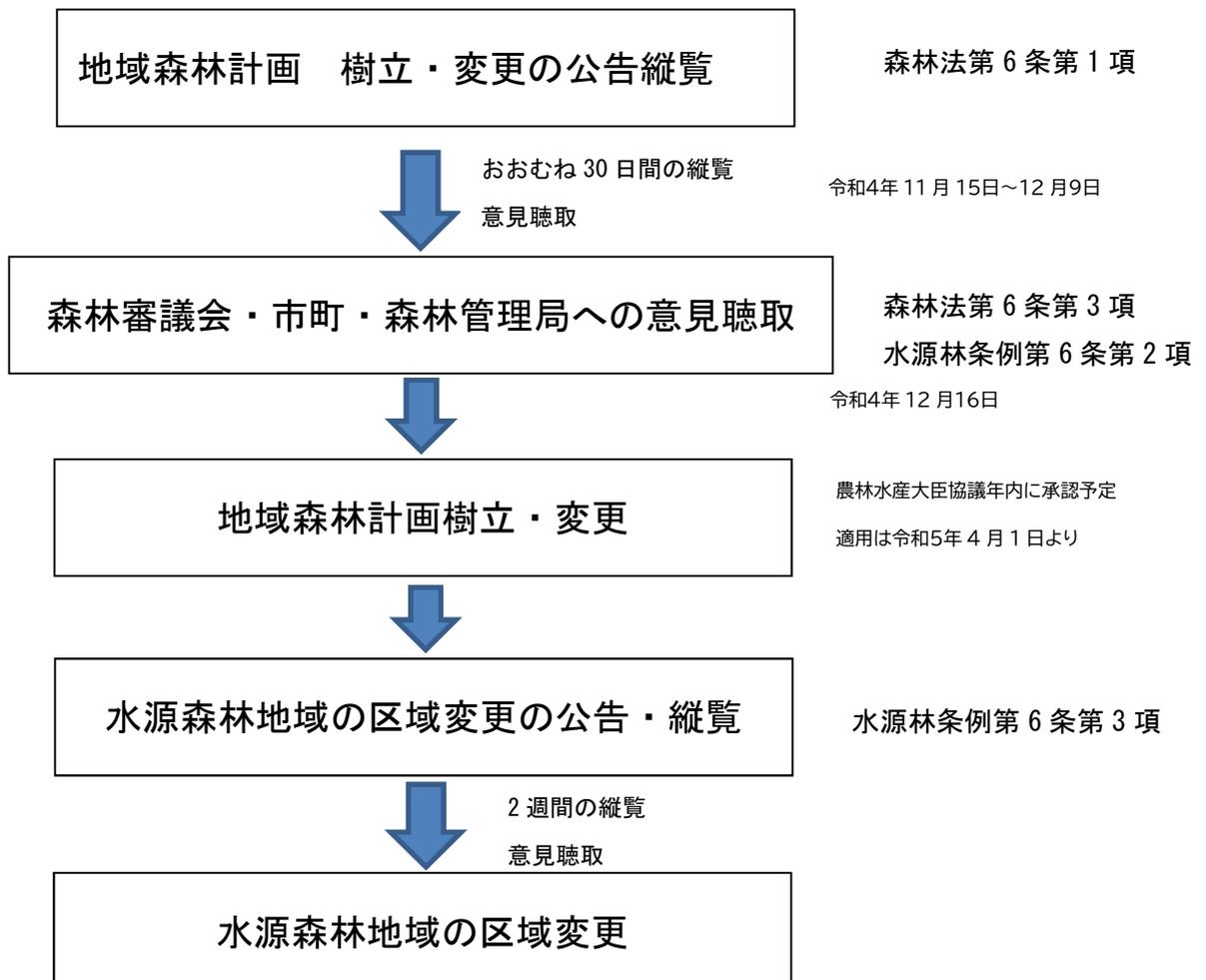
【計画区域と計画期間】

滋賀県は全国森林計画の淀川流域に属し、湖南森林計画区と湖北森林計画区の 2 計画区に分かれる。

湖南森林計画区は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町の 9 市 2 町、湖北森林計画区域は彦根市、長浜市、米原市、高島市、甲良町、豊郷町※、愛荘町、甲良町、多賀町の 4 市 4 町（※豊郷町は地域森林計画対象森林が無い）となっている。

なお、滋賀県水源森林地域保全条例第 6 条第 1 項の規定により指定される水源森林地域は、水源森林地域の保全に関する基本方針の中で「水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるもの」とされている。そのため、今回の審議は滋賀県水源森林地域保全条例第 6 条第 2 項での滋賀県森林審議会の見聴取も兼ねる。

地域森林計画区域の変更と滋賀県水源森林地域の指定について



○変更内容について

1 滋賀県の基本的な考え方についての見直し

湖南の樹立に際し、令和3年度より第2期に入った琵琶湖森林づくり基本計画を基本的な考え方の中に位置づけた。(資料1-2 P1 計画書 湖南 P1 湖北 P1)

2 全国森林計画の改正に併せた変更。

- ①間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針の低コスト施業の推進の1つとして列状間伐の記述を追加。下刈が必要な林齢についての記述の変更を行った。(資料 1-2 P2 計画書 湖南 P20 湖北 P19)
- ②特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準について「傾斜、道からの距離等を考慮し」という記述を追加した。(資料 1-2 P3 計画書 湖南 P25 湖北 P24)
- ③林道(林業専用道を含む)等の開設及び改良に関する基本的な考え方の記述の変更および効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準について変更を行った。(資料 1-2 P3,4 計画書 湖南 P26,28 湖北 P25,27)
- ④林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針の中で合法木材に対する記述を追加した。(資料 1-2 P5 計画書 湖南 P31 湖北 P30)

3 森林計画区域および計画内容の変更

(1)森林計画区域の変更

湖南	変更前	89,031ha	変更後	89,044ha	13ha 増
湖北	変更前	94,846ha	変更後	94,863ha	17ha 増

林地開発等による森林から森林以外への転用があったが、湖南については甲賀市での官公造林地の返地、湖北については多賀町での森林区域の見直しによる増があったため。

水源森林地域と同じ区域となるため、水源森林地域も併せて変更になります。

(2)計画量の変更

①伐採材積

総数	湖南	変更前	979 千m ³	変更後	1,048 千m ³	69 千 m ³ 増
----	----	-----	---------------------	-----	-----------------------	-----------------------

②間伐面積

総数	湖南	変更前	12,478ha	変更後	12,298ha	180ha 減
----	----	-----	----------	-----	----------	---------

③造林面積

人工造	湖南	変更前	1,430ha	変更後	1,815ha	385ha 増
天然更新	湖南	変更前	543ha	変更後	483ha	60ha 減

以上全国森林計画の計画量の同意量に併せた変更

④林道

計画箇所等の見直しによる変更

⑤保安林

全国森林計画の同意量に併せた変更

⑤治山事業

計画箇所等の見直しによる変更

R4 地域森林計画変更箇所【湖南・湖北共通】

変更後	変更前
<p>I 計画の大綱</p> <p>1 森林計画区の概況</p> <p>(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方</p> <p>滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。</p> <p>かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化^や、適切に管理されていない森林の増加^{かん}が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養^{かん}はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。</p> <p>その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保^{かん}されており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。</p> <p>このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)を策定</p>	<p>I 計画の大綱</p> <p>1 森林計画区の概況</p> <p>(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方</p> <p>滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。</p> <p>かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化が増し、適切に管理されずに放置され荒廃した森林が見られるようになるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養^{かん}はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。</p> <p>その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は年々増加しており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せていることや、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が依然にも増して高まっている。</p> <p>このような期待に応えるため、滋賀県では、平成16年度に琵琶湖森林づ</p>

し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。基本計画に基づき、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めるとともに、「森林・林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。

また、平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

第 3 森林の整備に関する事項

3 間伐および保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、一例を別表 3「間伐の低コスト施業の一例」（P 55）に示す。

くり条例を定め、平成 17 年度には琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、「森林の多面的機能の持続的発揮と地域の特性に応じた森林づくり」「県民の主体的な参画による森林づくり」「全ての県民の適切な役割分担と協働による森林づくり」「県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり」「森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んできた。平成 28 年度には、林業の成長産業化に向け、県、市町、関係者等、様々な主体が一体となって取組を講ずるための具体的な行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定し、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めている。

また、平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

第 3 森林の整備に関する事項

3 間伐および保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐にも取り組むものとし、一例を別表 3「間伐の低コスト施業の一例」（P 55）に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

①下 刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離等を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

(略)

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

①下 刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さの1.5倍以上または60~70 cm程度抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

(略)

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に木材の効率的な輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	<u>110m/ha以上</u>	<u>30~40</u> m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	<u>85m/ha以上</u>	<u>23~34</u> m/ha
	架線系 作業システム	<u>25m/ha以上</u>	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	<u>60<50></u> <u>m/ha以上</u>	<u>16~26</u> m/ha
	架線系 作業システム	<u>20<15></u> <u>m/ha</u>	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	<u>5m/ha以上</u>	5~15 m/ha

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100~250 m/ha	35~50 m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75~200 m/ha	25~40 m/ha
	架線系 作業システム	25~75 m/ha	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60~150 m/ha	15~25 m/ha
	架線系 作業システム	15~50 m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15 m/ha	5~15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化
その他森林施業の合理化に関する事項

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化
その他森林施業の合理化に関する事項

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する。

R4地域森林計画変更箇所【湖南のみ】

変更後		変更前																																																																																							
I 計画の大綱		I 計画の大綱																																																																																							
1 森林計画区の概況		1 森林計画区の概況																																																																																							
(3) 社会・経済的背景		(3) 社会・経済的背景																																																																																							
ア 人口		ア 人口																																																																																							
<p>本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 75% を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。</p>		<p>本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 74% を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。</p>																																																																																							
2 前計画の実行結果の概要およびその評価		2 前計画の実行結果の概要およびその評価																																																																																							
(1) 前計画の実行結果		(1) 前計画の実行結果																																																																																							
<p>前計画の前半5年分（平成30～令和4年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和4年度は見込み量）を以下の表に記載した。</p>		<p>前計画の前半5年分（平成25～29年度）に対応する計画量および実行量（ただし、平成29年度は見込み量）を以下の表に記載した。</p>																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>計画量</th> <th>実行量</th> <th>実行率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">伐採材積</td> <td rowspan="2">主伐</td> <td>針葉樹(m3)</td> <td>163,000</td> <td>38,146</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>広葉樹(m3)</td> <td>29,000</td> <td>10,767</td> <td>37.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間伐</td> <td>針葉樹(m3)</td> <td>308,000</td> <td>211,101</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>広葉樹(m3)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">間伐面積(ha)</td> <td>7,637</td> <td>3,093</td> <td>40.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造林面積</td> <td>人工造林(ha)</td> <td>652</td> <td>92</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>天然更新(ha)</td> <td>293</td> <td>61</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>開設(km)</td> <td>8.2</td> <td>2.3</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table>				計画量	実行量	実行率(%)	伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	163,000	38,146	23.4	広葉樹(m3)	29,000	10,767	37.1	間伐	針葉樹(m3)	308,000	211,101	68.5	広葉樹(m3)	—	—	—	間伐面積(ha)		7,637	3,093	40.5	造林面積	人工造林(ha)	652	92	14.1	天然更新(ha)	293	61	20.8	林道	開設(km)	8.2	2.3	28.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>計画量</th> <th>実行量</th> <th>実行率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">伐採材積</td> <td rowspan="2">主伐</td> <td>針葉樹(m3)</td> <td>105,000</td> <td>58,000</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>広葉樹(m3)</td> <td>19,000</td> <td>28,000</td> <td>147%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間伐</td> <td>針葉樹(m3)</td> <td>283,000</td> <td>341,000</td> <td>120%</td> </tr> <tr> <td>広葉樹(m3)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">間伐面積(ha)</td> <td>6,890</td> <td>3,510</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造林面積</td> <td>人工造林(ha)</td> <td>443</td> <td>155</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>天然更新(ha)</td> <td>199</td> <td>280</td> <td>141%</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>開設(km)</td> <td>8.1</td> <td>0.0</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>				計画量	実行量	実行率(%)	伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	105,000	58,000	55%	広葉樹(m3)	19,000	28,000	147%	間伐	針葉樹(m3)	283,000	341,000	120%	広葉樹(m3)	—	—	—	間伐面積(ha)		6,890	3,510	51%	造林面積	人工造林(ha)	443	155	35%	天然更新(ha)	199	280	141%	林道	開設(km)	8.1	0.0	0%
		計画量	実行量	実行率(%)																																																																																					
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	163,000	38,146	23.4																																																																																				
		広葉樹(m3)	29,000	10,767	37.1																																																																																				
	間伐	針葉樹(m3)	308,000	211,101	68.5																																																																																				
		広葉樹(m3)	—	—	—																																																																																				
間伐面積(ha)		7,637	3,093	40.5																																																																																					
造林面積	人工造林(ha)	652	92	14.1																																																																																					
	天然更新(ha)	293	61	20.8																																																																																					
林道	開設(km)	8.2	2.3	28.0																																																																																					
		計画量	実行量	実行率(%)																																																																																					
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	105,000	58,000	55%																																																																																				
		広葉樹(m3)	19,000	28,000	147%																																																																																				
	間伐	針葉樹(m3)	283,000	341,000	120%																																																																																				
		広葉樹(m3)	—	—	—																																																																																				
間伐面積(ha)		6,890	3,510	51%																																																																																					
造林面積	人工造林(ha)	443	155	35%																																																																																					
	天然更新(ha)	199	280	141%																																																																																					
林道	開設(km)	8.1	0.0	0%																																																																																					

	改良(km)	21.6	1.7	7.9
	舗装(km)	9.6	0.5	5.2
保安林指 定	水源の涵養 ^{かん} (ha)	412	220.68	53.6
	災害の防備(ha)	170	248.37	146.1%
	保健・風致の保存等(ha)	140	19.41	13.9
治山事業(箇所)		153	51	33.3

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐についても材積量、面積ともに計画量には届かなかったが、間伐材の搬出利用については着実に増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、主伐・再造林の機運が高まってきているため、今後増加に転じることが見込まれる。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、近年の多発する災害に対応すべく災害の防備のための保安林指定が計画量を上回った。保健・風致の保存等では計画量を下回った。

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急度の高い箇所を中心に事業を進めた。

	改良(km)	15.3	0.4	3%
	舗装(km)	7.1	0.9	13%
保安林指 定	水源の涵養 ^{かん} (ha)	412	806	196%
	災害の防備(ha)	170	218	128%
	保健・風致の保存等(ha)	140	0	0%
治山事業(箇所)		134	75	56%

(2) 評価

伐採材積では、チップ用材での需要が増加していることから広葉樹の主伐で実行量が計画量を大幅に上回った。間伐面積は計画量には届かなかったが、利用間伐の増加に伴い、単位当たりの間伐材積が増えたことから伐採材積は計画量を上回った。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、天然更新は増加している。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、本県は琵琶湖を抱えており水源涵養機能の確保を最優先に取り組んだことから、水源涵養^{かん}の実行量は計画量を大幅に上回る一方で、保健・風致の保存等では指定が無かった。

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急度の高い箇所を中心に事業を進めた。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

面積 ha

区 分	面 積	
総 数	<u>89,044</u>	
市	大 津 市	<u>22,007</u>
	近江八幡市	1,245
町	草 津 市	<u>209</u>
	守 山 市	22
別	栗 東 市	<u>1,877</u>
	甲 賀 市	<u>30,428</u>
内	野 洲 市	1,014
	湖 南 市	<u>3,645</u>
訳	東近江市	<u>21,140</u>
	日 野 町	<u>6,100</u>
	竜 王 町	1,357

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha

蓄積 m³/ha

区 分	現 況	計画期末	
面積	育成単層林	<u>36,883</u>	<u>36,463</u>
	育成複層林	<u>1,403</u>	<u>1,804</u>
	天然生林	<u>47,522</u>	<u>47,302</u>
森林蓄積	<u>191</u>	<u>209</u>	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

面積 ha

区 分	面 積	
総 数	89,031	
市	大 津 市	22,016
	近江八幡市	1,245
町	草 津 市	210
	守 山 市	22
別	栗 東 市	1,879
	甲 賀 市	30,381
内	野 洲 市	1,014
	湖 南 市	3,653
訳	東近江市	21,148
	日 野 町	6,105
	竜 王 町	1,357

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha

蓄積 m³/ha

区 分	現 況	計画期末	
面積	育成単層林	36,828	35,970
	育成複層林	1,386	1,939
	天然生林	47,708	47,348
森林蓄積	183	194	

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網		
	<u>251</u>	<u>448</u>
うち林業専用道	1	1

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

区 分	面 積
総 数	<u>76,689</u>
市	
大津市	<u>18,493</u>
近江八幡市	945
町	
草津市	104
守山市	—
村	
栗東市	1,552
甲賀市	<u>27,078</u>
別	
野洲市	898
内	
湖南市	<u>3,416</u>
東近江市	<u>19,039</u>
日野町	<u>4,051</u>
詠	
竜王町	1,114

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網		
	252	449
うち林業専用道	1	1

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

区 分	面 積
総 数	76,662
市	
大津市	18,501
近江八幡市	945
町	
草津市	104
守山市	—
村	
栗東市	1,552
甲賀市	27,032
別	
野洲市	898
内	
湖南市	3,424
東近江市	19,040
日野町	4,053
詠	
竜王町	1,114

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	<u>1,048</u>	<u>917</u>	<u>53</u>	<u>470</u>	<u>339</u>	<u>53</u>	<u>578</u>	<u>578</u>	<u>0</u>
うち前半5年分	<u>455</u>	<u>418</u>	<u>27</u>	<u>200</u>	<u>163</u>	<u>27</u>	<u>255</u>	<u>255</u>	<u>0</u>

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	979	926	53	392	339	53	587	587	0
うち前半5年分	500	471	29	192	163	29	308	308	0

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分	間伐面積
総 数	<u>12,298</u>
うち前半5年分	<u>5,425</u>

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	<u>1,815</u>	<u>483</u>
うち前半5年分	<u>500</u>	<u>150</u>

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 14.2km 路線数 18
(大津市 2路線、甲賀市 13路線、東近江市 3路線)

改 良 49.4km 路線数 71
(大津市 15路線、近江八幡市 2路線、栗東市 8路線、野洲市 1路線、甲賀市 8路線、湖南市 8路線、東近江市 14路線、日野町 13路線)

舗 装 49.0km 路線数 35
(大津市 10路線、栗東市 5路線、湖南市 3路線、甲賀市 6路線、東近江市 6路線、日野町 5路線)

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分	間伐面積
総 数	12,478
うち前半5年分	7,637

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,430	543
うち前半5年分	652	293

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 14.2km 路線数 18
(大津市 2路線、甲賀市 13路線、東近江市 3路線)

改 良 49.4km 路線数 69
(大津市 15路線、近江八幡市 2路線、栗東市 8路線、野洲市 1路線、甲賀市 8路線、湖南市 7路線、東近江市 14路線、日野町 13路線)

舗 装 47.9km 路線数 33
(大津市 10路線、栗東市 5路線、湖南市 3路線、甲賀市 4路線、東近江市 6路線、日野町 5路線)

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積 単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	42,100	658	
水源涵養のための保安林	13,707	300	
災害防備のための保安林	25,573	358	
保健・風致の保存等のための保安林	9,629	120	

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

水源涵養のための保安林

	面積	うち前半5年分
大津市	688ha	90ha
甲賀市	951ha	124ha
東近江市	661ha	86ha

災害防備のための保安林

	面積	うち前半5年分
大津市	341ha	101ha
甲賀市	472ha	139ha
野洲市	16ha	5ha

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積 単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	47,088	722	
水源涵養のための保安林	12,334	412	
災害防備のための保安林	25,193	170	
保健・風致の保存等のための保安林	9,561	140	

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

水源涵養のための保安林

	面積	うち前半5年分
大津市	793ha	124ha
甲賀市	1,091ha	170ha
東近江市	760ha	118ha

災害防備のための保安林

	面積	うち前半5年分
大津市	69ha	48ha
甲賀市	391ha	66ha
野洲市	50ha	2ha

湖南省市 57ha 17ha

東近江市 328ha 97ha

保健・風致の保存等のための保安林

面積 うち前半5年分

大津市 60ha 32ha

近江八幡市 3ha 2ha

栗東市 5ha 3ha

甲賀市 82ha 45ha

野洲市 3ha 2ha

湖南省市 10ha 5ha

東近江市 57ha 31ha

(3) 実施すべき治山事業の数量

地区数 うち前半5年分

大津市 4.8地区 3.5地区

栗東市 1.1地区 1.1地区

野洲市 4地区 2地区

湖南省市 1.5地区 1.2地区

甲賀市 6.6地区 5.5地区

近江八幡市 1.6地区 1.6地区

東近江市 3.3地区 2.0地区

日野町 1.2地区 7地区

竜王町 1地区 1地区

湖南省市 8ha 8ha

東近江市 260ha 46ha

保健・風致の保存等のための保安林

面積 うち前半5年分

大津市 328ha 38ha

近江八幡市 214ha 2ha

栗東市 224ha 3ha

甲賀市 94ha 52ha

野洲市 240ha 2ha

湖南省市 278ha 6ha

東近江市 403ha 36ha

(3) 実施すべき治山事業の数量

地区数 うち前半5年分

大津市 4.5地区 3.2地区

栗東市 1.1地区 1.1地区

野洲市 4地区 2地区

湖南省市 1.5地区 1.2地区

甲賀市 6.4地区 5.3地区

近江八幡市 1.6地区 1.6地区

東近江市 3.2地区 1.9地区

日野町 1.2地区 7地区

竜王町 1地区 1地区

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分		施 業 方 法			そ の 他
		伐 採 方 法			
		伐採種 を 定めな い	択 伐	禁 伐	
市 町 別 内 訳	大津市	9,551	5,417	517	各法令の定めるところによる。
	近江八幡市	233	751	16	
	草津市	54	8	—	
	守山市	—	5	—	
	栗東市	1,350	72	9	
	甲賀市	12,915	3,977	243	
	野洲市	474	407	—	
	湖南市	2,493	552	2	
	東近江市	9,137	2,724	1,535	
	日野町	1,144	1,098	101	
	竜王町	799	171	—	
総 数	38,146	15,182	2,422		

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分		施 業 方 法			そ の 他
		伐 採 方 法			
		伐採種 を 定めな い	択 伐	禁 伐	
市 町 別 内 訳	大津市	9,558	5,418	517	各法令の定めるところによる。
	近江八幡市	233	751	16	
	草津市	54	9	—	
	守山市	—	5	—	
	栗東市	1,350	72	9	
	甲賀市	12,853	3,977	243	
	野洲市	474	407	—	
	湖南市	2,493	552	2	
	東近江市	9,134	2,724	1,535	
	日野町	1,144	1,098	101	
	竜王町	799	171	—	
総 数	38,092	15,184	2,422		

R4地域森林計画変更箇所【湖北のみ】

変更後	変更前																																														
<p>I 計画の大綱</p> <p>1 森林計画区の概況</p> <p>(3) 社会・経済的背景</p> <p>ア 人口</p> <p>本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 25% を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。</p> <p>II 計画事項</p> <p>第1 計画の対象とする森林の区域</p> <p style="text-align: right;">単位：面積 ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">総 数</td> <td>94,863</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 別 内 訳</td> <td>彦根市</td> <td>2,535</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>33,996</td> </tr> <tr> <td>高島市</td> <td>32,222</td> </tr> <tr> <td>米原市</td> <td>13,839</td> </tr> <tr> <td>愛荘町</td> <td>924</td> </tr> <tr> <td>豊郷町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>甲良町</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>多賀町</td> <td>11,192</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		面 積	総 数		94,863	市 町 別 内 訳	彦根市	2,535	長浜市	33,996	高島市	32,222	米原市	13,839	愛荘町	924	豊郷町	—	甲良町	154	多賀町	11,192	<p>I 計画の大綱</p> <p>1 森林計画区の概況</p> <p>(3) 社会・経済的背景</p> <p>ア 人口</p> <p>本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 24% を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。</p> <p>II 計画事項</p> <p>第1 計画の対象とする森林の区域</p> <p style="text-align: right;">単位：面積 ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">総 数</td> <td>94,846</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 別 内 訳</td> <td>彦根市</td> <td>2,535</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>33,996</td> </tr> <tr> <td>高島市</td> <td>32,222</td> </tr> <tr> <td>米原市</td> <td>13,839</td> </tr> <tr> <td>愛荘町</td> <td>924</td> </tr> <tr> <td>豊郷町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>甲良町</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>多賀町</td> <td>11,175</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		面 積	総 数		94,846	市 町 別 内 訳	彦根市	2,535	長浜市	33,996	高島市	32,222	米原市	13,839	愛荘町	924	豊郷町	—	甲良町	154	多賀町	11,175
区 分		面 積																																													
総 数		94,863																																													
市 町 別 内 訳	彦根市	2,535																																													
	長浜市	33,996																																													
	高島市	32,222																																													
	米原市	13,839																																													
	愛荘町	924																																													
	豊郷町	—																																													
	甲良町	154																																													
	多賀町	11,192																																													
区 分		面 積																																													
総 数		94,846																																													
市 町 別 内 訳	彦根市	2,535																																													
	長浜市	33,996																																													
	高島市	32,222																																													
	米原市	13,839																																													
	愛荘町	924																																													
	豊郷町	—																																													
	甲良町	154																																													
	多賀町	11,175																																													

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分		面 積
総 数		<u>79,564</u>
市 町 村 別 内 訳	彦根市	1,525
	長浜市	28,542
	高島市	27,665
	米原市	11,354
	愛荘町	802
	豊郷町	—
	甲良町	29
	多賀町	<u>9,648</u>

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改 良 80.0km 路線数 9.8

(彦根市 4路線、愛荘町 3路線、多賀町 1.3路線、
長浜市 2.3路線、米原市 2.4路線、高島市 3.1路線)

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分		面 積
総 数		79,547
市 町 村 別 内 訳	彦根市	1,525
	長浜市	28,542
	高島市	27,665
	米原市	11,354
	愛荘町	802
	豊郷町	—
	甲良町	29
	多賀町	9,631

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改 良 78.0km 路線数 9.7

(彦根市 4路線、愛荘町 3路線、多賀町 1.2路線、
長浜市 2.3路線、米原市 2.4路線、高島市 3.1路線)

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半
		5年分
総数 (実面積)	32,467	1,756
水源涵養のための保安林	18,196	1,629
災害防備のための保安林	11,814	97
保健・風致の保存等のための保安林	6,603	500

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	6地区	5地区
愛荘町	10地区	6地区
甲良町	1地区	0地区
多賀町	37地区	27地区
長浜市	72地区	53地区
米原市	44地区	31地区
高島市	55地区	42地区

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半
		5年分
総数 (実面積)	36,613	2,226
水源涵養のための保安林	18,196	1,629
災害防備のための保安林	11,814	97
保健・風致の保存等のための保安林	6,603	500

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	5地区	4地区
愛荘町	10地区	6地区
甲良町	1地区	0地区
多賀町	37地区	27地区
長浜市	72地区	52地区
米原市	42地区	28地区
高島市	53地区	40地区

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分	施 業 方 法				そ の 他
	伐 採 方 法			禁 伐	
	伐採種を 定めない	択 伐			
市町別内訳	彦根市	726	254	—	各法令の定めるところに よる。
	愛荘町	265	545	—	
	豊郷町	—	—	—	
	甲良町	25	41	—	
	多賀町	<u>4,600</u>	383	15	
	長浜市	<u>14,369</u>	1,264	138	
	米原市	5,701	712	92	
	高島市	<u>10,574</u>	1,429	248	
総 数	<u>36,260</u>	4,628	494		

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分	施 業 方 法				そ の 他
	伐 採 方 法			禁 伐	
	伐採種を 定めない	択 伐			
市町別内訳	彦根市	726	254	—	各法令の定めるところに よる。
	愛荘町	265	545	—	
	豊郷町	—	—	—	
	甲良町	25	41	—	
	多賀町	4,594	383	15	
	長浜市	14,368	1,264	138	
	米原市	5,701	712	92	
	高島市	10,566	1,429	248	
総 数	36,244	4,628	494		

湖北地域森林計画

令和元年12月樹立

令和4年12月変更

計画期間
自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 12 年 3 月 31 日

滋 賀 県

(湖北森林計画区)

本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、一部を変更するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和 5 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする

地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



凡例

- 新幹線
- - - JR在来線
- 高速道路
- 一般国道

湖南森林計画区

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
	(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方	1
	(2) 自然的背景	2
	(3) 社会・経済的背景	4
2	前計画の実行結果の概要およびその評価	6
	(1) 前計画の実行結果	6
	(2) 評価	6
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II	計画事項	8
第1	計画の対象とする森林の区域	8
第2	森林の整備および保全に関する基本的な事項	9
1	森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	9
	(1) 森林の整備および保全の目標	9
	(2) 森林の整備および保全の基本方針	10
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2	その他必要な事項	12
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	13
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	14
	(3) その他必要な事項	14
2	造林に関する事項	15
	(1) 人工造林に関する指針	15
	(2) 天然更新に関する指針	16
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
	(4) その他必要な事項	18
3	間伐および保育に関する基本的な事項	19
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	19
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	19
	(3) その他必要な事項	20
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	21
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	24
	(3) その他必要な事項	24
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	25
	(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	25
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	27
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	28
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	28
	(5) 林産物の搬出方法等	28

(6) その他必要な事項	28
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	29
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	29
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	29
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	29
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	30
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	30
(6) その他必要な事項	30
第4 森林の保全に関する事項	32
1 森林の土地の保全に関する事項	32
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	32
(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	33
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法	33
(4) その他必要な事項	33
2 保安施設に関する事項	34
(1) 保安林の整備に関する方針	34
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	34
(3) 治山事業の実施に関する方針	34
(4) 特定保安林の整備に関する事項	34
(5) その他必要な事項	34
3 鳥獣害の防止に関する事項	35
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	35
(2) その他必要な事項	35
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	36
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	36
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	36
(3) 林野火災の予防の方針	36
(4) その他必要な事項	36
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	37
(1) 保健機能森林の区域の基準	37
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	37
第6 計画量等	39
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	39
2 間伐面積	39
3 人工造林および天然更新別の造林面積	39
4 林道の開設又は拡張に関する計画	40
5 保安林整備および治山事業に関する計画	47
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	47
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	49
(3) 実施すべき治山事業の数量	50
6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期	56
第7 その他必要な事項	57
1 保安林その他制限林の施業方法	57
2 その他必要な事項	57

別表 1	標準的な植栽本数	-----	58
別表 2	間伐の標準的な方法	-----	58
別表 3	間伐の低コスト施業の標準的な方法の一例	-----	59
別表 4	伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	-----	60
(附) 参考資料			
1	森林計画区の概況	-----	63
	(1) 市町別土地面積および森林面積	-----	63
	(2) 地況	-----	64
	(3) 土地利用の現況	-----	65
	(4) 産業別生産額	-----	66
	(5) 産業別就業者数	-----	66
2	森林の現況	-----	68
	(1) 齢級別森林資源表	-----	68
	(2) 制限林普通林別森林資源表	-----	74
	(3) 市町別森林資源表	-----	75
	(4) 所有形態別森林資源表	-----	76
	(5) 制限林の種類別面積	-----	78
	(6) 樹種別材積表	-----	80
	(7) 特定保安林の指定状況	-----	81
	(8) 荒廃地等の面積	-----	82
	(9) 森林の被害	-----	83
	(10) 防火線等の整備状況	-----	83
3	林業の動向	-----	84
	(1) 保有山林規模別林家数	-----	84
	(2) 森林経営計画の認定状況	-----	85
	(3) 経営管理権及び経営管理実施の認定状況	-----	85
	(4) 森林組合および生産森林組合の現況	-----	86
	(5) 林業事業者等の現況	-----	88
	(6) 林業労働力の概況	-----	89
	(7) 林業機械化の概況	-----	90
	(8) 作業路網等整備の概況	-----	90
4	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	-----	91
	(1) 森林より森林以外への異動	-----	91
	(2) 森林以外より森林への異動	-----	91
5	その他	-----	92
	(1) 持続的主伐可能量	-----	92

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の^{かん}涵養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化^や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源^{かん}涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。基本計画に基づき、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めるとともに、「森林・林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景

ア 位置および地区



本計画区は、県北部に位置し、彦根市、長浜市、高島市、米原市および愛知郡（愛荘町）、犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）の4市2郡の8市町で構成され、区域面積は201,650ha、森林率は52%である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯と琵琶湖沿いの平野部から構成されている。

本計画区は、鈴鹿山系を源とする宇曾川・犬上川地域、伊吹山系を源とする姉川地域、同じく伊吹山系を源とする高時川地域および野坂山系を源とする大浦川地域、湖西方面の石田川地域、安曇川地域の4つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

宇曾川・犬上川地域の地質は大半が石灰岩地帯で、一部古生層が分布している。

姉川地域の地質は大部分が古生層で、姉川上流の一部に花崗岩地帯、伊吹山周辺に石灰岩地帯が分布している。

高時川・大浦川地域の地質は古生層が主体で、花崗岩地帯が大浦川流域の一部に見られる。平野部には洪積層、沖積層が分布している。

安曇川地域・石田川地域の地質は大部分が古生層で比良山地の一部が花崗岩地帯、下流の一部は洪積層が分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、伊吹山周辺には黒ボク土、赤黄色土が分布している。

ウ 気候



湖北森林計画区は年間を通じて降水量が多く、冬季積雪が多い。

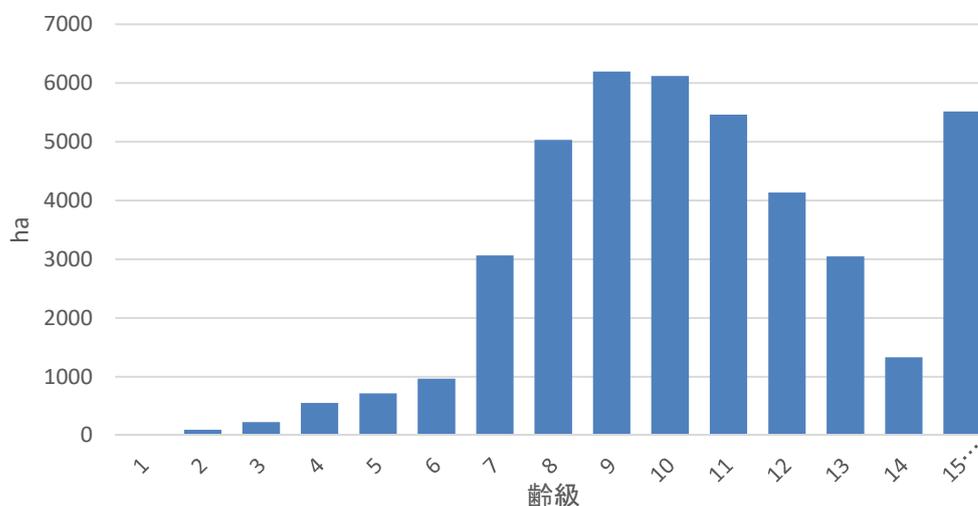
特に高時川・大浦川地域は県下でも有数の豪雪地帯となっているが、近年、積雪量は減少してきている。

エ 植生

全体的にスギ・ヒノキの植林地が広がるが、天然林では標高の高い山地でブナミズナラ群落が分布している。また、伊吹山の山頂付近には草原が広がり貴重な高山植物が生息していることから、平成 15 年（2003 年）に伊吹山山頂草原植物群落が国の天然記念物に指定されている。

人工林については、人工林率は湖北森林計画区全体では 45%と県全体（44%）とほぼ同じであるが、宇曾川、犬上川地域では 54%と県全体を大きく上回っている。齢級構成は 8 齢級から 12 齢級の人工林が人工林全体の 63%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はスギが 73%を占めている。

人工林の齢級構成

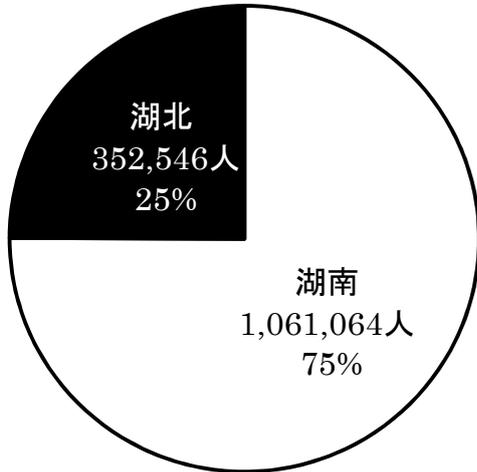


(3) 社会・経済的背景

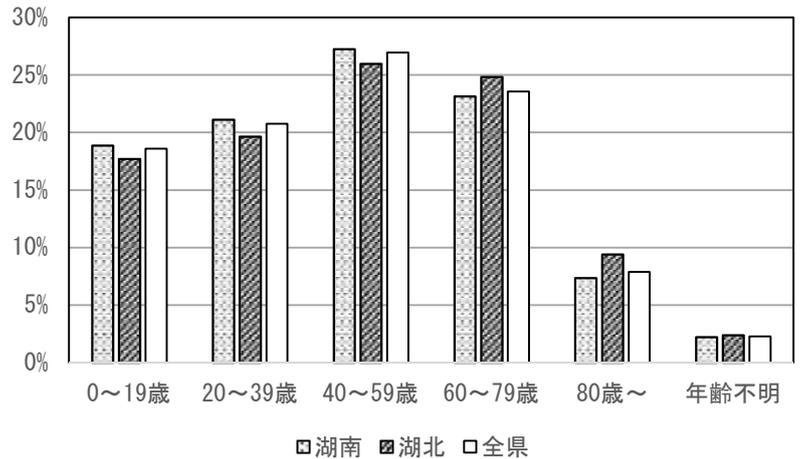
ア 人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の25%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以上の割合が若干高くなっている。

森林計画区の人口割合



年代別人口構成

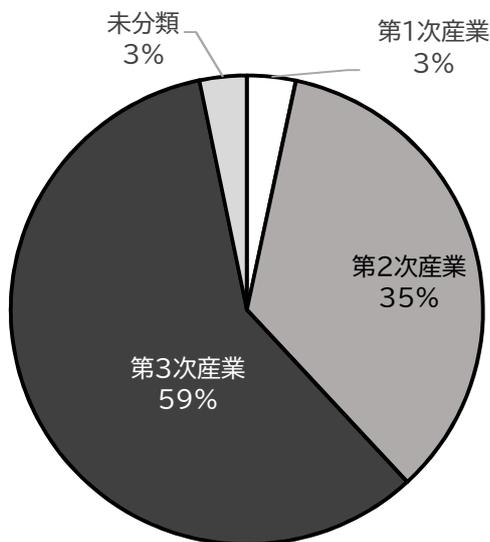


イ 産業

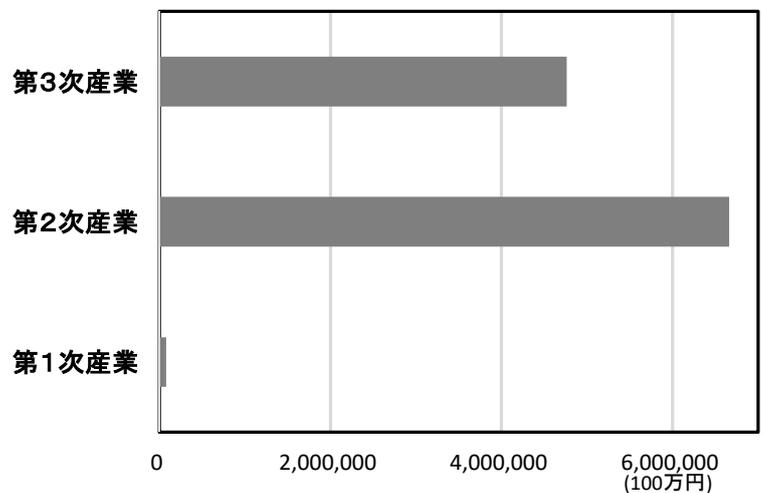
滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖北森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。

(4) 森林・林業の概況

湖北計画区産業別就業者割合



産業別県内生産額



ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖北森林計画区においても、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、北陸本線、湖西線を中心とする鉄道網、名神高速道路、北陸自動車道、国道 8 号をはじめとして道路網が整備され、中京方面、北陸方面、京阪神方面等大都市圏へのアクセスは比較的良好である。



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（平成27～令和元年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和元年度は見込み量）を以下の表に記載した。

		計画量	実行量	実行率(%)	
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	178,000	113,000	63%
		広葉樹(m3)	59,000	47,000	80%
	間伐	針葉樹(m3)	366,000	434,000	119%
		広葉樹(m3)	-	-	-
間伐面積(ha)		7,932	4,779	60%	
造林面積	人工造林(ha)	908	173	19%	
	天然更新(ha)	334	383	115%	
林道	開設(km)	12.3	1.7	14%	
	改良(km)	35.6	1.4	4%	
	舗装(km)	27.6	3.3	12%	
保安林指定	水源 ^{かん} の涵養(ha)	1,191	1,093	92%	
	災害の防備(ha)	549	251	46%	
	保健・風致の保存等(ha)	192	0	0%	
治山事業(箇所)		147	142	97%	

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐面積も計画量より下回っているが、利用間伐が標準となったことと間伐齢級が高くなったことから、単位当たりの間伐材積が増えたことにより伐採材積は計画量を上回ったと考えられる。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから、人工造林の実行量は計画量を下回っているが、天然更新は計画量を上回っている。

林道では、公共事業が縮減される一方で、大雨による災害の復旧事業を優先して実施したため、計画量を下回る結果となった。

保安林指定では、計画量を下回ったが、水源^{かん}涵養のための保安林については、多発している災害に対応すべく指定を推進した結果、おおむね計画量を達成している。一方、災害の防備のための保安林では計画量を下回り、保健・風致の保存のための保安林では指定が無かった。

治山事業については、おおむね計画通り実施できた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを基本とし、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、湖北森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源^{かん}涵養機能をはじめ山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受

けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割、並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される異常豪雨の増加とそれに伴う流木等の被害への対応も喫緊の課題とされる。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林の有する各機能に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林整備および保全の基本方針を示して適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化、木製品等の導入の促進を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分		面 積	備 考
総 数		<u>94,863</u>	1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。 2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」、森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。 3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。
市	彦根市	2,535	
	長浜市	33,996	
町	高島市	32,222	
	米原市	13,839	
別	愛荘町	924	
	豊郷町	—	
内	甲良町	154	
	多賀町	<u>11,192</u>	
記			

注：総数と内記の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木

により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha

蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	4 1, 4 6 4	4 0, 4 3 1
	育成複層林	1, 3 7 7	1, 5 0 5
	天然生林	4 8, 7 9 2	4 8, 6 7 0
森林蓄積		2 2 1	2 3 2

育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P9）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P39）を踏まえ、第3の5（5）林産物の搬出方法（P28）および第4の1（2）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法（P33）」と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P15）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるよう

に実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
湖北森林計画区	40	45	40	50	15	20

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ス ギ および ヒ ノ キ	一般建築材	中 仕 立	26 cm	60年
	造 作 材	中 仕 立	32 cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P9）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P39）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定にあたっては少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」（P58）に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」（P58）に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

① 地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇

所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチヨウ、イチイ、カヤ、イヌマキモミ等、広葉樹ではブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

(a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

(c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね7,000本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了

した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して、適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な講師が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P 9）、第6の1「間伐立木材積その他伐採材立木材積」および第6の2「間伐面積」（P 39）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」（P 58）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」（P 59）に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

① 下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出す林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

② 木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③ つるの切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④ 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。

⑤枝打ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P9)に示す森林の有する機能のうち、水源^{かん}涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P10)に基づき、水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源^{かん}養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源^{かん}涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壤をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を
なしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森
林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機
能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環
境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定める
ものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、
紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森
林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されてい
る森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、
国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史
跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能
の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・
文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとし
る。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特
に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進
すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する
機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P10)、別表4「伐採の方法を定
める必要のある森林の指定基準」(P60)に基づき、次のとおり公益的機能別施
業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+
10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化に
よる影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面
積が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計
画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することが
できるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、
必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う
旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立
木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施
業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主
伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるように、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の

方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とする。

特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第3の1(3)において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」(P14)を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	2 2 9	5 4 2
うち林業専用道	—	—

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1（1）に定める「森林の整備および保全の目標」（P9）の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能^{かん}の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林

において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一列をP30に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	<u>110 m/ha以上</u>	<u>30 ~ 40</u> m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	<u>85 m/ha以上</u>	<u>23 ~ 34</u> m/ha
	架線系 作業システム	<u>25 m/ha以上</u>	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	<u>60 < 50 ></u> <u>m/ha以上</u>	<u>16 ~ 26</u> m/ha
	架線系 作業システム	<u>20 < 15 ></u> <u>m/ha以上</u>	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	<u>5 m/ha以上</u>	5 ~ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P27)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壌ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1/2未満

基幹路網密度水準が1/2以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出にあたっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出にあたっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供や助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」(P27)を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)					
車両系	(伐倒) チェーンソー ハーベスタ	→ (集材・木寄) ウィンチ付グラップル	→ (造材) チェーンソー プロセッサ ハーベスタ	→ (搬出) フォワーダ (トラック)	→ (積込) グラップル	→ (運搬) トラック
架線系	(伐倒) チェーンソー	→ (集材・木寄) スイングヤータ タワヤータ	→ (造材) チェーンソー プロセッサ	→ (積込) グラップル	→ (運搬) トラック	

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する とともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるように、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養^{かん}、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考	
総 数	<u>79,564</u>	水源涵養 ^{かん} や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更に当たっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。	
市 町 村 別 内 訳	彦 根 市			1,525
	長 浜 市			28,542
	高 島 市			27,665
	米 原 市			11,354
	愛 荘 町			802
	豊 郷 町			—
	甲 良 町			29
	多 賀 町			<u>9,648</u>

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
 該当なし
- (4) その他必要な事項
 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P9）に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P9）に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備および溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5（3）「実施すべき治山事業の数量」（P50）のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画、各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、^{かん} 県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の

保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,415	1,309	106	633	527	106	782	782	0
うち前半5年分	715	660	55	333	278	55	382	382	0

2 間伐面積

単位：面積 ha

区分	間伐面積
総数	15,727
うち前半5年分	7,932

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,774	450
うち前半5年分	1,274	250

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
開設	自動車道	林業専用道 林業専用道	長 浜 市	山室名越	0.1	(92) 46	(7,135) 3,567	(973) 486		
				春日日光寺	0.2	45	2,555	1,051		
				石田鳥羽上	0.2	65	6,319	594		
			(旧浅井町)			(1,233)	(10,905)	(56,436)		
			浅井木之本	0.4	616	5,452	28,218			
			黒 内	2.0	62	2,951	3,872			
			白 谷	1.0	130	1,026	7,477			
			アセビ郷野西山	2.0						
			大 吉 寺	1.5	145	20,336	4,565	○		
			(旧木之本町)			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
			横 山 岳	0.6	597	14,428	30,194	○		
			浅井木之本	0.1	617	5,453	28,218			
			落 谷	0.1	348	20,182	8,091			
			下 町	0.1	150	2,888	5,405			
			西 谷	1.3	31	7,160	1,049			
			サ ソ ラ	1.0	31	5,455	1,685			
			渋 谷	0.1	53	2,690	1,020			
			下 使 熊	0.1	87	4,397	4,523			
			(旧余呉町)			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
			横 山 岳	4.0	628	4,823	34,041	○		
			(旧西浅井町)							
			小 山 山 田	0.3	186	12,928	10,542			
			沓 掛	0.6	135	3,606	7,875			
			蛇 ケ 谷	0.3	45	5,211	1,040			
			奥 出	0.4	103	3,743	3,282			
			計	16.4	4,120	135,170	183,228			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
開設	自動車道		米 原 市 (旧山東町)	上丹生柏原	3.0	(1,911) 685	(311,448) 147,781	(62,523) 9,419	○	
				名 畑	0.1	50	5,281	338		
				雄 河 内	0.1	42	4,625	934		
				雌 河 内	0.1	130	20,631	943		
				山室名越	0.1	(92) 46	(7,135) 3,568	(973) 487		
			(旧伊吹町)	七 尾 山	0.5	(1,896) 542	(129,139) 41,739	(78,151) 22,728		
				伊 吹 山	0.2	318	14,773	1,679		
				藤 川	0.2	121	5,086	2,866		
				吉 槻	0.2	93	5,696	2,973		
				甲 賀	0.2	113	3,456	6,305		
				下板向山	0.1	159	11,190	5,423		
				東 山 谷	0.2	62	2,677	1,381		
				村 木	0.2	53	4,685	1,781		
				東 出 山	0.1	40	3,816	1,156		
				向 山	0.2	73	2,851	1,905		
				弥高百坊	0.1	166	24,649	4,239		
				寺 林	1.2	39	860	1,492		
				(旧米原町)	上丹生柏原	2.0	(1,911) 1,226	(311,448) 163,667		(62,523) 53,104
			江 竜		1.0	56	6,494	0		
			樽ヶ畑		1.2	262	25,923	8,618		
			西 番 場		0.1	67	10,036	401		
			計		11.3	4,480	517,137	133,884		
			(旧近江町)	日光寺多和田	0.1	51	7,567	784		
				春日日光寺	0.1	86	86	4,928		
				計	11.3	4,480	517,137	133,884		
			高 島 市 (旧マキノ町) (旧朽木村)	在原山中	1.1	416	6,500	12,465		
				北 谷	0.2	37	817	1,854		
				細 谷	0.3	57	802	3,277		
				明 護	0.3	67	9,772	2,109		
				入 部 谷	0.4	79	7,589	1,633		
				入部谷小野峰	1.5	268	5,969	23,013		
				戸 谷 棚 林	2.8	584	51,926	30,578		
佐 慶 比	5.4	544		80,635	39,825					
木地山北谷	5.4	935		79,580	22,756					
余 市 谷	1.5	215		7,107	11,965					
畑	0.3	91		8,392	2,355					
計	19.2	3,293	259,089	151,830						
合 計					46.9	11,893	911,396	468,942		

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		彦 根 市	滝谷武奈	3.8	(1,784) 1,430	(183,363) 151,534	(35,770) 27,510			
				高根中山	0.6	9	1,258	252	○		
				日夏山	0.7	63	8,644	70	○		
				荒神山	0.5	68	638	7,663	○		
				計	5.6	1,570	162,074	35,495			
			愛 荘 町 (旧秦荘町)	桃ノ木谷	1.0	104	9,892	1,568			
				秦川押立山	0.1	(352) 191	(41,933) 22,379	(2,669) 2,014	○		
				金剛輪寺	0.1	46	5,043	17			
				計	1.2	341.0	37,314	3,599			
			多 賀 町	御池	1.8	(2,263) 399	(210,438) 39,837	(94,573) 5,114	○		
				権現谷	3.2	1,424	95,530	65,759			
				白谷	0.2	766	73,289	23,338	○		
				御池大杉	0.5	291	58,282	4			
				材木谷	0.2	103	7,672	1,014			
				鳴川	0.2	87	9,701	1,111			
				中石谷	0.2	63	8,362	385			
				樋田ヶ谷	0.4	75	10,873	535			
				杉俣	0.2	128	12,920	2,347			
				桂谷	0.2	78	10,004	1,083			
				下山	0.2	1,126	199,414	20,911	○		
				天狗堂	0.2	116	13,087	4,052			
				アサハギ谷	2.0	223	5,158	18,807	○		
				計	9.5	4,879	544,129	144,460			
			長 浜 市	垣籠堀部	0.3	35	1,467	454			
				後鳥羽	0.2	36	2,069	645			
			(旧浅井町)	鳥越	11.0	4,723	40,301	202,425	○		
				アセビ八島	1.2	188	8,279	2,085			
			(旧虎姫町)	虎御前	0.4	37	3,324	922			
			(旧木之本町)	虫丸	0.5	30	8,168	1,431			
				網谷	0.2	254	16,461	6,426			
				横谷オゲツラ	0.2	67	10,863	2,015			
				支線日の裏	0.2	211	17,337	7,323			
				日の裏	0.1	604	15,825	22,291			
				落谷	0.2	348	20,182	8,091			
				向山	0.1	392	23,690	12,359			
				下町	0.1	150	2,888	5,405			
				込谷	0.3	76	7,569	2,707			
							(1,225)	(19,251)	(64,235)		
					横山岳	2.5	597	14,428	30,194		
					音羽谷	0.2	155	12,919	5,371		
					北谷	0.4	585	41,854	32,441		
				南谷	0.2	139	6,266	1,463			
(旧余呉町)	横山岳	1.3	(1,225) 628	(19,251) 4,823	(64,235) 34,041						
	池原文室	1.0	240	13,063	14,264						
	東野中之郷	0.5	248	17,820	11,389						
	池原	1.2	147	5,610	6,554						
(旧西浅井町)	深坂	0.6	170	15,004	2,040						
	計	22.9	10,060	310,210	412,336						

注 : 上段 () 書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	自動車道 (改良)		米 原 市 (旧山東町)	柏原西谷	0.2	159	6,764	3,642		
				雄河内	0.3	42	4,625	934		
				黒谷大平	0.1	182	28,073	2,422	○	
				雌河内	0.1	291	39,725	3,108		
					(1,911)	(311,448)	(62,523)			
				上丹生柏原	3.0	685	147,781	9,419	○	
					(220)	(6,662)	(5,559)			
			(旧伊吹町)	七 曲	0.5	82	1,387	2,480	○	
			国 見	0.1	1,376	206,433	41,913	○		
			西出大谷	1.0	166	15,003	3,249	○		
			川戸谷	0.3	558	7,617	17,122			
			東出山	0.4	40	3,816	1,156			
			堂の谷	0.2	57	875	965			
			下坂向山	0.2	159	11,190	5,423			
			寒 谷	0.1	277	5,372	3,203			
			下板並	0.1	868	28,795	36,012			
			伊吹大谷	0.1	77	612	4,705	○		
			中津又	0.2	830	1,855	23,031			
			大清水	0.1	57	4,787	993			
			小 泉	0.1	70	6,419	2,325			
					(1,784)	(183,363)	(35,770)			
			(旧米原町)	滝谷武奈	2.4	354	31,829	8,260	○	
			松尾寺	2.0	90	4,662	3,356	○		
			樽ヶ畑	0.7	262	25,923	8,618			
			イモエ谷	0.2	224	42,111	989			
			江 竜	1.0	67	10,036	401			
					(1,911)	(311,448)	(62,523)			
	上丹生柏原	3.0	1,226	163,667	53,104					
	計	16.4	8,199	799,357	236,830					

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		高 島 市 (旧マキノ町)	北マキノ	1.4	297	2,793	9,269	○		
				西 山	1.2	669	35,848	23,905	○		
				黒河マキノ	0.5	299	3,461	6,620	○		
				在 原	0.4	54	2,100	714			
			(旧今津町)	角 川	3.0	1,011	37,134	38,837	○		
						(1,088)	(184,404)	(57,940)			
				寒風麻生	5.0	908	144,195	50,323	○		
				酒波谷	1.2	906	13,273	33,667	○		
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864	○		
				荒 谷	1.0	532	20,257	21,096	○		
				天増川	0.1	1,558	40,344	29,811			
				梅原雨谷	2.3	315	43,864	5,526			
				(旧朽木村)	鵜川村井	2.2	230	36,079	6,850	○	
							(1,088)	(184,404)	(57,940)		
			寒風麻生		0.2	180	40,209	7,617			
			大 谷		0.2	429	5,578	19,936			
			大彦谷		0.6	692	23,330	28,462	○		
			保 谷		0.2	56	4,756	1,329			
			三室谷		0.2	66	8,559	1,969			
			桂 谷		0.1	58	4,708	2,237			
			戸 谷		0.2	298	5,375	10,982			
			下 壺		0.2	301	16,177	9,100			
			小杉谷		0.2	69	2,314	2,706			
			小入谷		0.3	323	28,990	6,714	○		
			佐慶比		0.2	544	80,635	39,825			
			平良谷		0.1	221	15,289	7,327	○		
			細 谷	0.1	57	802	3,277	○			
			明 護	0.1	67	9,772	2,109	○			
			能 家	0.1	187	6,888	6,899	○			
			(旧安曇川町)	中 野	0.2	105	2,609	1,052			
				(旧高島町)			(2,100)	(220,268)	(95,028)		
鵜川村井	1.4	1,870	184,189		88,178						
黒 谷	0.4	210	26,565		21,735	○					
寺 谷	0.1	34	5,578		481	○					
合 計					24.4	15,020	906,324	583,417			
合 計					80.0	40,069	2,759,408	1,416,137			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類 (区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			う ち 前 半 5 年 分	備 考	
					面 積	材 積				
						針 葉 樹	広 葉 樹			
拡 張	自動車道 (舗装)	愛 荘 町 (旧秦荘町)	三 ツ 谷	0.1	60	3,045	495			
			向 山	1.1	110	6,709	12,575	○		
			秦川押立山	0.4	191	22,379	2,014	○		
			計	1.6	361	32,133	15,084			
		多 賀 町	御池大杉	0.5	106	15,798	3,551			
			樋田ヶ谷	0.8	75	10,873	535	○		
			向 野	0.1	293	51,085	17			
			尺仏前谷	0.1	36	2,900	0			
			中 石 谷	0.1	63	8,362	385			
			ドイチ谷	0.2	89	15,256	1,458			
			高 室	0.6	158	24,217	4,298			
			下 山	0.2	1,126	199,414	20,911	○		
			材 木 谷	0.2	103	7,672	1,014			
			計	2.8	2,049	335,577	32,169			
		長 浜 市 (旧浅井町) (旧木之本町)	アセビ八島	1.5	188	16,878	71			
			虫 丸	1.7	30	8,168	1,431			
			網 谷	3.1	254	16,461	6,426			
			横谷オゲツラ	1.1	67	10,863	2,015			
			落 谷	2.1	348	20,182	8,091			
			下 町	0.8	150	2,888	5,405			
			日 の 裏	1.5	604	15,825	22,291			
			向 山	2.8	392	23,690	12,359			
			込 谷	0.8	97	7,569	2,707			
			音 羽 谷	1.0	155	12,919	5,371			
			横 山 岳	2.9	(1,225) 597	(19,251) 14,428	(64,235) 30,194			
			(旧余呉町)	横 山 岳	0.5	(1,225) 628	(19,251) 4,823	(64,235) 34,041		
				七々頭ヶ岳	1.6	51	7,554	10,071		
		池 原 文 室		3.4	240	13,063	14,264			
		池 原		1.9	147	5,610	6,554			
		東野中之郷		6.0	248	17,820	11,389			
		(旧西浅井町)	深 坂	0.6	170	15,004	2,040	○		
			計	33.3	4,366	213,745	174,720			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類 (区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考	
					面 積	材 積				
						針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (舗装)	米 原 市 (旧山東町)	柏原大谷	1.0	209	12,429	2,801			
			上丹生柏原	4.0	685	147,781	9,419	○		
			(旧伊吹町)	雌河内	1.1	130	20,631	943		
				大清水	0.9	70	6,059	1,246		
			(旧米原町)	伊吹大谷	0.2	77	612	4,705	○	
				松尾寺	1.8	90	4,662	3,356		
				江竜	2.0	56	6,494	0		
				樽ヶ畑	1.5	262	25,923	8,618	○	
				上丹生柏原	3.0	1,226	163,667	53,104	○	
				計	15.5	2,805	388,258	84,192		
		高 島 市 (旧マキノ町)	北マキノ	0.9	297	2,793	9,269			
			西 山	4.9	669	35,848	23,905			
			上開田浦	2.4	75	11,714	1,930			
			(旧今津町)			(1,088)	(184,404)	(57,940)		
				寒風麻生	7.7	908	144,195	50,323	○	
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864		
				荒 谷	0.3	532	20,257	21,096		
			(旧朽木村)	入 部 谷	2.8	79	7,589	1,633	○	
				小 入 谷	6.1	323	28,990	6,714	○	
				佐 慶 比	5.4	544	80,635	39,825		
		(旧安曇川町)	中 野	1.4	105	2,609	1,052			
	計	32.9	6,006	389,283	250,611					
合 計				86.1	15,587	1,358,996	556,776			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

単位：km

開設・拡張別		延 長	路線数	
全 期	開 設	46.9	55	
	拡 張	改 良	80.0	98
		舗 装	86.1	48

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	32,467	1,756	
水源涵養 ^{かん} のための保安林	18,196	1,629	
災害防備のための保安林	11,814	97	
保健・風致の保存等のための保安林	6,603	500	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の
所在および面積等

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定ま たは解 除を必 要とす る理由	備 考
		市	町 区 域				
指 定	水源涵養のための保安林	長 浜 市	一 円	1,039	607	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		高 島 市		985	575		
		米 原 市		424	247		
		多 賀 町		342	200		
		計		2,789	1,629		
	災害防備のための保安林	彦 根 市	一 円	8	3		
		長 浜 市		108	35		
		高 島 市		102	33		
		米 原 市		44	14		
		多 賀 町		35	12		
計		297	97				

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定ま たは解 除を必 要とす る理由	備 考
		市	町 区 域				
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	彦 根 市	一 円	24	14	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		長 浜 市		324	172		
		高 島 市		307	172		
		米 原 市		132	74		
		多 賀 町		107	60		
		計		894	500		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期)

単位：面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水 源 かん 涵 養	1,229	1,229	8,654	8,391	9,443
災害防備	799	799	7,611	7,611	7,611
保健・風致の 保存等	541	541	5,160	5,160	5,160

注1)：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2)：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
彦 根 市	計		6	5	
愛 荘 町	計		10	6	
旧 秦 荘 町			10	6	
甲 良 町	計		1	0	
多 賀 町	計		37	27	
長 浜 市	計		72	53	
旧 長 浜 市			6	6	
旧 浅 井 町			11	9	
旧 び わ 町			1	1	
旧 湖 北 町			3	3	
旧 高 月 町			5	3	
旧 木 之 本 町			20	17	
旧 余 呉 町			6	2	
旧 西 浅 井 町			20	12	
米 原 市	計		44	31	
旧 山 東 町			12	11	
旧 伊 吹 町			22	13	
旧 米 原 町			8	6	
旧 近 江 町			2	1	
高 島 市	計		55	42	
旧 マ キ ノ 町			8	8	
旧 今 津 町			15	6	
旧 朽 木 村			14	12	
旧 高 島 町			17	16	
旧 安 曇 川 町			1	0	
湖 北 地 域	森 林 計 画 区	合 計	<u>225</u>	<u>164</u>	

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在				治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		林班	施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名					
彦 根 市	小 野 町		46	1	○	溪間工 森林整備等
彦 根 市	小 野 町		47	1	○	溪間工 森林整備等
彦 根 市	清 崎 町		50	1	○	山腹工 森林整備等
彦 根 市	稻 里 町		56	1		山腹工 森林整備等
彦 根 市	下 岡 部 町		57	1	○	山腹工
彦 根 市	五 寺 町		57、60、66	1	○	溪間工 山腹工
旧 秦 荘 町	松 尾 寺		3	1		森林整備等
旧 秦 荘 町	松 尾 寺		5	1		溪間工 森林整備等
旧 秦 荘 町	松 尾 寺		6	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 秦 荘 町	松 尾 寺		7	1	○	溪間工 森林整備等
旧 秦 荘 町	松 尾 寺		8	1	○	溪間工 森林整備等
旧 秦 荘 町	松 尾 寺		9	1		溪間工 森林整備等
旧 秦 荘 町	岩 倉		10	1	○	溪間工 森林整備等
旧 秦 荘 町	斧 磨		11	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 秦 荘 町	斧 磨		12	1	○	溪間工 森林整備等
旧 秦 荘 町	竹 原		14	1		溪間工 森林整備等
甲 良 町	池 寺		2	1		森林整備等
多 賀 町	水 谷		6	1	○	森林整備等
多 賀 町	霊 仙		24	1	○	森林整備等
多 賀 町	霊 仙		16、17、18、19	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	河 内 、 霊 仙		30、32、33、35、38	1	○	溪間工
多 賀 町	多 賀		59	1	○	森林整備等
多 賀 町	敏 満 寺		60	1	○	山腹工 森林整備等
多 賀 町	敏 満 寺		61、62	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	杉		65、66、90、92	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	保 月		68、73	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
多 賀 町	五 僧		76	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	檜 崎		77	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	富 之 尾		80	1		溪間工 森林整備等
多 賀 町	藤 瀬		83	1		溪間工 森林整備等
多 賀 町	藤 瀬		84	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	南 後 谷		89、90	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	佐 目		91	1	○	山腹工 森林整備等
多 賀 町	佐 目		92	1		溪間工 森林整備等
多 賀 町	佐 目		98	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	大 君 ケ 畑		101、103、104	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
多 賀 町	大 君 ケ 畑		105、106、107	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	大 君 ケ 畑		110、111	1	○	溪間工 山腹工
多 賀 町	大 杉		116	1		溪間工 森林整備等
多 賀 町	大 杉		117	1		溪間工
多 賀 町	大 杉		118	1		溪間工 森林整備等
多 賀 町	大 杉		119	1		溪間工
多 賀 町	樋 田		123	1		溪間工 森林整備等
多 賀 町	樋 田		124	1		森林整備等
多 賀 町	一 円		2、3	1	○	山腹工
多 賀 町	萱 原		125	1	○	森林整備等
多 賀 町	萱 原		127	1		森林整備等
多 賀 町	萱 原		133	1	○	山腹工 森林整備等
多 賀 町	萱 原		130、134	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在 区 域		治山事業		主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班	施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分	
多 賀 町	萱 原	135	1	○	溪間工
多 賀 町	萱 原	137	1	○	溪間工
多 賀 町	萱 原	138	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	萱 原	145,146,147	1	○	溪間工 森林整備等
<u>多 賀 町</u>	<u>仏 ヶ 後</u>	<u>150、151、152</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工</u>
旧長浜市	石 田 町	5	1	○	溪間工 山腹工
<u>旧長浜市</u>	<u>八 条 町</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
旧長浜市	名 越 町	14、15	1	○	溪間工 森林整備等
旧長浜市	布 勢 町	16	1	○	溪間工 森林整備等
旧長浜市	小 一 条 町	17	1	○	溪間工 森林整備等
旧長浜市	名 越 町	13	1	○	溪間工、森林整備等
旧浅井町	野 瀬	51	1		溪間工 森林整備等
旧浅井町	鍛 冶 屋	53、54、55	1	○	山腹工 森林整備等
旧浅井町	醍 醐	62	1		溪間工 森林整備等
旧浅井町	高 山	22	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	谷 口	82	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	北 野	85	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	太 田	5	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	寺 師	6、8	1	○	溪間工 森林整備等
<u>旧浅井町</u>	<u>岡 谷</u>	<u>1、59</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
旧浅井町	徳 山	60	1	○	溪間工
旧浅井町	池 奥 町	76	1	○	溪間工 森林整備等
旧びわ町	早 崎	1	1	○	山腹工 森林整備等
旧湖北町	上 山 田	8	1	○	溪間工 森林整備等
旧湖北町	上 山 田	4	1	○	森林整備等
<u>旧湖北町</u>	<u>郡 上</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
<u>旧高月町</u>	<u>高 野</u>	<u>1、2</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
<u>旧高月町</u>	<u>洞 戸</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
旧高月町	馬 上	5	1		溪間工 森林整備等
旧高月町	西 野	9	1		溪間工 森林整備等
旧高月町	西 阿 閉	12	1	○	山腹工等
旧木之本町	西 山	6	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	山 梨 子	4	1	○	山腹工等
旧木之本町	黒 田	11	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	木 之 本	11、13	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	黒 田	14	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	木 之 本	12、13	1	○	溪間工 <u>山腹工</u> 森林整備等
旧木之本町	川 合	17	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	川 合	18	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧木之本町	川 合	19	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧木之本町	川 合	20	1		溪間工 森林整備等
<u>旧木之本町</u>	<u>川 合</u>	<u>92</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>山腹工 森林整備等</u>
旧木之本町	大 見	24	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	杉 野	31	1	○	路網整備等
旧木之本町	杉 野	32	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	杉 野	35、36	1	○	山腹工等
旧木之本町	杉 野	34	1	○	山腹工
旧木之本町	石 道	104	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	石 道	105	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在 区 域		治山事業		主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班	施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分	
旧木之本町	川 合	89	1		溪間工 森林整備等
<u>旧木之本町</u>	<u>赤 尾</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工、森林整備等</u>
旧余呉町	菅 並	72	1		溪間工 森林整備等
旧余呉町	中 河 内	118	1		溪間工 森林整備等
旧余呉町	東 野	171	1	<u>○</u>	溪間工 森林整備等
旧余呉町	中 之 郷	174	1		溪間工 森林整備等
旧余呉町	摺 墨	5	1	○	溪間工 森林整備等
旧余呉町	下 余 呉	176	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	庄	10	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	庄	11	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	中	12、31	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	中	13	1	○	路網整備等
旧西浅井町	山 門	17、22、23、25	1	○	森林整備 路網整備等
<u>旧西浅井町</u>	<u>山 門</u>	<u>13、18、27</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
旧西浅井町	小 山	33	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	大 浦	40	1	○	山腹工 森林整備等
旧西浅井町	岩 熊	49	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	横 波	53	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	余	54	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	杓 掛	57	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	杓 掛	59	1	○	溪間工 <u>山腹工</u> 森林整備等
<u>旧西浅井町</u>	<u>杓 掛</u>	<u>61、62</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工、山腹工</u>
旧西浅井町	集 福 寺	63	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	66	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	67	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	68	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	塩 津 浜	75	1	○	山腹工等
旧西浅井町	八 田 部	34	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	堂 谷 他	22	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	大 鹿	24	1	○	溪間工 森林整備等
<u>旧山東町</u>	<u>山 室</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工</u>
旧山東町	梓 河 内	41	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	50	1		溪間工 森林整備等
<u>旧山東町</u>	<u>梓 河 内</u>	<u>53</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
旧山東町	梓 河 内	45	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧山東町	清 滝	55	1	<u>○</u>	溪間工 森林整備等
旧山東町	西 山	19	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	朝 日	5	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	池 下	2	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	柏 原	56	1	○	山腹工等
旧伊吹町	吉 槻	5	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	吉 槻	6	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 賀	7	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 津 原	14	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 津 原	21	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 津 原	17	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	曲 谷	29	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	吉 槻	35	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	吉 槻	41	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		主 な 工 種
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林班			
旧伊吹町	上 板 並	44	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	43	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	46	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	48	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	50、51、52	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	53	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	54	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	63	1	○	溪間工
旧伊吹町	藤 川	110、115、116	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧伊吹町	藤 川	111、114	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧伊吹町	小 泉	89、90	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	下 板 並	64	1	○	路面整備等
旧伊吹町	下 板 並	64、67	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	上 丹 生	9、17	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	上 丹 生	27	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	樽 ケ 畑	18、20、21、22	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	西 坂	34	1		溪間工 森林整備等
旧米原町	三 吉	33、39	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	河 南	31、32	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	西 番 場	47	1		溪間工 森林整備等
旧米原町	磯	52	1	○	山腹工 森林整備等
旧近江町	顔 戸 他	1	1	○	溪間工 森林整備等
旧近江町	多 和 田	7	1		溪間工 森林整備等
旧マキノ町	野 口	67、69	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	石 庭	12	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	白 谷	30、36	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	海 津	86、87	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧マキノ町	牧 野	25	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	浦	44、45	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	山 中	47	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	下	40	1	○	溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	8	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	7、14、18	1	○	溪間工
旧今津町	梅 原	132	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	角 川	36、39	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	角 川	44、46、47	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	保 坂	30、49、51	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	保 坂	53	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	9	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	13	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	15	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	棕 川	74	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	棕 川	60、73、75	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	酒 波 他	148	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	日 置 前	131、133、154	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	天 増 川	102、103	1	○	溪間工 森林整備等
旧朽木村	栃 生	22、27	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	村 井	16、17、18	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	中 牧	56	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在 区 域		治山事業		主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班	施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分	
旧 朽 木 村	古 屋	77	1		溪間工 森林整備等
旧 朽 木 村	古 屋	78	1		溪間工 森林整備等
旧 朽 木 村	木 地 山	115、116、117	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
<u>旧 朽 木 村</u>	<u>荒 川</u>	<u>1、141、142、143、146</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
<u>旧 朽 木 村</u>	<u>宮 前 坊</u>	<u>3、4、5、7</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
<u>旧 朽 木 村</u>	<u>雲 洞 谷</u>	<u>99、100</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
旧 朽 木 村	麻 生	134、135	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 朽 木 村	岩 瀬	33、34、35	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 朽 木 村	桑 原	75	1	○	溪間工 森林整備等
旧 朽 木 村	古 川	32	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 朽 木 村	能 家	89	1	○	溪間工
旧 安 曇 川 町	下 古 賀	24	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	鹿 ケ 瀬	29、30、31、32	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	鹿 ケ 瀬	32	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	鹿 ケ 瀬	37、39、41	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	43	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	44	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	45	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	47	1	○	山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	高 島	24、25、26、27	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	高 島	14、15、16、17、18	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	勝 野	13	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	高 島	55、56	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	鶺 川	1、2、3、5	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
<u>旧 高 島 町</u>	<u>鶺 川</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
<u>旧 高 島 町</u>	<u>鶺 川</u>	<u>70</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
<u>旧 高 島 町</u>	<u>苴 羽</u>	<u>15、16、17、18</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
旧 高 島 町	横 山	67	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	武 曾 横 山	63	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分		施 業 方 法			そ の 他
		伐 採 方 法			
		伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	726	254	—	各法令の定めるところによる。
	愛 荘 町	265	545	—	
	豊 郷 町	—	—	—	
	甲 良 町	25	41	—	
	多 賀 町	4,600	383	15	
	長 浜 市	14,369	1,264	138	
	米 原 市	5,701	712	92	
	高 島 市	10,574	1,429	248	
総 数		36,260	4,628	494	

注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所高島支所、湖北森林整備事務所、中部森林整備事務所とす

注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,000本 / ha
	中仕立て	3,000本 / ha
	疎仕立て	2,000本 / ha
ヒノキ	密仕立て	4,000本 / ha
	中仕立て	3,000本 / ha
	疎仕立て	2,000本 / ha
広葉樹		1,000本 / ha ～ 3,000本 / ha

別表 2 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期 (年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数3,000本/ha程度の場合	20	25	35	45	65		間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。(材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数3,000本/ha程度の場合	25	30	40	45	55	65	

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐時期 (年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	25	40	55	70			間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	35	45	60	70			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地 又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>③ 自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 希少な生物の保護のために必要な森林（択伐を行う場合に限る）。</p>

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none">a 標高の高い地域b 傾斜が急峻な地域c 谷密度の大きい地域d 起伏量の大きい地域e 溪床又は河川勾配の急な地域f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none">a 年平均又は季節的降水量の多い地域b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	201,650	105,325	10,462	94,863	52	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	19,687	2,535	—	2,535	13
	長 浜 市	68,102	37,294	3,298	33,996	55
	高 島 市	69,305	36,982	4,760	32,222	53
	米 原 市	25,039	15,789	1,950	13,839	63
	愛 荘 町	3,797	924	—	924	24
	豊 郷 町	780	—	—	—	—
	甲 良 町	1,363	173	18	154	13
	多 賀 町	13,577	11,628	436	11,192	86

注：区域面積は平成30年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林野の地域別の森林計画書による。

（高島市で国有林から民有林へ編入があったため、国有林と民有林で森林面積の重複がある。）

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況

ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
今 津 長 浜 米 原 彦 根	35.2	-7.3	14.8	2,041	26.2	WNW	
	36.2	-4.7	15.1	1,788	-	ESE	
	35.3	-6.4	14.3	1,889	18.4	N	
	36.7	-4.3	15.7	1,803	20.4	NNW	

注：令和3年度 滋賀県気象年報（彦根地方気象台）

イ 地 勢

本計画区は、滋賀県の北部に位置し、東部は霊仙山(1,094m)を中心とした鈴鹿山脈北部から伊吹山(1,377m)を主峰とする伊吹山地を境に三重県北西部、岐阜県西部に隣接し、北西部は福井県と境をなす乗鞍岳(865m)、三国山(876m)、三重嶽(974m)等の連なる野坂山地が南西に走り三国岳(959m)、経ヶ岳(889m)と続き、京都府と接している。これらの山岳地帯はおおむね30°内外の急斜地となっている。

流域は鈴鹿山脈を源とする宇曾川、犬上川流域、伊吹山地を源とする姉川、高時川流域、野坂山地を源とする大川、大浦川、知内川、百瀬川、天増川、石田川流域および安曇川流域から成っている。このうち、百瀬川は天井川となっており、天増川は福井県の北川と合流し、日本海へ注いでいる。

ウ 地質、土壌等

山岳地帯を中心に各河川の流域に古生層が広く分布しているが、姉川、大川、大浦川、知内川各上流域および鴨川流域については花崗岩地帯となっている。また、山脚部から平野部にかけては洪積層や沖積層がみられる。

古生層地帯の土壌は粘板岩、頁岩、砂岩等を母岩として生成されたもので、全般的に理化学性は良く、BD型土壌（適潤性褐色森林土）が多いため腐植層も厚く、地味は肥沃である。

花崗岩地帯、洪積層地帯の土壌は、大部分BB型土壌（乾性褐色森林土）、BC型土壌（弱乾性褐色森林土）であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地	
総 数	157	95	24	22	3	37	9	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	10	3	3	3	0	4	2
	長 浜 市	54	34	9	8	1	11	3
	高 島 市	51	32	6	5	1	13	1
	米 原 市	22	14	3	3	0	6	1
	愛 荘 町	4	1	2	1	0	1	1
	豊 郷 町	1	0	0	0	0	0	0
	甲 良 町	1	0	1	1	0	0	0
	多 賀 町	14	11	1	0	0	2	0

注：令和3年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため、一致しない場合がある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	69,226	383	367	8	7	33,259	35,543

注：滋賀県民経済計算年報（令和元年度）による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総数	168,342	5,142	4,790	189	163	59,781	103,419	
市内町別	彦根市	53,769	882	815	31	36	18,562	34,325
	長浜市	55,380	1,698	1,593	58	47	20,761	32,921
	高島市	22,336	1,371	1,258	57	56	6,517	14,448
	米原市	18,306	607	571	21	15	6,427	11,272
	愛荘町	9,425	230	221	1	8	3,942	5,253
	豊郷町	2,956	87	86	0	1	1,125	1,744
	甲良町	2,822	128	126	2	0	1,143	1,551
	多賀町	3,348	139	120	19	0	1,304	1,905

注：令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		94,862.86	20,759,996	141,819	29.31	0	0	46.30	247	18	100.10	2,815	414		
立木地	総数	計	91,680.24	20,759,996	141,819	29.31	0	0	46.30	247	18	100.10	2,815	414	
		針	50,935.48	15,247,340	117,409	15.25	0	0	37.77	234	18	81.95	2,549	385	
		広	40,744.76	5,512,656	24,410	14.06	0	0	8.53	13	0	18.15	266	29	
	人工林	総数	計	42,514.31	13,254,322	114,957	28.58	0	0	46.30	247	18	97.72	2,773	410
			針	42,121.28	13,234,412	114,419	15.25	0	0	37.77	234	18	81.93	2,549	385
			広	393.03	19,910	538	13.33	0	0	8.53	13	0	15.79	224	25
		育成単層林	計	41,502.45	13,087,018	110,406	23.61	0	0	42.11	237	18	72.56	2,129	334
			針	41,328.44	13,077,157	110,164	11.90	0	0	37.74	234	18	66.15	2,041	324
			広	174.01	9,861	242	11.71	0	0	4.37	3	0	6.41	88	10
		育成複層林	計	1,011.86	167,304	4,551	4.97	0	0	4.19	10	0	25.16	644	76
			針	792.84	157,255	4,255	3.35	0	0	0.03	0	0	15.78	508	61
			広	219.02	10,049	296	1.62	0	0	4.16	10	0	9.38	136	15
	天然林	総数	計	367.31	57,761	187	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0
			針	135.77	29,216	43	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0
			広	231.54	28,545	144	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	367.31	57,761	187	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0	
		針	135.77	29,216	43	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0	
		広	231.54	28,545	144	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
天然生林	計	48,798.62	7,447,913	26,675	0.73	0	0	0.00	0	0	2.36	42	4		
	針	8,678.43	1,983,712	2,947	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0		
	広	40,120.19	5,464,201	23,728	0.73	0	0	0.00	0	0	2.36	42	4		
竹林		532.13	106,580	0											
伐採跡地		0.30	0	0											
未立木地		2,213.35	0	0											
更新困難地		436.84	0	0											

注:令和4年度調査による

区分		8齡級			9齡級			10齡級			11齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		3,708.08	891,479	16,397	5,715.34	1,605,044	20,107	6,434.89	1,918,427	19,836	8,085.47	2,293,697	19,230		
立木地	総数	計	3,708.08	891,479	16,397	5,715.34	1,605,044	20,107	6,434.89	1,918,427	19,836	8,085.47	2,293,697	19,230	
		針	3,325.16	861,806	15,742	5,484.88	1,582,729	19,688	6,105.87	1,883,573	19,297	6,541.74	2,115,153	16,713	
		広	382.92	29,673	655	230.46	22,315	419	329.02	34,854	539	1,543.73	178,544	2,517	
	人工林	総数	計	3,352.35	862,934	15,775	5,475.71	1,580,104	19,661	6,077.47	1,877,957	19,248	6,287.76	2,064,928	16,447
			針	3,318.56	860,385	15,714	5,473.84	1,579,956	19,657	6,076.05	1,877,833	19,247	6,286.40	2,064,805	16,446
			広	33.79	2,549	61	1.87	148	4	1.42	124	1	1.36	123	1
		育成単層林	計	3,345.89	861,370	15,748	5,445.98	1,572,039	19,562	6,048.72	1,870,047	19,169	6,228.37	2,047,076	16,302
			針	3,312.16	858,824	15,687	5,444.18	1,571,896	19,558	6,048.71	1,870,046	19,169	6,227.32	2,046,975	16,301
			広	33.73	2,546	61	1.80	143	4	0.01	1	0	1.05	101	1
		育成複層林	計	6.46	1,564	27	29.73	8,065	99	28.75	7,910	79	59.39	17,852	145
			針	6.40	1,561	27	29.66	8,060	99	27.34	7,787	78	59.08	17,830	145
			広	0.06	3	0	0.07	5	0	1.41	123	1	0.31	22	0
	天然林	総数	計	1.47	80	1	3.72	440	5	6.34	865	13	10.29	1,160	8
			針	0.00	0	0	1.68	258	2	2.22	399	5	1.29	253	0
			広	1.47	80	1	2.04	182	3	4.12	466	8	9.00	907	8
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	1.47	80	1	3.72	440	5	6.34	865	13	10.29	1,160	8	
		針	0.00	0	0	1.68	258	2	2.22	399	5	1.29	253	0	
		広	1.47	80	1	2.04	182	3	4.12	466	8	9.00	907	8	
天然生林	計	354.26	28,465	621	235.91	24,500	441	351.08	39,605	575	1,787.42	227,609	2,775		
	針	6.60	1,421	28	9.36	2,515	29	27.60	5,341	45	254.05	50,095	267		
	広	347.66	27,044	593	226.55	21,985	412	323.48	34,264	530	1,533.37	177,514	2,508		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注: 令和4年度調査による

区分		16齡級			17齡級			18齡級			19齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		5,829.38	1,048,353	1,337	4,566.67	855,748	540	3,673.13	714,283	215	2,794.24	587,475	83		
立木地	総数	計	5,829.38	1,048,353	1,337	4,566.67	855,748	540	3,673.13	714,283	215	2,794.24	587,475	83	
		針	1,318.99	404,142	1,337	1,125.84	349,895	540	1,035.35	323,374	215	1,004.17	318,004	83	
		広	4,510.39	644,211	0	3,440.83	505,853	0	2,637.78	390,909	0	1,790.07	269,471	0	
	人工林	総数	計	721.57	266,538	969	658.82	240,581	340	555.99	208,049	210	552.24	206,634	81
			針	719.45	266,239	969	655.52	240,067	340	548.44	207,046	210	552.24	206,634	81
			広	2.12	299	0	3.30	514	0	7.55	1,003	0	0.00	0	0
		育成単層林	計	717.92	265,536	967	650.38	238,591	340	550.51	206,393	209	550.47	206,035	81
			針	716.52	265,344	967	650.27	238,577	340	543.68	205,505	209	550.47	206,035	81
			広	1.40	192	0	0.11	14	0	6.83	888	0	0.00	0	0
		育成複層林	計	3.65	1,002	2	8.44	1,990	0	5.48	1,656	1	1.77	599	0
			針	2.93	895	2	5.25	1,490	0	4.76	1,541	1	1.77	599	0
			広	0.72	107	0	3.19	500	0	0.72	115	0	0.00	0	0
	天然林	総数	計	22.79	3,655	5	18.29	3,074	0	14.29	2,179	0	13.61	2,335	0
			針	7.35	1,561	5	3.64	873	0	2.27	555	0	5.10	1,176	0
			広	15.44	2,094	0	14.65	2,201	0	12.02	1,624	0	8.51	1,159	0
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	22.79	3,655	5	18.29	3,074	0	14.29	2,179	0	13.61	2,335	0	
		針	7.35	1,561	5	3.64	873	0	2.27	555	0	5.10	1,176	0	
		広	15.44	2,094	0	14.65	2,201	0	12.02	1,624	0	8.51	1,159	0	
天然生林	計	5,085.02	778,160	363	3,889.56	612,093	200	3,102.85	504,055	5	2,228.39	378,506	2		
	針	592.19	136,342	363	466.68	108,955	200	484.64	115,773	5	446.83	110,194	2		
	広	4,492.83	641,818	0	3,422.88	503,138	0	2,618.21	388,282	0	1,781.56	268,312	0		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注:令和4年度調査による

(2) 制限林普通林別森林資源表

湖北計画区

(単位)面積:ha、材積:立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量:1,000m³

区分	総数	立 木 地																					竹	林	無	木	立	地	更	困	新	難
		総 数			人 工 林									天 然 林																		
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林															
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹										
総 数	面積	94,863	91,680	50,935	40,745	42,514	42,121	393	41,502	41,328	174	1,012	793	219	49,166	8,814	40,352	367	136	232	48,799	8,678	40,120	532	2,214	437						
	材積	20,760	20,760	15,247	5,513	13,254	13,234	20	13,087	13,077	10	167	157	10	7,506	2,013	5,493	58	29	29	7,448	1,984	5,464	107	0	0						
	成長量	142	142	117	24	115	114	1	110	110	0	5	4	0	27	3	24	0	0	0	27	3	24	0	0	0						
制 限 林	面積	48,595	47,005	25,457	21,548	21,650	21,573	77	21,364	21,330	34	286	244	43	25,355	3,884	21,471	69	16	53	25,286	3,868	21,418	387	1,077	126						
	材積	10,708	10,708	7,759	2,949	6,862	6,858	4	6,806	6,804	2	57	54	2	3,846	901	2,945	11	4	7	3,835	897	2,938	77	0	0						
	成長量	71	71	59	12	58	58	0	56	56	0	2	1	0	13	1	12	0	0	0	13	1	12	0	0	0						
普 通 林	面積	46,268	44,675	25,478	19,197	20,864	20,548	316	20,139	19,999	140	726	549	176	23,811	4,931	18,880	298	120	178	23,512	4,811	18,702	145	1,137	311						
	材積	10,052	10,052	7,488	2,564	6,392	6,376	16	6,281	6,273	8	111	103	8	3,660	1,112	2,548	47	26	22	3,613	1,087	2,526	29	0	0						
	成長量	71	71	58	12	57	57	0	54	54	0	3	3	0	13	2	12	0	0	0	13	2	12	0	0	0						

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

任意の検索条件

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区分	総数	立 木 地																					竹 林	無立木地	更 新 困難地	
		総 数			人 工 林			天 然 林			総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林									
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				
総 数	面積	94,863	91,680	50,935	40,745	42,514	42,121	393	41,502	41,328	174	1,012	793	219	49,166	8,814	40,352	367	136	232	48,799	8,678	40,120	532	2,214	437
	材積	20,760	20,760	15,247	5,513	13,254	13,234	20	13,087	13,077	10	167	157	10	7,506	2,013	5,493	58	29	29	7,448	1,984	5,464	107	0	0
彦 根 市	面積	2,535	2,383	1,713	670	811	804	7	776	775	2	35	30	5	1,572	908	663	10	8	2	1,561	900	661	93	53	7
	材積	492	492	412	80	222	221	0	219	219	0	3	3	0	270	191	79	2	1	0	269	190	79	19	0	0
長 浜 市	面積	33,996	33,135	14,679	18,456	12,514	12,309	205	12,067	11,973	95	447	336	110	20,621	2,369	18,251	142	41	101	20,478	2,328	18,150	129	666	66
	材積	6,949	6,949	4,393	2,556	3,866	3,855	11	3,791	3,786	6	75	69	5	3,083	538	2,545	22	9	13	3,061	530	2,531	26	0	0
高 島 市	面積	32,222	31,332	17,756	13,576	15,171	15,097	74	14,935	14,896	39	235	200	35	16,161	2,659	13,502	67	10	58	16,094	2,649	13,444	179	598	114
	材積	7,695	7,695	5,810	1,885	5,164	5,161	3	5,111	5,110	2	53	51	2	2,531	650	1,882	10	2	8	2,521	648	1,873	36	0	0
米 原 市	面積	13,839	13,052	8,514	4,539	6,817	6,739	77	6,664	6,632	32	153	108	45	6,236	1,774	4,462	69	26	43	6,167	1,748	4,418	82	584	120
	材積	2,897	2,897	2,350	547	1,969	1,965	4	1,948	1,946	2	20	18	2	929	386	543	11	6	5	918	380	538	16	0	0
愛 荘 町	面積	924	898	759	139	467	462	5	412	412	0	54	50	5	431	297	134	48	25	23	383	272	111	19	4	4
	材積	167	167	154	13	87	86	0	80	80	0	6	6	0	81	68	13	7	6	2	73	62	11	4	0	0
豊 郷 町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲 良 町	面積	154	138	129	9	13	13	0	10	10	0	3	3	0	125	116	9	1	1	0	124	115	9	3	11	2
	材積	31	31	30	1	3	3	0	2	2	0	0	0	0	28	27	1	0	0	0	28	27	1	1	0	0
多 賀 町	面積	11,192	10,743	7,387	3,356	6,722	6,697	25	6,637	6,631	6	85	66	19	4,021	690	3,331	29	25	4	3,992	665	3,327	26	299	124
	材積	2,529	2,529	2,097	432	1,945	1,944	1	1,934	1,934	0	10	10	1	584	153	431	6	6	0	578	148	430	5	0	0

注：令和4年度調査による。

・四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖北計画区

単位：面積 ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区 分	総 数	立 木 地															竹 林	無 立 木 地	更 新 困 難 地			
		総 数			人 工 林			天 然 林														
		総 数			針 葉 樹			広 葉 樹			総 数			育 成 複 層 林						天 然 生 林		
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹						
総数	面 積	94,863	91,680	50,935	40,745	42,514	42,121	393	49,166	8,814	40,352	367	136	232	48,799	8,678	40,120	532	2,214	437		
	材 積	20,760	20,760	15,247	5,513	13,254	13,234	20	7,506	2,013	5,493	58	29	29	7,448	1,984	5,464	107	0	0		
都道府県有林	面 積	3,382	3,294	2,718	576	2,610	2,599	11	684	119	565	10	5	5	674	114	560	11	39	38		
	材 積	964	964	885	79	855	855	0	109	30	79	2	1	1	107	29	78	2	0	0		
市町村有林	面 積	1,450	1,390	573	817	435	398	36	956	175	781	28	2	27	927	173	754	7	50	3		
	材 積	287	287	174	113	138	136	2	149	38	111	4	0	4	145	38	107	1	0	0		
財産区有林	面 積	5,697	5,294	3,242	2,052	2,674	2,643	31	2,620	599	2,021	52	23	30	2,568	577	1,991	0	230	173		
	材 積	1,125	1,125	863	262	733	732	1	392	131	261	9	5	4	383	126	257	0	0	0		
私有林	面 積	84,334	81,702	44,402	37,300	36,796	36,481	315	44,906	7,921	36,985	276	106	170	44,630	7,814	36,815	514	1,896	223		
	材 積	18,384	18,384	13,326	5,058	11,528	11,512	16	6,856	1,814	5,042	42	22	20	6,813	1,791	5,022	103	0	0		

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5) 制限林の種類別面積

湖北計画区

区分	計画区計	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	長浜市	
普通林	48,594.85 10,785,483	1,557.71 334,485	114.08 20,783	0.00 0	87.95 16,376	5,744.04 1,300,332	18,228.73 3,823,526	
水源かん養保安林	16,036.76 3,606,852	0.00 0	74.66 13,427	0.00 0	0.00 0	1,881.76 478,899	8,061.38 1,557,087	
土砂流出防備保安林	10,733.59 2,121,949	311.12 47,833	631.28 114,311	0.00 0	0.00 0	1,010.25 212,940	3,876.03 800,842	
土砂崩壊防備保安林	36.92 7,277	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	2.32 532	27.40 5,052	
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防風保安林	1.74 209	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	水害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	干害防備保安林	16.16 2,364	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	16.16 2,364	
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	なだれ防止保安林	183.23 33,646	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 32,715	
	落石防止保安林	14.16 1,736	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	14.16 1,736	
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	魚つき保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	保健保安林	707.94 136,995	0.00 0	74.35 16,260	0.00 0	0.00 0	161.87 35,836	360.38 61,766
	風致保安林	81.03 19,076	0.00 0	3.16 793	0.00 0	38.59 9,003	0.00 0	11.93 2,738
	小計	1,004.26 194,026	0.00 0	77.51 17,053	0.00 0	38.59 9,003	176.03 37,572	566.00 99,583
	保安施設地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
砂防指定地	1,650.55 373,513	50.48 11,297	2.98 716	0.00 0	0.30 49	601.48 135,955	386.65 70,930	
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
国定公園	特別保護地区	52.37 4,282	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	44.92 4,282	
	第1種特別地域	105.97 17,177	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	39.11 4,295	
	第2種特別地域	1,357.80 302,605	154.11 27,316	0.00 0	0.00 0	0.00 0	231.22 41,760	
	第3種特別地域	4,451.78 942,161	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	1,541.21 351,490	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	1,105.98 249,370	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	447.46 94,364	
県立自然公園	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	336.05 59,277	0.00 0	0.75 167	0.00 0	2.38 399	9.05 1,099	
	第3種特別地域	3,700.47 859,433	61.66 12,037	22.76 4,561	0.00 0	25.19 5,465	246.34 49,575	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	4,055.73 1,042,657	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	8.62 1,645	
公園合計	15,166.15 3,476,962	215.77 39,353	23.51 4,728	0.00 0	27.57 5,864	1,737.34 357,512	2,267.17 528,080	
鳥獣保護区 特別保護地区	13.78 2,556	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.62 14	
都市計画区 域風致地区	1,311.71 235,223	389.82 75,731	0.00 0	0.00 0	0.00 0	3.02 595	474.83 68,746	
特別母樹林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
史跡名勝天然記念物	140.72 24,234	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.98 159	53.56 9,582	
急傾斜地崩壊 危険区域	170.91 38,103	10.30 1,932	0.01 2	0.00 0	0.00 0	34.86 9,333	53.66 11,509	
都道府県自然環境保全 地域特別地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
都道府県自然環境保全 地域普通地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
その他	2.66 398	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
合計	94,862.86 20,866,576	2,535.20 510,631	924.03 171,020	0.00 0	154.41 31,292	11,192.08 2,533,829	33,996.03 6,974,951	

注：令和4年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m3)

米原市	高島市			
6,818.08	16,044.26			
1,462.074	3,827,907			
2,232.54	3,786.42			
500,199	1,057,240			
2,641.08	2,263.83			
476,637	469,386			
6.44	0.76			
1,388	305			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	1.74			
0	209			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	5.70			
0	931			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
69.12	42.22			
16,853	6,280			
20.76	6.59			
4,812	1,730			
89.88	56.25			
21,665	9,150			
0.00	0.00			
0	0			
367.41	241.25			
95,247	59,319			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
7.45	0.00			
0	0			
0.00	66.86			
0	12,882			
159.09	176.47			
30,462	36,483			
320.83	1,795.09			
63,547	358,055			
0.00	0.00			
0	0			
653.50	0.00			
153,577	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	323.87			
0	57,612			
0.00	3,344.52			
0	787,795			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	4,047.11			
0	1,041,012			
1,140.87	9,753.92			
247,586	2,293,839			
13.16	0.00			
2,542	0			
444.04	0.00			
90,151	0			
0.00	0.00			
0	0			
32.21	53.97			
5,321	9,172			
53.03	19.05			
10,912	4,415			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.14	2.52			
16	382			
13,838.88	32,222.23			
2,913,738	7,731,115			

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	10,715	2,430	2,098	4	5,513	20,760
人工林	10,682	2,423	129	-	20	13,254
天然林	33	7	1,969	4	5,493	7,506

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林				要整備森林		備考
	番号	面積			箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林			
指定無し							

注1： 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位： 面積 ha

区 分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		17	2,259
市 町 別 内 訳	彦根市	1	115
	長浜市	4	717
	高島市	9	654
	米原市	2	260
	愛荘町	—	37
	豊郷町	—	—
	甲良町	—	14
	多賀町	1	462

注1：荒廃地は、平成27年度～令和2年度までの災害報告の合計

注2：荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位：面積 ha（火災はa）

種 類	火 災			松 く い 虫			カシノナガキクイムシ			カ モ シ カ			シ カ			ク マ			
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	
市 町 別 内 訳	彦根市	-	-	-	9	6	8	-	-	-	-	-	-	3	1	1	-	-	-
	長浜市	-	-	-	13	10	3	-	2	1	-	-	-	9	8	12	-	-	-
	高島市	4	-	0	8	11	5	1	2	2	-	-	-	42	55	59	8	11	7
	米原市	-	-	-	6	2	3		-	-	-	-	-	8	7	3	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	3	2	7		-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	1	1	3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	11	8	6		-	0	-	-	-	31	7	4	-	-	-
総 数	8	-	0	121	39	35	1	3	2	-	-	-	93	77	79	8	11	7	

注1：令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区 分	総 数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20～30ha 未満	30～50ha 未満	50ha 以上	
総 数	3,988	2,472	640	465	280	70	31	30	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	261	124	53	46	30	6	1	1
	長 浜 市	1,403	963	228	134	50	13	11	4
	高 島 市	995	531	174	124	103	33	15	15
	米 原 市	892	643	104	80	48	8	2	7
	愛 荘 町	16	14	2	-	-	-	-	-
	豊 郷 町	3	3	-	-	-	-	-	-
	甲 良 町	13	8	3	-	2	-	-	-
	多 賀 町	405	186	76	81	47	10	2	3

注：2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区分	総数		公有林		私有林		備考	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
総数	89	7,421	6	1,175	83	6,246		
市町別 内訳	彦根市	1	45	—	—	1	45	
	長浜市	30	2,260	—	—	30	2,260	
	高島市	34	2,748	4	286	32	2,462	
	米原市	13	920	—	—	13	920	
	愛荘町	2	69	1	45	1	24	
	豊郷町	—	—	—	—	—	—	
	甲良町	—	—	—	—	—	—	
	多賀町	7	1,379	1	844	6	535	

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：令和3年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備 考
森 林 組 合	長 浜 市 (旧湖北町、 旧高月町、 旧木之本町、 旧余呉町、 旧西浅井町)	長 浜 市 伊 香	3,253	9	54,861	23,588
	長 浜 市 (旧長浜市、 旧虎姫町、 旧湖北町)	滋 賀 北 部	5,873	14	56,645	16,233
	米 原 市					
	高 島 市	高 島 市	2,348	14	50,883	25,667
	彦 根 市 愛 荘 町 甲 良 町 多 賀 町	びわこ東部	2,227	5	54,939	12,810
総 数		13,701	42	217,328	78,298	

注1：令和2年度森林組合一斉調査による。

注2：滋賀北部森林組合は、米原市と長浜市の一部を区域としており、総数を記載している。

注3：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備 考	
生 産 森 林 組 合	長 浜 市	野 瀬	-	-	-	-	
		郷 野	-	-	-	-	
		西 村	-	-	-	-	-
		雨森観音山	107	0	4,280	15	
		馬上赤坂山	120	0	3,810	15	
		石 道	-	-	-	-	-
		下 出 組	-	-	-	-	-
		堀 出 組	-	-	-	-	-
		金 居 原	-	-	-	-	-
		清 水 組	-	-	-	-	-
		堀 近 組	-	-	-	-	-
		上 の 荘	202	0	44,472	382	
		奥 川 並	-	-	-	-	-
		草 野	64	0	905	13	
		中 之 郷	104	0	46,815	154	
		田 戸	-	-	-	-	-
		鷺 見	-	-	-	-	-
		小 原	-	-	-	-	-
		柳 ケ 瀬	-	-	-	-	-
		菅 並	37	0	62,197	924	
	下 余 呉	124	0	9,300	36		
	上 丹 生	96	0	9,024	134		
	東 野	-	-	-	-	-	
	高 島 市	鵜 川	-	-	-	-	-
		伊 黒	66	0	3,960	99	
		拝 戸	-	-	-	-	-
		角 川	-	-	-	-	-
		在 原	17	0	16,250	206	
	米 原 市	梅 ケ 原	85	0	2,100	10	
		井 尻 組	31	0	3,875	172	
	愛 荘 町	秦 川 山	754	0	60,320	494	
		斧 磨	43	0	2,795	21	
多 賀 町	南 後 谷	-	-	-	-	-	
	脇 ケ 畑	64	0	1,464	127		
総 数		1,914	0	271,567	2,802		

注：令和2年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単 位 : 事業体数

区 分		造 林 業	木材市場	木 材 業	製 材 業	そ の 他
市 町 別 内 訳	彦 根 市	-	-	17	9	
	長 浜 市	1	1(1)	12	26	
	高 島 市	2	-	12	11	
	米 原 市	2	-	2	6	
	愛 荘 町	-	-	1	3	
	豊 郷 町	-	-	-	1	
	甲 良 町	-	-	1	2	
	多 賀 町	2	-	1	5	
総 数		7	1(1)	46	63	

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数		男 女 計			
		経営体数	林業に 60日以上従事	経営体数	林業に 60日以上従事
総 数		454	27	373	54
市 町 別 内 訳	彦 根 市	9	1	52	2
	長 浜 市	25	8	60	8
	高 島 市	44	13	161	24
	米 原 市	16	1	54	16
	愛 荘 町	1	X	X	X
	豊 郷 町	1	X	X	X
	甲 良 町	1	X	X	X
	多 賀 町	31	4	46	4

注：2020年農林業センサスによる。
「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。
総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
45	13	19	0	29	16
グラップル	樹木 粉砕機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤ ーダ
36	2	3	6	5	2

注：令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注：中部森林整備事務所管内の数値は湖南・湖北のどちらにも計上している。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市 町 別 内 訳	彦根市	15,286	6.03	市 町 別 内 訳	愛荘町	21,856	23.65
	長浜市	314,656	9.26		豊郷町	—	—
	高島市	367,395	11.40		甲良町	—	—
	米原市	162,898	11.77		多賀町	100,498	8.99
					総数	982,588	10.36

注1：令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

（単位 h a）

市町名 \ 異動区分		農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	0.7	-	-	0.7
	長浜市	-	-	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-	-	-
	高島市	-	-	0.2	-	-	0.2
総数		-	-	0.9	-	-	0.9

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：令和3年度に確定したものである。

（2）森林以外より森林への異動

（単位 h a）

市町名 \ 異動区分		農用地	国有林	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-
	多賀町	-	-	17.7	17.7
	長浜市	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-
	高島市	-	-	-	-
総数		-	-	17.7	17.7

注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
784

※ 計算方法

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E:伐採(皆伐)材積の目安

Ta:更新期間

Zw:対象森林の期首時の年間成長量

Vw:対象森林の期首時の立木材積

Vn:基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

$$E_a = E \times A$$

Ea:持続的伐採可能量

A:再造林率

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	784	78	862
90	706		784
80	627		705
70	549		627
60	470		548
50	392		470
40	314		392
30	235		313
20	157		235
10	78		156

刊行物名 湖北地域森林計画
令和4年 12月変更
刊行年月 令和5年 月
発行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3914 (直通)
FAX 077-528-4886
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

森林区域の変更(湖北)

面積変更のある森林区域の変更

区域	市町名	変更件数	転用				転入	
			伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
湖北	彦根市							
湖北	長浜市							
湖北	高島市	1	0.2					
湖北	米原市							
湖北	愛荘町							
湖北	豊郷町							
湖北	甲良町							
湖北	多賀町	5	0.7					17.7

転用

伐採届 0.9ha

転入

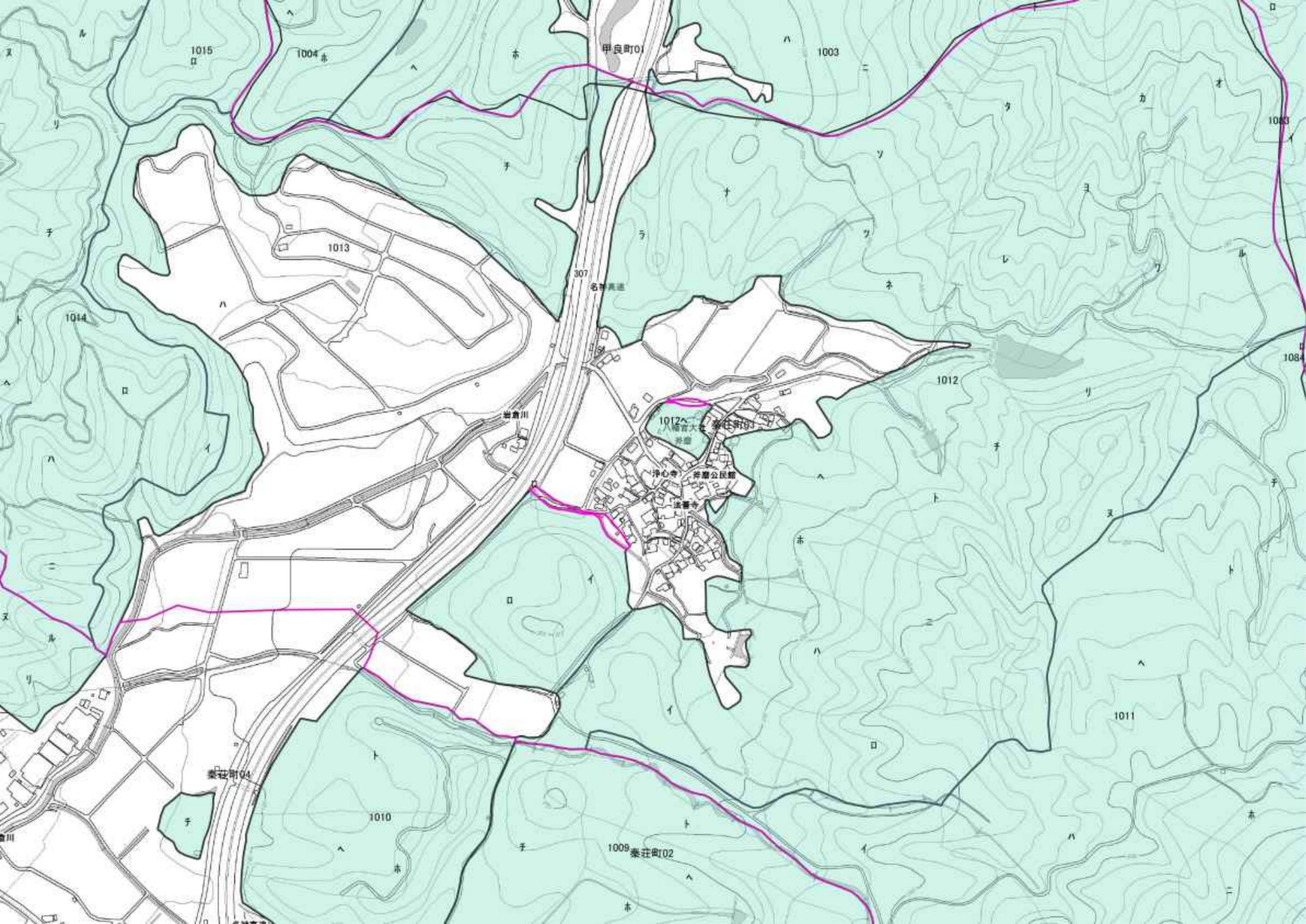
その他 17.7ha

変更前森林面積 94,862.86ha

変更後森林面積 94,846.06ha 16.8ha 増

図面の凡例

-  森林区域外への転用箇所
-  森林区域転入箇所
-  面積修正を伴わない転用箇所
-  森林計画区域
-  国有林



多賀町19-12

1079

多賀町12

21多賀町00

多賀町壘18-1
太陽光発電施設 0.7ha

1080

1078

1081

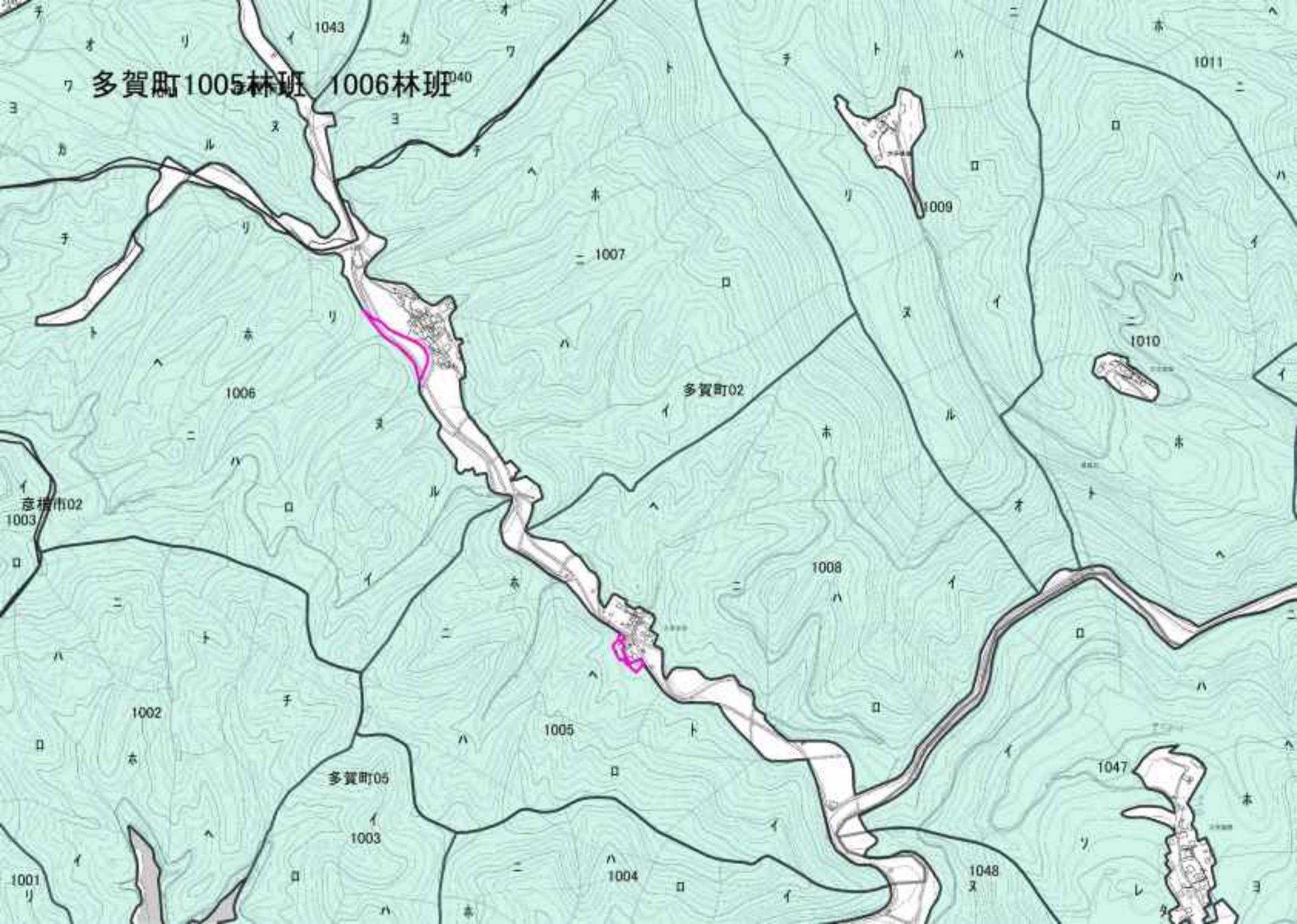
1085

1:5,000

千 3
1087

1086

多賀町1005林班 1006林班



彦根市02
1003

1006

多賀町02

1009

1010

1011

1002

1005

1008

多賀町05

1003

1004

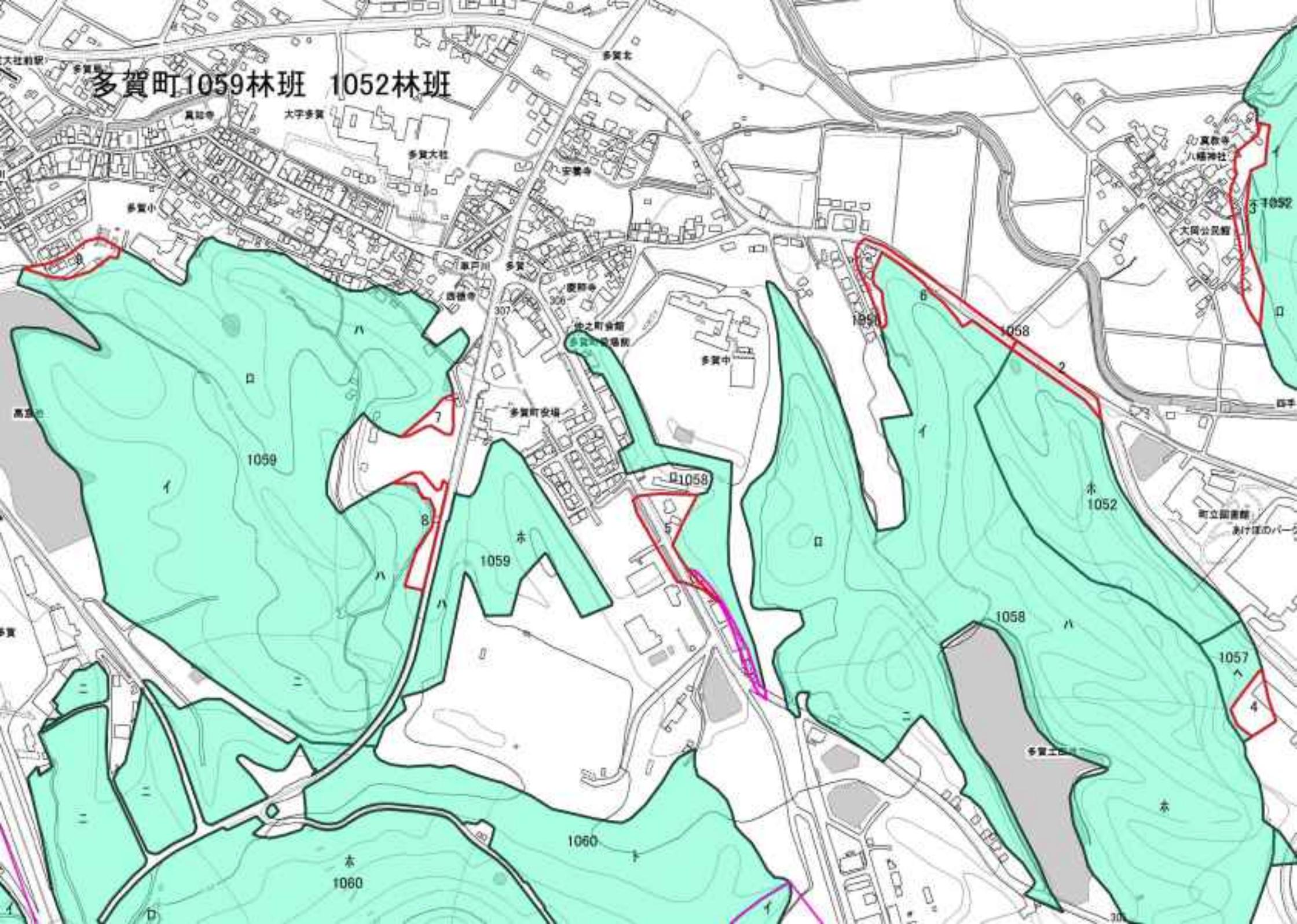
1047

1048

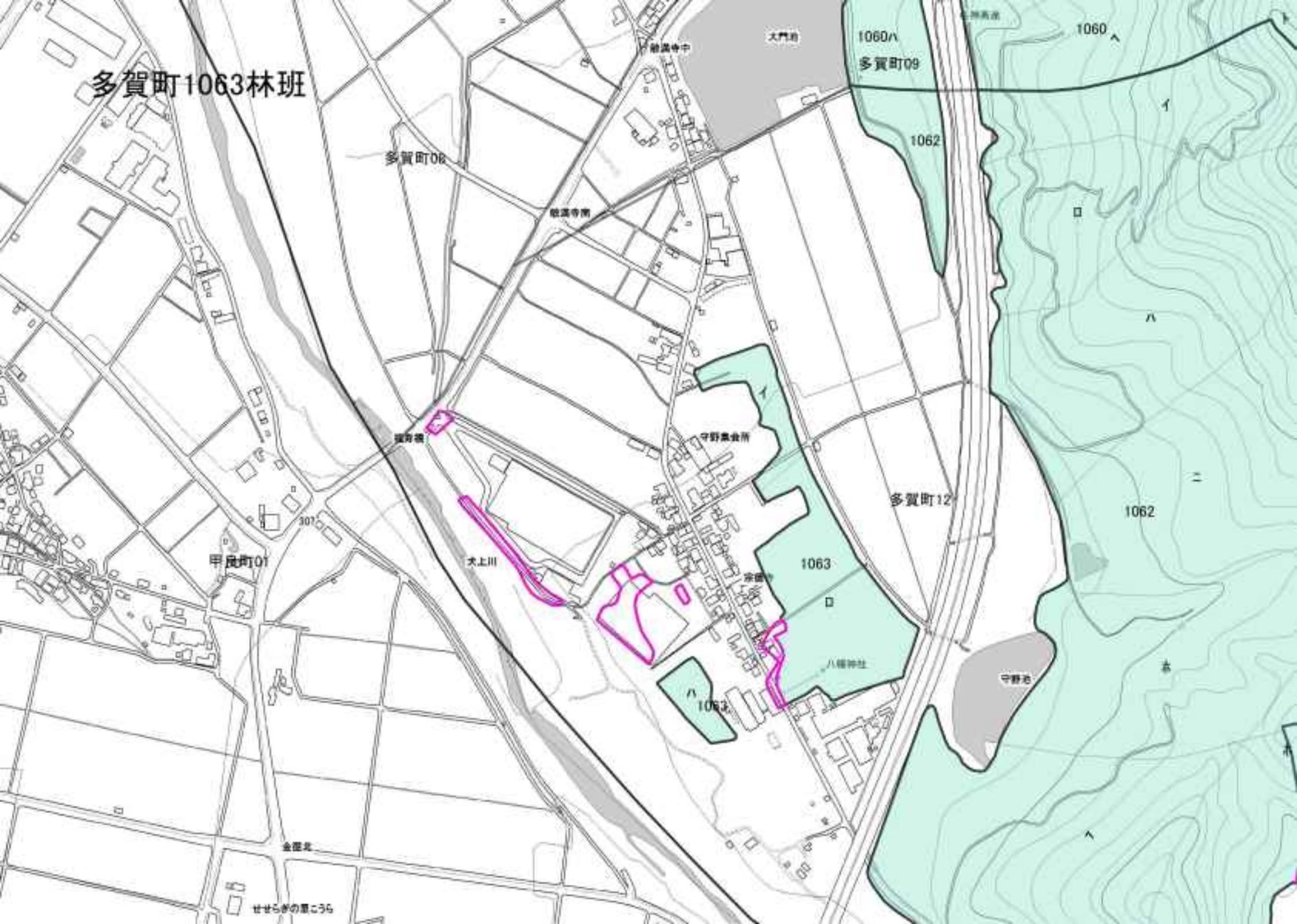
1001

多賀町1005林班 1006林班

多賀町1059林班 1052林班



多賀町1063林班



多賀町08

船岡寺前

大門前

1064
多賀町09

1060

1062

口

八

多賀町12

1062

甲良町101

301

大上川

守野集会所

1063

口

八幡神社

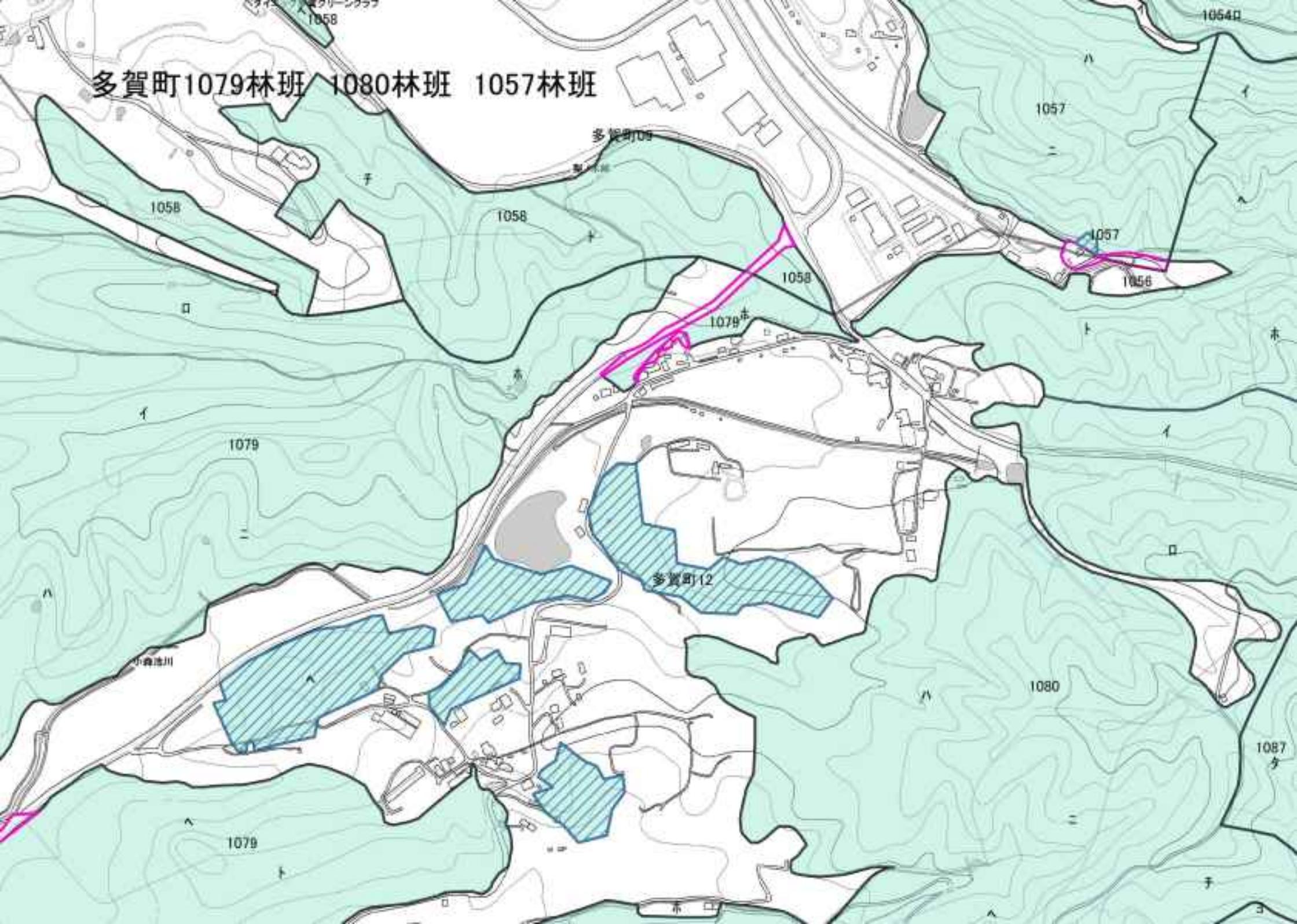
1062

守野池

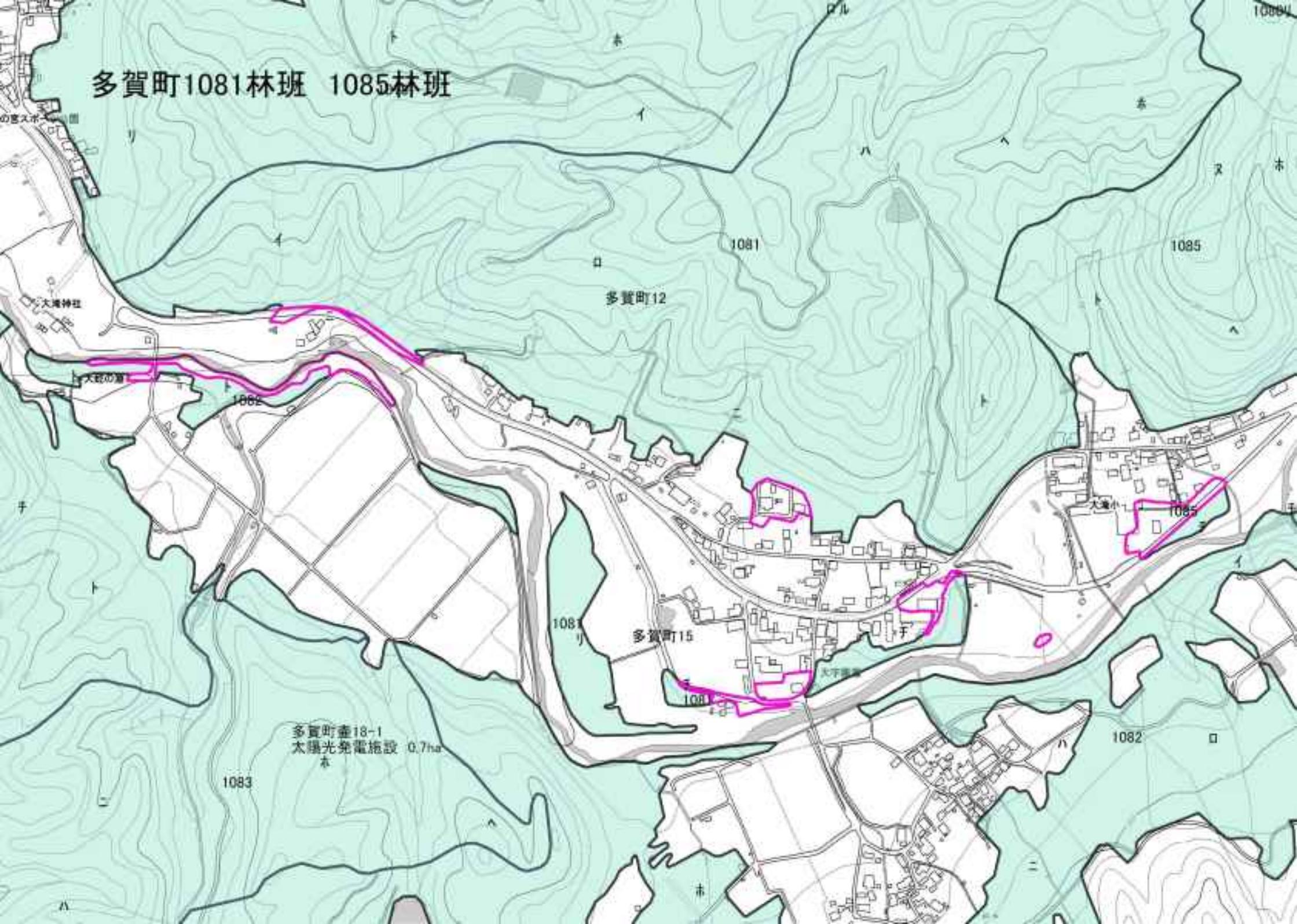
金屋北

せせらぎの里こ36

多賀町1079林班 1080林班 1057林班



多賀町1081林班 1085林班



多賀町12

多賀町15

多賀町番18-1
太陽光発電施設 0.7ha

1083

1088

1081

1085

1082

1081

1085

1088

の宮スナ

大塚神社

大塚の宮

大塚小

大塚



多賀町1087林班

1080
多賀町12

多賀町13

大字権ヶ原 1087

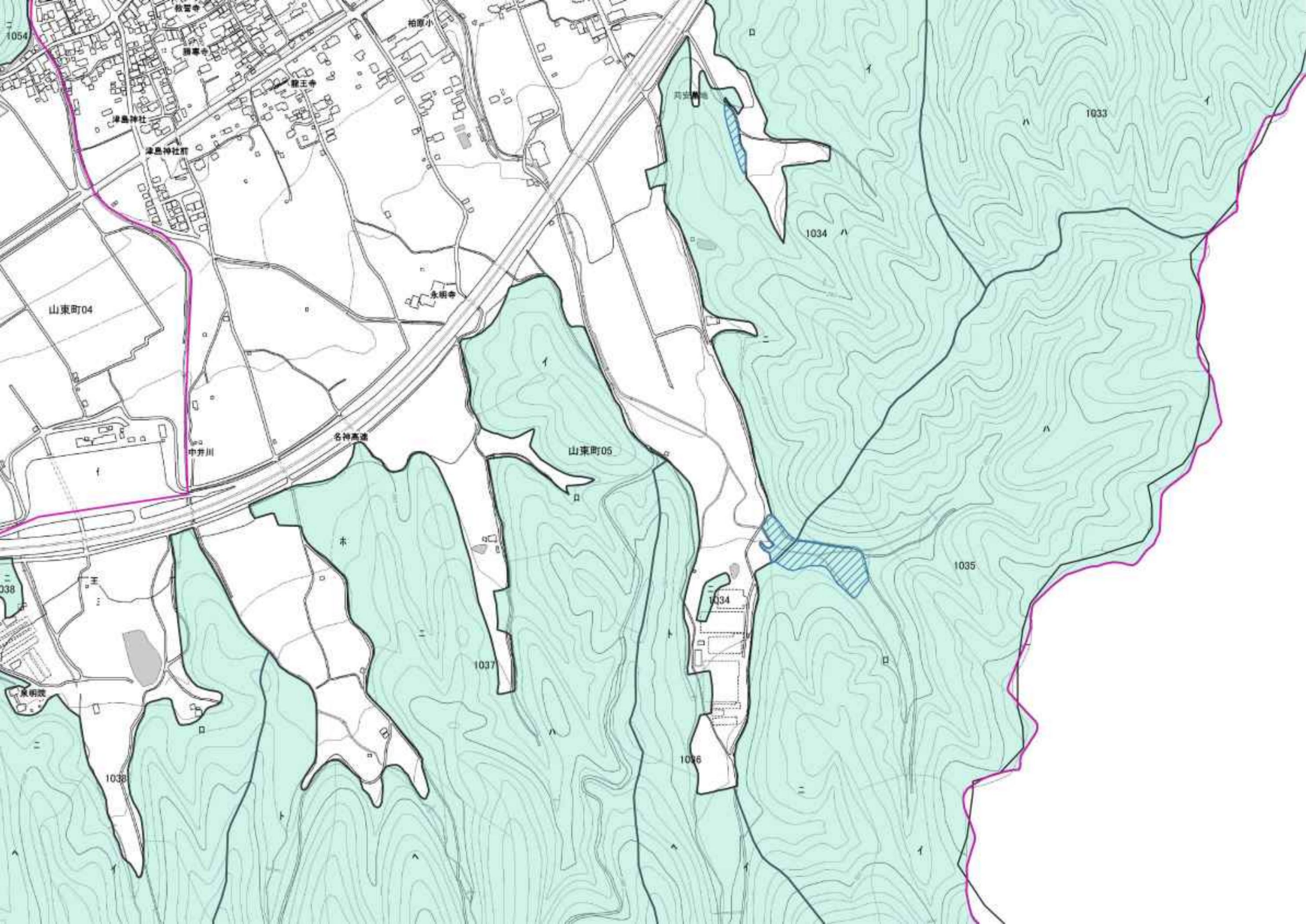
1087

1086

1091

1091

1095



マキノ町1丁目223

1023

マキノ町04

マキノ町の上開田

1017

20番島前67

原島用マキノ町寺久保951

0.2ha

マキノ町03

マキノ町 寺久保

マキノ西小

マキノピックランド

1015

1015

1015

1015

5,000

マキノ町02

71005

マキノ町02

新旭町01

安曇川町7-3

4024

4025

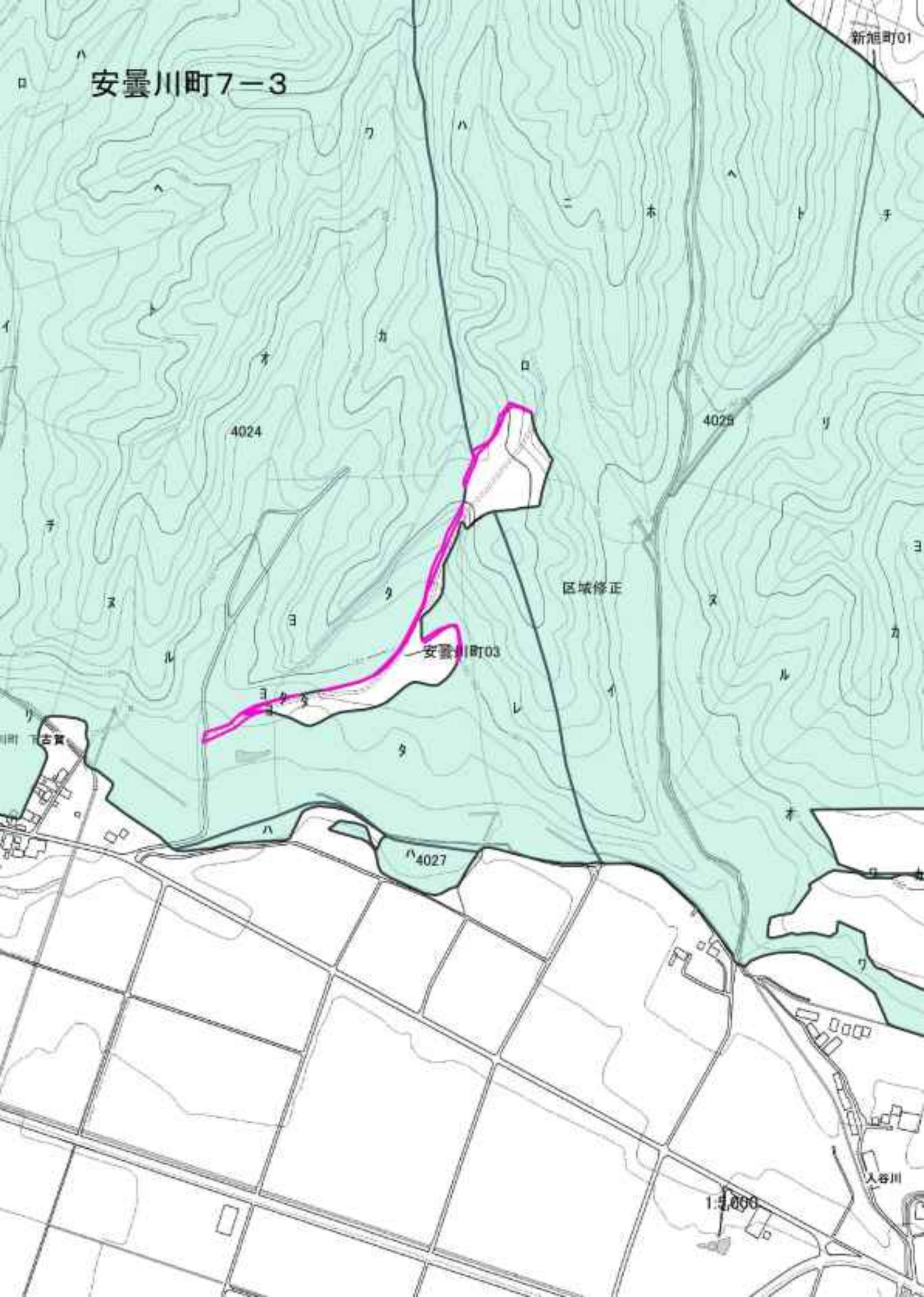
区域修正

安曇川町03

4027

1:2,000

入谷川



湖南地域森林計画

令和4年 12月樹立

計画期間
自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

滋 賀 県

(湖南森林計画区)

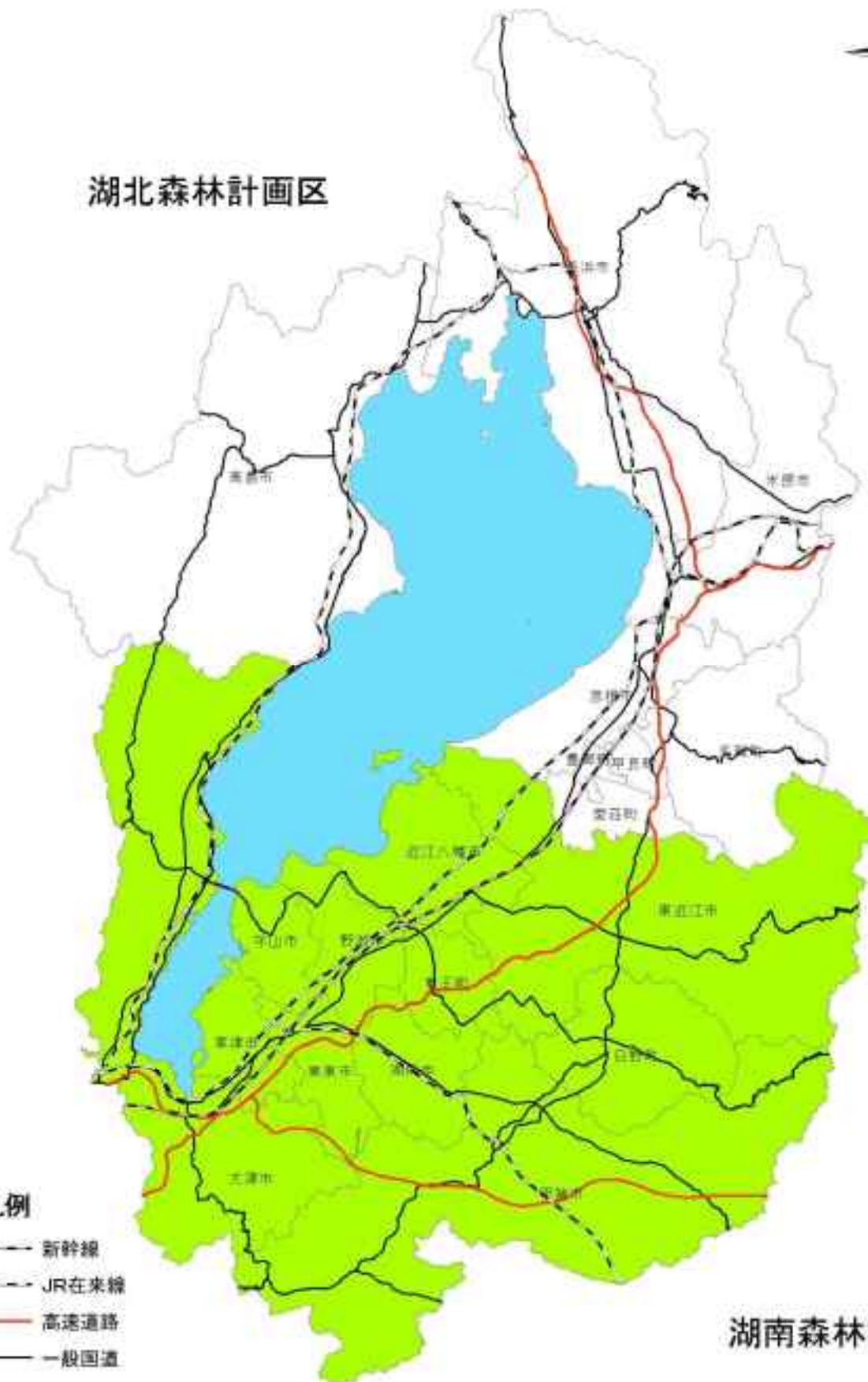
本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定により、全国森林計画に即して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和 5 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要およびその評価	6
(1)	前計画の実行結果	6
(2)	評価	6
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II	計画事項	9
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
1	森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
(1)	森林の整備および保全の目標	10
(2)	森林の整備および保全の基本方針	11
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	14
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	15
(3)	その他必要な事項	15
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する指針	16
(2)	天然更新に関する指針	17
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	19
(4)	その他必要な事項	19
3	間伐および保育に関する基本的な事項	20
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	20
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	20
(3)	その他必要な事項	21
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	22
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(3)	その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
(1)	林道（林業専用道含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	26
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	28
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	29
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	29
(5)	林産物の搬出方法等	29
(6)	その他必要な事項	29
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	30

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	30
(2) 森林管理制度の活用の促進に関する方針	30
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	30
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	31
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	31
(6) その他必要な事項	31
第4 森林の保全に関する事項	33
1 森林の土地の保全に関する事項	33
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	33
(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	34
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法	34
(4) その他必要な事項	34
2 保安施設に関する事項	35
(1) 保安林の整備に関する方針	35
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	35
(3) 治山事業の実施に関する方針	35
(4) 特定保安林の整備に関する事項	35
(5) その他必要な事項	35
3 鳥獣害の防止に関する事項	36
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	36
(2) その他必要な事項	36
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	37
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	37
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	37
(3) 林野火災の予防の方針	37
(4) その他必要な事項	37
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	38
(1) 保健機能森林の区域の基準	38
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	38
第6 計画量等	40
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	40
2 間伐面積	40
3 人工造林および天然更新別の造林面積	40
4 林道の開設又は拡張に関する計画	41
5 保安林整備および治山事業に関する計画	44
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	46
(3) 実施すべき治山事業の数量	47
6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期	52
第7 その他必要な事項	53
1 保安林その他制限林の施業方法	53
2 その他必要な事項	53
別表 1 標準的な植栽本数	54
別表 2 間伐の標準的な方法	54

別表 3	間伐の低コスト施業の一例	55
別表 4	伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	56
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況	59
(1)	市町別土地面積および森林面積	59
(2)	地況	60
(3)	土地利用の現況	61
(4)	産業別生産額	62
(5)	産業別就業者数	62
2	森林の現況	64
(1)	齢級別森林資源表	64
(2)	制限林普通林別森林資源表	70
(3)	市町別森林資源表	71
(4)	所有形態別森林資源表	72
(5)	制限林の種類別面積	74
(6)	樹種別材積表	76
(7)	特定保安林の指定状況	77
(8)	荒廃地等の面積	78
(9)	森林の被害	79
(10)	防火線等の整備状況	79
3	林業の動向	80
(1)	保有山林規模別林家数	80
(2)	森林経営計画の認定状況	81
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	81
(4)	森林組合および生産森林組合の現況	82
(5)	林業事業者等の現況	84
(6)	林業労働力の概況	85
(7)	林業機械化の概況	86
(8)	作業路網等整備の概況	86
4	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	87
(1)	森林より森林以外への異動	87
(2)	森林以外より森林への異動	87
5	その他	
(1)	持続的主伐の可能性	88

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化^や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養^{かん}はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。基本計画に基づき、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めるとともに、「森林・林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景



とする愛知川・日野川の上流地域、湖東平野部に点在する丘陵地帯、野洲川上流地域、下流地域、信楽高原を源とする大戸川地域、比良山系を源とする比良川・安曇川の上流の一部地域、および比叡山などを京都府との境としている大津市域の7つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

愛知川・日野川上流を含む地域では秩父古生層が主体で、一部花崗岩・石灰岩地帯が分布している。

湖東平野部に点在する丘陵地帯では洪積層地帯、花崗岩地帯、石英斑岩地帯が分布している。

野洲川上流地域では古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。

野洲川下流域では花崗岩地帯が主であるが、一部古生層、洪積層が見られる。

大戸川地域は大半が花崗岩地帯となっている。

比良川・安曇川上流地域は古生層、花崗岩地帯が大半であり、下流部に洪積地帯が分布している。

大津市地域は、古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、愛知川・日野川上流地域や比良川上流地域の標高の高い箇所では地味が悪く風化花崗岩による未熟土が分布している他、湖東平野部に点在する丘陵地帯は地味が悪く乾性褐色森林土が分布している。

ア 位置および地区

本計画区は、県南部に位置し、大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市および蒲生郡（日野町、竜王町）、の9市1郡の11市町で構成され、区域面積は200,089ha、森林率は48%である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯と琵琶湖沿いの平野部に分かれるが、県南東部は県境付近も平野部が広がっている。

本計画区は、鈴鹿山系を源

年間降水量



ウ 気候

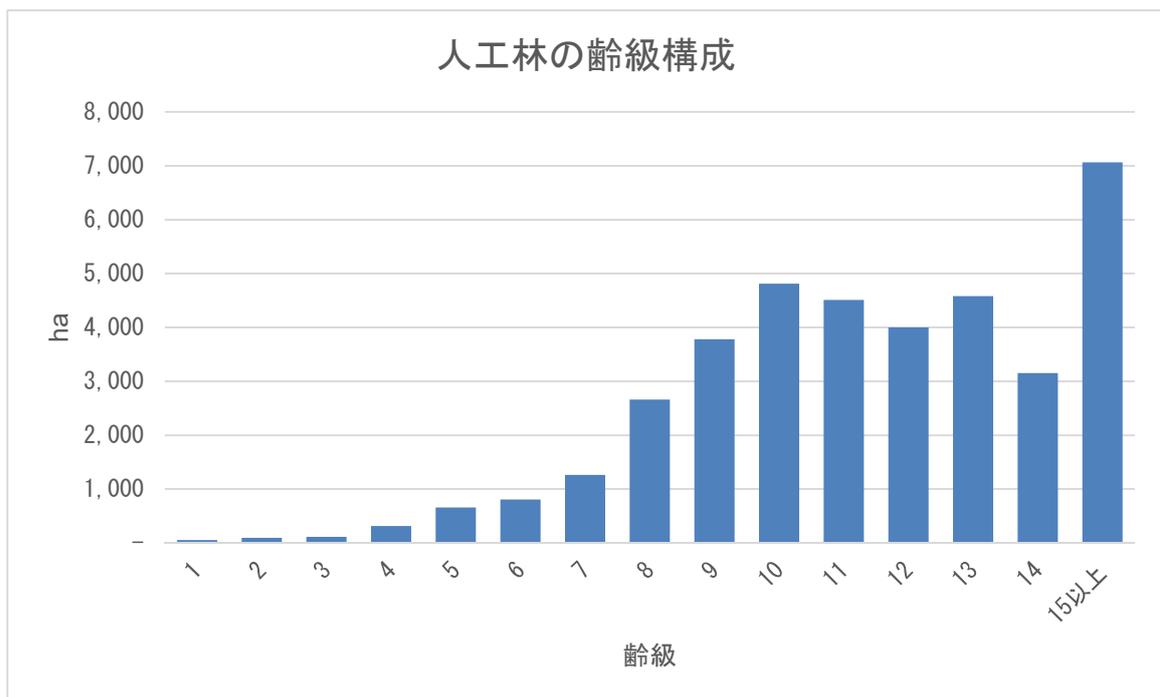
湖南森林計画区は年間を通じて降水量は少なく、冬季積雪は愛知川・日野川上流地域と比良川・安曇川上流地域以外は少ない。特に近年積雪量は減少している。

エ 植生

全般的にスギ・ヒノキの人工造林が進んでいるが、湖東平野や野洲川下流地域は広葉樹の天然林が多く分布している。

人工林については、人工林率は湖南森林計画区全体では43%と県全体(44%)とほぼ同じであるが、野洲川上流地域では60%と県全体を大きく上回っている。特に甲賀市甲賀町を中心にヒノキの人工林が多く分布している。齢級構成は8齢級から12齢級の人工林が人工林全体の52%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はヒノキが59%を占めている。

人工林の齢級構成

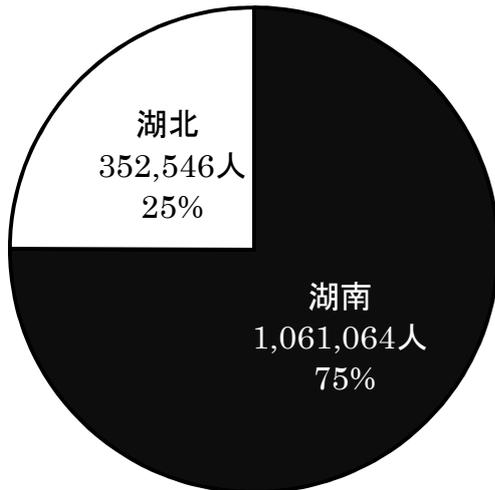


(3) 社会・経済的背景

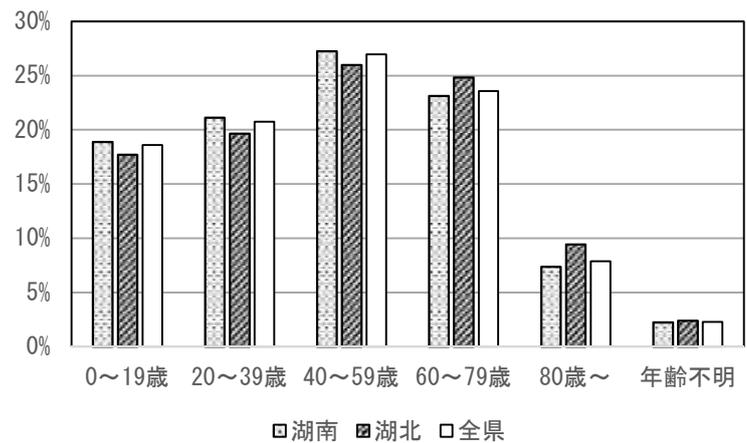
ア 人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の **75%** を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。

森林計画区の人口割合



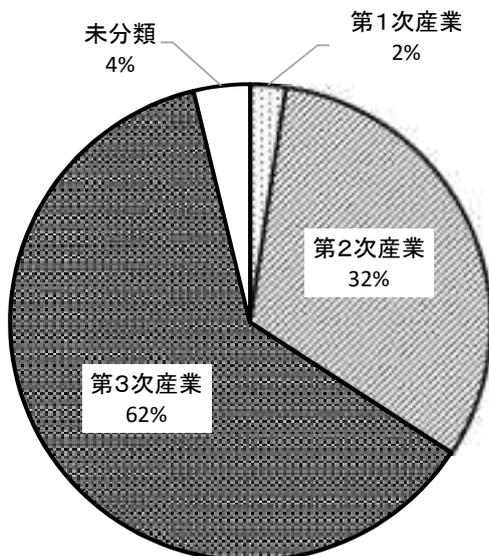
年代別人口構成



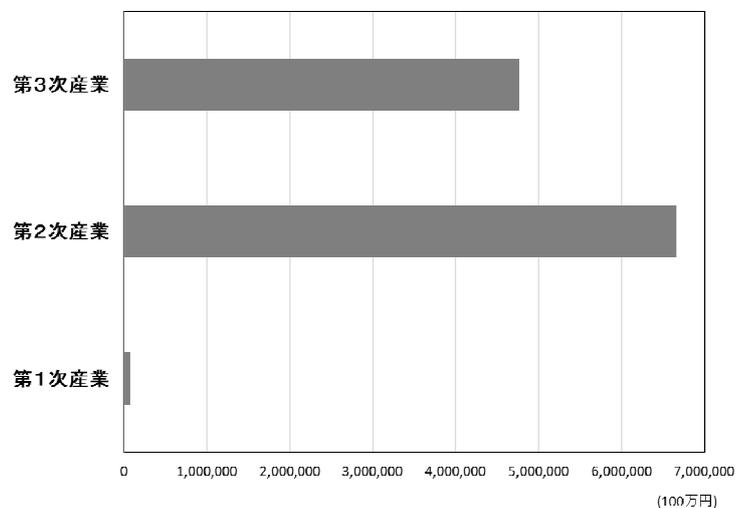
イ 産業

滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖南森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。

湖南計画区産業別就業者割合

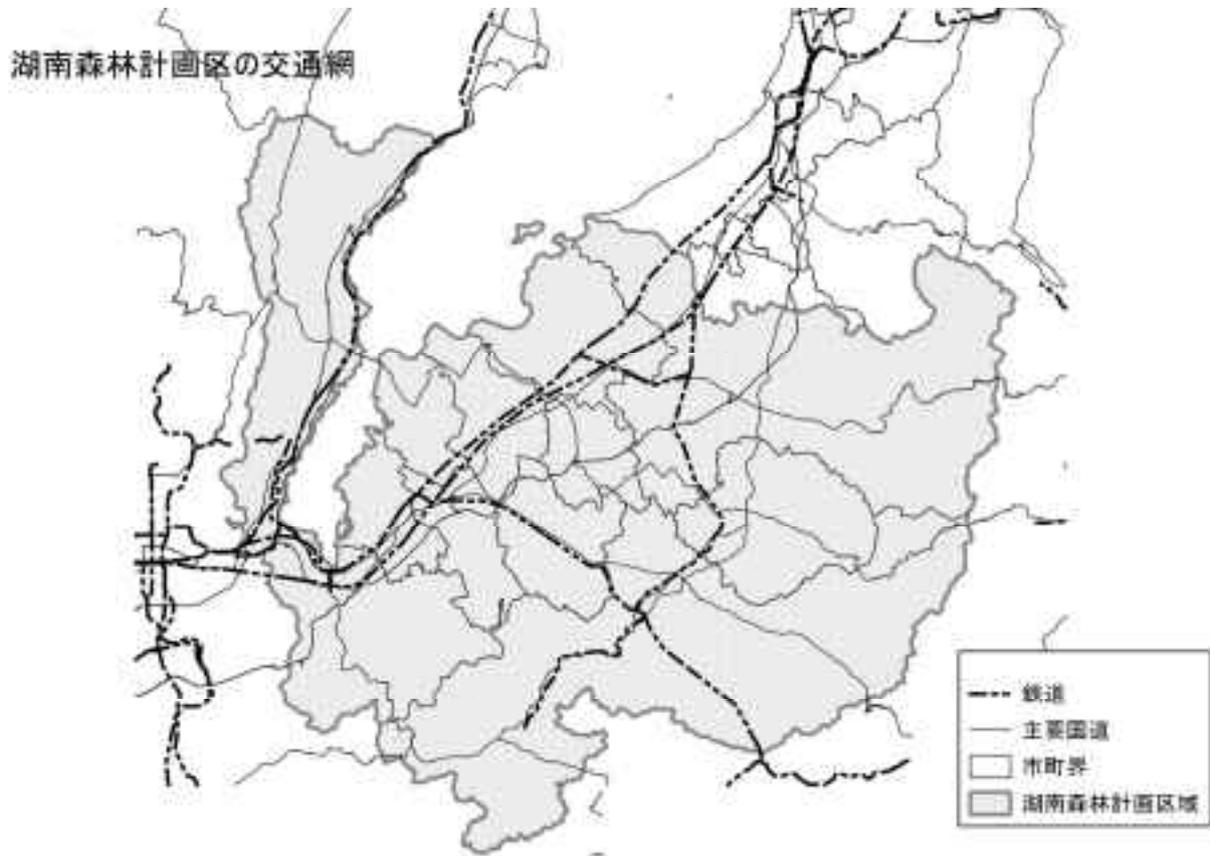


産業別県内生産額



ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖南森林計画区においては、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、JR 草津線、JR 湖西線、近江鉄道、信楽高原鐵道を中心とする鉄道網、名神高速道路、国道 1 号、国道 8 号、国道 307 号など道路網が整備され、京阪神方面、中京方面等大都市圏へのアクセスは良好である。



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（平成30～令和4年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和4年度は見込み量）を以下の表に記載した。

		計画量	実行量	実行率(%)	
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	163,000	38,146	23.4
		広葉樹(m3)	29,000	10,767	37.1
	間伐	針葉樹(m3)	308,000	211,101	68.5
		広葉樹(m3)	—	—	—
間伐面積(ha)		7,637	3,093	40.5	
造林面積	人工造林(ha)	652	92	14.1	
	天然更新(ha)	293	61	20.8	
林道	開設(km)	8.2	2.3	28.0	
	改良(km)	21.6	1.7	7.9	
	舗装(km)	9.6	0.5	5.2	
保安林指定	水源の涵養 ^{かん} (ha)	412	220.68	53.6	
	災害の防備(ha)	170	248.37	146.1%	
	保健・風致の保存等(ha)	140	19.41	13.9	
治山事業(箇所)		153	51	33.3	

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐についても材積量、面積ともに計画量には届かなかったが、間伐材の搬出利用については着実に増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、主伐・再造林の機運が高まってきているため、今後増加に転じることが見込まれる。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、近年の多発する災害に対応すべく災害の防備のための保安林指定が計画量を上回った。保健・風致の保存等では計画量を下回った。

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急度の高い箇所を中心に事業を進めた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有効に利用していくことを基本とし、湖南森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、地球温暖化が進行する中、温室効果ガスの排出削減等の対策が喫緊の課題となっており、森林は、二酸化炭素の吸収や、再生産可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に重要な役割を担っている。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林整備および保全の基本方針を示し、森林の有する各機能毎に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林施業の考え方を示して、森林の区分に応じた適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材生産流通体制を整備し、公共施設の木造化・木質化を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分	面 積	備 考	
総 数	<u>89,044</u>	1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。 2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。 3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。	
市	大 津 市		<u>22,007</u>
	近江八幡市		1,245
町	草 津 市		<u>209</u>
	守 山 市		22
別	栗 東 市		<u>1,877</u>
	甲 賀 市		<u>30,428</u>
内	野 洲 市		1,014
	湖 南 市		<u>3,645</u>
訳	東近江市		<u>21,140</u>
	日 野 町		<u>6,100</u>
	竜 王 町		1,357

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木

により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha

蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	<u>36,883</u>	<u>36,463</u>
	育成複層林	<u>1,403</u>	<u>1,804</u>
	天然生林	<u>47,522</u>	<u>47,302</u>
森林蓄積		<u>191</u>	<u>209</u>

育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P40）を踏まえ、第3の5（5）林産物の搬出方法（P29）及び第4の1（3）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法（P34）」と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P16）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するにあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるよう

に実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹			種		
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クスギ	その他 広葉樹
湖南森林計画区	40	45	40	50	15	20

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	一般建築材	中仕立	26 cm	60年
	柱材	中仕立	20 cm	45年
ヒノキ	心持柱材	中仕立	20 cm	45年
	造作材	中仕立	34 cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P40）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定にあたっては少花粉スギ・ヒノキ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」（P54）に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」（P54）に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

①地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに

適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標と

する森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキモミ等、広葉樹ではブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

（a）天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

（b）ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

（c）天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね8,500本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」および第6の2「間伐面積」（P40）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」（P54）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」（P55）に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出す林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。

⑤枝 打 ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P10)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

(a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源かん養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壤をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を
なしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森
林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機
能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環
境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定める
ものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、
紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森
林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されてい
る森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、
国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史
跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能
の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・
文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとし
る。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特
に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進
すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する
機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)、別表4「伐採の方法を定め
る必要のある森林の指定基準」(P56)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森
林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+
10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化に
よる影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面
積が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計
画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することが
できるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、
必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う
旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立
木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施
業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主
伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるように、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の

方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とし、特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離等を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第3の1（3）において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」（P15）を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

（３）その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	<u>251</u>	<u>448</u>
うち林業専用道	1	1

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1（1）に定める「森林の整備および保全の目標」（P10）の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能^{かん}の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林において、森林のアクセス等に必要路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考

慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一列をP31に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	<u>110 m/ha以上</u>	<u>30 ~ 40</u> m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	<u>85 m/ha以上</u>	<u>23 ~ 34</u> m/ha
	架線系 作業システム	<u>25 m/ha以上</u>	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	<u>60 < 50 ></u> m/ha以上	<u>16 ~ 26</u> m/ha
	架線系 作業システム	<u>20 < 15 ></u> m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	<u>5 m/ha以上</u>	5 ~ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P28)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壌ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1/2未満

基幹路網密度水準が1/2以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出に当たっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供や助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置並びに環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養^{かん}、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考	
総 数	<u>76,689</u>	水源涵養 ^{かん} や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更に当たっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。	
市	大 津 市			<u>18,493</u>
	近江八幡市			9 4 5
町	草 津 市			1 0 4
	守 山 市			—
村	栗 東 市			1, 5 5 2
	甲 賀 市			<u>27,078</u>
別	野 洲 市			8 9 8
	湖 南 市			<u>3,416</u>
内	東 近 江 市			<u>19,039</u>
	日 野 町			<u>4,051</u>
訳	竜 王 町			1, 1 1 4

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
 該当なし
- (4) その他必要な事項
 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P8)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P47)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、^{かん} 県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向

等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	- <u>1,048</u>	<u>917</u>	<u>53</u>	<u>470</u>	<u>339</u>	<u>53</u>	<u>578</u>	<u>578</u>	<u>0</u>
うち前半5年分	<u>455</u>	<u>418</u>	<u>27</u>	<u>200</u>	<u>163</u>	<u>27</u>	<u>255</u>	<u>255</u>	<u>0</u>

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分	間伐面積
総 数	<u>12,298</u>
うち前半5年分	<u>5,425</u>

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	<u>1,815</u>	<u>483</u>
うち前半5年分	<u>500</u>	<u>150</u>

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考			
						面 積	材 積						
							針 葉 樹	広 葉 樹					
開設	自動車道	林業専用道	大 津 市	葛川西部	1.0	2,338	260,965	100,811					
				葛川東部	1.0	2,092	181,687	106,222					
				計	2.0	4,430	442,652	207,033					
			(旧土山町)	甲 賀 市	黒滝・山女原	0.8	42	15,763	0				
				(旧信楽町)	笹路・中谷	0.7	16	2,500	0	○			
					平子東山	1.4	46	5,600	1,400	○			
					山女原長谷	0.9	18	3,000	0	○			
					一の谷	1.2	42	6,469	995	○			
					蔵骨支線	0.7	85	12,255	367	○			
					上畑大谷	0.9	42	7,181	773	○			
					畑東側	0.7	21	3,624	179	○			
					黒谷北	0.7	28	23,142	365	○			
					市ノ谷	0.6	25	2,911	715				
					釜ヶ谷	0.9	33	4,057	462				
					下流谷	0.7	39	4,485	475				
					滝谷	0.6	37	3,661	493				
					計	10.8	474	94,648	6,224				
					東近江市 (旧愛東町)	角井	1.0	65	6,985	2,994	○		
			計	1.0		65	6,985	2,994					
			東近江市 (旧湖東町)	秦川押立山			(352)	(41,933)	(2,669)				
						0.1	161	19,554	655				
					三ツ又	0.3	15	1,855	139				
					計	0.4	176	21,409	794				
			合 計					14.2	5,145	565,694	217,045		

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	自動車道 (改良)		大 津 市	牧富川	0.8	(2,541)	(322,547)	(69,694)		
				明王谷	0.8	761	91,414	34,097	○	
				上田上逢坂	1.6	1,231	12,390	41,475		
				前谷	0.1	151	18,759	5,544		
				蔵野	0.1	31	5,600	231	○	
				鎌倉谷	0.5	93	8,073	2,283	○	
				花折峠	0.5	378	47,700	24,565		
				花折峠	0.1	101	20,200	1,213	○	
				殿山	0.2	30	8,323	948	○	
				北出	0.1	72	2,590	600	○	
				南ヶ谷	0.1	33	3,476	1,128	○	
				石倉	0.1	38	3,627	0	○	
				柳谷	0.1	15	1,476	76	○	
				真岩	0.1	35	0	10,000	○	
				大小場	0.1	80	6,075	605	○	
			大久保	0.2	55	5,816	444	○		
			計	5	3,104	235,519	123,209			
			近江八幡市	織山	0.4	77	6,135	768	○	
				長命寺	0.1	10	1,692	59	○	
				計	0.5	87.0	7,827.0	827.0		
			栗 東 市	走井	2.7	125	11,080	1,270		
				平谷	1.0	52	2,604	610		
				岩坪	0.4	30	2,290	20		
				心行路	4.5	213	29,152	2,055	○	
				十九道	0.5	31	4,334	175		
				谷山	0.2	20	0	1,350	○	
				金勝	0.5	146	26,807	190	○	
				道々	0.1	92	12,941	179	○	
			計	9.8	709	89,208	5,849			
			野 洲 市 (旧野洲町)	希望ヶ丘	1.4	61	36	9,316		
				計	1.4	61	36	9,316		
			林業専用道 (旧土山町) (旧信楽町)	杓谷	0.8	71	19,613	0		
				白倉谷	0.5	1,227	114,165	33,280		
				多羅尾支線	1.0	39	5,071	1,315	○	
				牧富川	0.1	(2,541)	(322,547)	(69,694)	○	

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考		
						面 積	材 積					
							針 葉 樹	広 葉 樹				
拡張	自動車道 (改良)	(旧甲賀町)	(旧甲賀町)	神唐戸川	0.1	635	75,547	6,871	○			
				上磯尾	0.1	86	5,476	1,064	○			
				(旧甲南町)	下 磯 尾	0.1	96	6,012	423	○		
					牧・杉谷	0.1	631	76,958	9,958	○		
					計	2.8	4,565	533,975	88,508			
				湖 南 市	湖 南 市	三雲支線	0.1	20	3,447	185	○	
						三 雲	0.1	58	10,039	66	○	
						大 納 言	0.1	160	38,429	747	○	
						ジリメキ	0.1	27	6,750	1,447	○	
						正 福 寺	0.1	48	4,217	3,453	○	
						西 寺	0.2	65	5,976	124	○	
						阿星支線	0.1	43	8,066	859	○	
						十二峰線	0.1	229	15,597	998	○	
						計	0.8	421	76,924	6,881		
						(旧甲西町)	延 命	0.3	91	10,853	145	
		(旧愛東町)	(旧愛東町)	太 良 谷	0.3	193	15,939	1,947	○			
				横 根 谷	0.4	199	4,353	3,275				
				小 倉	0.1	91	7,636	865	○			
		(旧湖東町)	(旧湖東町)			(352)	(41,933)	(2,669)				
				秦川押立山	0.4	161	19,554	655	○			
		(旧永源寺町)	(旧永源寺町)	御 池	2.0	1,864	170,601	89,459	○			
				茨 川	2.0	1,837	46,942	107,931	○			
				和 南	1.2	142	12,730	3,334				
				萱尾蓼畑	0.8	102	4,590	1,526				
				瀬 川	1.0	258	14,889	6,666	○			
				辺 谷	0.4	140	15,114	1,680	○			
				甲津畑原	2.7	91	13,163	1,049	○			
				杠 葉 尾	2.5	765	41,831	31,741				
				甲津畑	2.0	577	49,417	28,819	○			
				堂の後	0.1	462	19,226	8,009	○			
				岩ヶ谷	0.5	1,602	33,740	47,621	○			
				計	16.7	8,575	480,578	334,722				
				日 野 町	日 野 町	杓子ヒミズ谷	1.8	135	13,404	8,024		
		水 木 谷	2.3			229	19,619	7,543				
		石 谷	2.0			62	6,332	515				
		東 山	1.0			81	10,868	1,034				
		三 峯	0.6			234	15,934	4,890				
		北 畑	0.6			140	23,641	5,511				
		奥 山	0.2			290	46,122	1,140				
		勝手谷	0.4			79	12,392	215				
千本野	0.4	92	13,250			613						
音羽谷	0.4	91	12,648			685						
宝 殿	1.6	141	13,348			1,270						
南 谷	0.2	44	4,384			481						
井の谷	0.4	42	5,854			328						
計	11.9	1,660	197,796			32,249						
合 計					49.4	19,297	1,629,662	602,060				

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類 (区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
					面 積	材 積	材 積			
					面 積	針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (舗装)	大 津 市	牧 富 川	1.0	906	29,473	15,896	○		
			明 王 谷	1.0	1,231	12,390	41,475			
			鎌 倉 谷	1.5	378	47,700	24,565			
			北 出	3.0	72	2,590	600			
			平 皆 子 谷	1.0	515	17,593	25,907			
			中 村	1.0	389	14,198	20,121			
			大 宮 谷	1.0	231	53,370	320			
			平 子 谷	1.0	177	39,166	97			
			大 谷	0.5	37	1,988	628			
			大 小 場	0.3	80	6,075	605	○		
			計	11.3	4,016	224,543	130,214			
			栗 東 市	道 々	1.6	92	11,199	155		
				走 井	5.8	125	11,080	1,270		
				谷 山	0.5	20	0	1,350		
				岩 坪	0.8	30	2,290	20		
				岩 坪 支 線	0.3	10	1,692	59		
	計	9.0	277	26,261	2,854					
			湖 南 市	ジリメキ	1.4	27	6,750	1,447	○	
				大 納 言	0.2	160	38,429	747	○	
				三 雲	0.2	58	10,039	66	○	
			(旧甲西町)	計	1.4	27	6,750	1,447		
			甲 賀 市	上 磯 尾	1.7	86	5,476	1,064	○	
				下 磯 尾	1.2	96	6,012	423	○	
			(旧土山町)	奥 山	3.0	637	111,223	10,591		
			(旧甲賀町)	河 内	2.0	113	14,997	291		
				神唐戸川	0.1	635	75,547	6,871	○	
			(旧信楽町)	牧・富川	2.0	1,780	231,133	35,597	○	
			計	7.9	932	137,708	12,369			
			東 近 江 市 (旧永源寺町)	茨 川	1.1	1,837	46,942	107,931	○	
				堂 の 後	3.0	462	19,226	8,009		
				宮 ケ 谷	1.0	180	2,671	5,660		
			(旧湖東町)			(352)	(41,933)	(2,669)		
			秦 川 押 立 山	0.2	161	19,554	655			
			南 谷	0.2	24	2,581	0			
			三 ツ 又	1.1	85	10,388	778			
	計	6.6	2,749	101,362	123,033					
			日 野 町	杓子ヒミズ谷	3.4	135	13,404	8,024		
				水 木 谷	2.6	229	19,619	7,543		
				東 谷	2.0	81	10,868	1,034		
				北 畑	2.5	140	23,641	5,511	○	
				勝 手 谷	1.0	79	12,392	215		
				計	11.5	664	79,924	22,327		
合 計				49.0	9,982	754,122	313,885			

注 : 上段 () 書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

開 設 ・ 拡 張 別		延 長	路線数	
全 期	開 設	14.2	18	
	拡 張	改 良	49.4	71
		舗 装	49.0	35

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	42,100	658	
水源涵養 ^{かん} のための保安林	13,707	300	
災害防備のための保安林	25,573	358	
保健・風致の保存等のための保安林	9,629	120	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の
所在および面積等

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定また は解除を 必要とす る理由	備 考
		市	町 区 域				
指 定	水源涵養 <small>かん</small> のための保安林	大 津 市	一 円	<u>688</u>	<u>90</u>	森林の持つ 公益的機能 を高度に発 揮させるた め	
		甲 賀 市		<u>951</u>	<u>124</u>		
		東 近 江 市		<u>661</u>	<u>86</u>		
		計		<u>2,300</u>	<u>300</u>		
	災害防備 のための保安林	大 津 市	一 円	<u>341</u>	<u>101</u>		
		甲 賀 市		<u>472</u>	<u>139</u>		
		野 洲 市		<u>16</u>	<u>5</u>		
		湖 南 市		<u>57</u>	<u>17</u>		
		東 近 江 市		<u>328</u>	<u>97</u>		
		計		<u>1,213</u>	<u>358</u>		
解 除		大 津 市	一 円	1	1	転用等	
		湖 南 市		1	1		
		栗 東 市		1	1		
		竜 王 町		1	1		
		甲 賀 市		2	2		
		計		6	6		

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定または 解除を 必要とす る理由	備 考
		市	町 区 域				
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	大 津 市	一 円	60	32	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		近江八幡市		3	2		
		栗 東 市		5	3		
		甲 賀 市		82	45		
		野 洲 市		3	1		
		湖 南 市		10	5		
		東 近 江 市		57	31		
	計			220	120		
解 除		大 津 市	一 円	1	1	転用等	
		計		1	1		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期)

単位：面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水 源 かん 涵 養	968	968	9,684	9,684	9,684
災害防備	1,715	1,715	17,149	17,149	17,149
保健・風致の 保存等	649	649	6,489	6,489	6,489

注1)：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2)：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在		治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	
	代 表 的 地 名	林 班		
大 津 市	計		48	35
旧大津市			40	28
旧志賀町			8	7
栗 東 市	計		11	11
野 洲 市	計		4	2
旧野洲町			4	2
湖 南 市	計		15	12
旧石部町			2	2
旧甲西町			13	10
甲 賀 市	計		66	55
旧水口町			10	6
旧土山町			17	15
旧甲賀町			10	10
旧甲南町			3	2
旧信楽町			26	22
近江八幡市	計		16	16
旧近江八幡市			9	9
旧安土町			7	7
東 近 江 市	計		33	20
旧八日市市			2	2
旧永源寺町			21	11
旧五個荘町			0	0
旧能登川町			1	1
旧愛東町			4	2
旧湖東町			5	4
日 野 町	計		12	7
竜 王 町	計		1	1
湖 南 地 域	森 林 計 画 区 合 計		206	159

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林 班			
旧大津市	仰 木 町	2,3,7,8,9	1	○	溪間工 森林整備等
<u>旧大津市</u>	<u>伊香立南庄町</u>	<u>20,21,22</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
旧大津市	伊香立生津町	24,25,27	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	伊香立北在地町	30	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	伊香立途中町	34,35,38,39,40	1	○	溪間工
旧大津市	伊香立上龍華町	41,42,43	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川坂下町	59	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川坂下町	60	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川坂下町	66,67	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	葛川貫井町	112,113,114	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川木戸口町	72,73	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川中村町	75,79,80,81,82	1	○	溪間工
旧大津市	葛川坊村町	83	1	○	溪間工
旧大津市	葛川坊村町	95	1	○	溪間工
旧大津市	葛川坊村町	82,96	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川坊村町	98,99	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川町居町	100	1		溪間工 山腹工
旧大津市	葛川梅ノ木町	105,106	1		溪間工 森林整備等
<u>旧大津市</u>	<u>坂本本町</u>	<u>119,120</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
旧大津市	滋賀里1丁目	136	1	○	溪間工
<u>旧大津市</u>	<u>滋賀里1丁目</u>	<u>137,138</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
<u>旧大津市</u>	<u>南滋賀町</u>	<u>146</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工</u>
<u>旧大津市</u>	<u>山上町</u>	<u>151</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>山腹工 森林整備等</u>
旧大津市	園城寺町	153	1	○	溪間工
旧大津市	藤尾奥町	154,155	1	○	溪間工
旧大津市	膳所上別保町	159	1	○	山腹工
旧大津市	北大路3丁目	160	1	○	山腹工
旧大津市	国分2丁目	161	1	○	溪間工
旧大津市	石山寺辺町	163,164,166	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石山南郷町	168,169,171	1	○	溪間工 山腹工
<u>旧大津市</u>	<u>石山外畑町</u>	<u>172,173,174</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工</u>
旧大津市	石山内畑町	176,177	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	田上森町	189,195,196	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	大石富川町	228,229,230	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	大石東町	242	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	大石中町	243			
旧大津市	大石龍門町	245~248			
旧大津市	大石龍門町	251	1	○	山腹工
旧大津市	大石小田原町	258,262	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大石淀町	255,256	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大石曾束町	264~271	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	大鳥居町	314	1		森林整備等
旧志賀町	北小松	6	1	○	山腹工
旧志賀町	南小松	14,15,16,17,18	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	北比良	25,29,30,43,44	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	南比良	49,50	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	大物	51,52	1		溪間工
旧志賀町	木戸	68,69	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧志賀町	和邇北浜	91	1	○	溪間工 山腹工
<u>旧志賀町</u>	<u>八屋戸</u>	<u>73,74</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
栗東市	荒張	17,18,19	1	○	溪間工 森林整備等
栗東市	荒張	15,16	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在				治山事業		
市 町 村	区 域		林班	施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名					
栗 東 市	御 園		6	1	○	山腹工
栗 東 市	東 坂		6	1	○	山腹工
栗 東 市	東 坂		7	1	○	溪間工
栗 東 市	六 地 蔵		28	1	○	山腹工
栗 東 市	下 戸 山		23	1	○	山腹工
栗 東 市	下 戸 山		24	1	○	山腹工
栗 東 市	安 養 寺		25	1	○	溪間工 山腹工
栗 東 市	川 辺		24	1	○	山腹工
栗 東 市	観 音 寺		8	1	○	溪間工 森林整備等
旧野洲町	小 堤		8,11	1		森林整備等
旧野洲町	辻		7	1		森林整備等
旧野洲町	大 篠 原		11	1	○	山腹工
旧野洲町	入 町		13	1	○	山腹工
旧石部町	東 寺		12,13,14,15	1	○	溪間工 森林整備等
旧石部町	石 部		7,8,9	1	○	溪間工 山腹工
旧甲西町	菩 提 寺		4	1	○	溪間工 山腹工
旧甲西町	菩 提 寺		5	1	○	森林整備等
旧甲西町	菩 提 寺		9	1	○	森林整備等 山腹工
旧甲西町	菩 提 寺		11	1		森林整備等
旧甲西町	正 福 寺		18,19,20	1		森林整備等
旧甲西町	針		60,61	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲西町	平 松		61,62	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧甲西町	夏 見		55,56,57,58	1	○	溪間工、山腹工
旧甲西町	三 雲		38	1		溪間工 山腹工
旧甲西町	三 雲		39,40,41,42,43,44	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧甲西町	三 雲		45,46,47,48,49	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲西町	三 雲		50,51	1	○	森林整備等
旧甲西町	三 雲		52,53,54	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧水口町	下 山		18	1	○	森林整備等
旧水口町	牛 飼		45,46,47,48,78,49,50	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧水口町	牛 飼		52	1	○	溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺		53	1		溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺		54	1		溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺		55	1		溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺		56	1		森林整備等
旧水口町	高 山		57,58,59	1	○	溪間工、山腹工
旧水口町	岩 坂		60	1	○	溪間工、山腹工
旧水口町	山 上		43,44	1	○	溪間工、山腹工
旧土山町	頓 宮		5	1	○	森林整備等
旧土山町	黒 川		47	1	○	山腹工
旧土山町	黒 滝		50,51,52,53,54	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	黒 滝		60~66	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	山 女 原		79~82	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	笹 路		85,86	1		森林整備等
旧土山町	大 河 原		109~130	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	大 河 原		131~156	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	瀬 音		11~17	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	青 土		19	1	○	溪間工
旧土山町	鮎 河		159~164	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	鮎 河		165	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	鮎 河		166	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	鮎 河		167	1	○	森林整備等
旧土山町	鮎 河		168,169	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業			
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種	
	代 表 的 地 名	林 班				
旧土山町	鮎	河	170	1		森林整備等
旧土山町	鮎	河	171	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町		神	29,35	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町		神	31,38	1	○	山腹工 森林整備等
旧甲賀町	櫟	野	40,42,43	1	○	溪間工、森林整備等
旧甲賀町	櫟	野	35~44	1	○	溪間工、森林整備等
旧甲賀町	櫟	野	45,46	1	○	森林整備等
旧甲賀町	油	日	55	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲賀町	油	日	56,57	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	油	日	60	1	○	溪間工
旧甲賀町	油	日	61	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	油	日	63	1	○	森林整備等
<u>旧甲南町</u>	<u>塩</u>	<u>野</u>	<u>38,43,44,46,47,45</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
旧甲南町	磯	尾	25	1		森林整備等
<u>旧甲南町</u>	<u>杉</u>	<u>谷</u>	<u>24,25,31~35</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
<u>旧信楽町</u>	<u>宮</u>	<u>町</u>	<u>101~109</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
旧信楽町	黄	瀬	94,95,96,100	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	勅	旨	65,68	1	○	溪間工事 森林整備等
旧信楽町	長	野	1	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	長	野	61	1	○	森林整備等
旧信楽町	長	野	62,63	1	○	溪間工 山腹工
旧信楽町		西	131	1	○	森林整備等
旧信楽町	柞	原	129,130	1	○	森林整備等
旧信楽町	中	野	124,125,126	1	○	溪間工、森林整備等
旧信楽町	神	山	57,58,59	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄	瀬	87	1		溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄	瀬	100,101,102	1	○	森林整備等
<u>旧信楽町</u>		<u>牧</u>	<u>76,81,82</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
<u>旧信楽町</u>		<u>牧</u>	<u>78</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>山腹工</u>
旧信楽町		畑	4	1		森林整備等
旧信楽町		畑	30	1	○	森林整備等
旧信楽町	小	川	114,115,116	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	上	朝 宮	140	1	○	森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	156	1	○	森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	157	1		森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	158	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	159	1	○	森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	160	1	○	森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	161	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	164,165	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多	羅 尾	183	1		溪間工 森林整備等
旧近江八幡市	北 之 庄 町		11	1	○	溪間工
<u>旧近江八幡市</u>	<u>南 津 田 町</u>		<u>9,10</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>山腹工</u>
旧近江八幡市	浄 土 寺 町		2	1	○	山腹工 森林整備等
旧近江八幡市	新 巻 町		1	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	倉 橋 部 町		2	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	白 王 町		14	1	○	山腹工
旧近江八幡市	島 町		14,15	1	○	山腹工
旧近江八幡市	北 津 田 町		16	1	○	山腹工
旧近江八幡市	円 山 町		12	1	○	山腹工
旧安土町	上 豊 浦		4	1	○	山腹工 森林整備等
旧安土町	上 出		6	1	○	山腹工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
	区 域			施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班				
<u>旧安土町</u>	<u>石</u>	<u>寺</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工 森林整備等</u>
旧安土町	下 豊	浦	2	1	○	山腹工
旧安土町	東 老	蘇	3	1	○	山腹工
旧安土町	桑 実	寺	3	1	○	山腹工 流路工
旧安土町	石	寺	2	1	○	山腹工
旧八日市市	小	脇	19	1	○	山腹工
旧八日市市	尻 無	町	10	1	○	山腹工
旧永源寺町	君 ケ	畑	49, 54, 58,64	1	○	溪間工
旧永源寺町	君 ケ	畑	68,70	1		溪間工
旧永源寺町	君 ケ	畑	65	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野		10	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野		7,9	1		溪間工
旧永源寺町	高 野		11	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野		12	1	○	溪間工
旧永源寺町	茨	川	91,92,93,94, 101,102,103,104, 105,106,110, 111,112,113	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧永源寺町	杠 葉	尾	140	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	杠 葉	尾	161,162	1	○	溪間工
旧永源寺町	和 南		204	1		森林整備等
旧永源寺町	和 南		205	1	○	森林整備等、山腹工
旧永源寺町	甲 津	畑	245,246	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄 和	田	125,128	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄 和	田	127,128	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	黄 和	田	135	1	○	溪間工
旧永源寺町	政 所		116	1		森林整備等
旧永源寺町	政 所		117	1		森林整備等
旧永源寺町	政 所		118	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政 所		119	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政 所		120	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧能登川町	北 須	田	4	1	○	森林整備等
旧愛東町	百 濟	寺	15	1		森林整備等
旧愛東町	百 濟	寺	16	1		森林整備等
旧愛東町	百 濟	寺	30,32,33,34,35,39	1	○	森林整備等
旧愛東町	平 尾		9,10	1	○	山腹工
旧湖東町	平 柳		6	1		森林整備等
旧湖東町	平 柳		7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
<u>旧湖東町</u>	<u>平</u>	<u>柳</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工</u>
旧湖東町	下 一 色		9,10	1	○	溪間工 森林整備等
旧湖東町	下 一 色		12, 13	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町		原	23	1		溪間工
日 野 町		原	24	1		溪間工
<u>日 野 町</u>		<u>原</u>	<u>25,26</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工</u>
日 野 町	小 野		33	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	西 明	寺	47	1	○	森林整備等
日 野 町	鎌 掛		86,87	1		森林整備等
<u>日 野 町</u>	<u>鎌 掛</u>		<u>89,90</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>森林整備等</u>
日 野 町	蔵 王		59	1		森林整備等
<u>日 野 町</u>	<u>蔵 王</u>		<u>60,71</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 森林整備等</u>
日 野 町	平 子		67,68	1		溪間工 森林整備等
日 野 町	北 畑		55,56	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	熊 野		65	1	○	溪間工 山腹工
<u>童 王 町</u>		<u>鏡</u>	<u>25,26</u>	<u>1</u>	<u>○</u>	<u>溪間工 山腹工</u>

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分	施 業 方 法				
	伐 採 方 法			そ の 他	
	伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐		
市 町 別 内 訳	大 津 市	9,551	5,417	517	各法令の定めるところによる。
	近江八幡市	233	751	16	
	草 津 市	54	8	—	
	守 山 市	—	5	—	
	栗 東 市	1,350	72	9	
	甲 賀 市	12,915	3,977	243	
	野 洲 市	474	407	—	
	湖 南 市	2,489	552	2	
	東 近 江 市	9,137	2,724	1,535	
	日 野 町	1,144	1,098	101	
	竜 王 町	799	171	—	
総 数	38,146	15,182	2,422		

注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。
制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。

注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,500本 / ha
	中仕立て	3,500本 / ha
	疎仕立て	2,500本 / ha
ヒノキ	密仕立て	4,500本 / ha
	中仕立て	3,500本 / ha
	疎仕立て	2,500本 / ha
広葉樹		1,000本 / ha ～ 3,000本 / ha

別表 2 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期 (年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	15	20	30	40	60	70	間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	25	30	40	55	70	80	

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	20	35	60				間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	30	40	55	75			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>③ 自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐を行う場合に限る）。</p>

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none">a 標高の高い地域b 傾斜が急峻な地域c 谷密度の大きい地域d 起伏量の大きい地域e 溪床又は河川勾配の急な地域f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none">a 年平均又は季節的降水量の多い地域b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	200,089	96,163	7,118	89,045	48	
市 町 別 内 訳	大 津 市	46,451	24,991	2,984	22,007	54
	近江八幡市	17,745	1,927	682	1,245	11
	草 津 市	6,782	209	-	209	3
	守 山 市	5,574	22	-	22	0
	栗 東 市	5,269	2,321	444	1,877	44
	甲 賀 市	48,162	32,418	1,990	30,428	67
	野 洲 市	8,014	1,229	215	1,014	15
	湖 南 市	7,040	3,645	-	3,645	52
	東 近 江 市	38,837	21,820	680	21,140	56
	日 野 町	11,760	6,100	-	6,100	52
	竜 王 町	4,455	1,480	124	1,357	33

注：区域面積は令和2年7月1日時点全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林の地域別の森林計画書（湖南森林計画区）による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況
ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 深 積 雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
南 小 松	36.1	-3.4	15.3	2,083	-	WNW	
東 近 江	36.5	-7.0	15.1	1,494	-	WNW	
大 津	36.4	-3.4	15.8	1,816	-	W	
信 楽	34.0	-7.1	13.3	1,836	-	E	
土 山	35.1	-5.7	14.4	1,512	-	ESE	

注：令和3年度滋賀県気象年報（彦根地方気象台）

イ 地 勢

当計画地は滋賀県南部に位置し、東部北部は多賀町、愛荘町、彦根市と接し、東部から南部にかけては鈴鹿山脈、中南部丘陵地帯を境に三重県西部と接している。また、南部から西部にかけては京都府南部と接し、西部北部については高島市と接している。

この地域は東部山岳地帯、中南部丘陵地帯および西部山岳地帯に大別される。

東部山岳地帯は鈴鹿山脈の中心をなし、鈴ヶ岳(1,130m)、御池岳(1,247m)、竜ヶ岳(1,100m)、御在所山(1,212m)、雨乞岳(1,238m)、綿向山(1,110m)、鎌ヶ岳(1,161m)等の1,000mを越す高峰が立ち並び、30°内外の急峻な傾斜の山岳地帯を形成しており、愛知川、日野川、野洲川等の主要河川の源となっている。

これら河川は流下に伴い、中小河川を合流し、下流に肥沃な平野地帯を形成し琵琶湖に注いでいる。

中南部丘陵地帯は、甲賀市を中心に比較的緩やかな斜面で野洲川、大戸川等の流域を形成している。

西部山岳地帯は、武奈ヶ岳(1,214m)を主峰とする比良山系の主要部分を擁し、皆子山、大尾山、大比叡（比叡山）、如意が岳、千頭岳へと南北に連なる尾根にて京都府と接している。

比良山系と京都府境の尾根で挟まれている大津市葛川地区は安曇川上流域に属し、大津市西部は和邇川、真野川等小流域の河川が湖岸に接する連山から直接東下し琵琶湖に注いでおり、ともに急峻な地帯をなしている。

ウ 地質、土壌等

古生層は鈴鹿山脈山麓部の愛知川、日野川、野洲川上流域一帯、瀬田川西部、南部および安曇川上流域に広く分布しており、土壌は主としてBD型土壌（適潤性褐色森林土）で土質は良好で地味は肥沃である。

洪積層は日野川、野洲川中流域、和邇川、真野川流域に広く分布し土壌はおおむねBD-d型土壌であり、土質は良好であるが地味はやや肥沃度に乏しい。

洪積層は平地部、湖岸周辺に分布し、BD型土壌、BE型土壌（弱湿性褐色森林土）であり土壌深度は深く、肥沃度に富む土壌である。

花崗岩は鈴鹿山脈の山稜地帯、野洲川中流域、大戸川流域および比良山系東側斜面に分布しており、土壌はBB型土壌（乾性褐色森林土）、BC型土壌（弱乾性褐色森林土）であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地	
総 数	177	96	34	31	3	47	16	
市 町 別 内 訳	大 津 市	37	25	3	3	0	9	4
	近江八幡市	10	2	5	4	0	4	1
	草 津 市	4	0	1	1	0	3	2
	守 山 市	4	0	3	2	0	1	1
	栗 東 市	5	2	1	1	0	2	1
	甲 賀 市	48	32	6	5	1	10	2
	野 洲 市	6	1	2	2	0	2	1
	湖 南 市	7	4	1	1	0	3	1
	東 近 江 市	39	22	9	8	1	8	2
	日 野 町	12	6	3	2	0	3	1
	竜 王 町	4	1	1	1	0	2	0

注：令和2年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	69,226	383	367	8	7	33,259	35,543

注：滋賀県民経済計算年報（令和元年度）による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総数	476,062	10,830	10,334	263	233	152,644	312,588	
市 町 別 内 訳	大津市	145,832	1,601	1,435	91	75	32,908	111,323
	近江八幡市	38,238	1,331	1,227	6	98	13,168	23,739
	草津市	59,799	827	808	7	12	18,183	40,789
	守山市	38,411	834	812	5	17	12,431	25,146
	栗東市	32,203	492	479	10	3	10,570	21,141
	甲賀市	41,838	1,550	1,469	77	4	16,495	23,793
	野洲市	23,673	759	746	1	12	8,579	14,335
	湖南市	26,154	364	356	7	1	11,312	14,478
	東近江市	53,421	2,134	2,087	38	9	21,979	29,308
	日野町	10,003	531	509	21	1	4,229	5,243
	竜王町	6,490	407	406	0	1	2,790	3,293

注：令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		89,044.31	16,460,537	106,030	51.83	0	0	93.03	277	12	118.95	2,664	393		
立木地	総数	計	85,808.80	16,460,537	106,030	51.83	0	0	93.03	277	12	118.95	2,664	393	
		針	60,366.61	13,707,286	93,657	40.16	0	0	70.86	251	12	95.72	2,414	362	
		広	25,442.19	2,753,251	12,373	11.67	0	0	22.17	26	0	23.23	250	31	
	人工林	総数	計	37,873.50	9,393,007	86,005	51.14	0	0	93.03	277	12	114.35	2,550	380
			針	37,486.73	9,373,849	85,559	40.16	0	0	70.86	251	12	92.39	2,310	349
			広	386.77	19,158	446	10.98	0	0	22.17	26	0	21.96	240	31
		育成単層林	計	36,883.05	9,278,631	82,306	37.56	0	0	50.62	185	12	90.46	2,188	330
			針	36,643.04	9,264,982	82,057	29.76	0	0	39.15	171	12	77.34	2,038	311
			広	240.01	13,649	249	7.80	0	0	11.47	14	0	13.12	150	19
		育成複層林	計	990.45	114,376	3,699	13.58	0	0	42.41	92	0	23.89	362	50
			針	843.69	108,867	3,502	10.40	0	0	31.71	80	0	15.05	272	38
			広	146.76	5,509	197	3.18	0	0	10.70	12	0	8.84	90	12
	天然林	総数	計	412.82	66,371	210	0.00	0	0	0.00	0	0	0.91	13	1
			針	270.56	52,659	103	0.00	0	0	0.00	0	0	0.29	9	1
			広	142.26	13,712	107	0.00	0	0	0.00	0	0	0.62	4	0
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	412.82	66,371	210	0.00	0	0	0.00	0	0	0.91	13	1	
		針	270.56	52,659	103	0.00	0	0	0.00	0	0	0.29	9	1	
		広	142.26	13,712	107	0.00	0	0	0.00	0	0	0.62	4	0	
天然生林	計	47,522.48	7,001,159	19,815	0.69	0	0	0.00	0	0	3.69	101	12		
	針	22,609.32	4,280,778	7,995	0.00	0	0	0.00	0	0	3.04	95	12		
	広	24,913.16	2,720,381	11,820	0.69	0	0	0.00	0	0	0.65	6	0		
竹林		773.76	155,250	0											
伐採跡地		0.63	0	0											
未立木地		1,451.51	0	0											
更新困難地		1,009.61	0	0											

注: 令和4年度調査による

区分		8齡級			9齡級			10齡級			11齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		2,739.99	488,245	11,612	4,005.66	821,998	12,770	5,209.30	1,138,102	12,444	5,310.81	1,211,930	10,222		
立木地	総数	計	2,739.99	488,245	11,612	4,005.66	821,998	12,770	5,209.30	1,138,102	12,444	5,310.81	1,211,930	10,222	
		針	2,657.08	482,937	11,487	3,776.59	807,555	12,487	4,878.63	1,111,032	12,110	4,881.34	1,175,229	9,842	
		広	82.91	5,308	125	229.07	14,443	283	330.67	27,070	334	429.47	36,701	380	
	人工林	総数	計	2,660.83	482,666	11,482	3,779.45	806,062	12,477	4,814.73	1,100,925	12,032	4,508.07	1,113,070	9,508
			針	2,651.32	482,102	11,468	3,759.72	804,518	12,445	4,807.20	1,100,286	12,027	4,505.30	1,112,832	9,505
			広	9.51	564	14	19.73	1,544	32	7.53	639	5	2.77	238	3
		育成単層林	計	2,642.84	479,888	11,408	3,753.83	801,372	12,390	4,769.78	1,091,581	11,927	4,469.65	1,103,843	9,431
			針	2,633.33	479,324	11,394	3,734.10	799,828	12,358	4,762.25	1,090,942	11,922	4,467.57	1,103,654	9,429
			広	9.51	564	14	19.73	1,544	32	7.53	639	5	2.08	189	2
		育成複層林	計	17.99	2,778	74	25.62	4,690	87	44.95	9,344	105	38.42	9,227	77
			針	17.99	2,778	74	25.62	4,690	87	44.95	9,344	105	37.73	9,178	76
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.69	49	1
	天然林	総数	計	0.41	65	1	10.62	1,077	17	15.47	1,294	15	23.05	3,304	20
			針	0.41	65	1	3.06	503	4	3.62	563	3	12.32	2,343	12
			広	0.00	0	0	7.56	574	13	11.85	731	12	10.73	961	8
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	0.41	65	1	10.62	1,077	17	15.47	1,294	15	23.05	3,304	20	
		針	0.41	65	1	3.06	503	4	3.62	563	3	12.32	2,343	12	
		広	0.00	0	0	7.56	574	13	11.85	731	12	10.73	961	8	
天然生林	計	78.75	5,514	129	215.59	14,859	276	379.10	35,883	397	779.69	95,556	694		
	針	5.35	770	18	13.81	2,534	38	67.81	10,183	80	363.72	60,054	325		
	広	73.40	4,744	111	201.78	12,325	238	311.29	25,700	317	415.97	35,502	369		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注:令和4年度調査による

区分		16齡級			17齡級			18齡級			19齡級				
		面積	材積	成長量											
総数		5,286.85	974,335	2,234	3,674.59	663,763	840	3,517.67	671,269	346	3,086.82	567,700	26		
立木地	総数	計	5,286.85	974,335	2,234	3,674.59	663,763	840	3,517.67	671,269	346	3,086.82	567,700	26	
		針	2,877.91	690,074	2,234	1,863.73	449,691	840	1,914.35	477,668	346	1,580.77	387,318	26	
		広	2,408.94	284,261	0	1,810.86	214,072	0	1,603.32	193,601	0	1,506.05	180,382	0	
	人工林	総数	計	994.24	322,884	1,432	661.40	213,030	391	780.39	252,985	342	599.78	190,245	26
			針	992.57	322,723	1,432	659.08	212,814	391	778.53	252,773	342	599.23	190,187	26
			広	1.67	161	0	2.32	216	0	1.86	212	0	0.55	58	0
		育成単層林	計	984.63	320,014	1,420	650.93	210,874	389	775.80	251,873	342	591.95	187,947	26
			針	983.12	319,872	1,420	650.93	210,874	389	774.91	251,786	342	591.40	187,889	26
			広	1.51	142	0	0.00	0	0	0.89	87	0	0.55	58	0
		育成複層林	計	9.61	2,870	12	10.47	2,156	2	4.59	1,112	0	7.83	2,298	0
			針	9.45	2,851	12	8.15	1,940	2	3.62	987	0	7.83	2,298	0
			広	0.16	19	0	2.32	216	0	0.97	125	0	0.00	0	0
	天然林	総数	計	30.49	5,128	5	13.16	2,579	3	7.81	1,405	0	6.99	1,404	0
			針	25.04	4,423	5	10.52	2,276	3	5.74	1,148	0	5.89	1,291	0
			広	5.45	705	0	2.64	303	0	2.07	257	0	1.10	113	0
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	30.49	5,128	5	13.16	2,579	3	7.81	1,405	0	6.99	1,404	0	
		針	25.04	4,423	5	10.52	2,276	3	5.74	1,148	0	5.89	1,291	0	
		広	5.45	705	0	2.64	303	0	2.07	257	0	1.10	113	0	
天然生林	計	4,262.12	646,323	797	3,000.03	448,154	446	2,729.47	416,879	4	2,480.05	376,051	0		
	針	1,860.30	362,928	797	1,194.13	234,601	446	1,130.08	223,747	4	975.65	195,840	0		
	広	2,401.82	283,395	0	1,805.90	213,553	0	1,599.39	193,132	0	1,504.40	180,211	0		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注:令和4年度調査による

(2) 制限林普通林別森林資源表

湖南計画区

(単位)面積:ha、材積:立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量:1,000m³

800	総数	立 木 地																					竹	林	無	立	更	新
		総 数									人 工 林						天 然 林											
		総 数			総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林								
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹						
総 数	面積	89,044	85,809	60,367	25,442	37,874	37,487	387	36,883	36,643	240	990	844	147	47,935	22,880	25,055	413	271	142	47,522	22,609	24,913	774	1,452	1,010		
	材積	16,461	16,461	13,707	2,753	9,393	9,374	19	9,279	9,265	14	114	109	6	7,068	4,333	2,734	66	53	14	7,001	4,281	2,720	155	0	0		
	成長量	106	106	94	12	86	86	0	82	82	0	4	4	0	20	8	12	0	0	0	20	8	12	0	0	0		
制 限 林	面積	28,968	27,649	20,944	6,705	12,181	12,114	67	11,942	11,896	46	239	219	21	15,468	8,829	6,638	42	29	14	15,425	8,801	6,625	622	609	88		
	材積	5,419	5,419	4,696	723	2,997	2,995	2	2,968	2,967	1	29	28	1	2,422	1,701	721	7	6	1	2,415	1,696	719	125	0	0		
	成長量	32	32	29	3	26	26	0	25	25	0	1	1	0	6	3	3	0	0	0	6	3	3	0	0	0		
普 通 林	面積	60,076	58,160	39,423	18,737	25,692	25,373	320	24,941	24,748	194	751	625	126	32,468	14,050	18,417	371	242	129	32,097	13,809	18,288	152	843	922		
	材積	11,042	11,042	9,011	2,031	6,396	6,379	17	6,310	6,298	12	86	81	5	4,646	2,632	2,014	59	47	12	4,586	2,585	2,001	30	0	0		
	成長量	74	74	65	9	60	60	0	57	57	0	3	3	0	14	5	9	0	0	0	14	5	9	0	0	0		

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区分	面積	材積	立木地																					竹林	無立木地	更新困難地
			人工林									天然林														
			総数			育成単層林			育成複層林			総数			育成複層林			天然生林								
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹						
総数	面積	89,044	85,809	60,367	25,442	37,874	37,487	387	36,883	36,643	240	990	844	147	47,935	22,880	25,055	413	271	142	47,522	22,609	24,913	774	1,452	1,010
	材積	16,461	16,461	13,707	2,753	9,393	9,374	19	9,279	9,265	14	114	109	6	7,068	4,333	2,734	66	53	14	7,001	4,281	2,720	155	0	0
大津市	面積	22,007	20,915	13,538	7,377	8,895	8,812	83	8,802	8,722	80	93	90	3	12,020	4,726	7,294	21	16	5	12,000	4,710	7,289	158	415	519
	材積	4,306	4,306	3,451	855	2,517	2,511	6	2,501	2,495	6	16	16	0	1,789	940	849	4	3	1	1,785	937	848	32	0	0
近江八幡市	面積	1,245	1,130	853	278	199	197	2	174	173	1	25	24	1	931	655	276	31	10	21	900	645	254	103	8	4
	材積	171	171	147	25	36	36	0	34	34	0	1	1	0	136	111	25	3	2	2	132	110	23	21	0	0
草津市	面積	209	191	172	19	13	12	1	13	12	1	0	0	0	178	160	19	0	0	0	178	160	19	12	5	0
	材積	29	29	28	2	2	2	0	2	2	0	0	0	0	27	25	2	0	0	0	27	25	2	3	0	0
守山市	面積	22	7	6	1	2	2	0	2	2	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	4	3	1	15	0	0
	材積	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0
栗東市	面積	1,877	1,776	1,640	136	868	855	13	819	816	3	48	39	10	908	785	123	55	47	8	854	739	115	33	54	14
	材積	369	369	356	13	184	183	0	180	179	0	4	4	0	185	173	13	10	9	1	175	163	12	7	0	0
甲賀市	面積	30,428	29,565	24,156	5,409	17,071	16,969	102	16,748	16,685	63	323	283	40	12,494	7,187	5,307	78	50	27	12,417	7,137	5,279	160	377	325
	材積	6,058	6,058	5,474	584	4,168	4,165	3	4,128	4,126	2	40	39	1	1,890	1,309	581	12	9	3	1,878	1,300	578	32	0	0
野洲市	面積	1,014	969	863	105	218	174	44	180	165	15	38	9	29	750	689	61	47	34	13	703	656	48	31	11	3
	材積	148	148	139	9	29	26	2	26	26	1	2	1	2	120	113	7	7	6	2	113	107	6	6	0	0
湖南市	面積	3,645	3,559	3,230	328	1,628	1,556	73	1,432	1,398	34	196	157	39	1,931	1,675	256	72	61	11	1,859	1,614	245	34	27	25
	材積	733	733	701	32	334	330	4	309	307	2	25	23	2	399	371	28	15	13	1	385	358	27	7	0	0
東近江市	面積	21,140	20,489	10,004	10,485	7,173	7,128	45	6,985	6,956	29	188	172	15	13,316	2,876	10,440	69	20	49	13,247	2,856	10,391	129	421	101
	材積	3,357	3,357	2,266	1,091	1,700	1,698	2	1,682	1,680	2	18	18	0	1,658	568	1,089	9	4	4	1,649	564	1,085	26	0	0
日野町	面積	6,100	5,888	4,684	1,204	1,703	1,689	14	1,624	1,621	4	78	68	10	4,185	2,995	1,191	41	32	9	4,145	2,963	1,182	75	125	13
	材積	1,095	1,095	959	135	407	407	1	401	400	0	7	7	0	687	553	135	7	6	1	680	546	134	15	0	0
竜王町	面積	1,357	1,320	1,220	100	104	93	11	103	92	11	1	1	0	1,216	1,128	89	1	1	0	1,216	1,127	89	23	9	4
	材積	193	193	185	7	16	16	0	16	16	0	0	0	0	176	169	7	0	0	0	176	169	7	5	0	0

注：令和4年度調査による。
・四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖南計画区

単位：面積 ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区	分	総数	立 木 地															竹	林	無	立	更	新
			総 数			人 工 林			天 然 林														
									総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林								
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹						
総数	面積	89,044	85,809	60,367	25,442	37,874	37,487	387	47,935	22,880	25,055	413	271	142	47,522	22,609	24,913	774	1,452	1,010			
	材積	16,461	16,461	13,707	2,753	9,393	9,374	19	7,068	4,333	2,734	66	53	14	7,001	4,281	2,720	155	0	0			
都道府県有林	面積	2,651	2,536	2,037	498	1,450	1,397	53	1,086	641	445	57	46	11	1,028	594	434	21	42	52			
	材積	516	516	462	54	348	345	3	167	116	51	11	9	1	157	107	50	4	0	0			
市町村有林	面積	1,587	1,516	1,123	393	632	588	44	884	534	350	13	9	4	871	525	346	11	46	14			
	材積	266	266	227	39	136	134	2	130	93	36	2	2	0	127	92	36	2	0	0			
財産区有林	面積	1,444	1,358	972	386	818	813	5	540	160	381	6	4	3	534	156	378	1	20	64			
	材積	300	300	260	40	227	227	0	72	33	39	1	1	0	71	32	39	0	0	0			
私有林	面積	83,362	80,399	56,235	24,165	34,974	34,689	285	45,426	21,546	23,880	336	211	125	45,089	21,334	23,755	740	1,344	879			
	材積	15,380	15,380	12,759	2,621	8,681	8,668	13	6,698	4,091	2,608	53	41	12	6,646	4,050	2,596	148	0	0			

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5) 制限林の種類別面積

湖南計画区

区分	計画区計	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	
普通林	28,967.83 5,543,685	3,062.35 590,737	146.56 21,894	17.12 3,378	444.99 83,610	132.17 21,664	534.23 112,575	
水源かん養保安林	10,807.94 2,018,890	2,570.35 488,801	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	127.56 31,611	
土砂流出防備保安林	24,023.46 4,185,704	4,919.01 702,960	47.65 7,513	0.00 0	1,089.84 222,559	729.25 108,672	2,535.70 504,192	
土砂崩壊防備保安林	154.51 42,065	12.97 2,943	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防風保安林	7.22 1,089	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	6.01 1,015	
	水害防備保安林	53.50 11,142	30.96 6,247	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	干害防備保安林	0.25 32	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.25 32	0.00 0	
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	なだれ防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	落石防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	魚つき保安林	17.74 4,324	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	保健保安林	332.91 46,866	100.66 9,830	6.46 937	0.00 0	17.33 3,990	1.89 250	0.00 0
	風致保安林	425.90 88,989	230.46 47,343	8.35 1,545	4.89 982	18.52 3,787	17.20 3,040	15.30 2,538
	小計	837.52 152,442	362.08 63,420	14.81 2,482	4.89 982	36.10 7,809	25.10 4,305	15.30 2,538
	保安施設地区	0.20 62	0.19 59	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
砂防指定地	4,476.02 913,443	1,531.49 372,964	0.00 0	0.00 0	105.65 19,918	78.68 12,448	200.79 39,703	
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
国定公園	特別保護地区	306.87 29,218	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	1,488.08 197,424	310.23 84,320	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	2,158.48 307,531	459.41 93,818	0.00 0	0.00 0	0.00 0	4.26 720	
	第3種特別地域	6,256.04 1,098,623	2,701.01 475,638	0.00 0	0.00 0	0.30 29	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	75.62 10,787	75.62 10,787	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
県立自然公園	第1種特別地域	14.02 1,670	12.44 1,284	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	210.63 26,506	119.52 11,428	0.00 0	0.00 0	0.00 0	32.13 5,135	
	第3種特別地域	3,033.06 610,669	1,159.75 265,161	0.00 0	0.00 0	36.97 7,794	2.31 350	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	4,425.94 1,132,160	3,479.18 924,213	0.00 0	0.00 0	37.05 7,034	0.00 0	
公園合計	17,968.74 3,414,588	8,317.16 1,866,649	0.00 0	0.00 0	74.32 14,857	38.70 6,205	221.05 46,897	
鳥獣保護区	7.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
特別保護地区	1,305	0	0	0	0	0	0	
都市計画地区	1,651.11	1,218.81	0.00	0.00	120.45	3.97	8.52	
域風致地区	316,769	245,686	0	0	25,615	599	1,810	
特別母樹林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
史跡名勝天然記念物	16.26 2,572	5.11 806	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
急傾斜地崩壊危険区域	133.02 24,262	7.90 2,263	0.00 0	0.00 0	5.36 1,155	5.99 675	1.59 328	
都道府県自然環境保全地域特別地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
都道府県自然環境保全地域普通地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
その他	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
合計	89,044.31 16,615,787	22,007.42 4,337,288	209.02 31,889	22.01 4,360	1,876.71 375,523	1,013.86 154,568	3,644.74 739,654	

注：令和4年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m3)

甲賀市	近江八幡市	日野町	竜王町	東近江市
12,551.74	245.15	3,758.29	316.90	7,758.33
2,616.573	39,763	608,580	47,244	1,397,667
3,050.45	0.18	343.08	0.00	4,716.32
680,566	34	83,907	0	733,971
9,714.60	558.83	1,720.55	786.36	1,921.67
1,762,781	80,908	360,796	115,334	319,989
139.51	1.29	0.00	0.00	0.74
38,781	219	0	0	122
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	1.21	0.00	0.00	0.00
0	74	0	0	0
22.54	0.00	0.00	0.00	0.00
4,895	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	17.74	0.00	0.00	0.00
0	4,324	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
15.71	16.40	52.53	30.58	91.35
2,151	1,301	11,294	4,602	12,511
58.88	26.91	8.26	7.94	29.19
14,124	5,246	1,895	1,403	7,086
97.13	62.26	60.79	38.52	120.54
21,170	10,945	13,189	6,005	19,597
0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
3	0	0	0	0
2,019.91	2.66	61.86	139.34	335.64
363,743	420	11,608	18,101	74,538
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	306.87
0	0	0	0	29,218
21.63	0.42	0.00	0.00	1,155.80
2,817	80	0	0	110,207
253.77	256.30	0.00	0.00	1,184.74
60,596	41,039	0	0	111,358
876.65	65.60	137.73	0.00	2,474.75
226,742	10,574	28,273	0	357,367
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
49.80	0.00	0.00	0.00	0.00
8,068	0	0	0	0
822.42	1.11	0.00	5.51	886.50
121,707	195	0	846	189,424
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
747.65	0.00	0.00	70.26	0.00
171,769	0	0	9,700	0
2,771.92	323.43	137.73	75.77	6,008.66
591,699	51,888	28,273	10,546	797,574
7.70	0.00	0.00	0.00	0.00
1,305	0	0	0	0
0.00	32.17	0.00	0.00	267.19
0	4,865	0	0	38,194
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
7.02	4.02	0.00	0.00	0.11
1,082	661	0	0	23
67.55	15.26	18.09	0.00	11.28
12,612	2,289	3,129	0	1,811
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
30,427.54	1,245.25	6,100.39	1,356.89	21,140.48
6,090,315	191,992	1,109,482	197,230	3,383,486

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	4,552	4,755	4,386	14	2,753	16,460
人工林	4,505	4,729	139	0	19	9,392
天然林	47	26	4,247	14	2,734	7,068

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林				要整備森林		備考
	番号	面積			箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林			
指定なし							

注1： 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位： 面積 ha

区 分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		8	4,668
市 町 別 内 訳	大 津 市	2	1,241
	近 江 八 幡 市	1	437
	草 津 市	-	1
	守 山 市	-	-
	栗 東 市	1	150
	甲 賀 市	1	1,429
	野 洲 市	-	106
	湖 南 市	1	182
	東 近 江 市	1	822
	日 野 町	1	256
	竜 王 町	-	44

※ 荒廃地は、平成29年度～令和3年度までの災害報告の合計

※ 荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位：面積 ha (火災はa)

種 類	火 災			松 く い 虫			カシノナガキクイムシ			カ モ シ カ			シ カ			ク マ			
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	
市 町 別 内 訳	大 津 市	0	-	0	22	24	11	0	0	0	-	-	-	2	2	1	1	1	1
	近江八幡市	-	-	-	12	8	10	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	草 津 市	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	守 山 市	-	-	-	-	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栗 東 市	3	-	3	5	10	8	0	-	-	-	-	-	1	1	0	-	-	-
	甲 賀 市	31	-	0	85	90	35	0	0	-	1	-	-	23	21	11	-	-	-
	野 洲 市	-	-	-	3	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湖 南 市	3	-	-	7	3	11	-	-	-	-	-	-	2	0	3	-	-	-
	東 近 江 市	-	0	-	22	18	15	-	0	0	-	-	-	3	1	5	-	-	-
	日 野 町	-	0	-	20	15	13	-	-	0	-	-	-	-	1	2	-	-	-
	竜 王 町	-	-	-	10	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 数	37	0	3	188	185	111	1	0	0	1	-	-	31	26	23	1	1	1	

注1：令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区分	総数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20～30ha 未満	30～50ha 未満	50ha 以上
総数	3,605	2,349	534	369	177	65	46	32
市 町 別 内 訳	大津市	712	407	117	91	55	18	12
	近江八幡市	67	45	7	8	2	2	-
	草津市	58	37	8	6	1	3	1
	守山市	14	7	3	3	-	1	-
	栗東市	65	15	10	5	1	-	-
	甲賀市	1,500	1,015	206	153	75	23	18
	野洲市	35	17	7	3	2	2	4
	湖南市	128	93	17	12	1	2	3
	東近江市	516	348	73	47	27	11	7
	日野町	488	348	82	40	13	3	1
	竜王町	22	17	4	1	-	-	-

注：2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積		
総 数	95	10,597	14	736	91	9,861		
市 町 別 内 訳	大 津 市	12	1,025	—	—	12	1,025	
	近江八幡市	—	—	—	—	—	—	
	草 津 市	—	—	—	—	—	—	
	守 山 市	—	—	—	—	—	—	
	栗 東 市	1	431	—	—	1	431	
	甲 賀 市	32	4,239	9	477	31	3,762	
	野 洲 市	—	—	—	—	—	—	
	湖 南 市	6	335	2	43	5	292	
	東 近 江 市	35	3,682	3	216	33	3,466	
	日 野 町	9	885	—	—	9	885	
竜 王 町	—	—	—	—	—	—		

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：令和3年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別		組 合 名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備 考	
森 林 組 合	大 津 市	坂 本	15	1	1,032	1,046		
		滋 賀 南 部	1,259	11	71,866	10,926		
			草 津 市					
			守 山 市					
			栗 東 市					
	野 洲 市							
	甲 賀 市	滋 賀 中 央	6,272	36	138,492	35,742		
			湖 南 市					
	日 野 町							
	東 近 江 市	東 近 江 市 永 源 寺	824	7	20,517	8,335		
びわこ 東 部								
総 数			8,370	55	231,907	56,049		

注1：令和2年度森林組合一斉調査による。

注2：滋賀南部森林組合は、大津市の一部と、草津市、守山市、栗東市、野洲市を区域としており、総数を記載している。

注3：滋賀中央森林組合は、甲賀市、湖南市、日野町を区域としており、総数を記載している。

注4：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備 考	
生 産 森 林 組 合	向 在 地	-	-	-	-		
	生 津	37	0	3,212	95		
	伊香立学区	424	0	331	17		
	上 在 地	-	-	-	-		
	北 在 地	38	0	1,000	22		
	下 在 地	55	0	11	2		
	南 庄	109	0	3,341	111		
	上 龍 華	-	-	-	-		
	下 龍 華	18	0	475	32		
	龍 華	-	-	-	-		
	途 中	45	0	10	63		
	普 門	82	0	7,958	185		
	真野町中村	47	0	2,914	6		
	真 野 佐 川	26	0	3,603	8		
	上仰木辻ヶ下	260	0	99,388	75		
	逢 坂 山	272	0	91,323	127		
	雄 琴	118	0	75,520	10		
	大 鳥 居	-	-	-	-		
	里 町	132	0	61,248	409		
	南 比 良	123	0	28,044	488		
	堂 町	62	0	17,514	67		
	森 町	52	0	27,089	44		
	羽 栗	81	0	14,448	253		
	千 町	61	0	41,340	4		
	三 ヶ 山	202	0	19,140	68		
	枝	-	-	-	-		
	栗 原	-	-	-	-		
	外 畑 築	15	0	46,800	46		
	近江八幡市	上 豊 浦	64	0	2,835	35	
		下 豊 浦	255	0	9,778	41	
		常 楽 寺	69	0	14,491	16	
	栗東市	金 勝	515	0	406,397	489	
		蜂 屋	53	0	27,565	19	
	甲 賀 市	岩 坂	16	0	8,636	15	
		牛 飼	90	0	77,682	215	
		大字三大寺	236	0	17,099	60	
		泉	123	0	4,480	16	
		植・宇田共有	96	0	47,318	187	
		市 場	27	0	10,638	5	
		油日・上野共	321	0	85,386	138	
		葛 木	70	0	7,140	34	
		磯 尾	80	0	11,252	82	
		楯 打 山	605	0	16,855	19	
		黄 瀬	113	0	69,107	600	
		小 川	109	0	28,760	48	
大 字 牧		118	0	12,663	123		
神 山		216	0	64,000	335		
上 朝 宮	103	0	51,358	204			
野 洲 市	大 篠 原	170	0	34,170	159		
	小 堤	55	0	12,240	47		
湖 南 市	東 寺	43	0	31,460	76		
	西 寺	41	0	13,944	40		
	三 雲	187	0	46,002	427		
	正 福 寺	93	0	52,496	168		
	夏 見	72	0	35,352	91		
	平 松	56	0	61,712	110		
東 近 江 市	菩 提 寺	181	0	59,187	135		
	和 南	55	0	63,849	76		
	押 立 山	1,087	0	39,132	313		
日 野 町	小 倉	88	0	8,272	72		
	平 柳	109	0	37,848	57		
	綿 向	1,464	3	344,872	1,173		
	三 峯 山 南 山	295	0	25,075	256		
	鎌 掛	213	0	33,015	183		
西 明 寺	39	0	11,592	71			
総 数		9,786	3	2,428,367	8,267		

注：令和2年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単 位 : 事業体数

区 分		造 林 業	木材市場	木 材 業	製 材 業	そ の 他
市 町 別 内 訳	大 津 市	4	-	13	9	
	近江八幡市	-	-	2	5	
	草 津 市	-	-	3	2	
	守 山 市	-	-	1	2	
	栗 東 市	-	-	6	5	
	甲 賀 市	2	1(1)	13	14	
	野 洲 市	-	1	1	2	
	湖 南 市	-	-	2	3	
	東 近 江 市	3	-	14	11	
	日 野 町	1	-	2	4	
竜 王 町	-	-	2	1		
総 数		10	2(1)	59	58	

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、令和元年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数	男 女 計				
	経営体数	林業に 60日以上従事	人数	林業に 60日以上従事	
総 数	1,644	36	1,525	83	
別 内 町 市	大 津 市	24	4	430	25
	近江八幡市	2	X	X	X
	草 津 市	1	X	X	X
	守 山 市	-	-	-	-
	栗 東 市	14	2	108	2
	甲 賀 市	81	12	503	17
	野 洲 市	2	X	X	X
	湖 南 市	8	3	267	9
	東 近 江 市	28	9	177	21
	日 野 町	18	6	40	18
	竜 王 町	-	-	-	-

注：2020年農林業センサスによる。

「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。
総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
20	15	11	0	24	21
グラップル	樹木 粉碎機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤー ダ
37	0	1	2	2	3

注：令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市 町 別 内 訳	大津市	129,984	5.90	市 町 別 内 訳	野洲市	8,483	8.37
	近江八幡市	—	—		湖南市	45,076	12.34
	草津市	—	—		東近江市	260,887	12.34
	守山市	—	—		日野町	100,619	16.48
	栗東市	41,057	21.85		竜王町	1,550	1.14
	甲賀市	470,038	15.47	総数	1,057,693	11.88	

注1：令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

（単位 h a）

市町名		異動区分		ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
		農用地						
別 内 訳	大津市	-	-	2.61	0.24	-	2.85	
	草津市	-	-	1.37		-	1.37	
	守山市	-	-			-	0.00	
	栗東市	-	-			-	0.00	
	野洲市	-	-	2.08		-	2.08	
	甲賀市	-	-	1.38	0.15	-	1.53	
	湖南市	-	-	0.73		-	0.73	
	近江八幡市	-	-	0.23		-	0.23	
	東近江市	-	-	1.89	0.26	-	2.15	
	日野町	-	-	4.57		-	4.57	
	竜王町	-	-	-	-	-	0.00	
総数		-	-	14.86	0.65	-	15.51	

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：令和4年度に確定したものである。

（2）森林以外より森林への異動

（単位 h a）

市町名		異動区分		その他	合計
		農用地	国有林		
別 内 訳	大津市	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-
	草津市	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	-
	甲賀市	1.01	56.43	-	57.44
	野洲市	-	-	-	-
	湖南市	-	-	4.45	4.45
	東近江市	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-
総数		1.01	56.43	4.45	61.89

注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
213

※ 計算方法

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

$$E = Zw + (Vw - Vn) / Ta$$

E: 伐採(皆伐)材積の目安

Ta: 更新期間

Zw: 対象森林の期首時の年間成長量

Vw: 対象森林の期首時の立木材積

Vn: 基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

$$Ea = E \times A$$

Ea: 持続的伐採可能量

A: 再生林率

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再生林率:% 材積:千m³

再生林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	213	58	271
90	192		250
80	170		228
70	149		207
60	128		186
50	107		165
40	85		143
30	64		122
20	43		101
10	21		79

刊行物名 湖南地域森林計画
令和4年12月樹立
刊行年月 令和5年 月
発行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3914 (直通)
FAX 077-528-4886
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

森林区域の変更(湖南)

面積変更のある森林区域の変更

区域	市町名	変更件数	転用				転入	
			伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
湖南	大津市	9	2.85		5.63			
湖南	近江八幡市	1	0.23					
湖南	草津市	3	1.37					
湖南	守山市	-						
湖南	栗東市	4	2.08					
湖南	甲賀市	8	1.53		9.86		1.01	56.43
湖南	野洲市	-						
湖南	湖南市	3	0.73	12.37				4.45
湖南	東近江市	8	2.15	3.87	1.60			
湖南	日野町	10	4.57					
湖南	竜王町	-						

転用

伐採届 15.51ha 林地開発 17.84ha

連絡調整 15.49ha その他 0ha

転入

官公造林地返地 56.43ha

その他 5.46ha

変更前森林面積 89,031.27ha

変更後森林面積 89,044.32ha 13.05ha 増

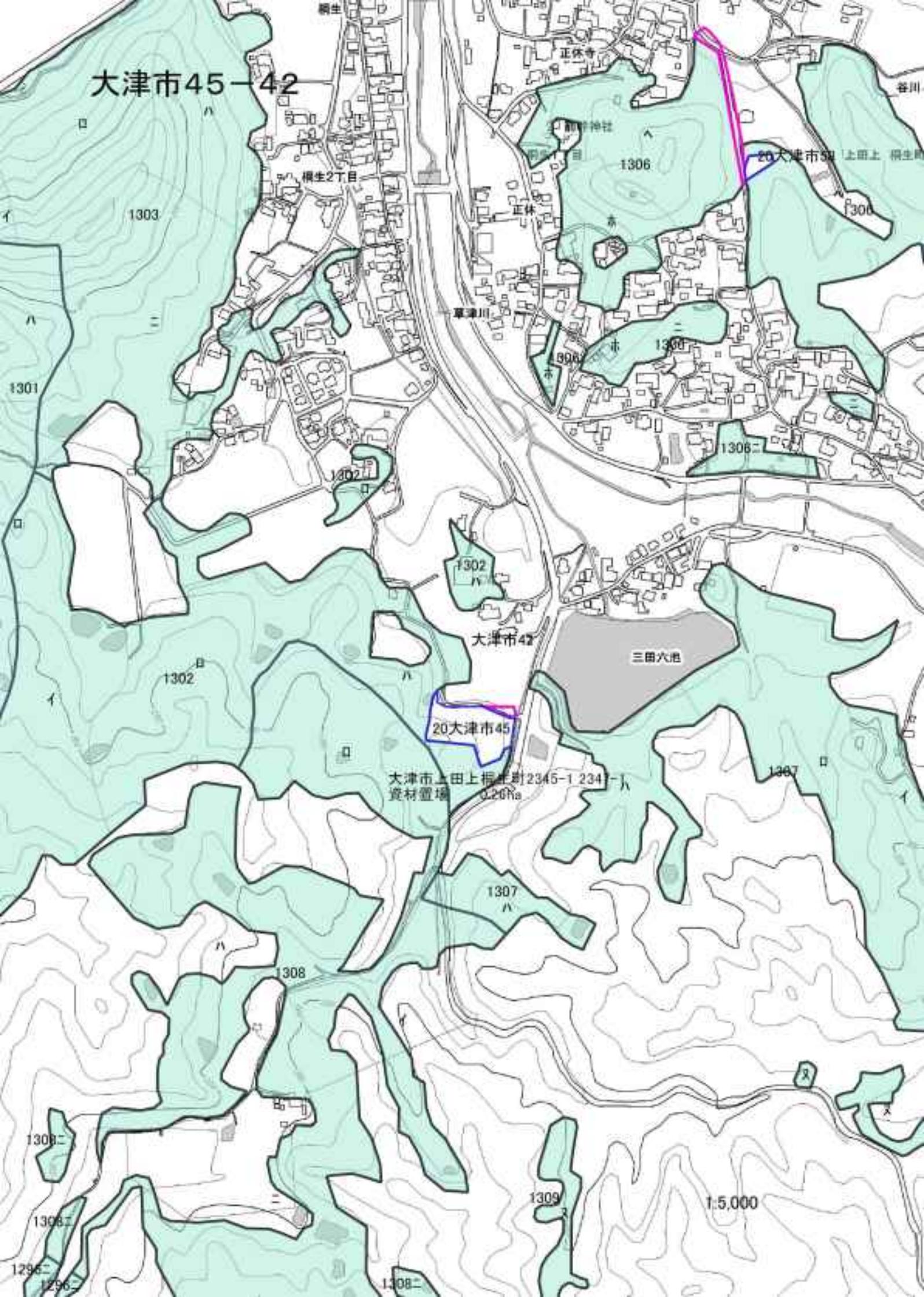
図面の凡例

-  森林区域外への転用箇所
-  森林区域転入箇所
-  面積修正を伴わない転用箇所
-  森林計画区域
-  国有林

大津市45-41



大津市45-42



1303

1306

20大津市59 上田上 桐生町

1301

1302

1302

大津市42

20大津市45

三田六池

大津市上田上桐生町2345-1 234-1
資材置場 0.26ha

1307

1307

1308

1308

1308

1296

1308

1309

1:5,000

大津市45-40



21大津市01

大津市瀬田五丁目24-1003
社会福祉施設 0.76ha

野畑池

瀬田4丁目

瀬田3丁目

1279

1280

北6

北5

京阪バイパス

1281

12807

石山公園

大津市25

石山寺

瀬田5丁目

瀬田川緑苑

瀬田川緑苑

1281

松原2丁目

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

1279

大津市45-26

元池

赤尾池

1165

1165

南郷中

大津市26

1167

21大津市08

1167

大津市石山平津町589
資材置場

1167

石山 平津町

1168

15,000

1169

大津市27
1176

京滋バイパス



大津市45-32

関津4丁目

422

関津1丁目

関津自治会館

1180

ハ

1182

諏訪神社

海前大釈尊

大津市32

大津市14-15

大津市関津3丁目199-1
資材置場 0.31ha

1180

ハ

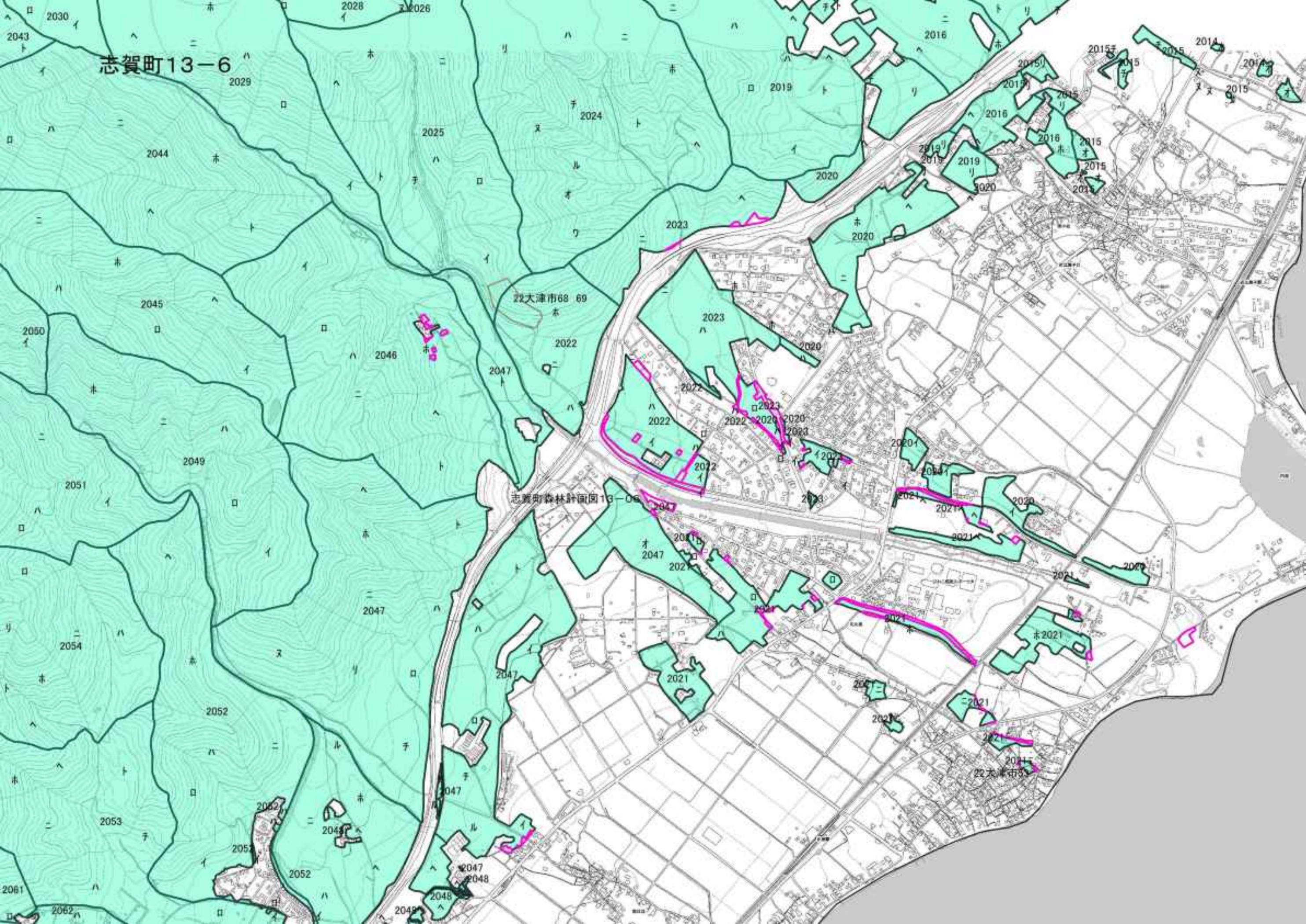
1181

1179

大津市33 1240

1:5,000

1240



志賀町13-6

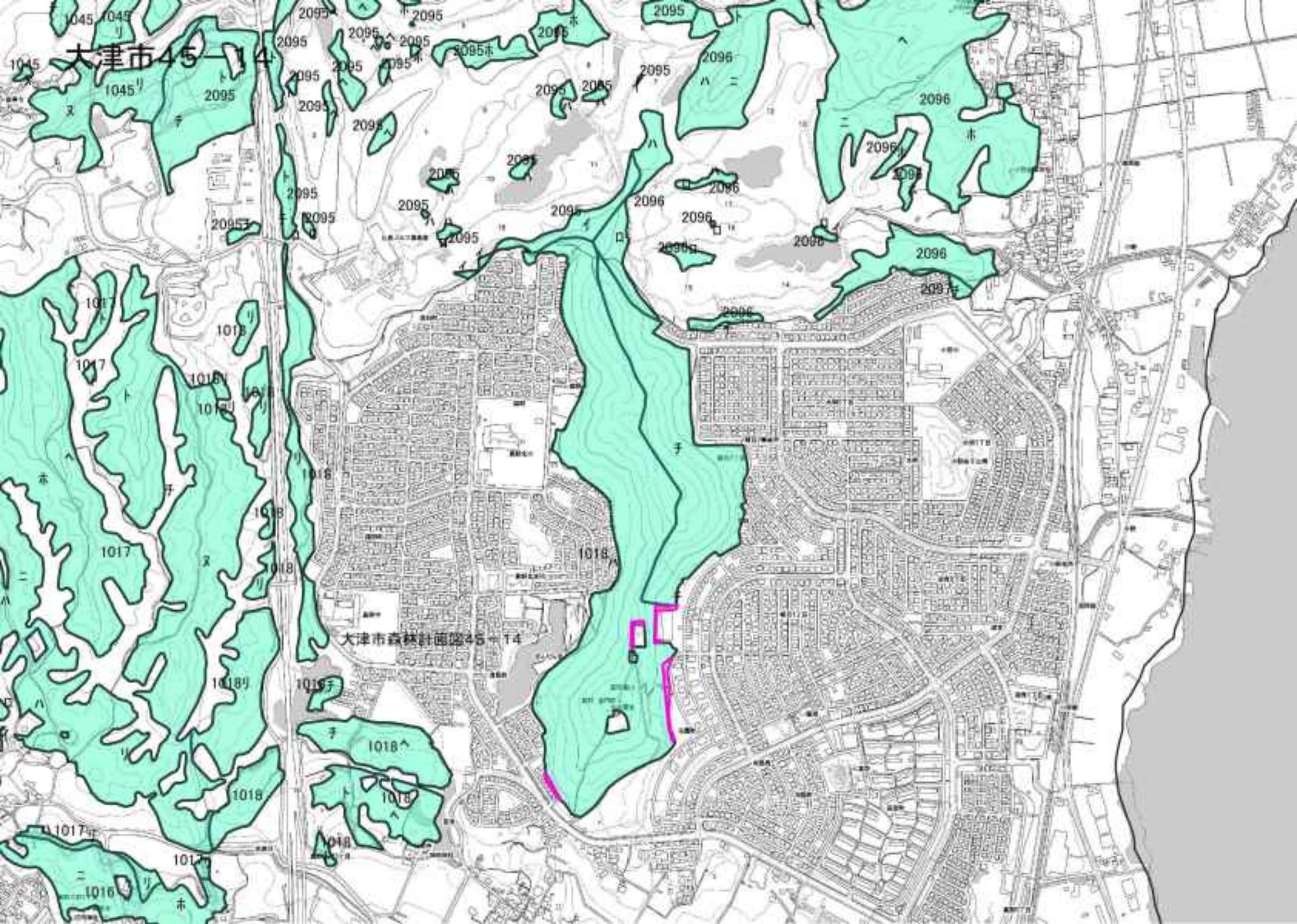
22大津市68 69

志賀町森林計画図13-06

22大津市33

大津市45-27 28

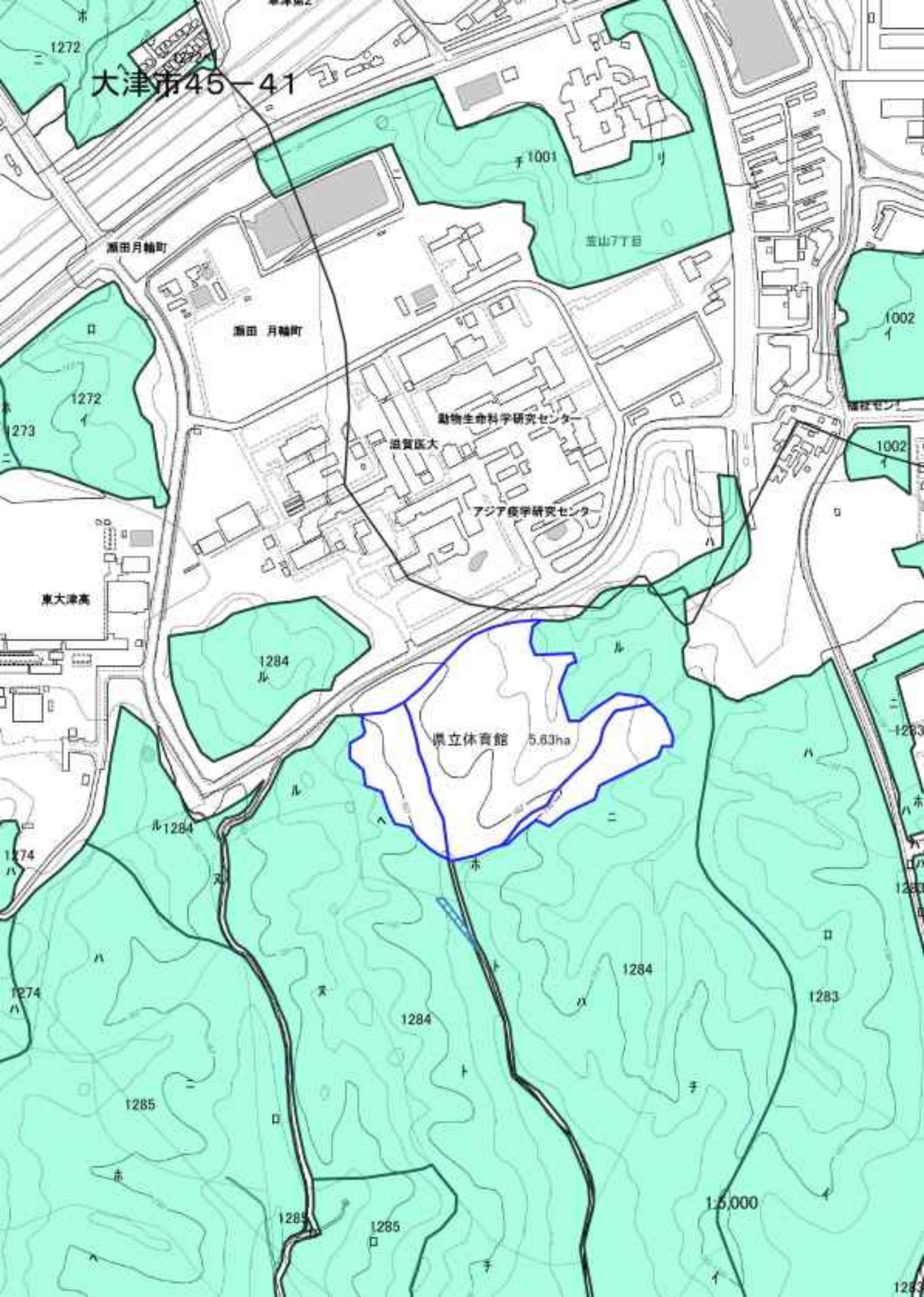




大津市45-14

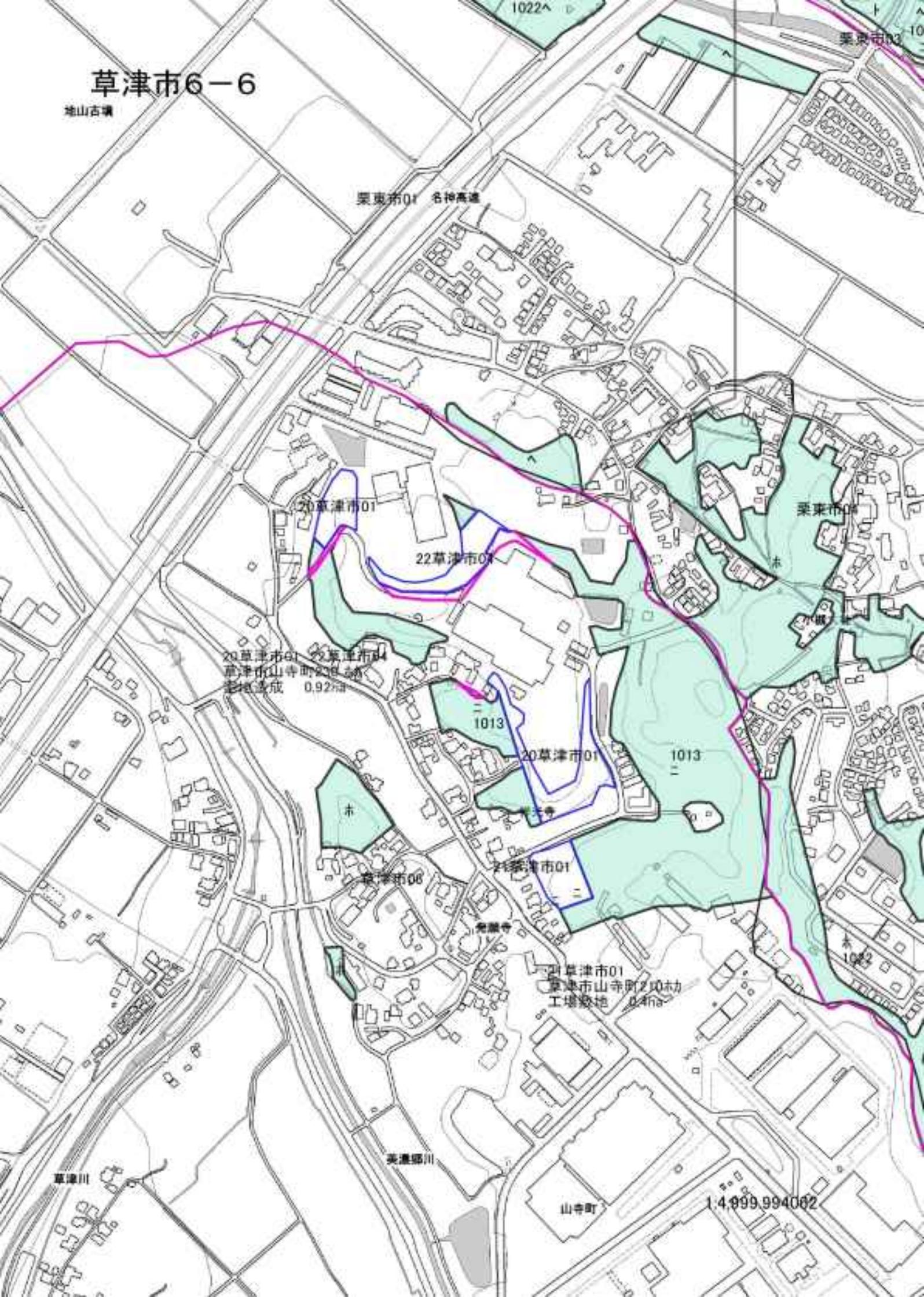
大津市森林計画図45-14

大津市45-41



草津市6-6

地山古蹟



栗東市01 名神高速

20草津市01

22草津市01

栗東市04

20草津市01 20草津市04
草津市山寺町210-2
影地浸成 0.92ha

1013

20草津市01

1013

草津市06

24草津市01

山寺町

20草津市01
草津市山寺町210-1
工場敷地 0.4ha

美濃郷川

草津川

山寺町

14,999,994082

草津市6-6

草津まちづくりセンター

青地町

青地会館

無量寿寺

志津

明宮

志津小

名神高速

1009

西方寺

青地町

1009

小園神社

若宮神社

草津川

1009

草津市06

1010

1010

21草津市05

1010

1010

草津市岡本町59-1社
資材置場 0.09ha

1010

1010

名神高速

1010

伯母川

岡本町

1010

1010

1012

1010

1010

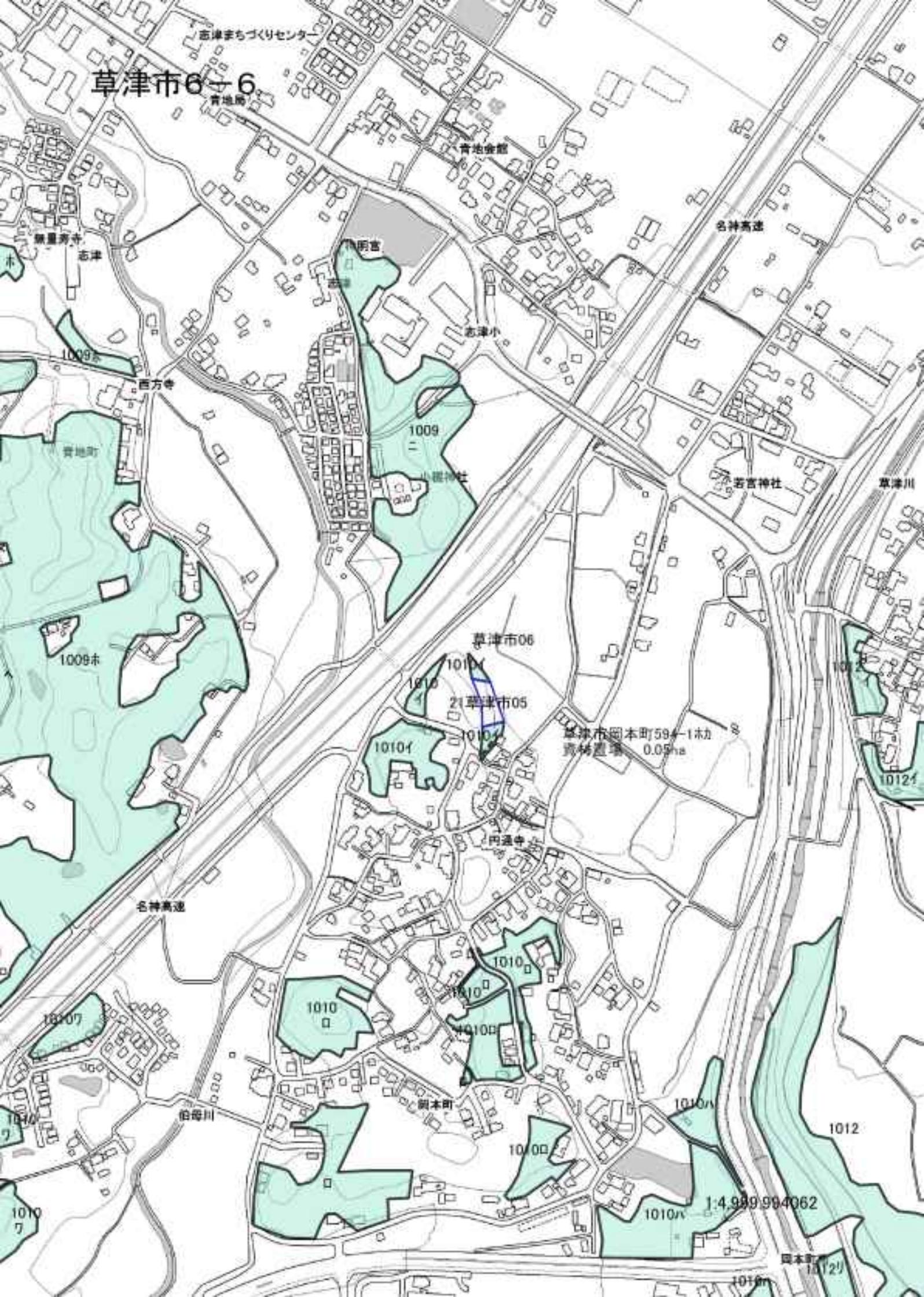
1010

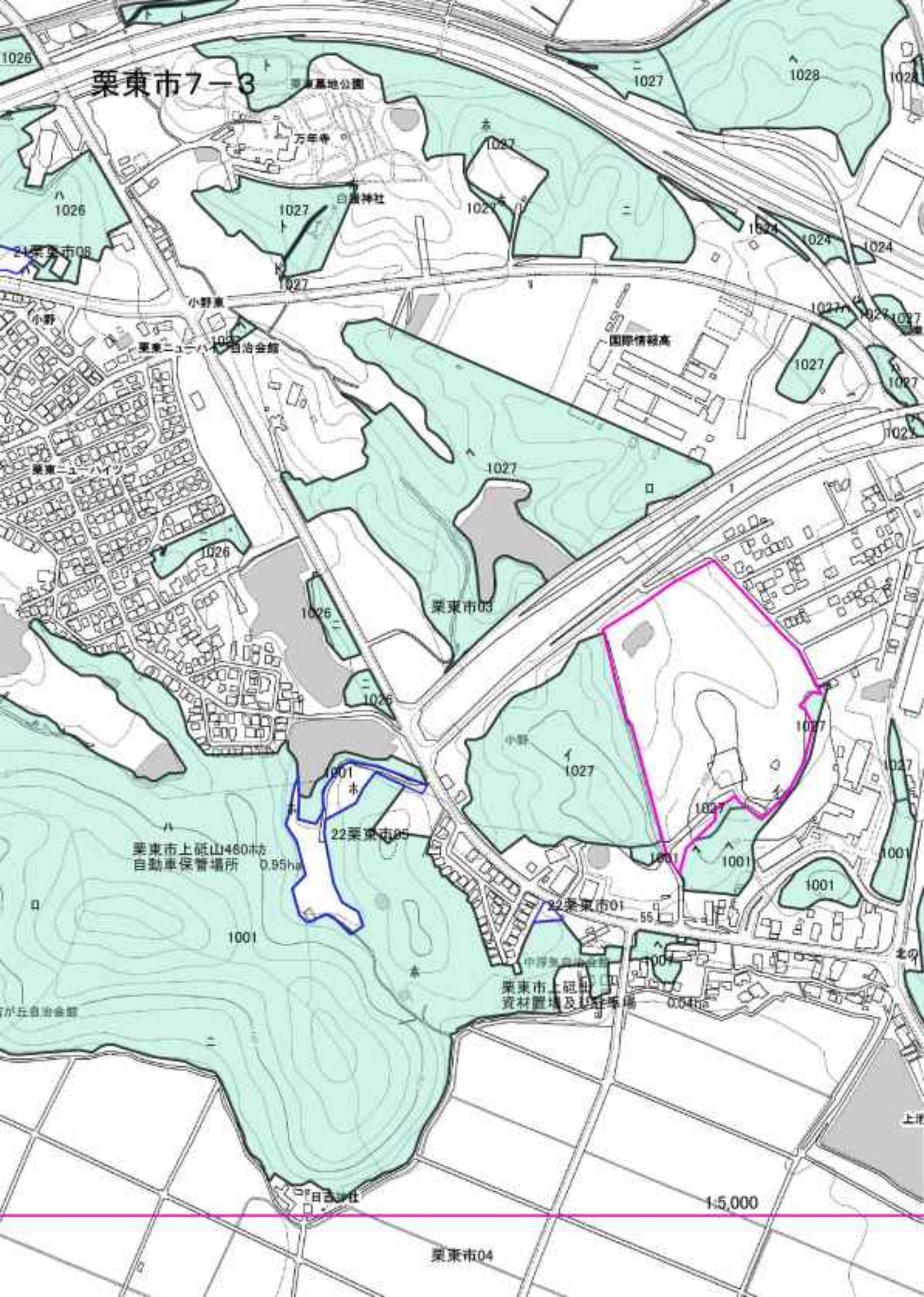
1:4,999,994,062

岡本町

1010

1012





栗東市7-3

栗東墓地公園

万年寺

白鳥神社

国際情報高

栗東ニューハイム自治会館

栗東市03

22栗東市05

22栗東市01

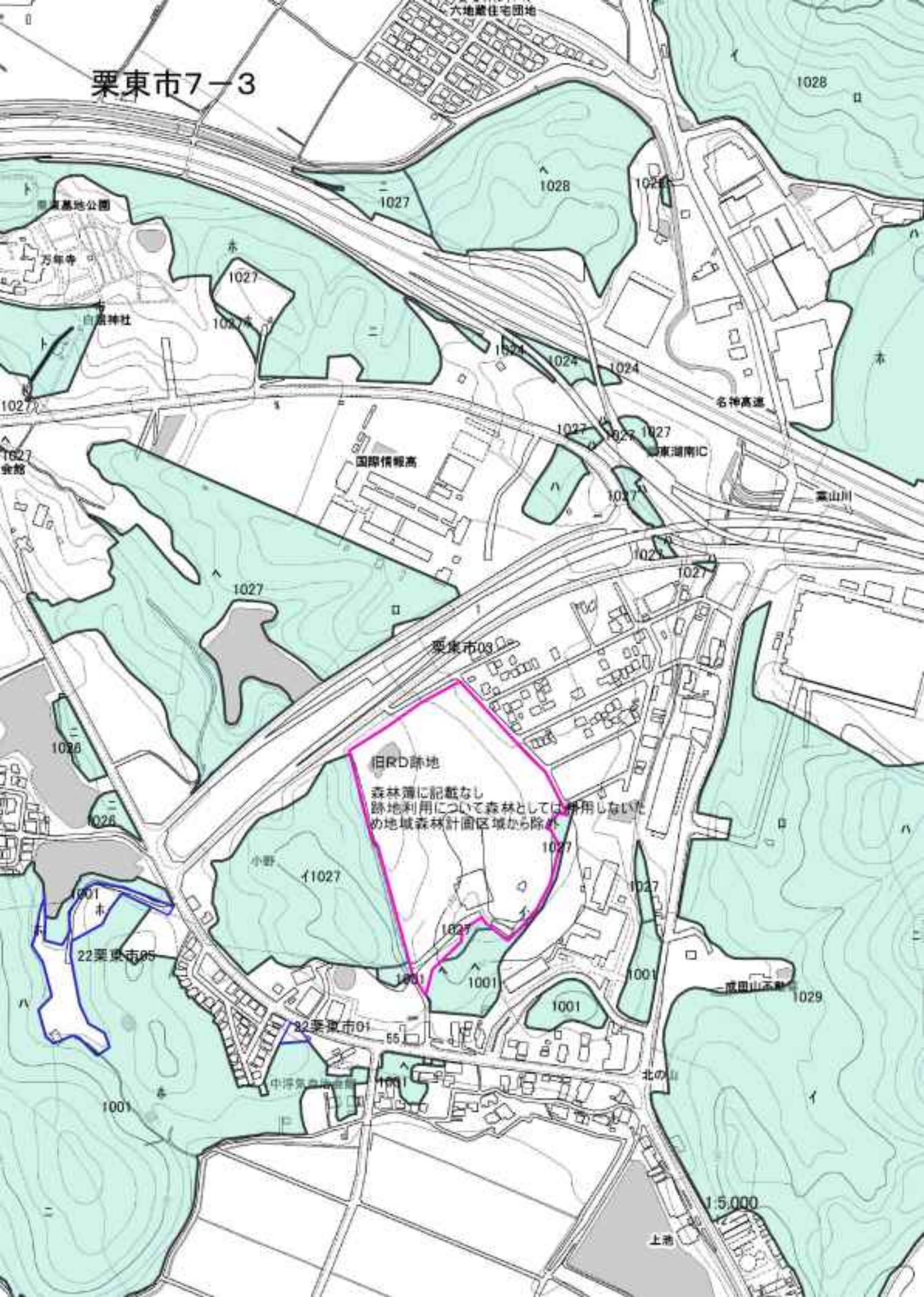
栗東市上砥山460
自動車保管場所 0.95ha

栗東市上砥山
資材置場及10号車場 0.04ha

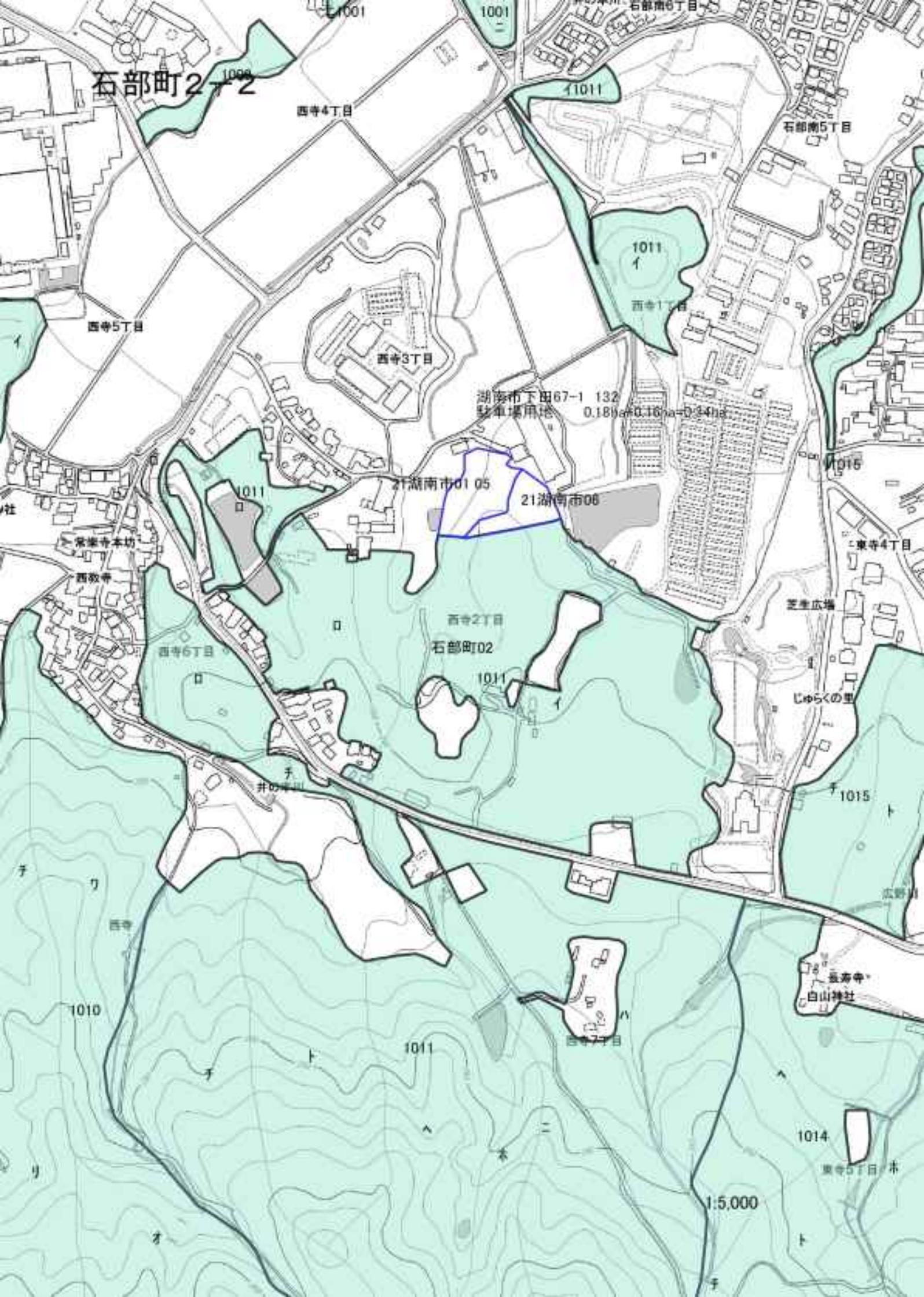
1:5,000

栗東市04

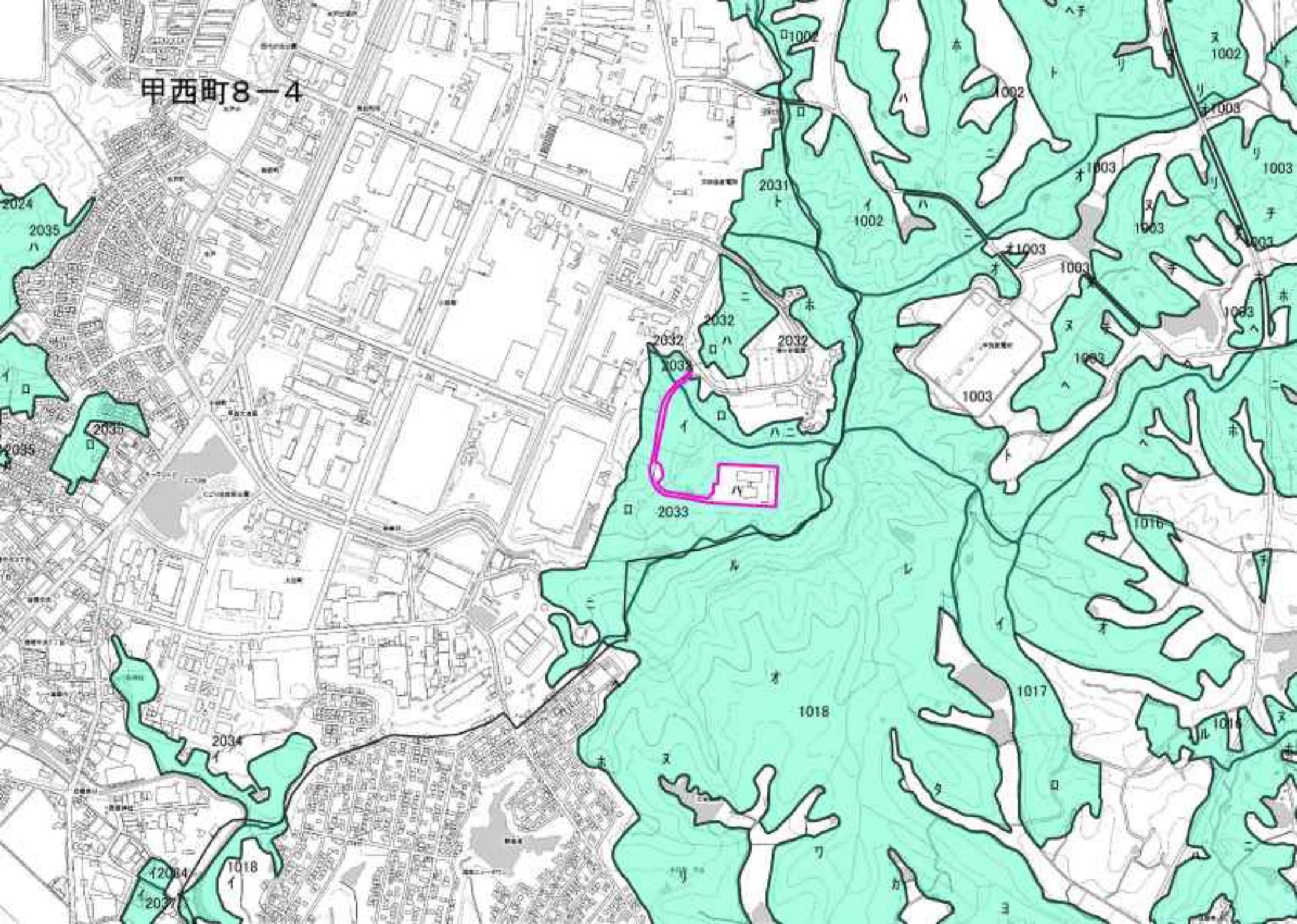
栗東市7-3



石部町2丁2



甲西町8-4



甲西町8-1

野洲町05
2002

2005

2004

甲西町01

2004
又

湖南省2004林撫子小班
湖南省普通省1964-1 1864-2
石部石部碎石築地 4.45ha

大谷川

石部町01

15,000

石部

野洲川

倉川橋



石部町2-1

1031

1004

石部緑台2丁目

ホ 1031

神高速

1004
五軒茶屋

1004

1031

1004

1003

湖南省石部緑台
宅地造成 12.37ha

石部緑

1005

1005

1005

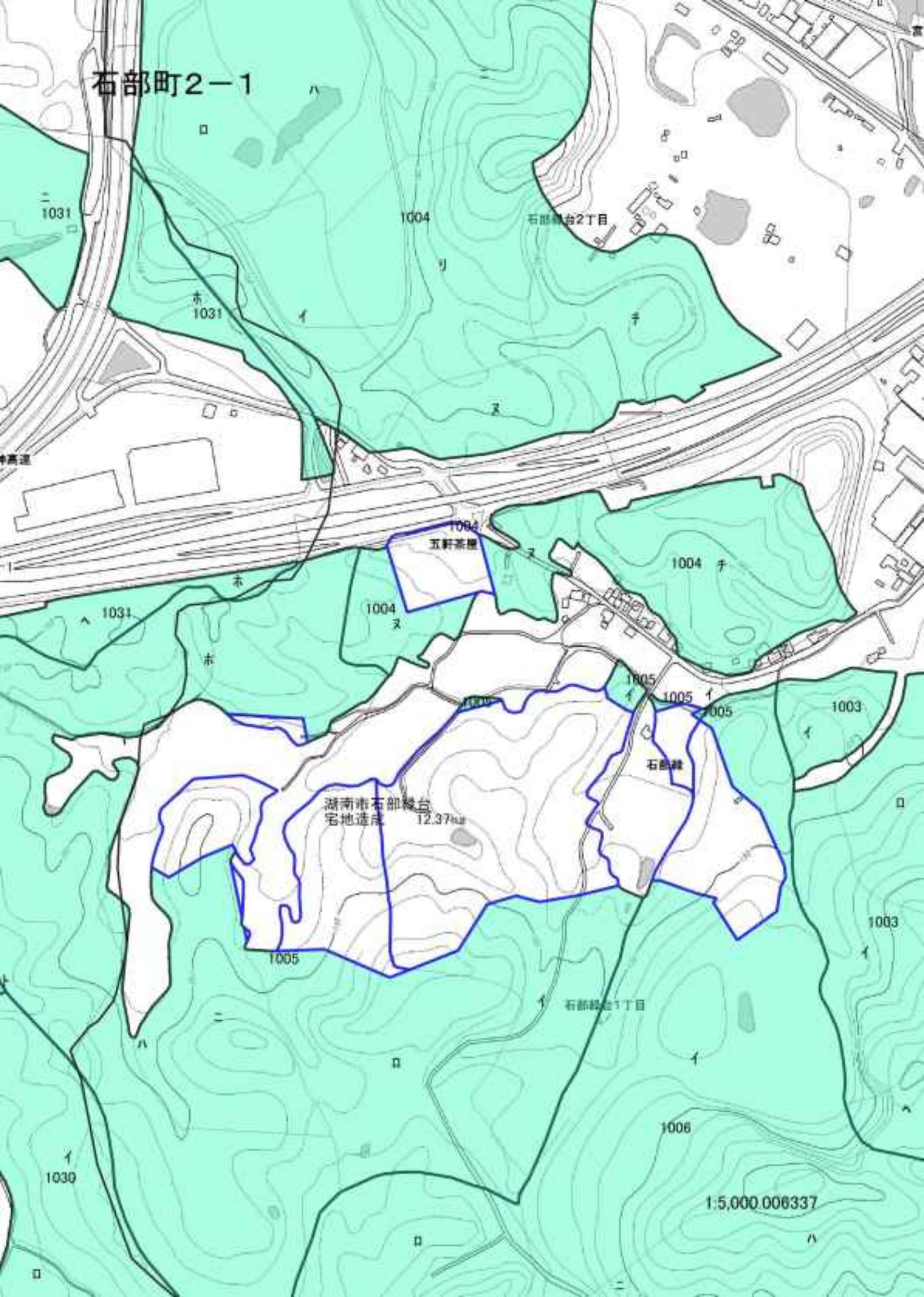
1003

石部緑台1丁目

1030

1006

1:5,000.008337



信楽町23-17 信楽町13

5125

5150

5149

5124

5149

信楽町17

20 甲賀市71 甲賀市信楽町中野656
木材チップ製造工場 0.17ha

信楽町16

5123

5136

5122

1:5,000

明宮GC

5136



4007
甲南町11-1

4008

3002

3002

ハ3002

佐池川

甲賀町 園城

21甲賀市28

甲賀市甲賀町園城1132、2 1134 1135
太陽光発電施設 0.57ha

3001

3002

ハ3001

15,000

4009

ハ4009

ハ4009

佐池川



土山町19-4

2010

2025f

2010

2027f

2027

白雲寺

ホ
2026

野洲川

2027

イ
2027

土山町04

21甲賀市31

2028
イ

2010D

甲賀市土山町北土山2786.2796-2
倉庫建設 0.3ha

2027

2027

15,000

あいの文化公園



土山町19-6



22甲賀市30

甲賀市甲賀町油日299号 2325
太陽光発電施設 0.26ha

甲賀町森林計画図11-10

甲賀町 五反田

21甲賀市42
21甲賀市41

甲賀市甲賀町五反田1624 1625
太陽光発電施設 0.22+0.11 0.33ha

1:5,000



信楽町23-15

20甲賀市68
信楽町15

甲賀市信楽町長野364-1675
道路用地 0.15ha

1:5,000

5063
ト

5061
口

5062
ホ

5060
口

5059
イ

5085
口

信楽駅口

信楽地域市民センター

信楽高野線

信楽川

大戸川

信楽駅

大日寺

南宮神社

信楽高

信楽高

信楽中

信楽町

大戸川

甲賀町 11-10

五反田川

甲賀町

3064

3062

3062

3064

22甲賀市30

3064

3062

3064

甲賀市甲賀町油日懸ヶ谷
太陽光発電施設 0.26ha

五反田会館

3065

3065

3065

3065

3066

甲賀町 五反田

3065

3005

3065

3065

3065

3065

3065

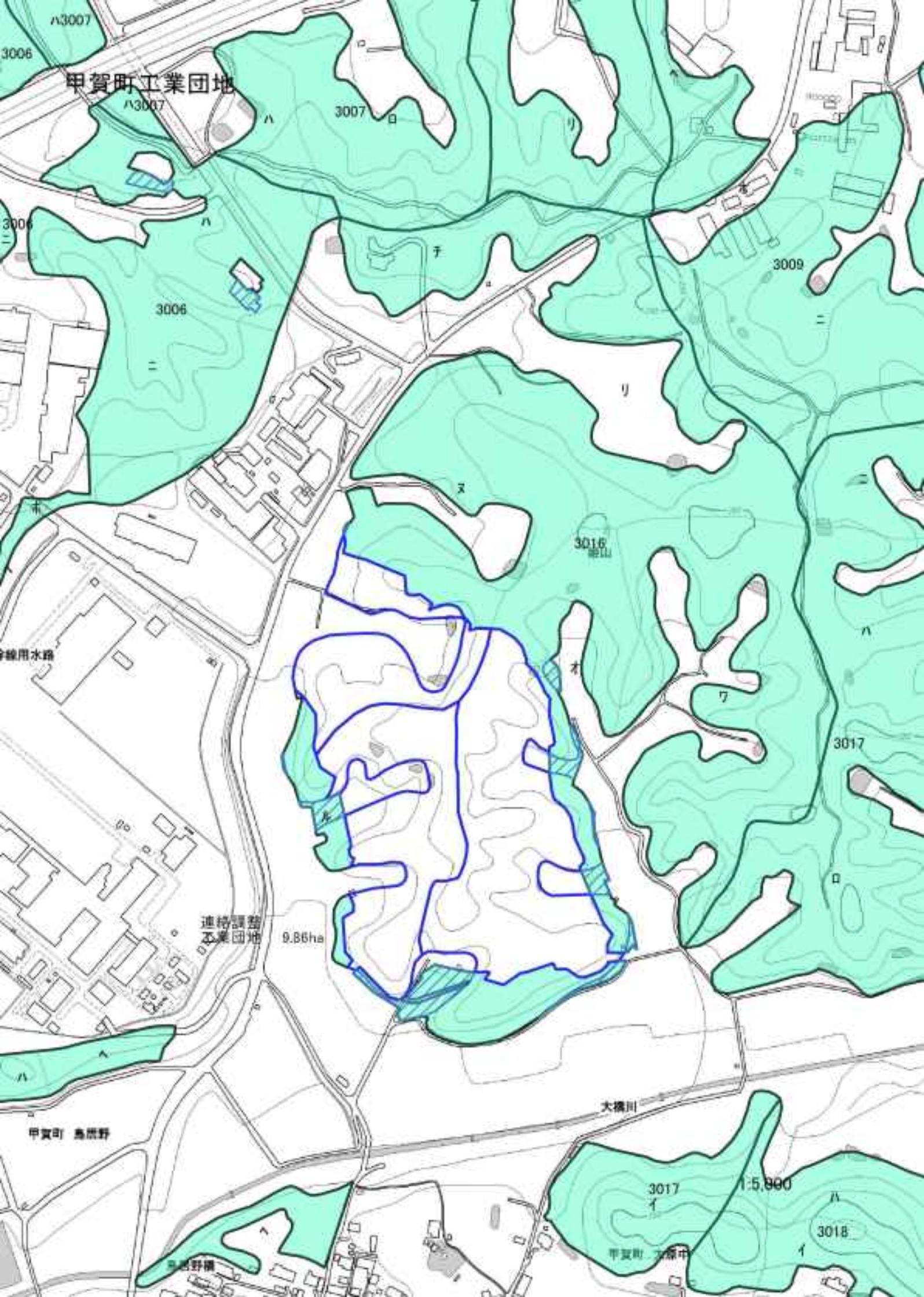
15,000

3065

3065

21甲賀市42

永徳池



甲賀町工業団地

ハ3007

3007

3006

3009

3016
山

3017

連絡調整
本業団地

9.86ha

大橋川

甲賀町 島原野

3017

1:5,800

3018

甲賀町 大原中

土山町19-3

日野町森林計画図17-08
1069

土山町森林計画図19-15

土山町森林計画図19-03
2016

乙羽谷官公造林地返地
森林56.40ha 森林以外2.05ha

土山町森林計画図19-17 2106

10,000

甲賀町11-11

3076

甲賀町

3075

甲賀町森林計画図11-11

3076

3074

3073

4013

4014

5,000

3072

甲南町7-1

望ヶ丘本町9丁目

のぞみ

やまびこ

甲南町 望ヶ丘本町10丁目

ニューポリスB

東口池

甲南町森林計画図7-1

ニューポリスA

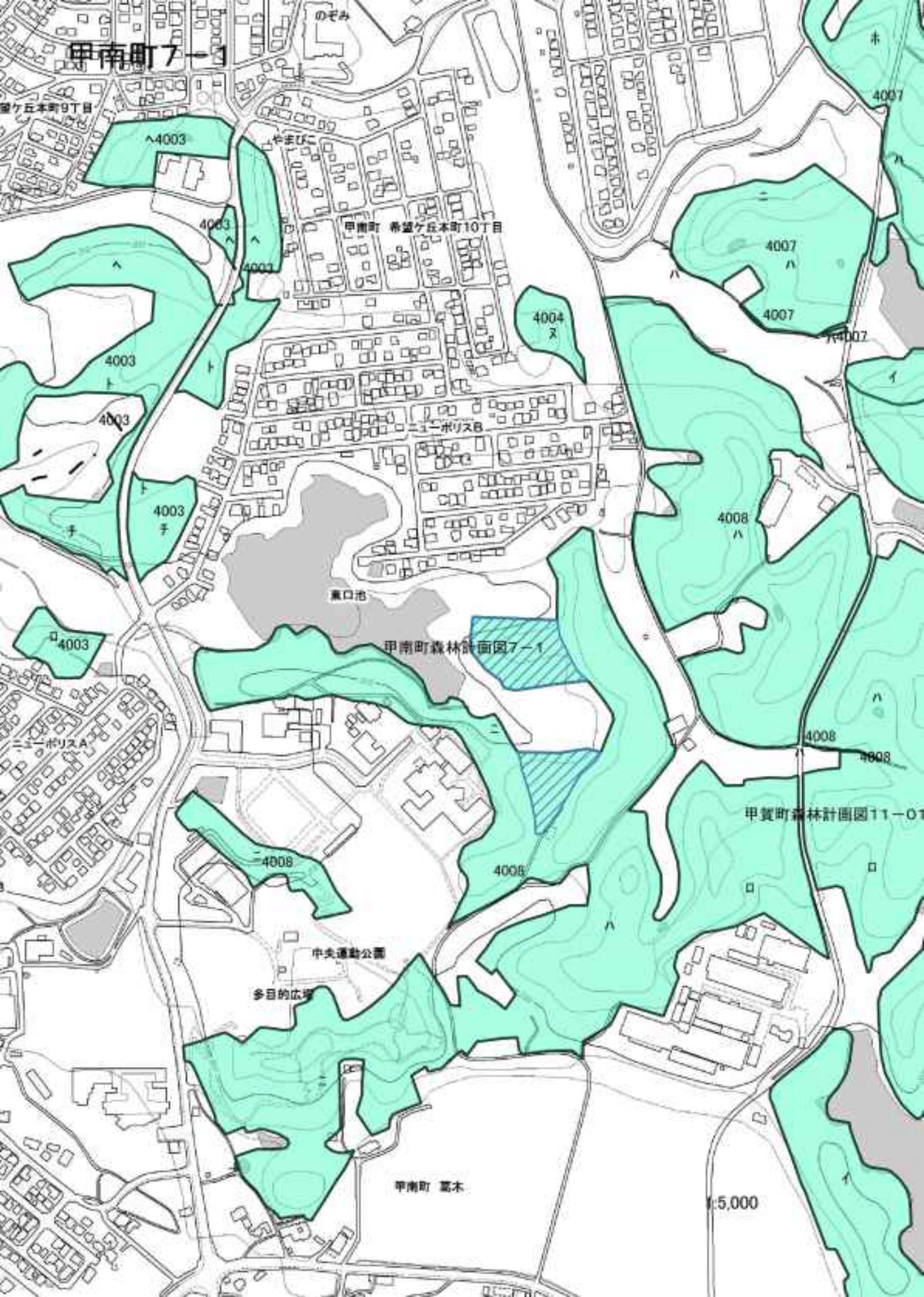
甲賀町森林計画図11-01

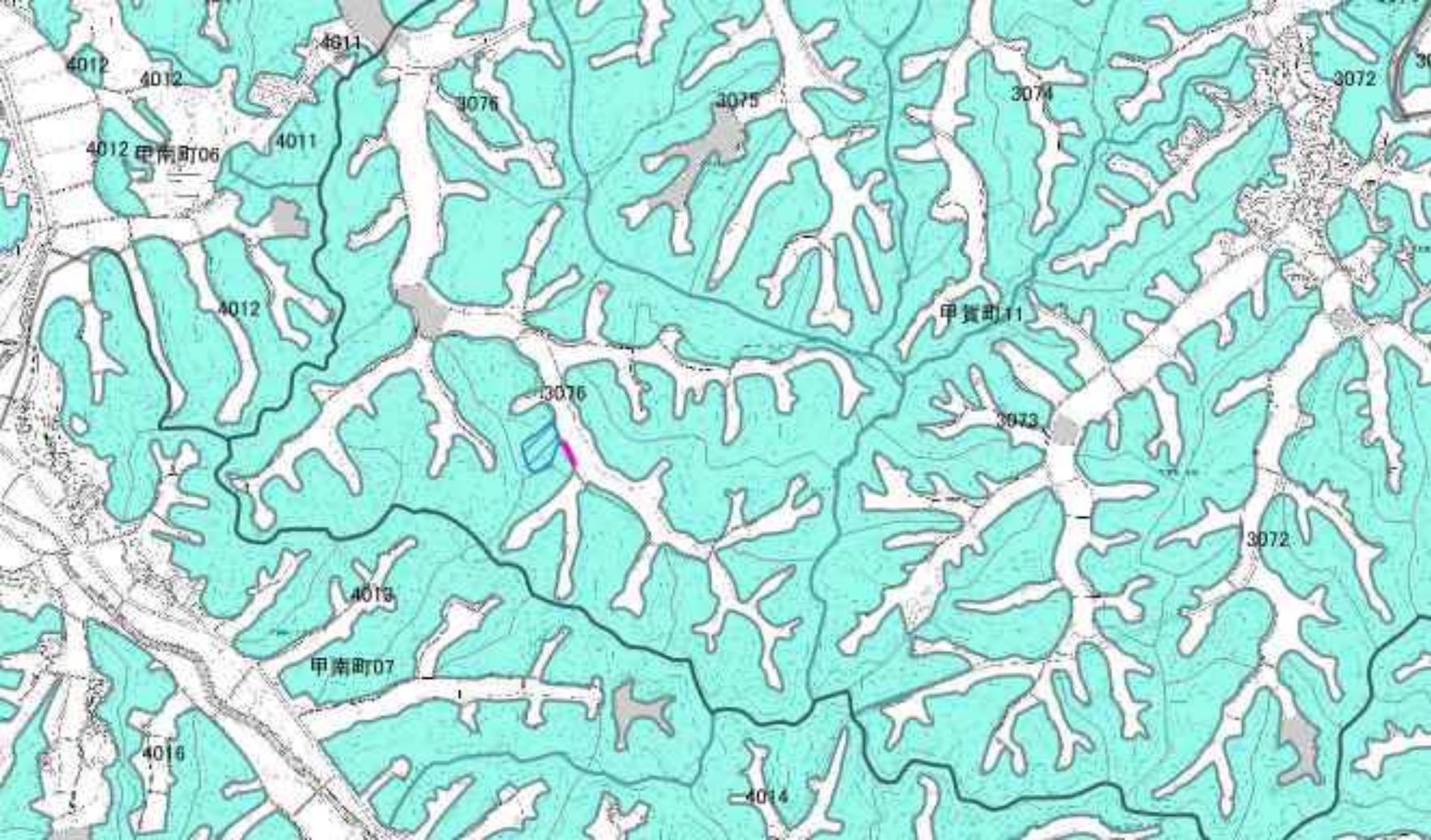
中央運動公園

多目的広場

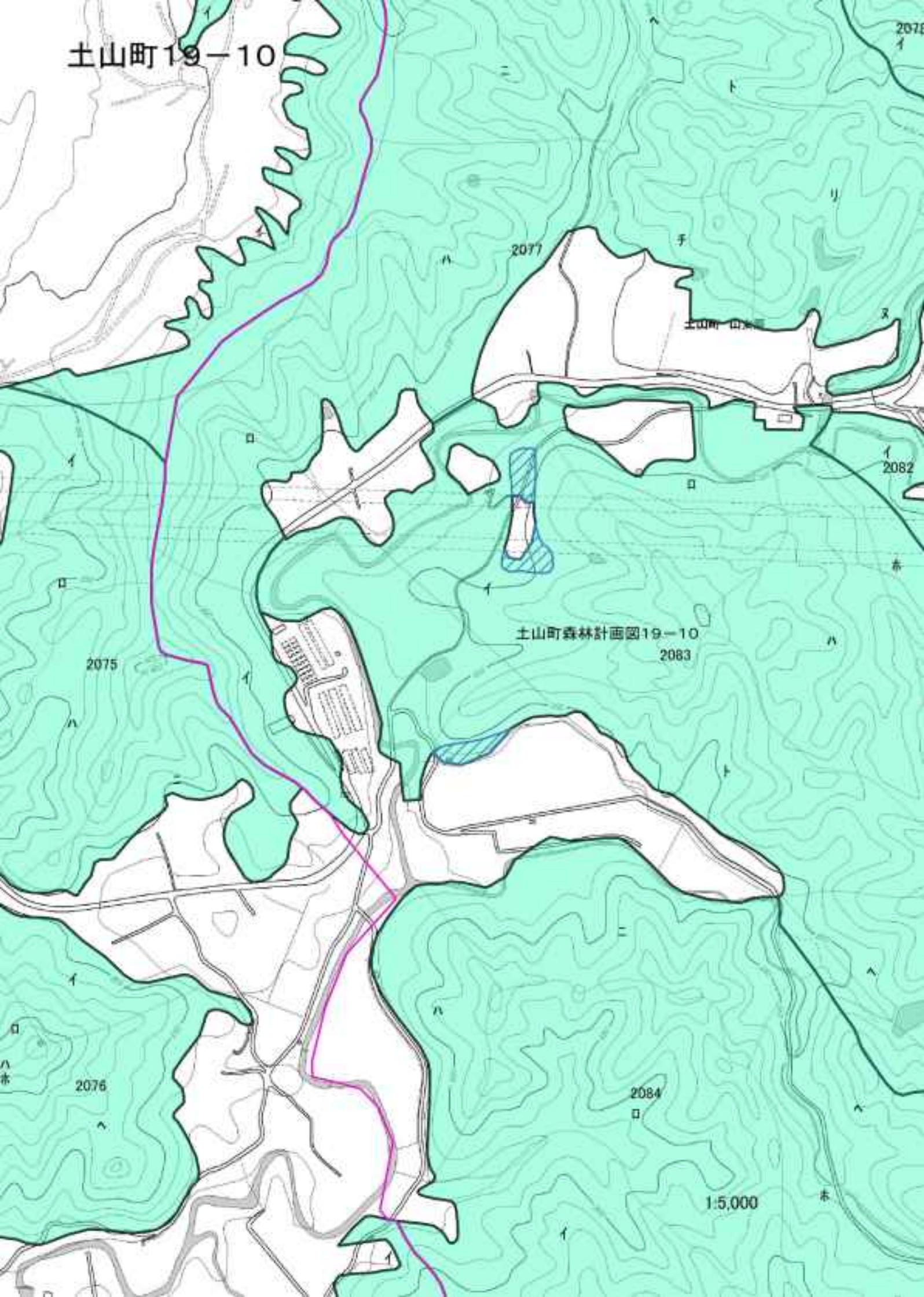
甲南町 葛木

5,000





土山町19-10



土山町森林計画図19-10
2083

1:5,000

2029

土山町19-5

2030

2032

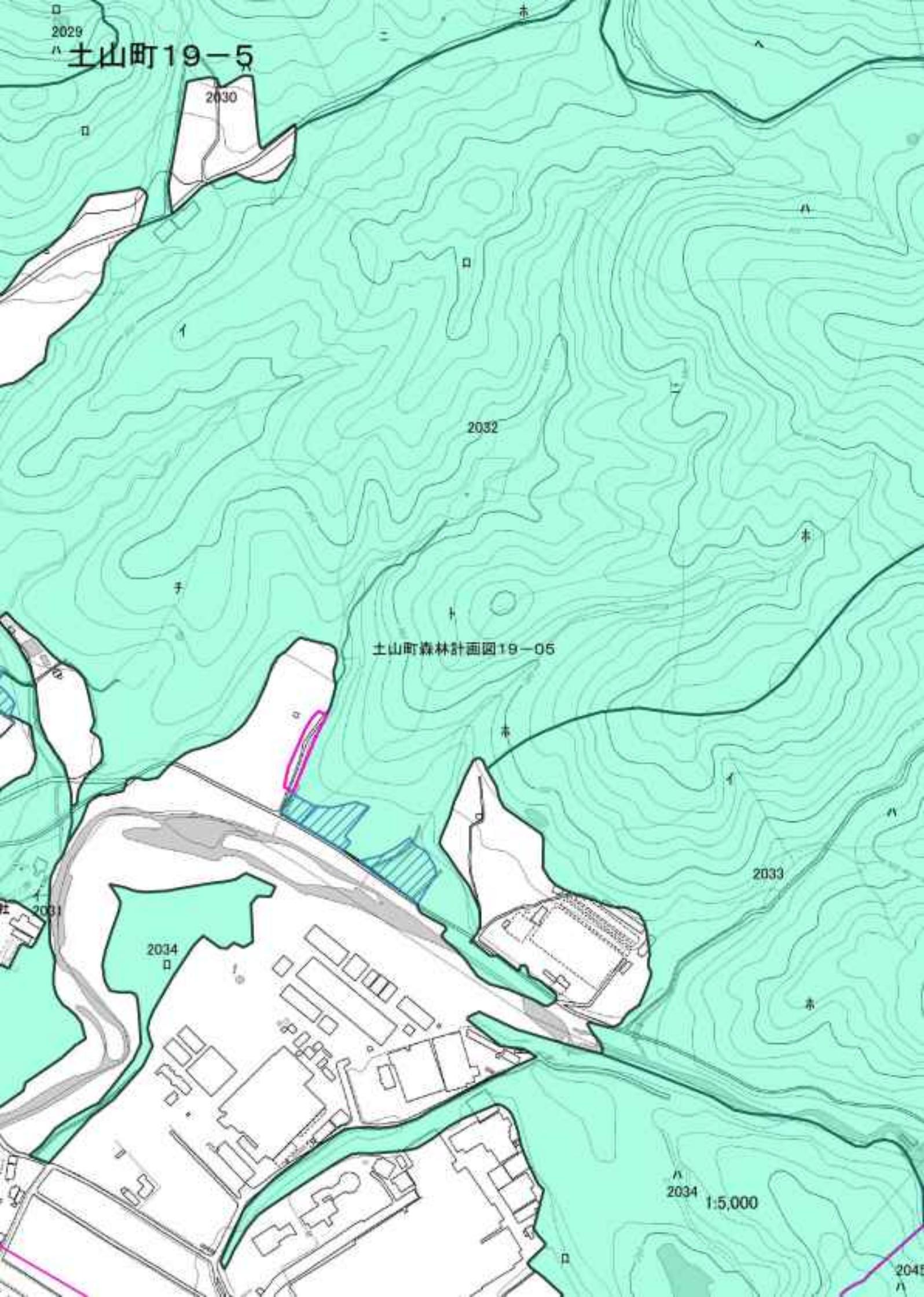
土山町森林計画図19-05

2033

2034

2034 1:5,000

2045



木山町 19-3

2018

2019

2020

2022

木山町森林計画図 19-03

2020

2022

2021

青土ダム

木山町森林計画図 19-04

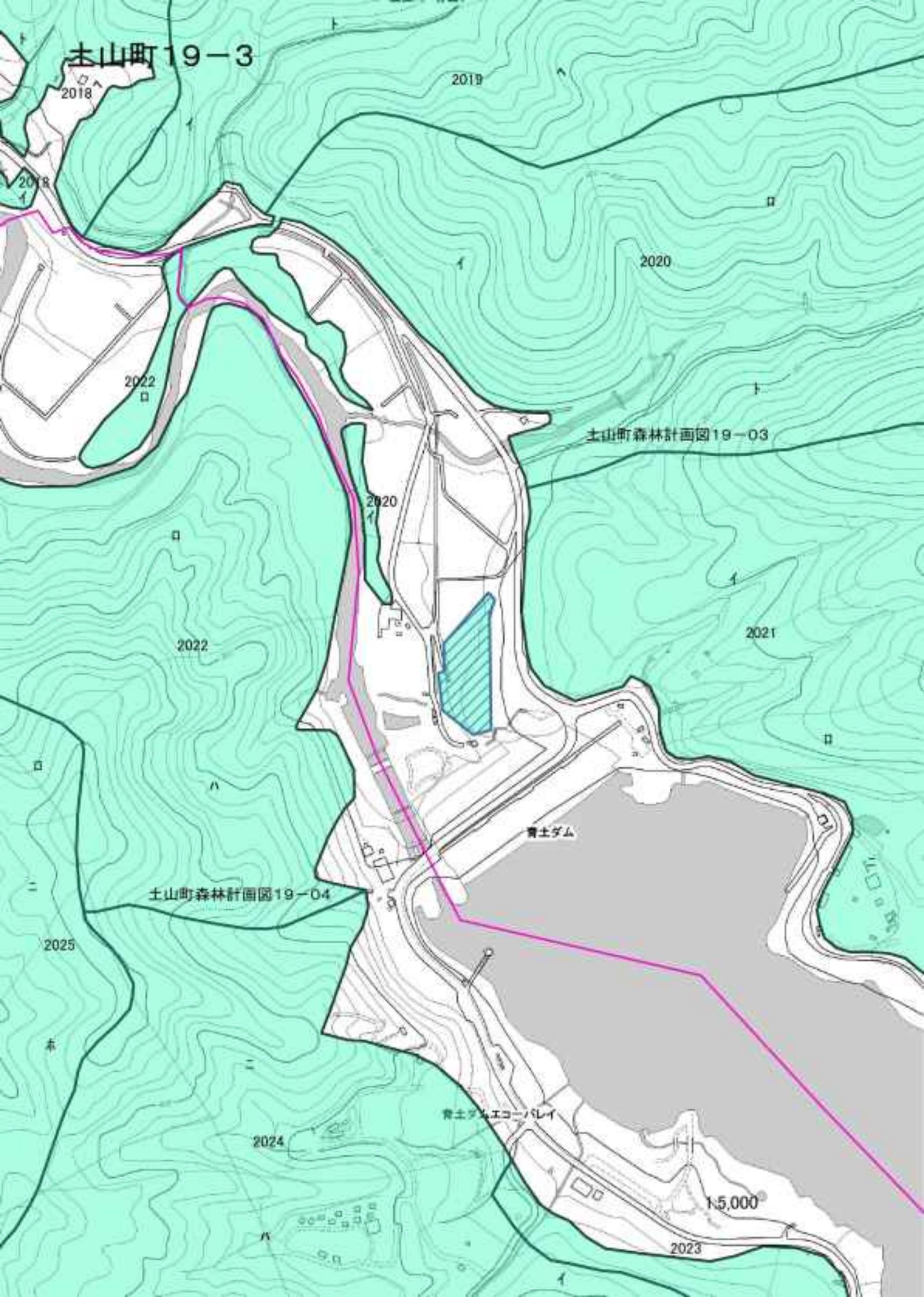
2025

青土ダムエコーバレイ

2024

1,500

2023



土山町19-2

1105

1104

11074

1106

2003

2003

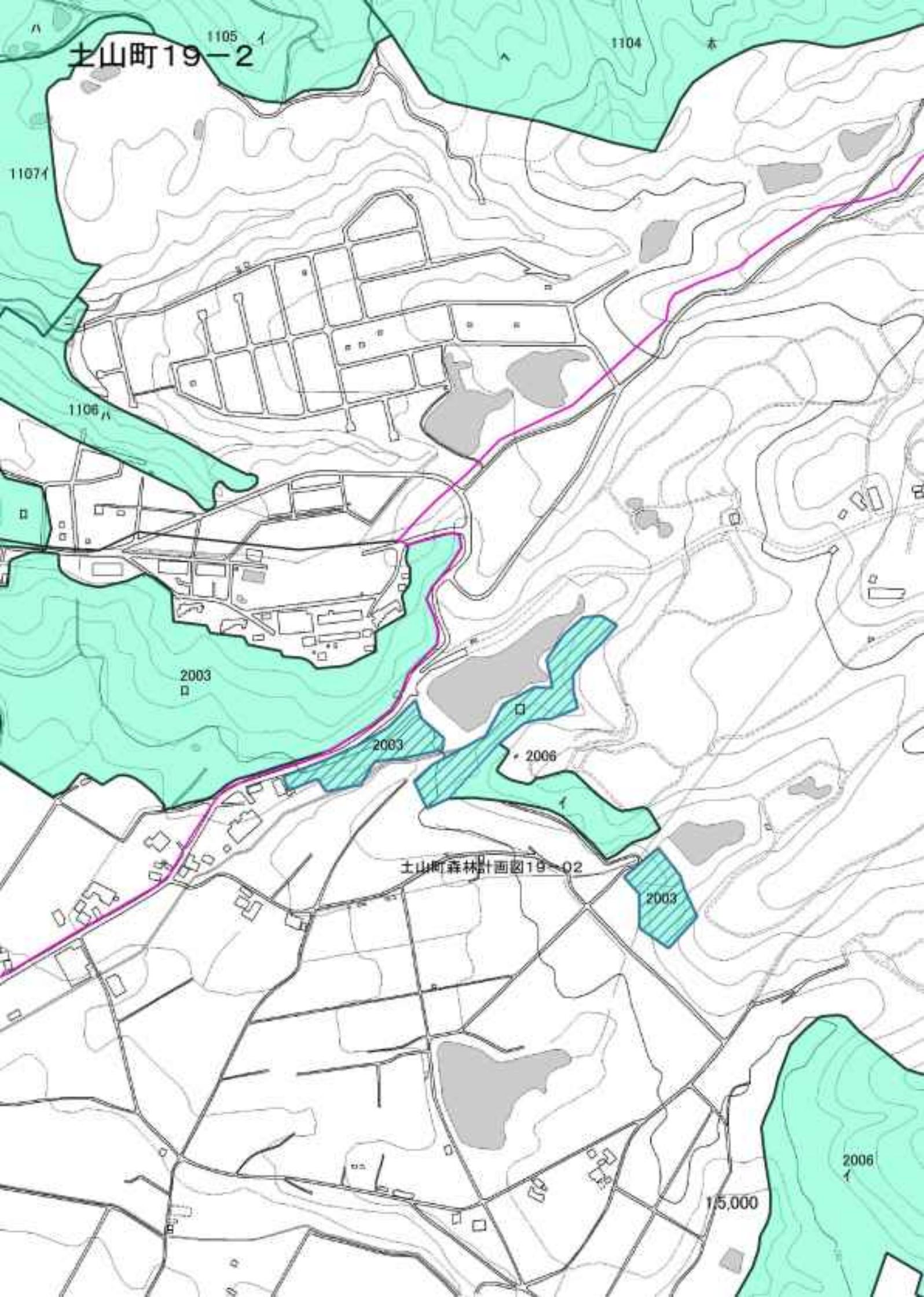
2006

土山町森林計画図19-02

2003

15,000

2006



野田町 野田公民館
近江八幡市10-8

八幡神社

近江八幡市04

友定町

1004

水定新

近江八幡市西極町129-1林
太陽光発電施設 0.23ha

東海道新幹線

20近江八幡市04

1004

三芳神社

近江八幡市06

西極町

明浄寺

武佐駅

法性寺

愛之神

長光寺町分

西極町

近江八幡市10

1004

1:5,000

1003

口

近江八幡市10-5

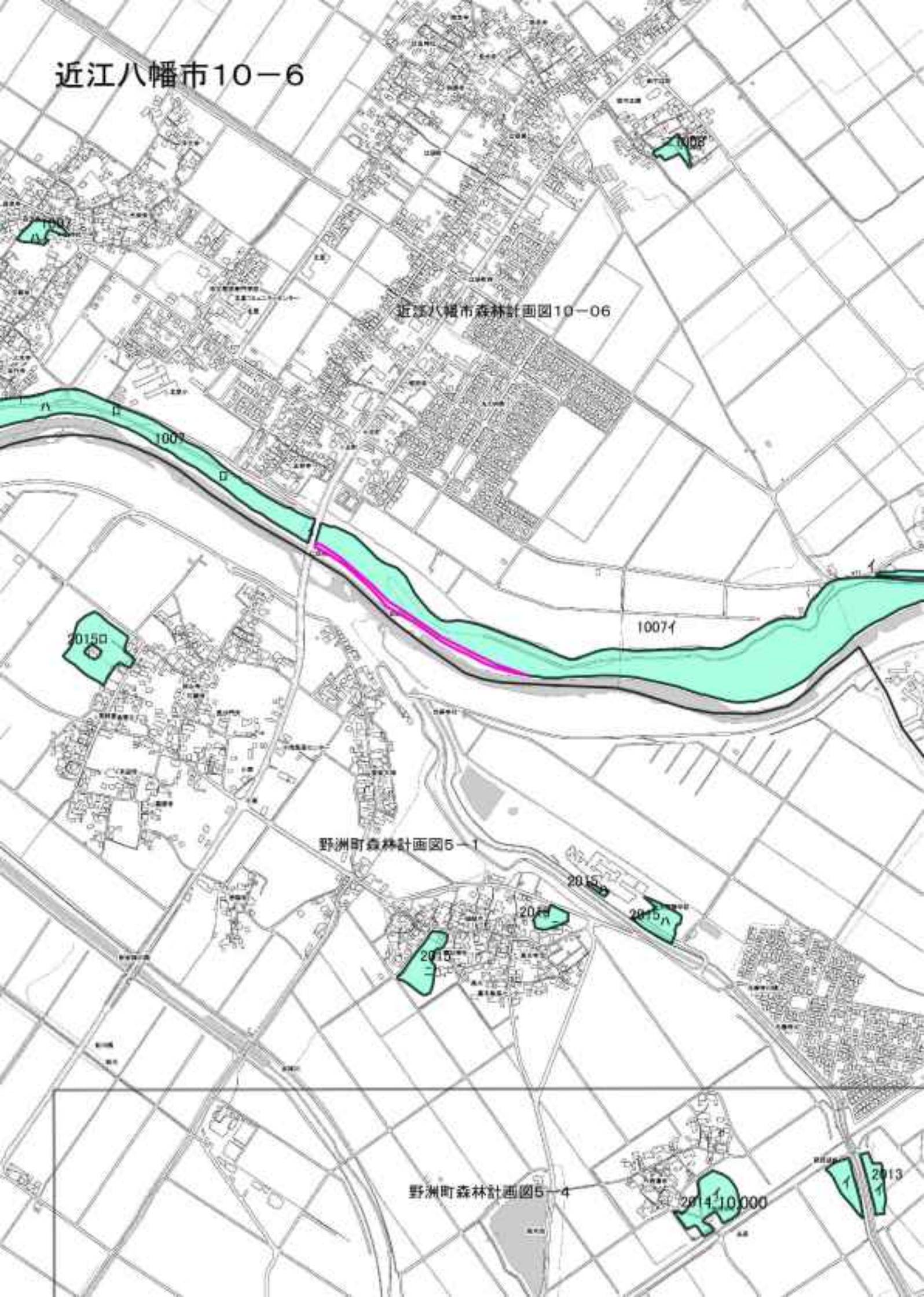


近江八幡市森林計画図10-06

近江八幡市森林計画図10-05

1:10,000

近江八幡市10-6



近江八幡市森林計画図10-06

野洲町森林計画図5-1

野洲町森林計画図5-4

八日市市9-5

沓無町

妙見寺
妙見寺

玉緒コミュニティセンター

玉緒

八日市市05

東近江市26

東近江市沓無1170-2
特別養護老人ホーム 0.43ha

谷川

八日市市04 極楽寺

大森神社

1010

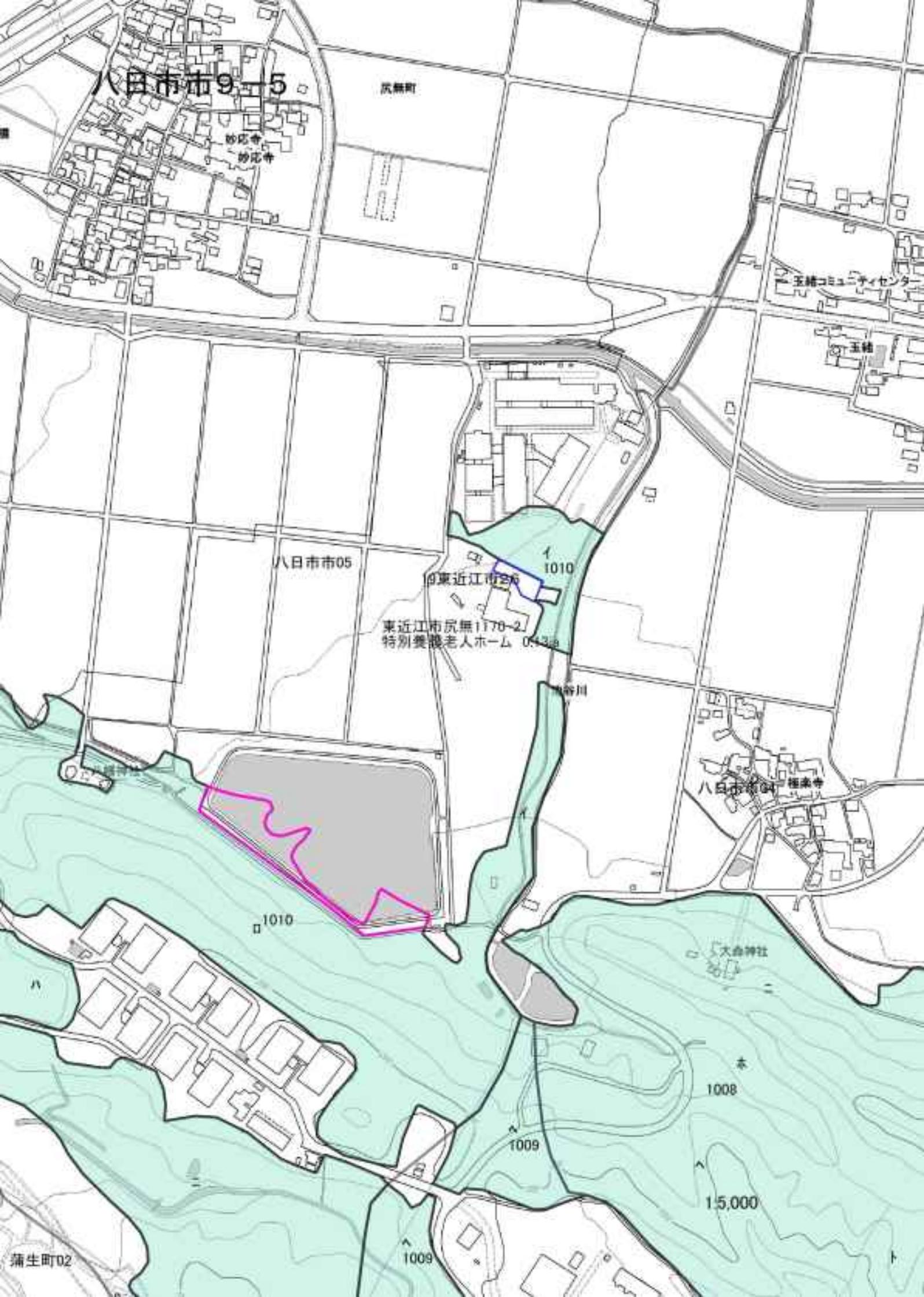
1008

1009

15,000

1009

蒲生町02





愛東町6-1

愛東町03

東近江市小倉町445-1林
太陽光発電施設 0.17ha

24東近江市28

愛東町01

6003

6004

6005

6005

6004

6005

6004

6002

6005

6002

6005

6005

6005

6005

6005

6002

6002

6002

6002

6005

6002

1:5,000

永源寺町16

14

愛知川

八日市市9-3

名神高速

愛東町02

小島町公民館

ハ
1004

百田井川

興福寺

御霊神社

五智町会館

22東近江市01

1004

600

東近江市林田町11
太陽光発電施設 0.98ha

八日市市03

香林寺

御霊神社

名神高速

林田町

1:5,000

国図局



八日市市9-1

北部都市下水路

八日市市01

連部 日吉町

連部 日吉町

竹鼻公民館

22東近江市02

西野寺

八日市 東浜町

八日市 松尾町 友光発電施設用地

0.3ha

浜野町北

浜野町

八日市町

1020

延命山園

延命山子園群

八日市 本町

本町南

本町北

八日市町

八日市コミュニティセンター

市神神社

金屋

八日市 清水2丁目

清水会館 神社

八日市 清水1丁目

法蔵寺

八日市 金屋1丁目

八日市 金屋2丁目

八日市 金屋

八日市 金屋会館

八日市 金屋

八日市 金屋

八日市 金屋

孫川

新八日市駅

道八日市線

永源寺町29-17

3012
永源寺町11

3013

永源寺町12

3014

3014

3197

3198

3198

3198

東近江新相合町017
道路用地 0.26ha

22東近江市04

永源寺 相谷町

永源寺町17

3198

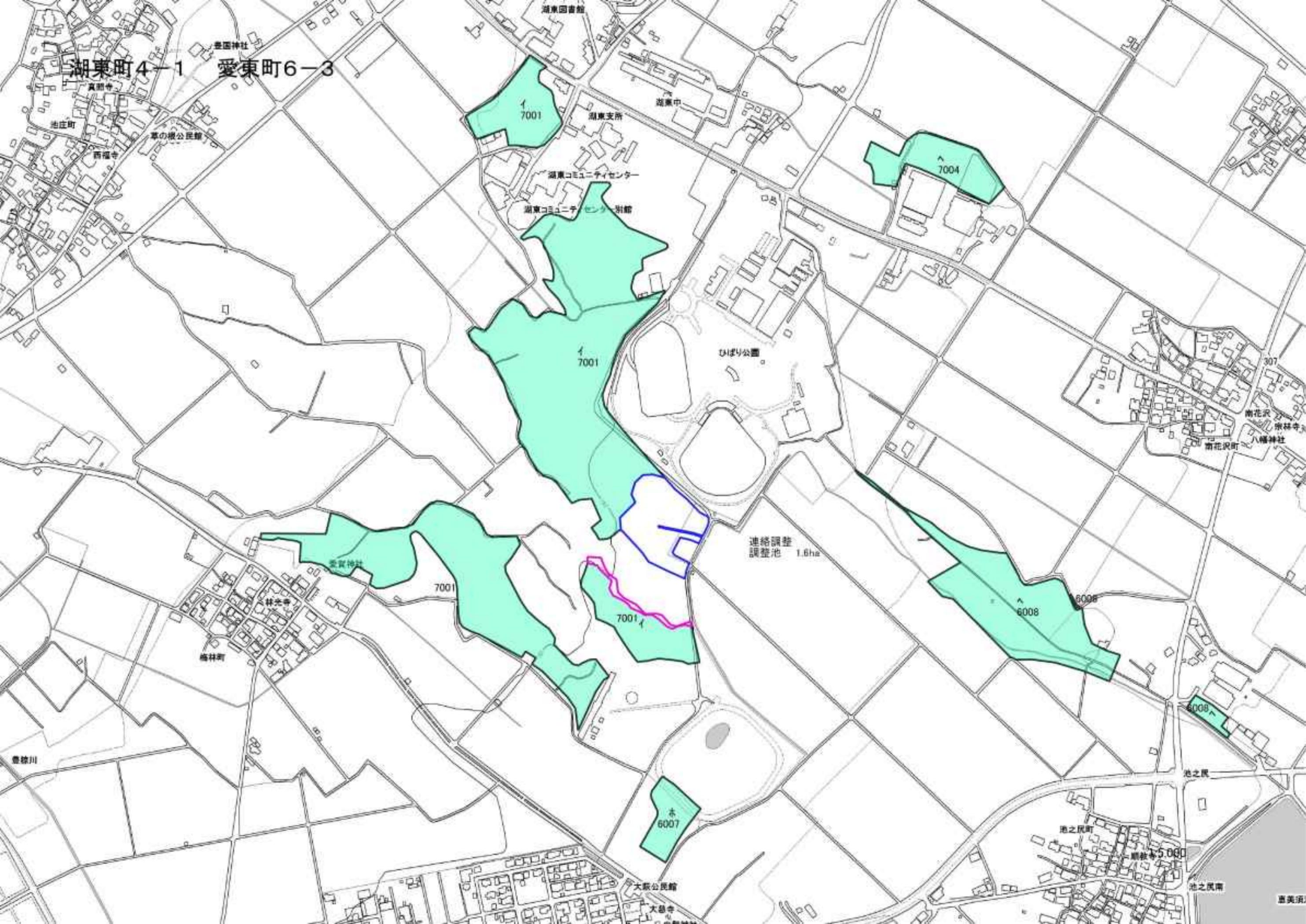
3197

3199

15,000



湖東町4-1 愛東町6-3



東近江市柴原南工場(八日市市9-6)



1011

馬溜

1011

1010

1011

名神高速

黒丸の溜池

1011

101

黒丸

1011

2004

1:5,000

比叡コース

5

7

2

4

9

3

3

蒲生町5-5

2008

2008

2008

2009

2009

東近江市蒲生岡本の
林地開発
太陽光発電施設 3.87ha

2009

朝日野局

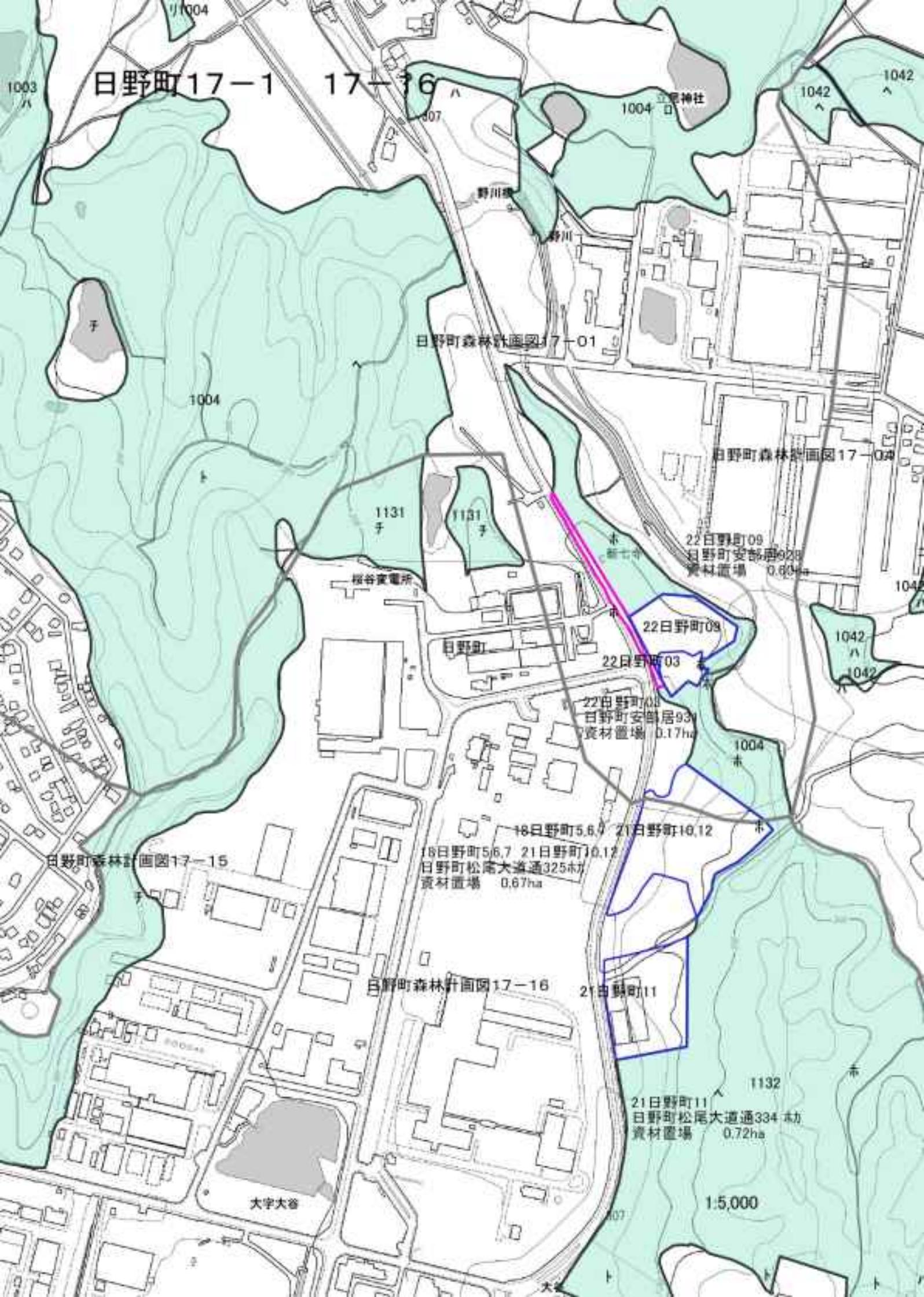
鍋物館町

西宮寺

1:5,000

竹田津校





日野町17-15

日野町森林計画図17-15

日野町森林計画図17-14

日野町森林計画図17-13



日野町17-04

大字島尾平

八幡神社

1031

1042

木田池

1042

1041

1041

1041

1040

1040

1041

日野町島尾平野川谷968 972
太陽光発電施設 0.50ha

21日野町09

野川谷池

1040

1134

1:5,000

1133

1133

1132

1041

〒1038 日野町17-5

22日野町12

1035

1037

1036

22日野町08

日野町

日野町西大路邊奥924-1納
太陽光発電施設 0.17ha

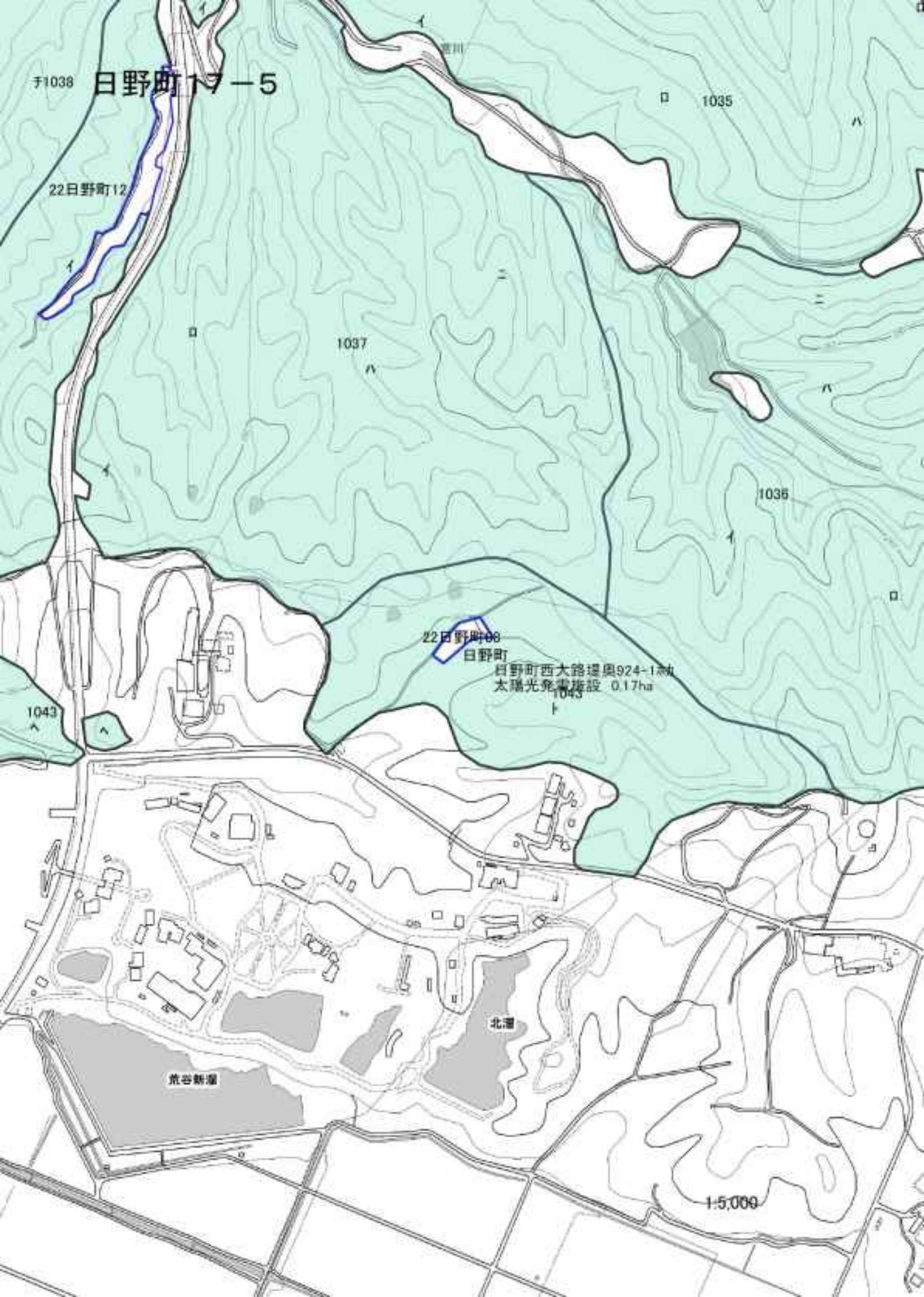
1043

1043

荒谷新瀬

北瀬

1:5,000





日野町17-439

1039

1034

1035

1038

1038

1037

日野町奥部西正保谷141-1
青杉園場 0.87ha

日野町

1037

1037

1043

22日野町00

1043

1043

1043

15,000

新境

古境

日野町17-14



日野町17-10

1094

1093

日野町

畜産施設(もともと森林区域ではない)

1092

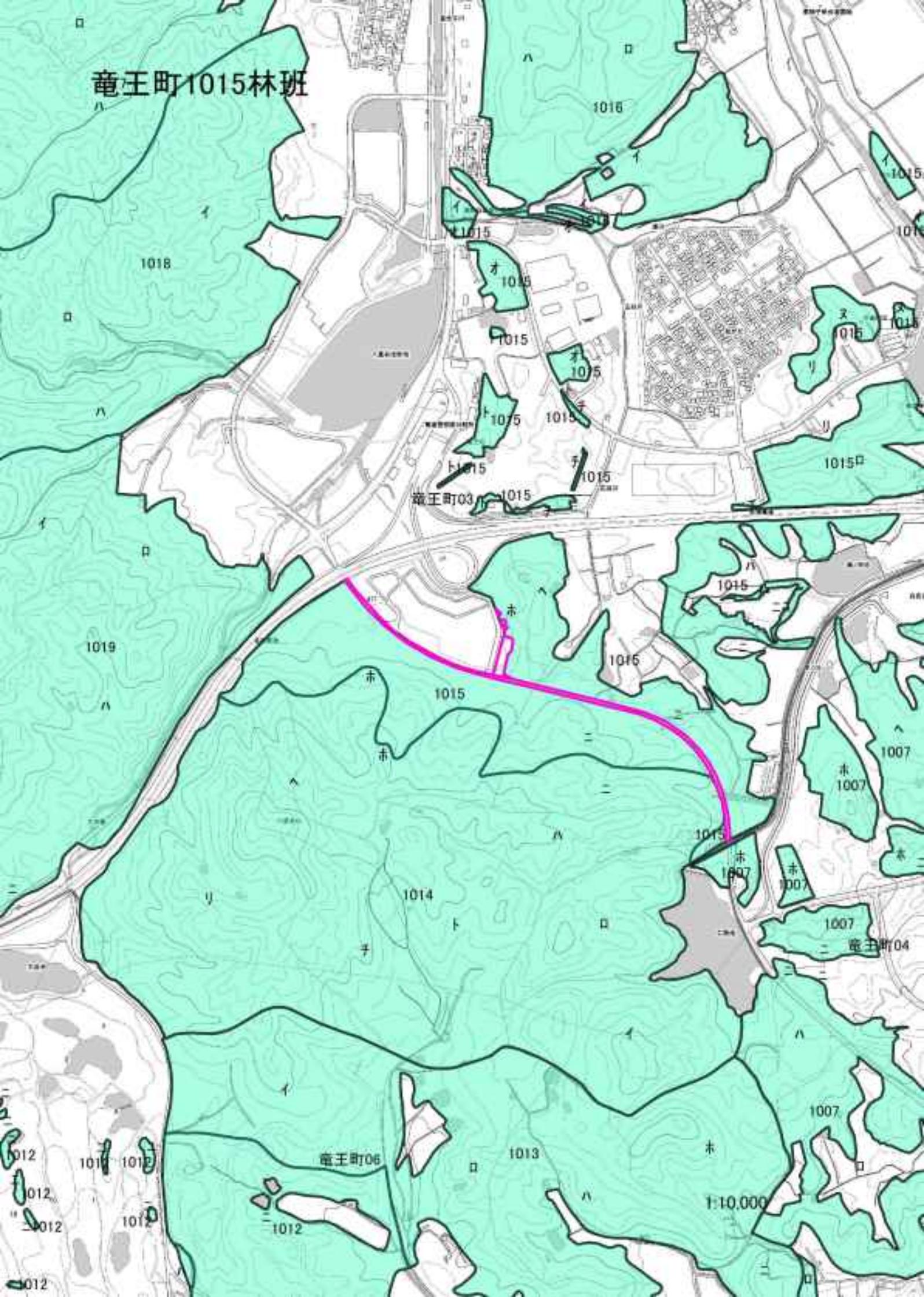
1091

1101

1:5,000



竜王町1015林班



縦覧期間中の意見等

資料1-4

	項目	原文	意見	意見に対する対応
	II 第35(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。	昨年改定された全国森林計画即して、以下追記してはどうでしょうか。 「なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応を踏まえて推進する。」	木材の大量輸送や走行車両の大型化などについては滋賀県森林審議会林政部会で現在検討中です。
	II 第31(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	長官通知の趣旨を踏まえ、特定苗木などの標準伐期齢の設定を検討されていらっしゃいましたら、その状況についてお教え願います(何か現時点で、関連して可能な記載はありますか?)	全国森林計画(p10)には、施業の省力化・効率化の観点から列状間伐に努める旨が追記されたところであり、本計画にも列状間伐の推進について記載してはどうかご検討ください。	特定苗木については滋賀県ではまだ取組が遅れているため、標準伐期齢の設定等はいたしておりません。
林野庁	II 第36(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する。	林産物の利用に際しては、施設整備の取組のほか、合理化や県産材産地証明制度の取組、供給体制の整備を促進することとされております。 全国森林計画P16「4森林施業の合理化に関する事項(4)木材加工流通体制の整備」では、合法的な伐採が行われるだけでなく、消費者が合法伐採木材等を選択できるよう、木材製造業等が使用する木材の合法性を確認する旨の記載をしており、これらの観点を盛り込むことが重要ですのご検討されてはいかがでしょうか。	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。 という記述を追加します。

その他 縦覧期間中の一般からの意見等はありません。

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて

現在県議会において、県産材の利用の促進に関する条例の制定に向け議論が進められており、この新たな条例案では具体的な施策等を規定する基本計画の策定が求められているところ。このため今回、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）（以下「基本計画」）に、新たな条例案に基づく施策等を盛り込む改定を行う。

1 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の概要

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）。基本構想や部門計画と調和させるとともに、森林法に基づく地域森林計画と整合を図る。

（2）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

2 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）見直しの方向性について

（1）見直しの背景

- ・県産材の利用の促進に関する条例の制定に向けた議論
- ・ウッドショックなど市場の混乱への対応
- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林吸収源の確保
- ・第72回全国植樹祭開催を契機とした森林づくりや県産材利用に向けた機運の高まり

（2）見直しの方向性案

- ・利用期を迎え充実する人工林資源への主伐・再造林による循環利用の一層の推進
- ・航空レーザ測量など詳細なデータやICTを活用するスマート林業の推進
- ・木材流通センターの機能強化を通じた県産材流通の効率化・競争力強化
- ・将来の県産材需要を見据えた県内製材工場のあり方の検討
- ・一般住宅、公共建築物をはじめ、民間建築物への活用による県産材需要の拡大
- ・空間活用など木材だけではなく森林の価値の活用
- ・子供から大人まであらゆる世代に対する木育の推進、木材を利用する歴史、文化への理解の促進
- ・県産材の生産・加工・流通の各段階における人材の確保・育成等の推進 等

3 今後の取組予定

令和4年	12月	森林審議会に、基本計画見直しの諮問
令和5年	3月	琵琶湖・CO ₂ ネットゼロ対策特別委員会に基本計画見直しの方向性について報告
令和5年	3月	～令和5年5月 業界や県民等に対し意見交換等の実施
令和5年	4月	森林審議会（基本計画見直しの骨子案）
令和5年	6月	森林審議会（基本計画見直しの素案）
令和5年	7月	環境・農水常任委員会に基本計画（改定案）について報告
令和5年	7月	森林審議会から、基本計画見直しの答申
令和5年	8月	～9月 県民政策コメント
令和5年	10月	環境・農水常任委員会に基本計画（改定案）修正について報告
令和5年	11月	基本計画（改定）について公表

琵琶湖森林づくり条例、県産材利用促進条例と琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ



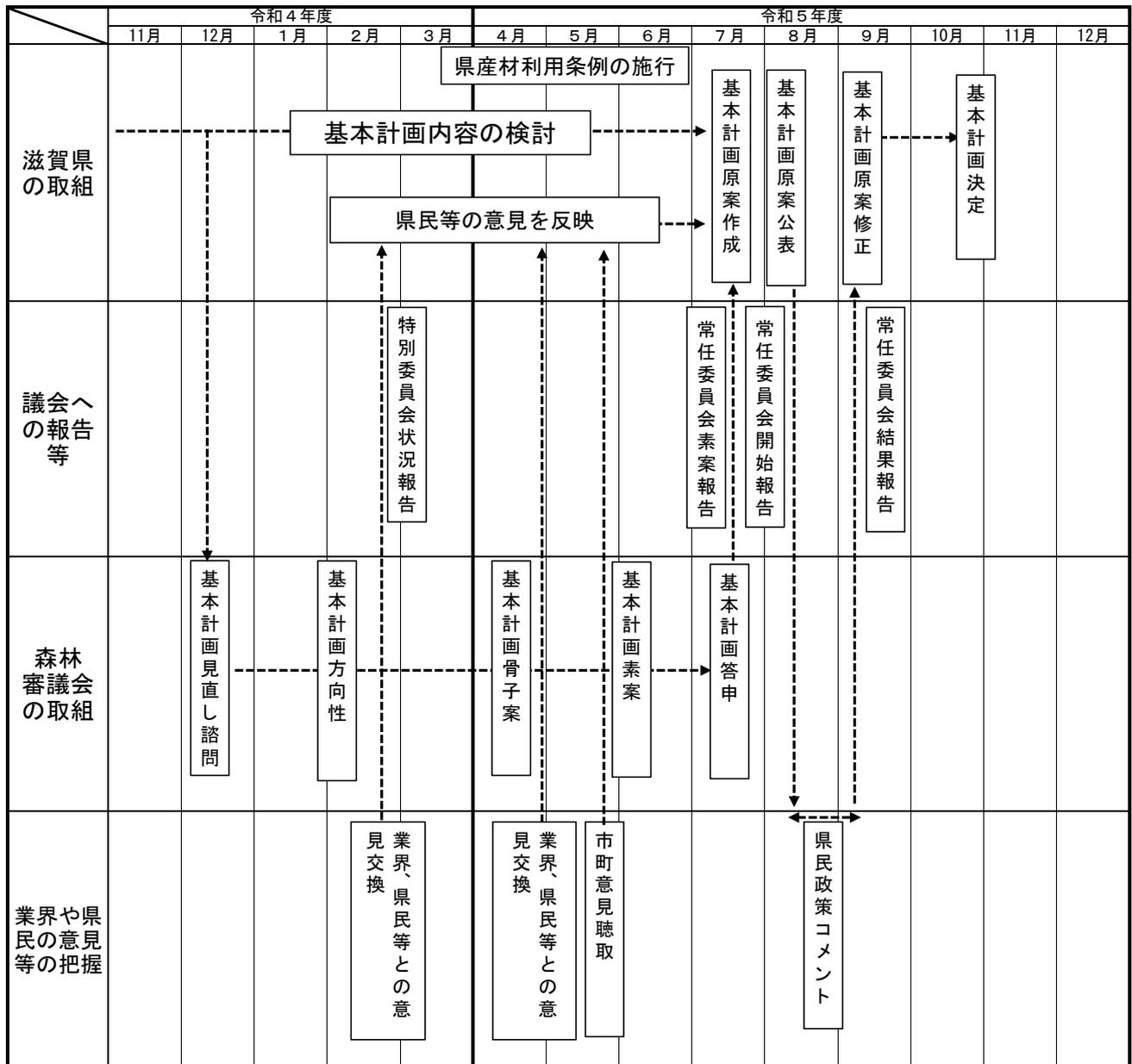
基本計画と整合

地域森林計画

全国森林計画に即する (森林法第5条)

都道府県の森林関連施策の方向
伐採・造林・林道・保安林の整備の目標等

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）見直しに向けたスケジュール（案）



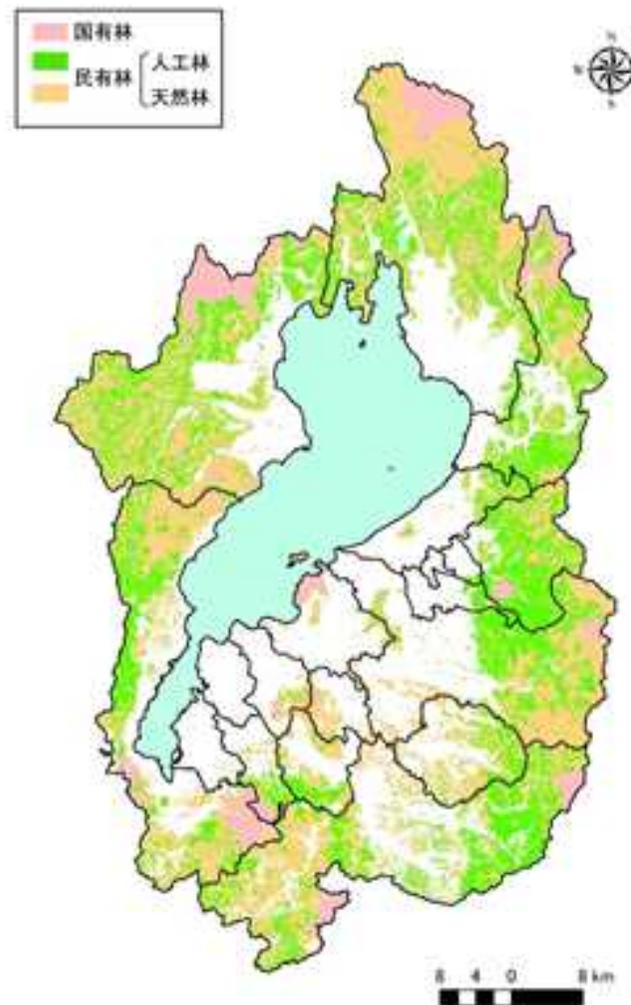
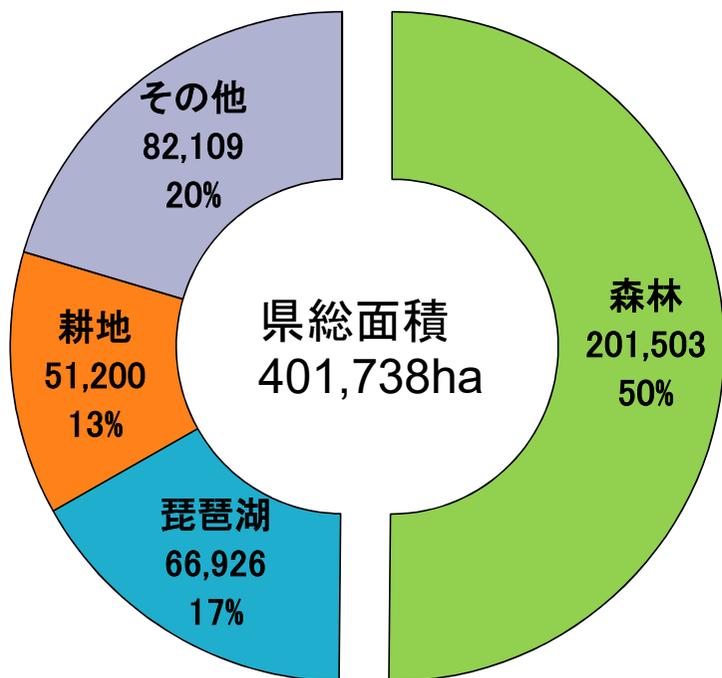
第138回 滋賀県森林審議会

滋賀県の森林・林業における
現状と課題について

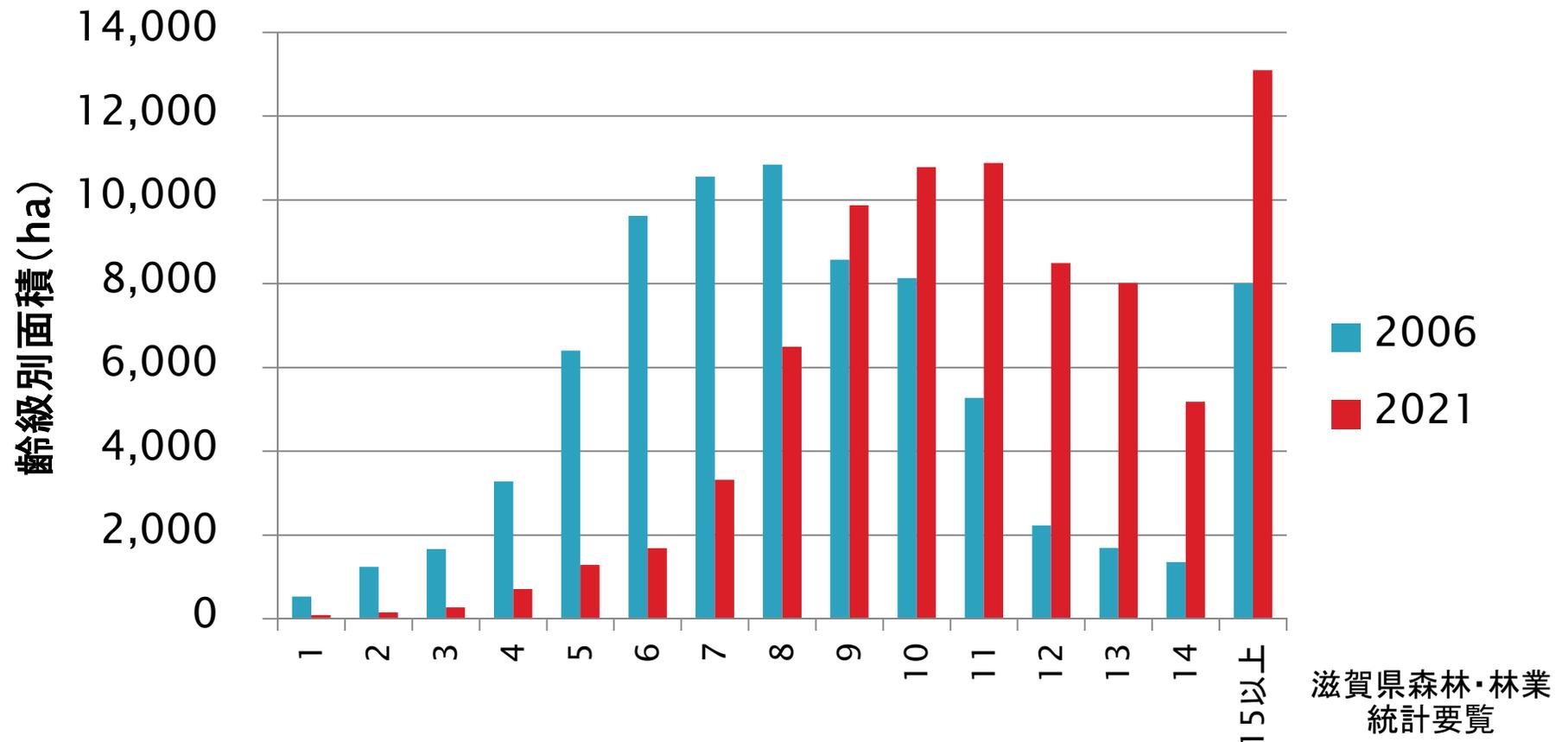
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

滋賀県の森林の状況

滋賀県の約半分は森林
(琵琶湖の約3倍)

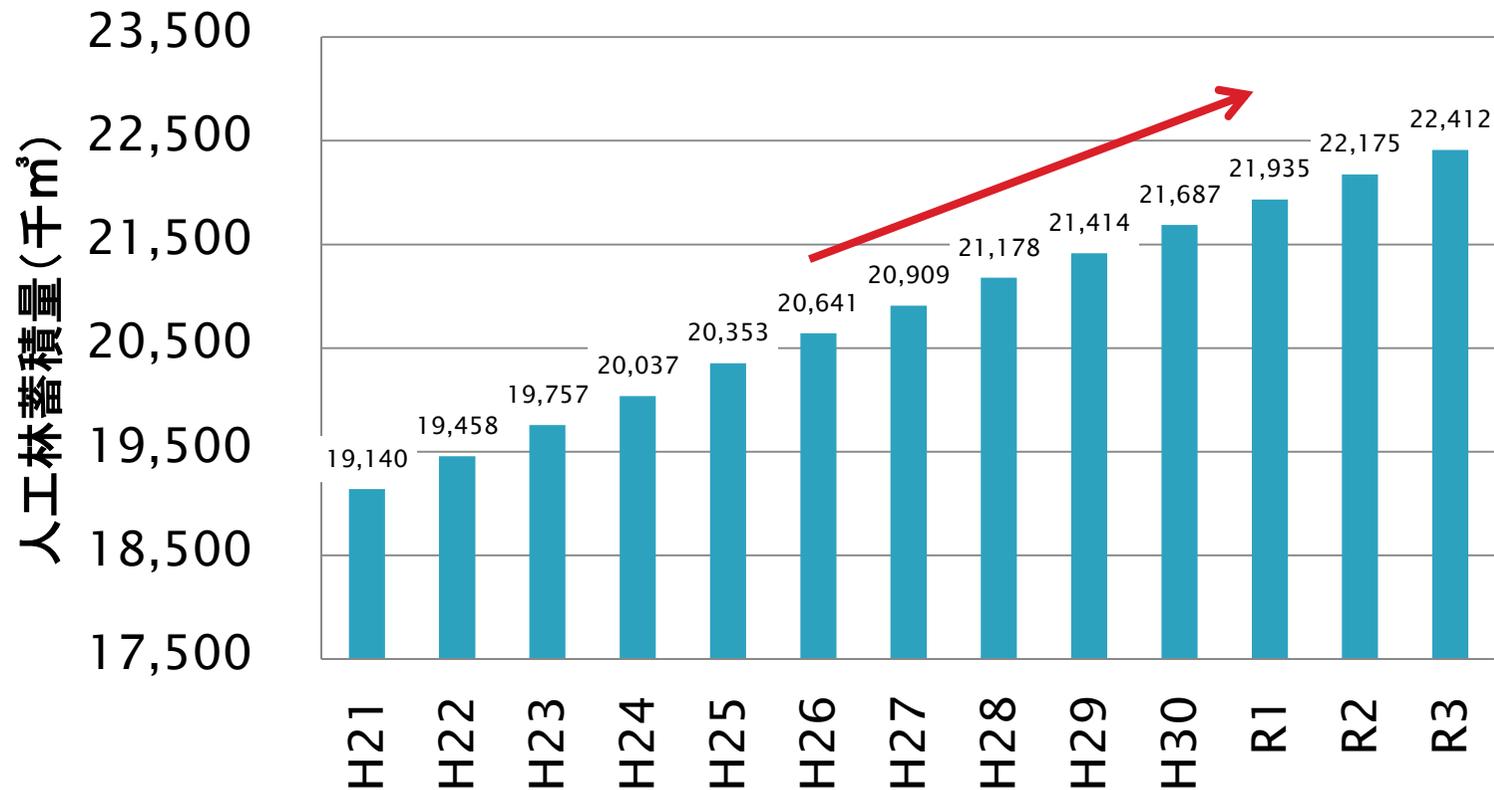


人工林の齢級別面積(民有林)



- ・森林資源は本格的な利用期に入っている。(主伐による利用が可能な10齢級以上の森林が70%)
- ・主伐・再造林が減少したこと、また第1期計画では長伐期化を推進したこと等により、高齢化が進行している。

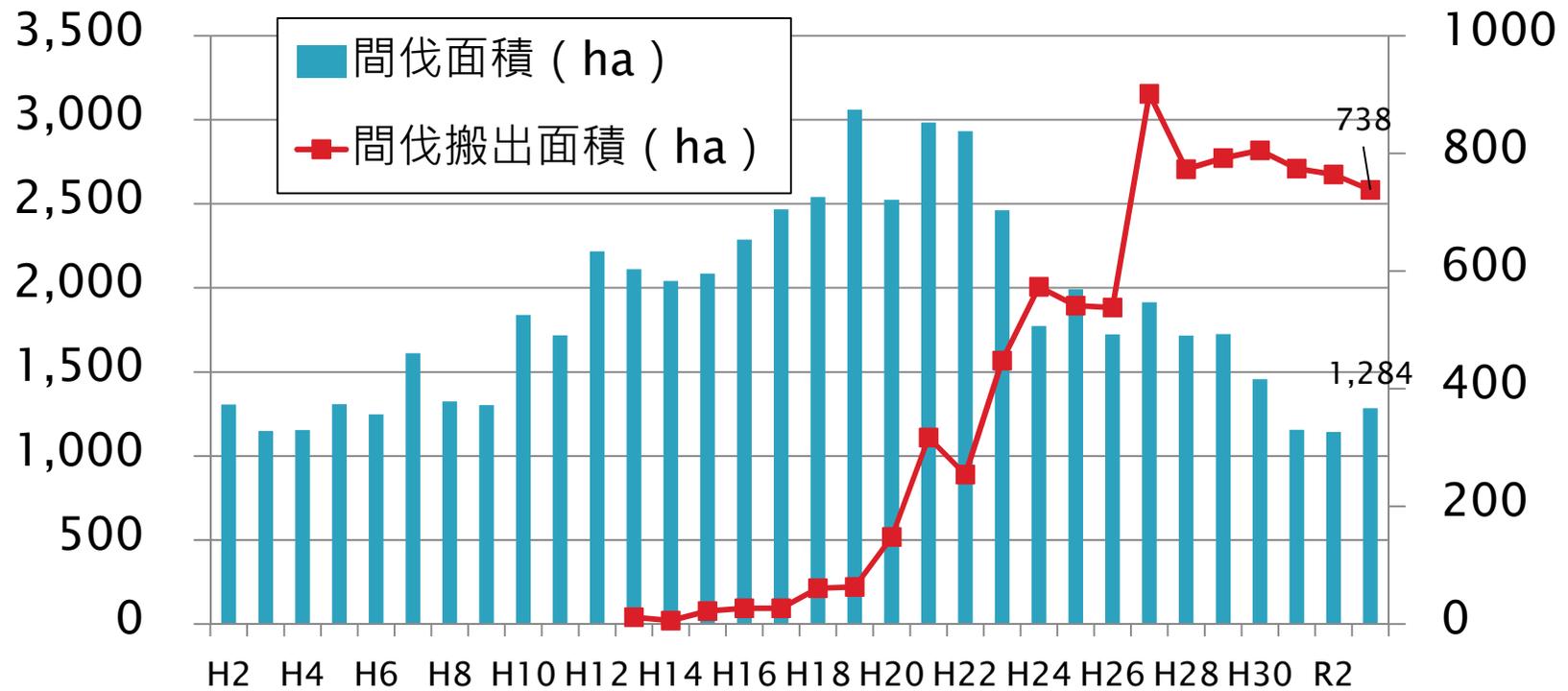
人工林蓄積量の推移



滋賀県森林・林業統計要覧

- ・人工林蓄積量は毎年20万m³以上増加しているが、近年は増加量が鈍化している。
- ・蓄積量増加の範囲で、環境に配慮しつつ適切に活用していくことが必要である。

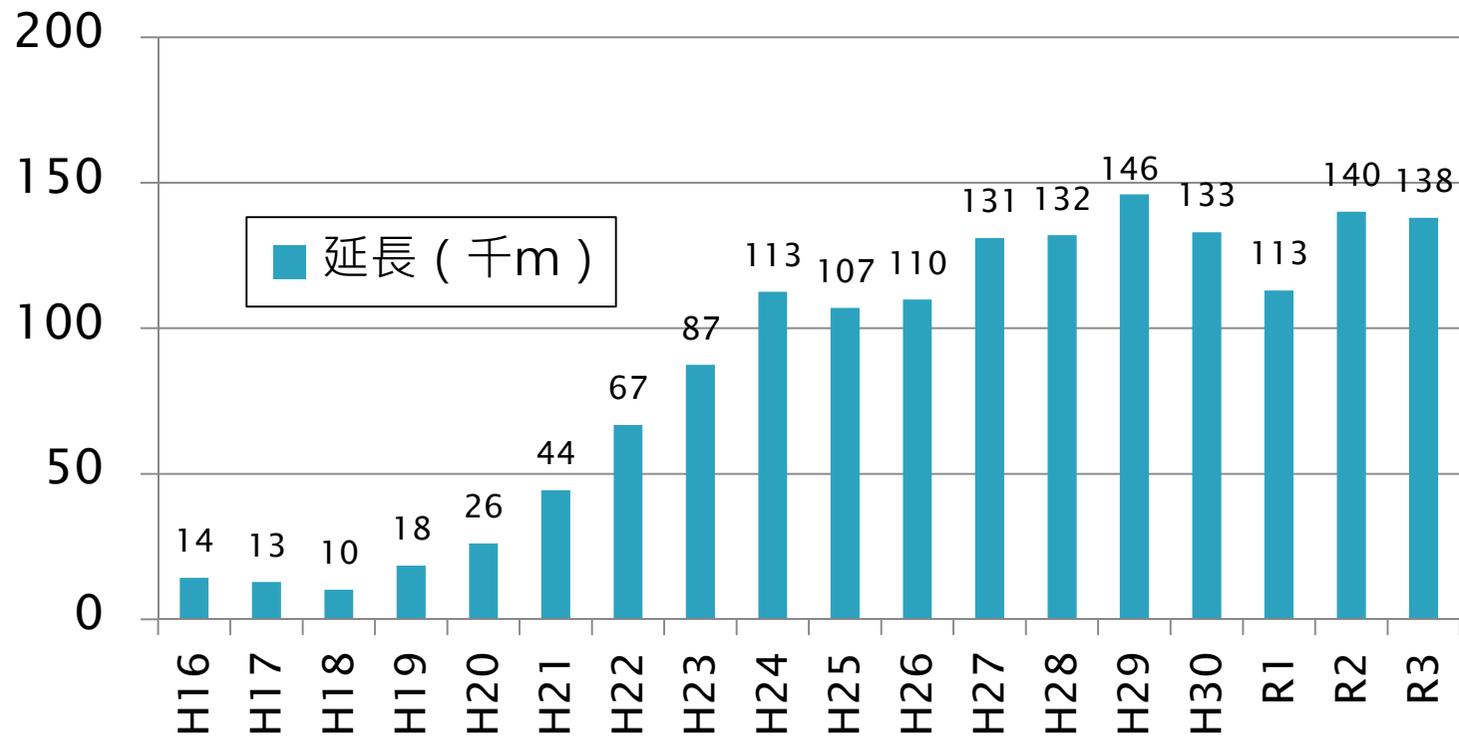
間伐実施面積、利用間伐面積の推移



滋賀県森林・林業統計要覧

・近年は成熟期を迎える林分が増加し、間伐材を資源として活用する利用間伐が増加した結果、間伐面積全体では減少し、年1,300ha前後で推移している。

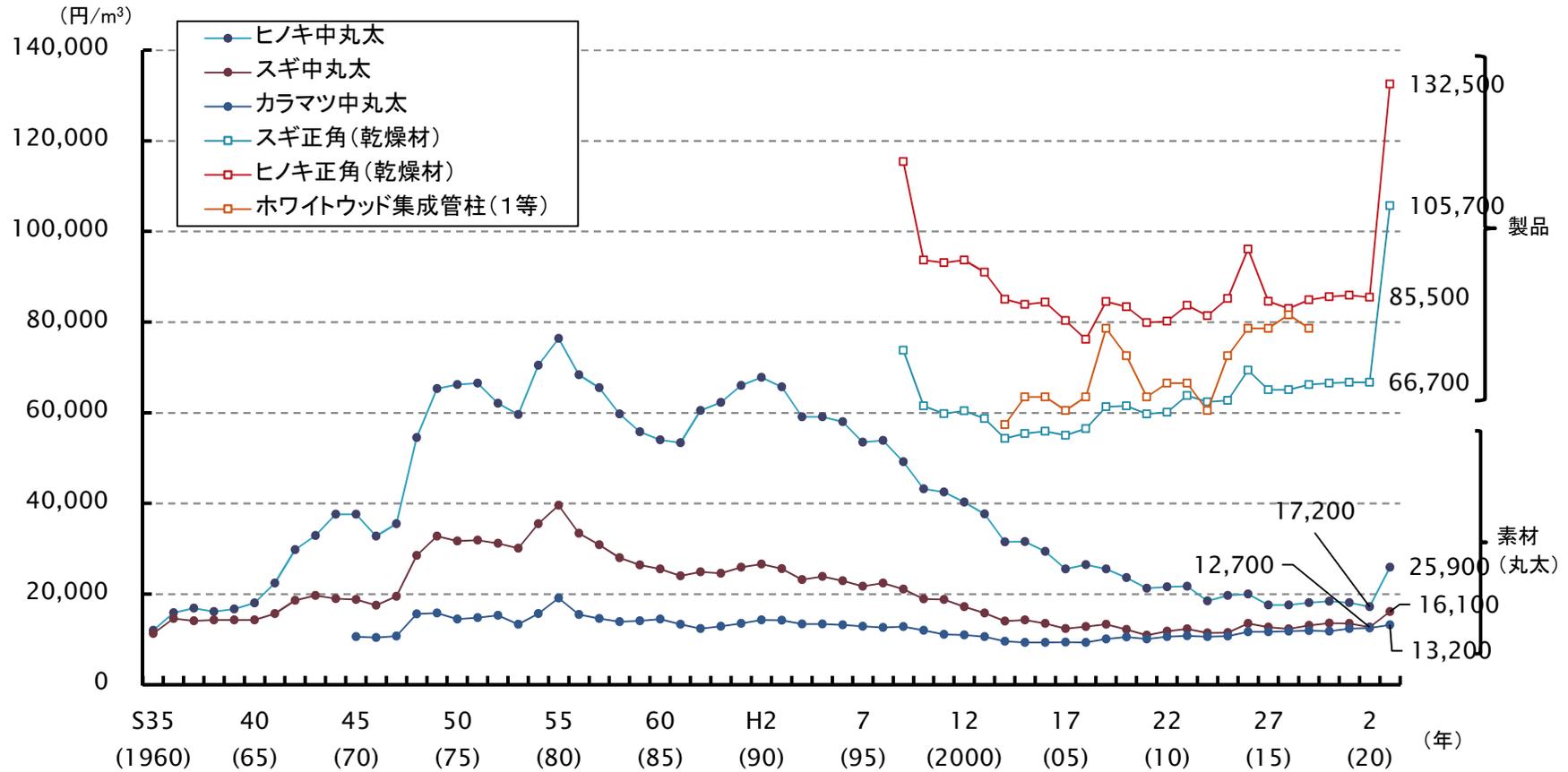
作業道開設延長の推移



滋賀県森林・林業統計要覧

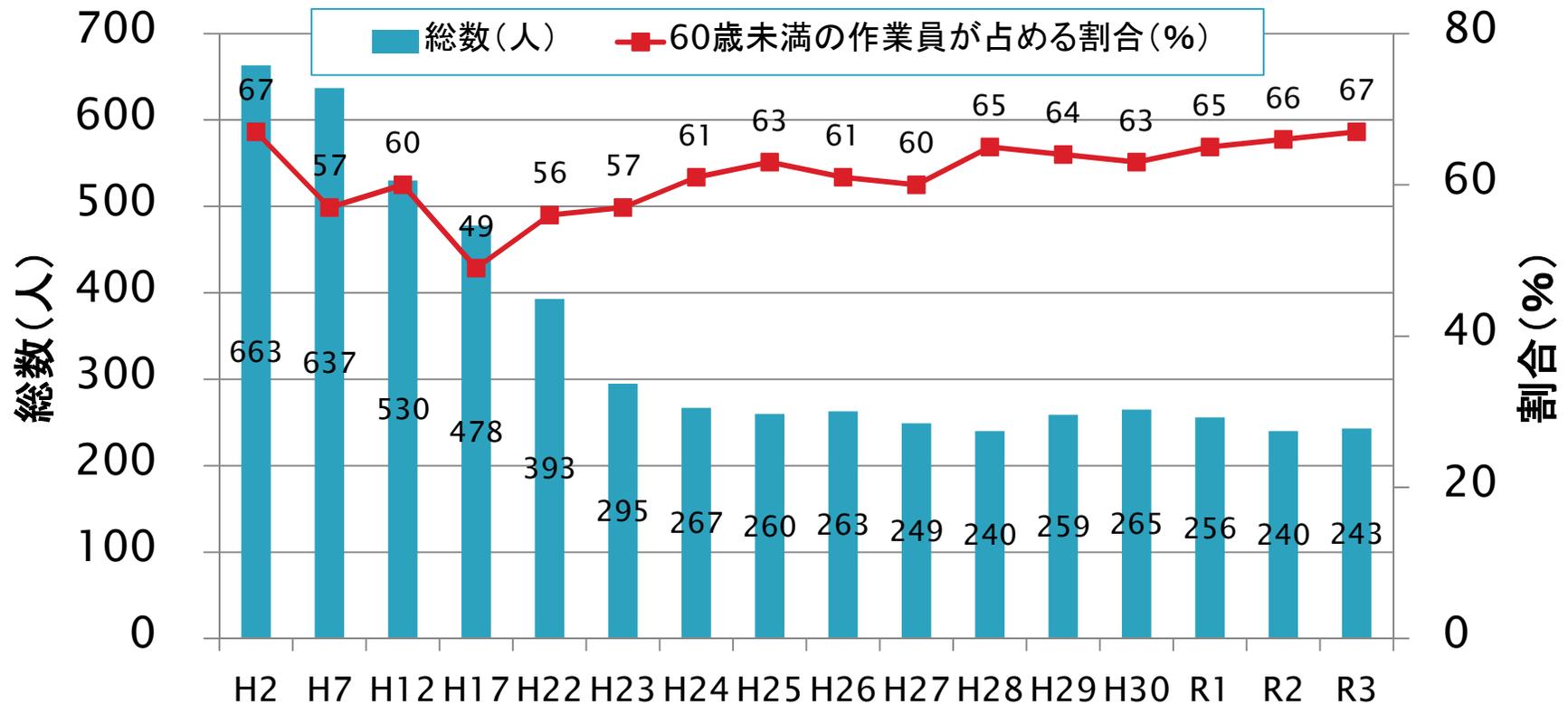
・路網整備により、適切な森林整備や低コスト施業に貢献。

木材価格の推移(全国)



・素材価格や製品価格は近年安定していたが、R3年度はウッドショックの影響により素材・製品ともに価格が上昇した。

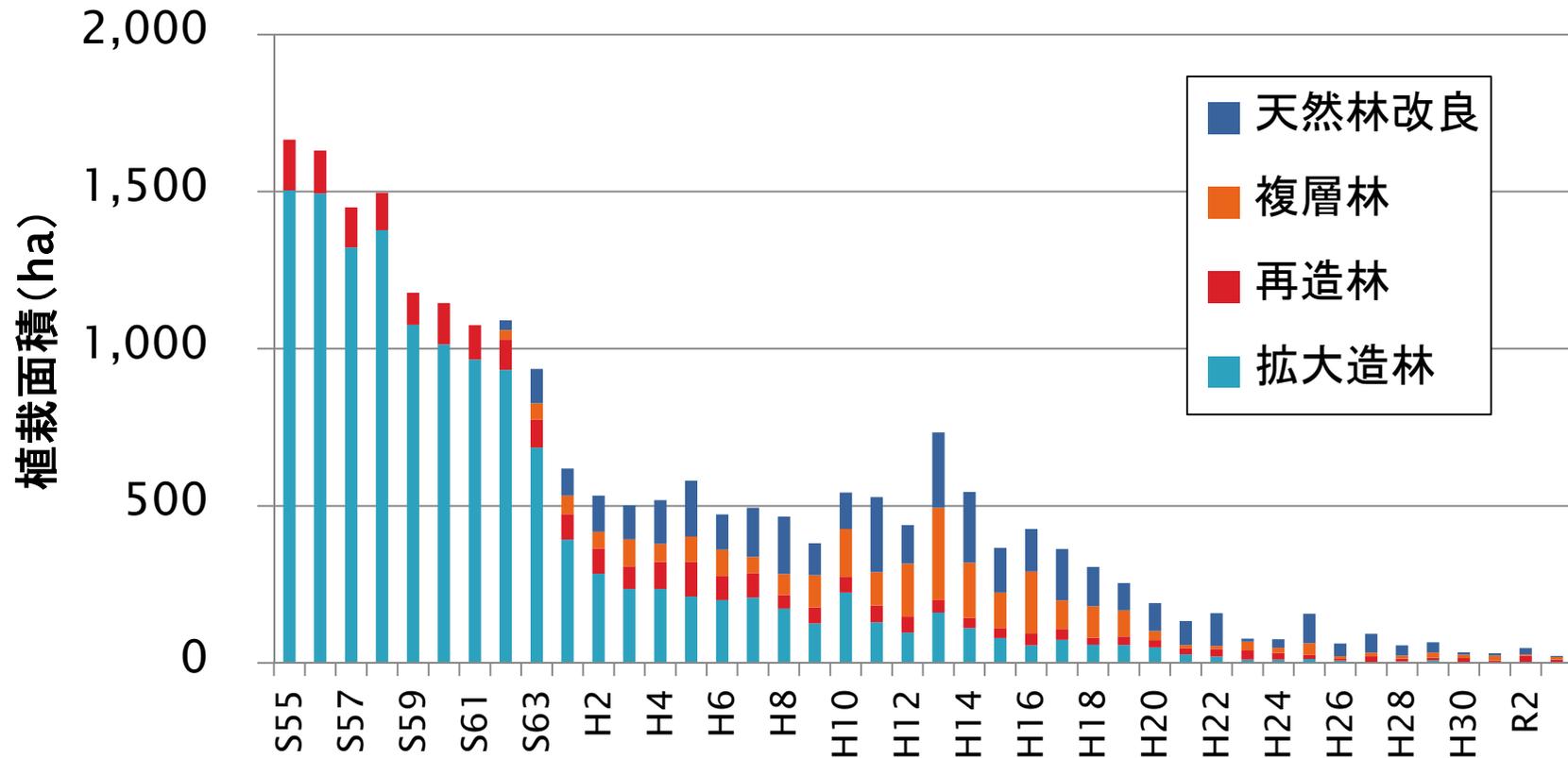
林業就業者の推移



滋賀県森林・林業統計要覧

・林業就業者は長期にわたり減少しているが、若年労働者の割合は増加傾向。

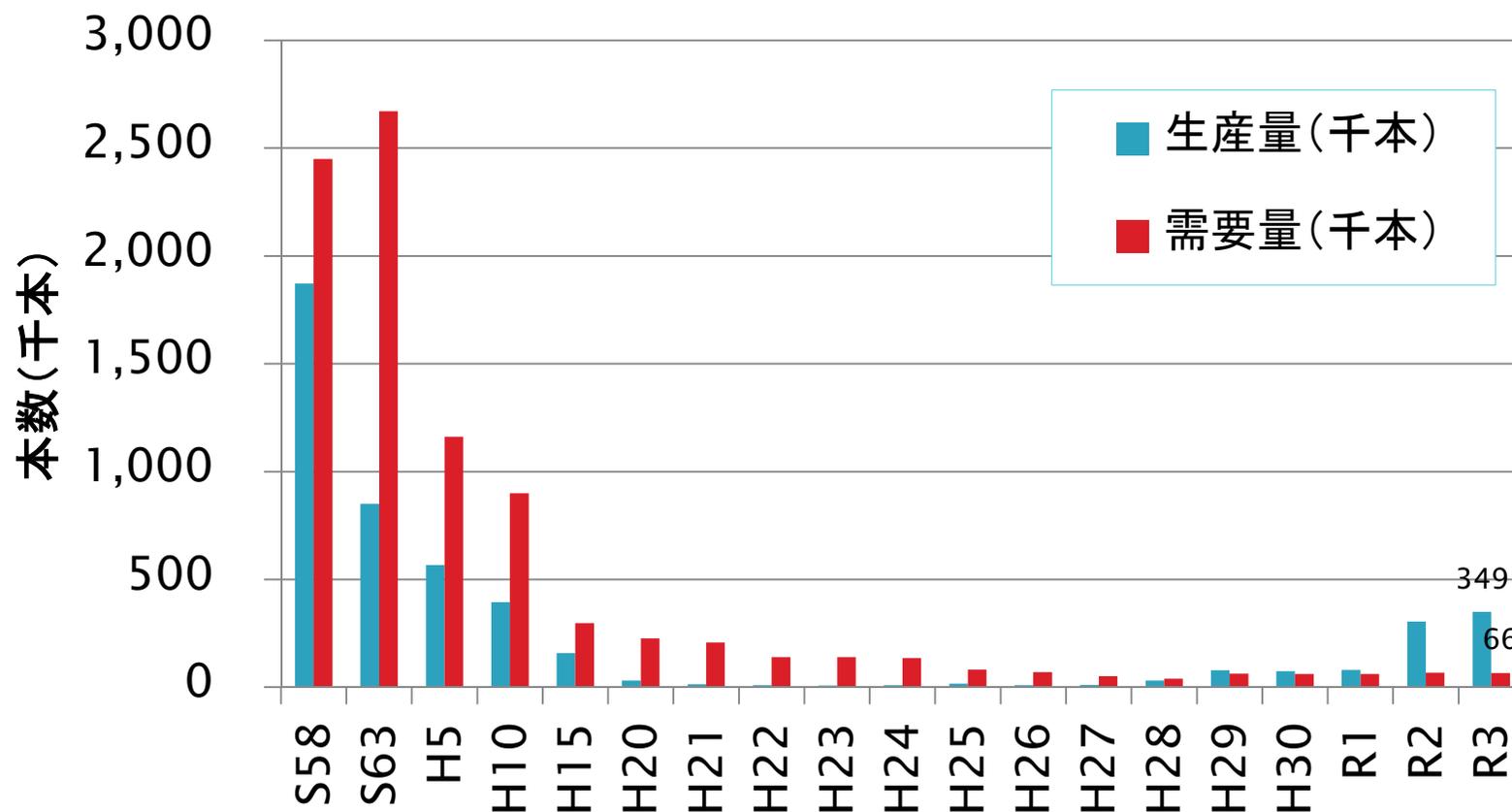
造林面積の推移



滋賀県森林・林業統計要覧

- ・造林面積は年々減少し、近年は30ha前後で推移。
- ・持続的な資源利用する視点から、適切な更新を行い、林齢構成を平準化していくことが求められている。

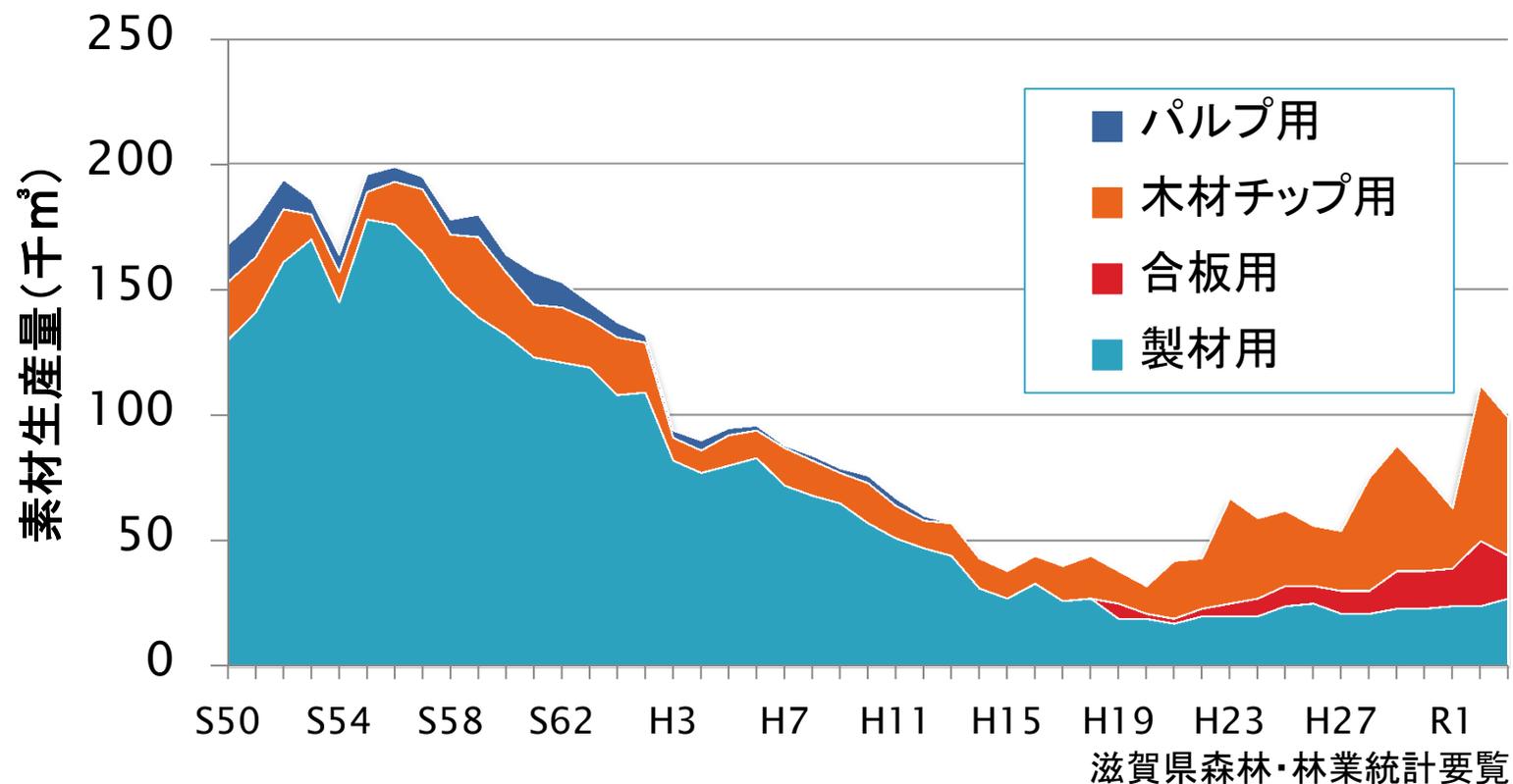
山行用苗木需給状況



滋賀県森林・林業統計要覧

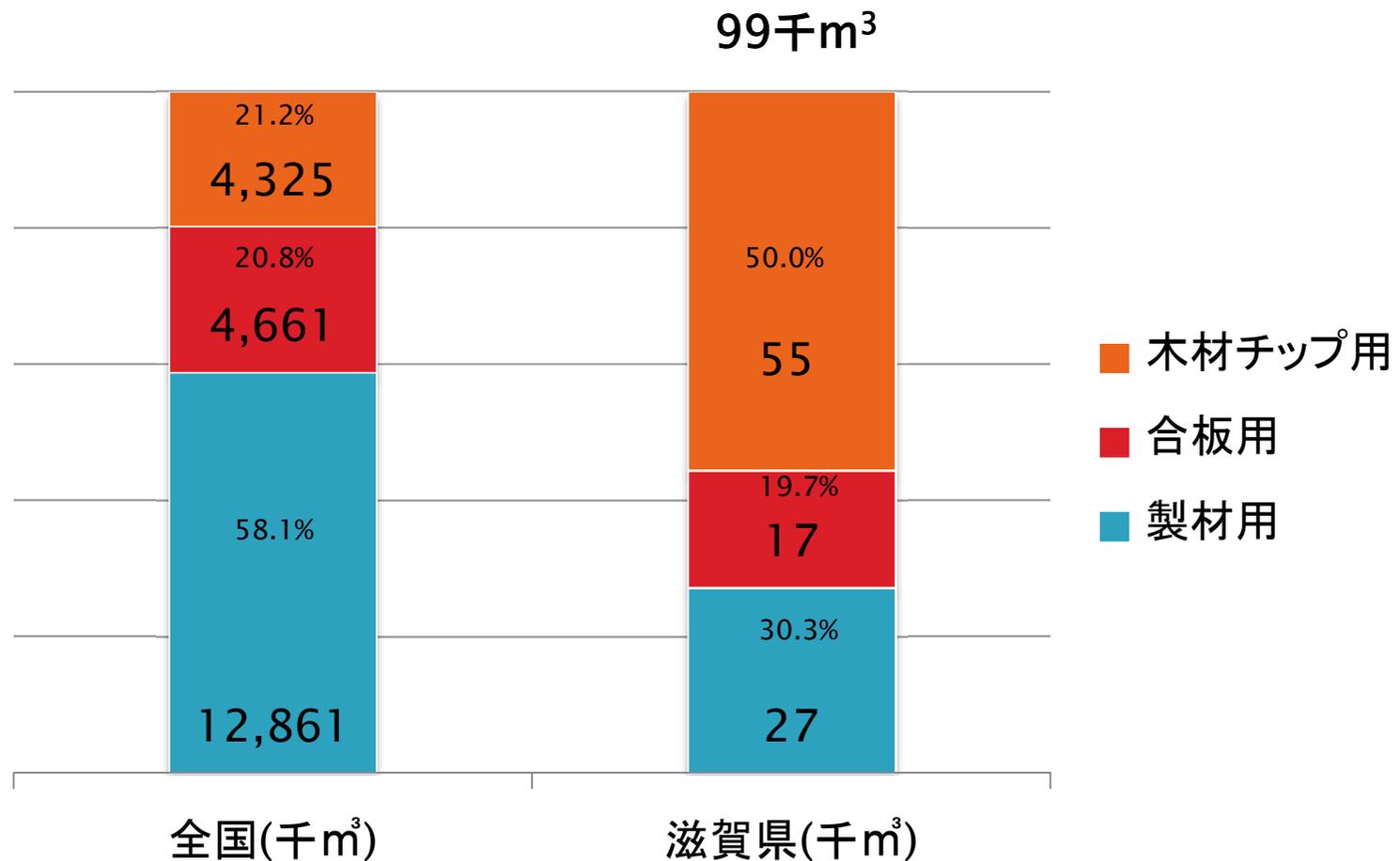
- ・造林面積の減少に沿って苗木の生産量、需要量も低迷していたが、近年生産量は増加している。
- ・全国的には主伐・再造林が促進されていることもあり、県内の苗木は県外で消費されている。

需要部門別素材生産量の推移



- ・素材生産量は近年、森林資源の成熟や搬出間伐の増加に伴い、増加傾向
- ・需要先別では、チップ用材、合板用材を中心に増加している。

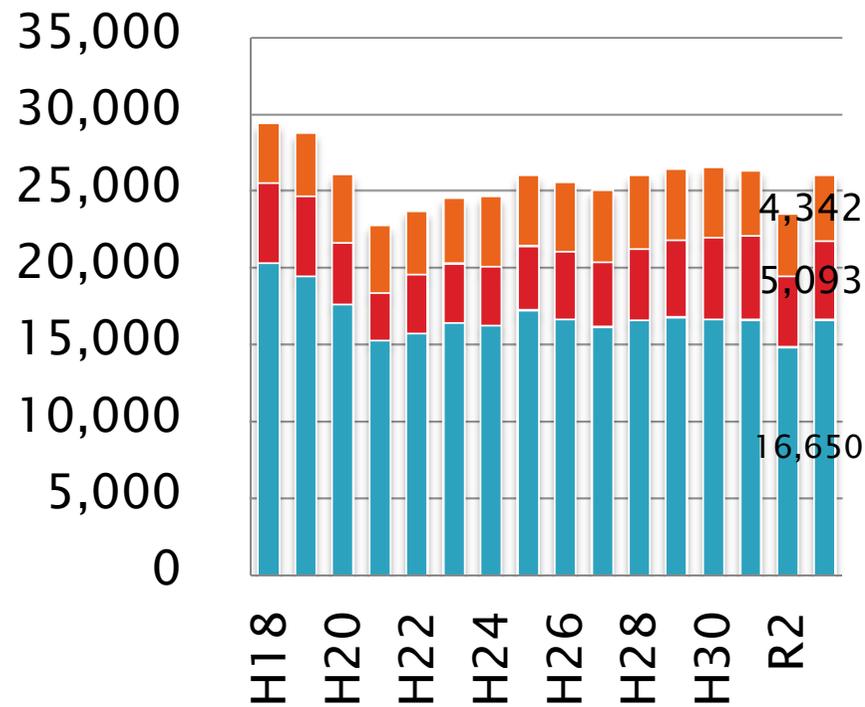
需要部門別素材生産量(R3)



全国:農林水産省「木材統計」
滋賀県:独自調査

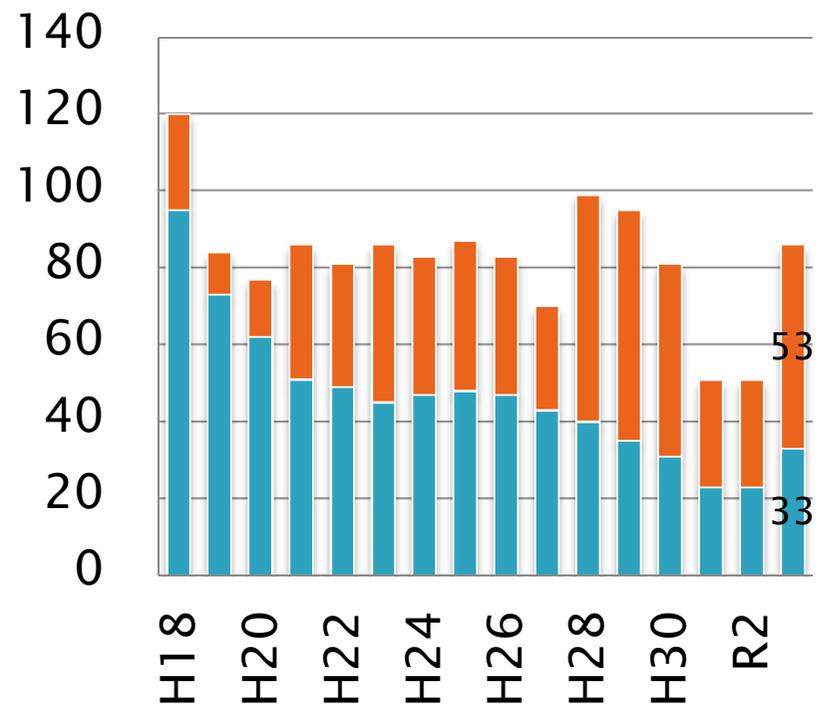
主要部門別素材需要量の推移

全国(千m3)



■ 製材用 ■ 合板用 ■ 木材チップ用

滋賀県(千m3)

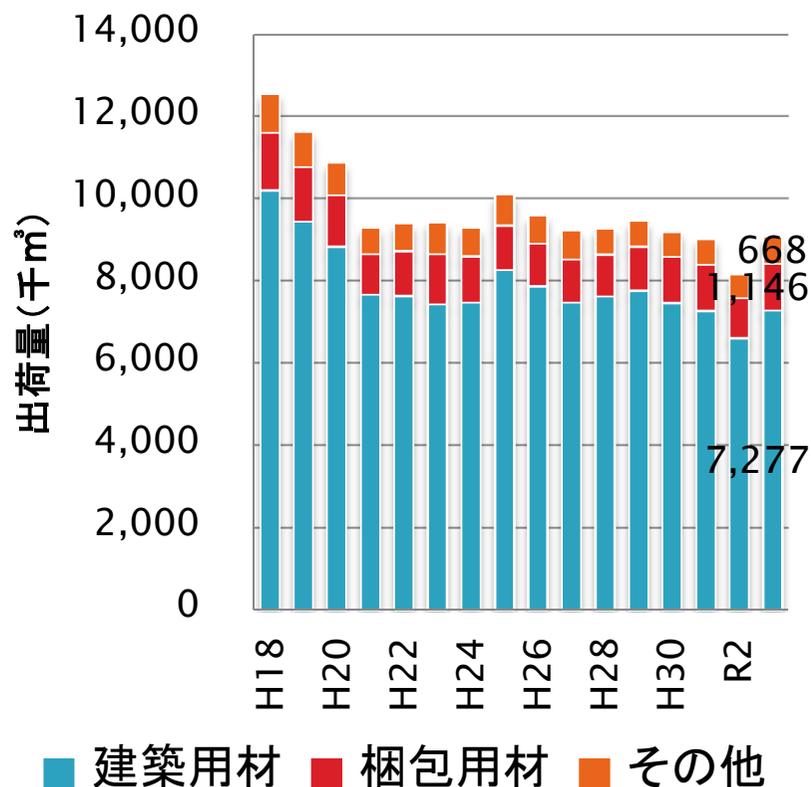


■ 製材用 ■ 合板用 ■ 木材チップ用

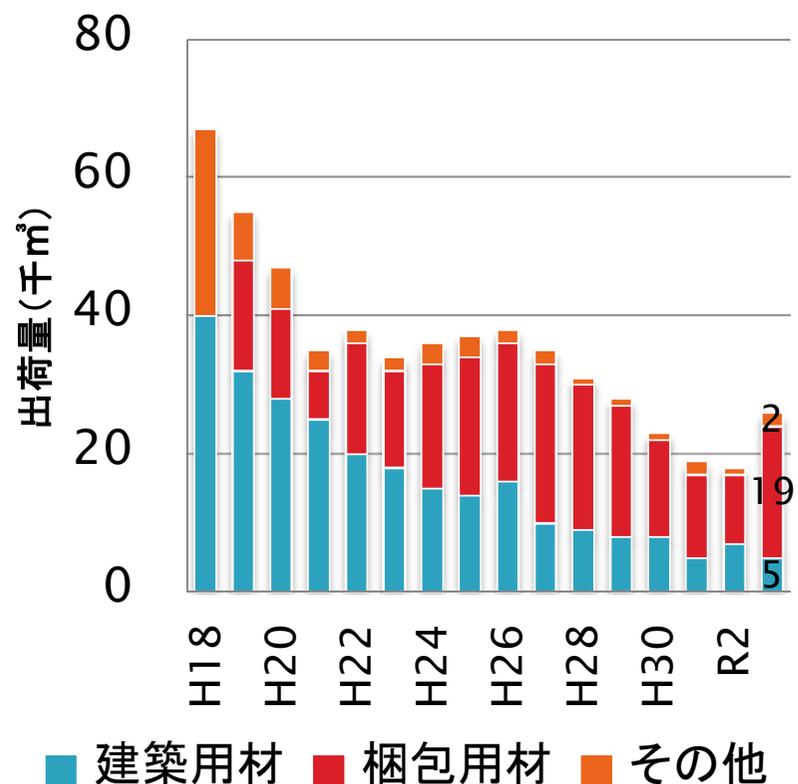
農林水産省「木材需給報告書」

用途別製材品出荷量の推移

全国(千m³)

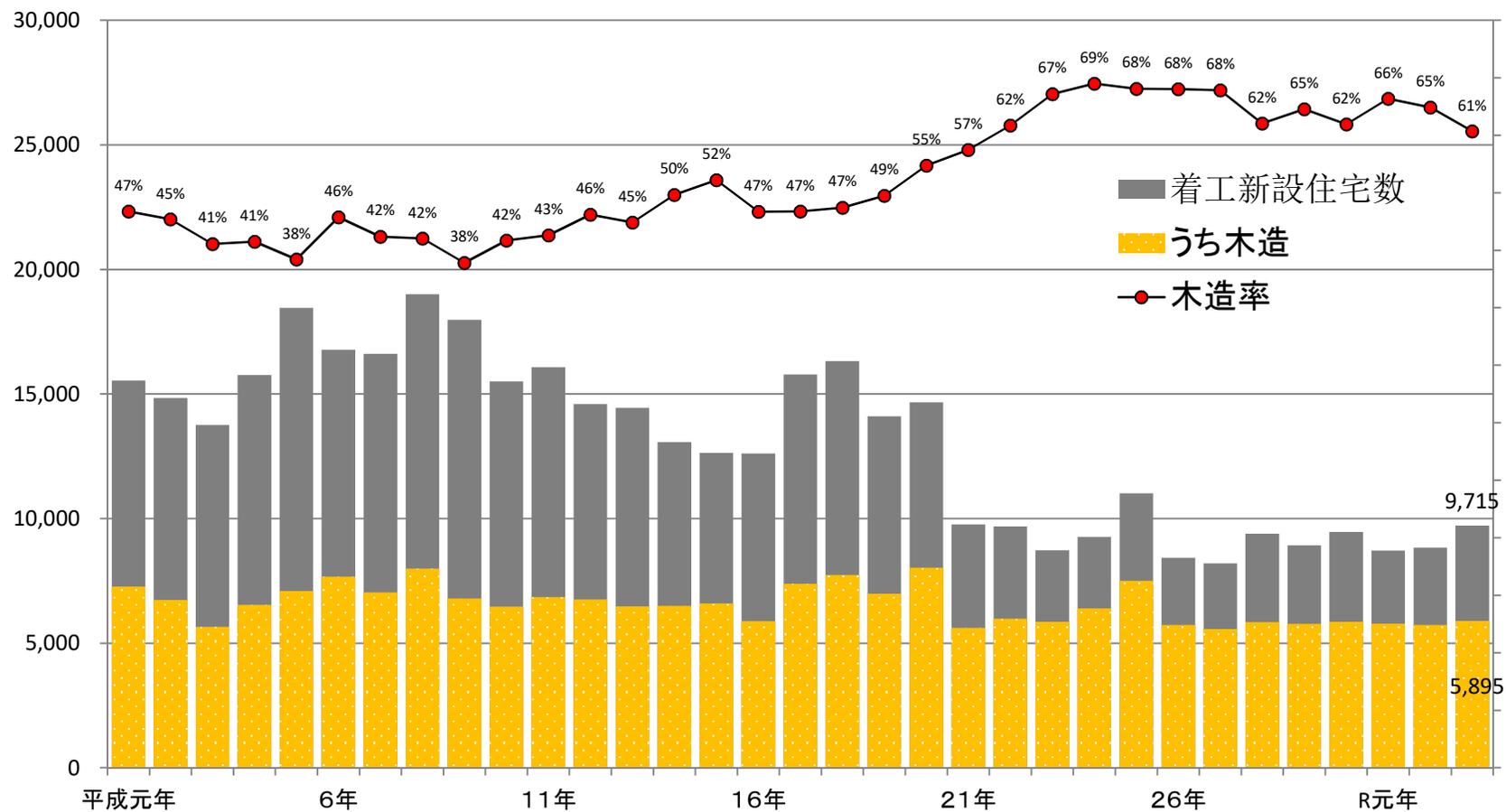


滋賀県(千m³)



農林水産省「木材需給報告書」

着工新設住宅数の推移

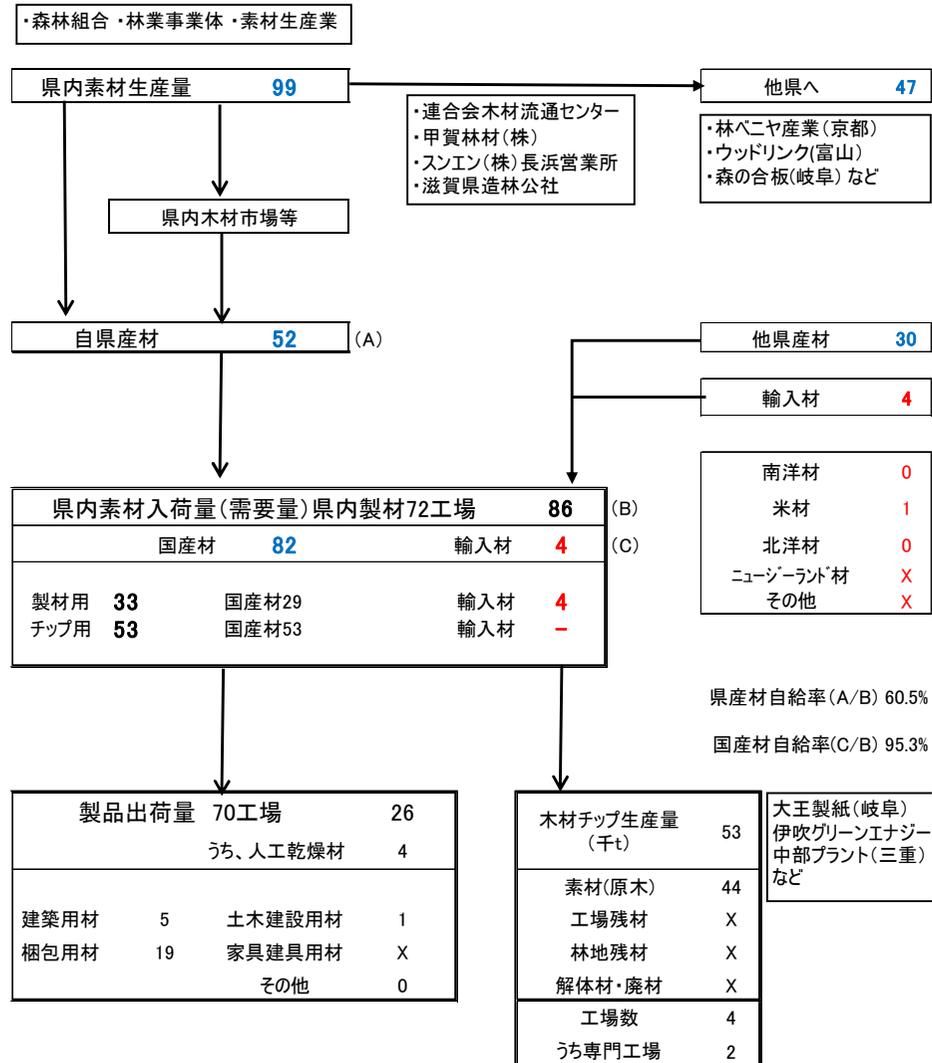


木材生産・流通・需給構造(R3)

(農林水産統計「令和3年木材統計」R4.6公表) 単位:千m³

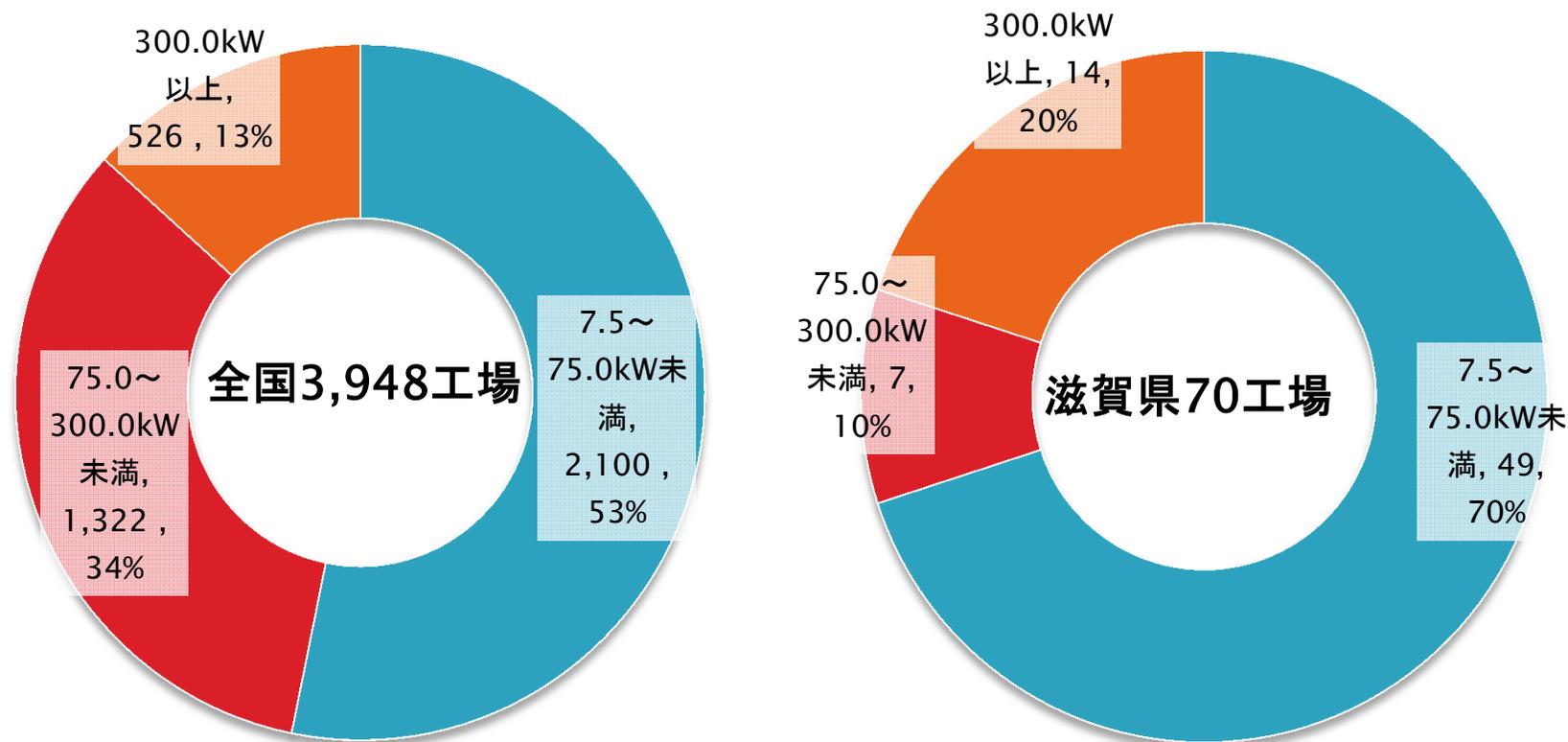
*表示方法: 0.4未満は0、無しは-、非公表×
 素材生産量は県独自調査

県内素材生産量		用途別	
樹種別		製材用	27
スギ	48	合板用	17
ヒノキ	22	木材チップ用	55
マツ	1		
その他	-		
広葉樹	28		



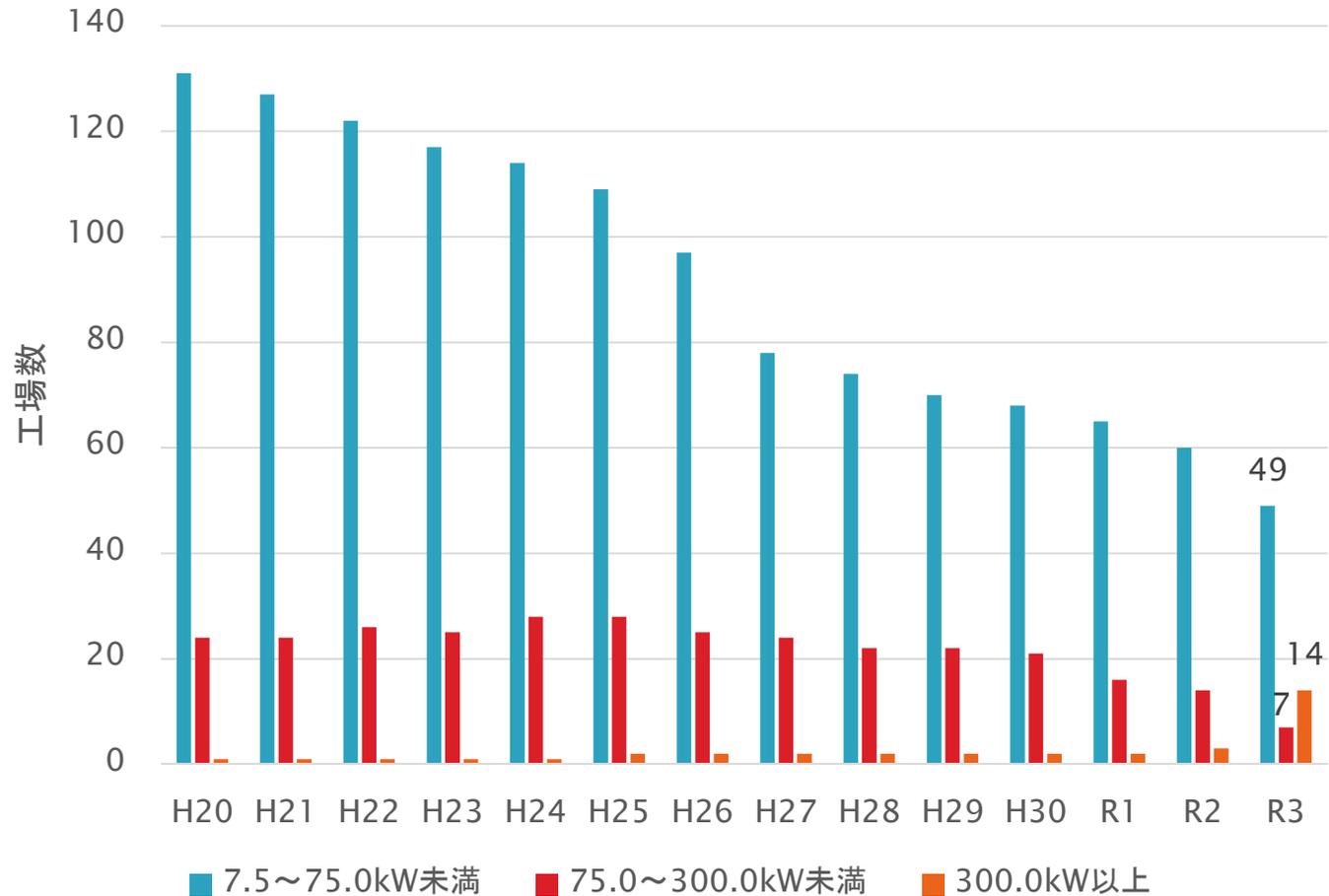
製材工場数の出力階層別構成割合(R3)

www.pref.shiga.jp



農林水産省「木材需給報告書」

県内製材工場数の推移



農林水産省「木材需給報告書」

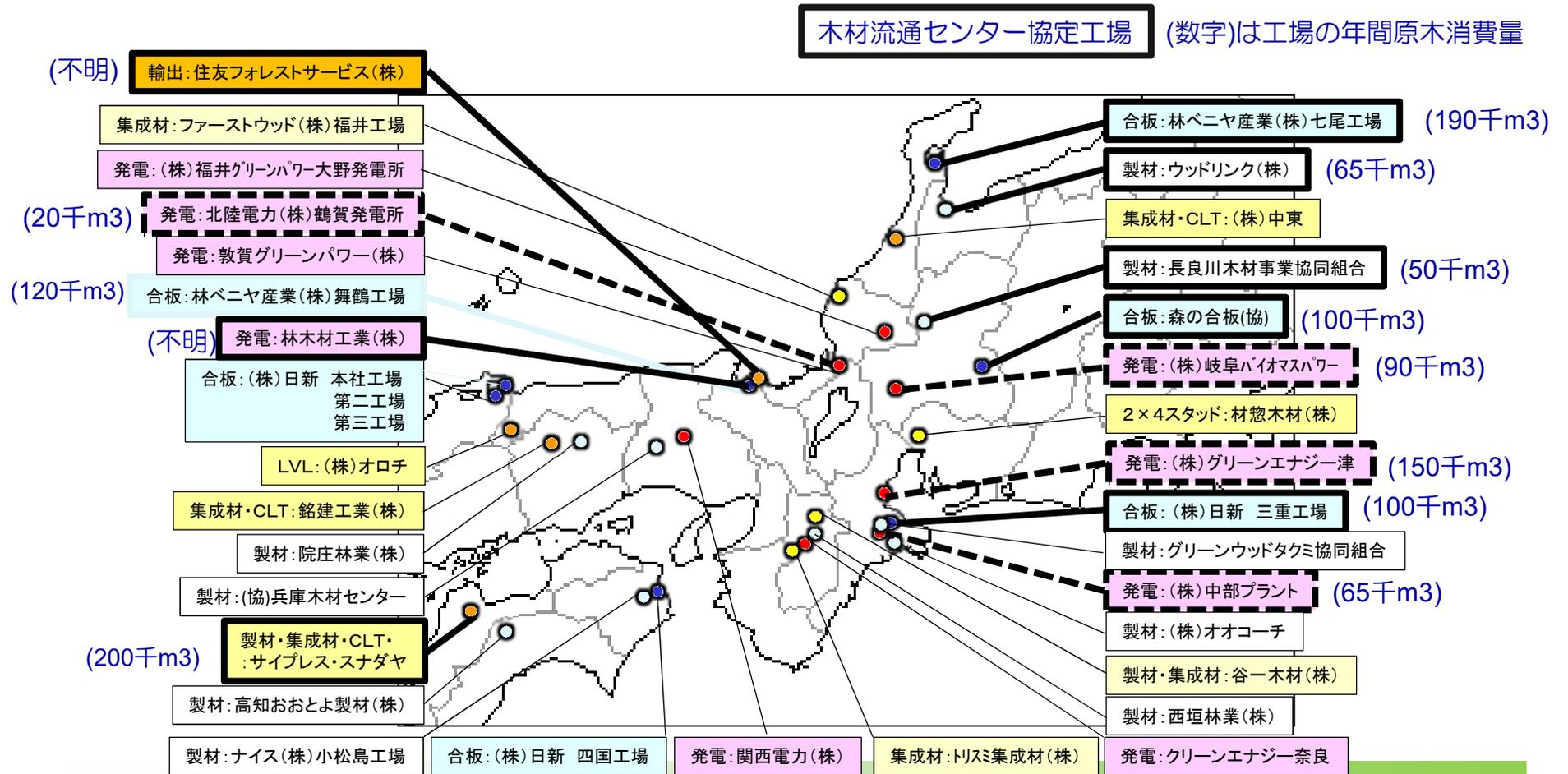
木材乾燥機を保有する製材業者一覧

www.pref.shiga.jp

製材業者名	所在地	乾燥機	稼働年月	出荷実績					
				H30		R1		R2	
				国産材	外材	国産材	外材	国産材	外材
(株)伊藤源	大津市衣川三丁目2-37	蒸気式1室 15m3 その他1室 25m3	H22/4月	116	-	138	-	148	-
滋賀中央森林組合 (土山工場)	甲賀市土山町北土山361	蒸気式2室 30m3	H23/4月	28	-	91	-	0	-
(株)滋賀原木	彦根市西沼波町175-1	蒸気式1室 16m3	H25/4月	77	0	62	0	76	0
鳥居木材(株)	長浜市加田町1560	蒸気式1室 12m3	H28/4月	150	0	200	0	200	0
(有)白谷製材	米原市伊吹954-3	蒸気式3室 40m3	H23/4月	600	-	730	-	600	-
丸和産業(株)	東近江市上平木町2396-1	燻煙式1室 10m3	H25/4月	27	-	25	-	25	-
田辺工業(株)	長浜市東上坂町1121	除湿式1室 20m3		170	20	100	20	100	20
谷一木材(株)	長浜市法楽寺町岡山150	蒸気式2室 30m3 除湿式3室 45m3	H27/4月	1,003	83	1,190	109	300	0
			合計	2,171	103	2,536	129	1,449	20
		蒸気式	10室						
		除湿式	4室						
		その他	2室						

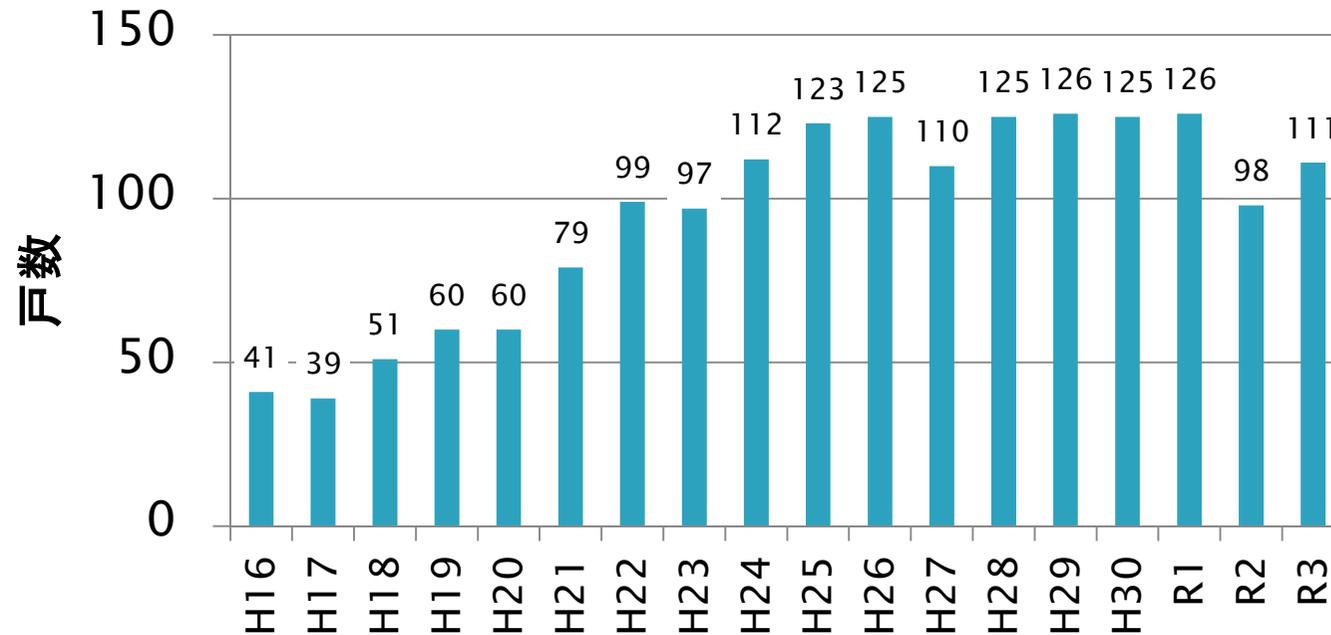
滋賀県周辺の木材加工工場等の状況

滋賀県を取り囲むように 大型製材工場、バイオマス発電施設等が立地



びわ湖材を使用した住宅の助成戸数

www.pref.shiga.jp



・地球温暖化と木材の地産地消を進めるため、びわ湖材を使用した一戸建て住宅の新築や耐震改修等を支援



びわ湖材の利用促進

www.pref.shiga.jp

- ▶ 木製品の導入
 - 木製備品の購入支援
- ▶ あらゆる用途への木材利用
 - 公共施設、住宅や民間施設などへの県産材利用拡大
- ▶ その他
 - びわ湖材利用の研究開発



対応すべき課題

▶ 見直しの方向性

- 利用期を迎え充実する人工林資源への主伐・再造林による循環利用の一層の推進
- 航空レーザ測量など詳細なデータやICTを活用するスマート林業の推進
- 木材流通センターの機能強化を通じた県産材流通の効率化・競争力強化
- 将来の県産材需要を見据えた県内製材工場のあり方の検討
- 一般住宅、公共建築物をはじめ、民間建築物への活用による県産材需要の拡大
- 森林空間活用など、木材だけでなく森林の価値の活用
- 子供から大人まであらゆる世代に対する木育の推進、木材を利用する歴史、文化への理解の促進
- 県産材の生産・加工・流通の各段階における人材の確保・育成等の推進

しが木育指針（素案）の概要



第1章 木育に取り組む背景

- 1 滋賀の森林
人工林の多くが利用期を迎えており森林の持続的な循環利用が必要である
- 2 森林の役割
森林の持つ多面的機能の中でも「CO2ネットゼロ」への期待が高まりつつある
- 3 滋賀の木づかいの文化
本県には長い間自然との関わりの中で育んできた木づかいの文化がある
- 4 指針の位置づけ
(1) 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）
様々な世代を対象に段階的に木育を推進する
(2) 第四次滋賀県環境学習推進計画
多面的な機能をもつ森林づくりへの社会にむけた環境学習を推進する
- 5 全国の状況
(1) 国の取組…「森林・林業基本計画」の中で木育の推進を明記している
(2) 県の取組…北海道をはじめ多くの県で木育に取り組んでいる
- 6 SDGs（持続可能な開発の目標）等の達成に向けた取組
(1) SDGs…ゴール4, 6, 12, 13, 15 に関連
(2) MLGs…ゴール3～5, 7, 9, 10, 13 に関連

第3章 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題

- 1 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組

<ol style="list-style-type: none"> (1) 森林環境学習「やまのこ」（H19～） 県内の小学4年生が森林で体験活動 (2) ウッドスタート支援（H27～H30） 乳幼児等に木製玩具を贈呈する市町を支援 (3) ウッドスタート宣言（H29） 東京おもちゃ美術館との共同宣言 (4) 木育イベントの開催（H30～） 県内各地で木育製品に触れ合えるイベント 	<ol style="list-style-type: none"> (5) 木育製品の貸出（R2～） 県内の希望する施設に木育製品を貸出 (6) しが自然保育認定制度（R2～） 森林環境学習のすそ野を広げる (7) 木育講座の開催（R3～） 木育への理解を深めるための講座を開催 (8) 木育ビジネス化への支援（R3～） 継続して取り組める木育活動への支援
--	---
- 2 滋賀の木育の課題

<ol style="list-style-type: none"> (1) 木育の認知度が低い 木育を広く周知する取組の促進が必要 (2) 木と森林や文化との結びつきが不十分 木との触れ合いから森林や文化への関心や学びへのつながりが不十分 	<ol style="list-style-type: none"> (3) 木育の伝え手の不足 木育を支える伝え手が不足している (4) 木製品が身近な存在でない 昔に比べて生活の中で木製品が使われない (5) 継続性のある木育 木育を広めるためには企業や団体と連携した継続的な取組も必要
--	--

第2章 滋賀県の木育「しが木育」

- 1 滋賀の「木育」とは
「しが木育」…子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや森林・木の文化への理解を深めながら木材利用の意義を学び、木とともに豊かな心を育み木を生活に活かす取組
- 2 しが木育で目指す姿
 - ▶ 子どもから大人まですべての県民が、それぞれの段階に応じて「木」とともに生活することにより豊かな人生を送っている
 - ▶ 県民それぞれの「木」との触れ合いが学びにつながることで、森林資源の持続的な循環利用や、琵琶湖の水源となる豊かな森林および滋賀の木づかいの文化が次の世代に引き継がれている

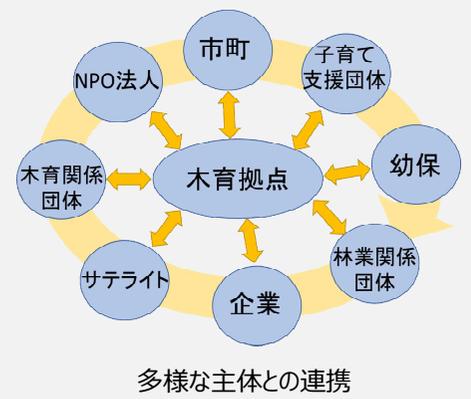
木育のすすめ

～木育活動の「さしすせそ」～
 さ 触ってみよう木のおもちゃ
 し 知ってほしいな滋賀の森林
 す 好きになってね木製品
 せ 生活に活かそう木の魅力
 そ 育て守ろう木の文化

- 3 しが木育の展開
 - (1) 体験する
木や森林を五感で感じて木に愛着をもつ
 - (2) 理解する
木や森林についての知識を得て理解する
 - (3) 行動する
体験して理解したことを踏まえて行動する

第4章 しが木育の3つの柱

- 1 しが木育で取組む3つの柱
 - (1) 木に親しむ空間づくり
 - ・木育イベントの開催
 - ・木育製品の貸出・導入
 - ・拠点となる木育ひろばの整備・発信
 - (2) 木育に取り組む人づくり
 - ・木育講座の開催
 - ・木育人材登録制度の創設
 - ・木育の伝え手のスキルアップ
 - (3) 魅力ある木製品づくり
 - ・新たな木製品開発への支援
 - ・木製品等の情報発信
 - ・滋賀の文化を活かした木製品づくり



- 2 3つの柱を進めるために
 - (1) 多様な主体や世代などとの連携
 - ・多様な主体…市町、企業、子育て支援団体、林業関係団体等との連携
 - ・多様な世代…子どもから大人まであらゆる世代を対象とした木育の推進
 - (2) 民間活力の活用
 - ・木育活動が継続性のあるものとなるよう企業等の民間活力を活用

しが木育指針（素案）

令和4年(2022年)
滋 賀 県

目 次

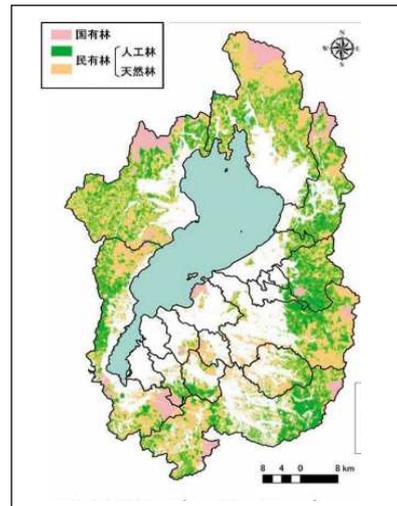
第1章 木育に取り組む背景		
1	滋賀の森林	3
2	森林の役割	3
3	滋賀の木づかいの文化	4
4	方針の位置づけ	4
5	全国の状況	5
6	SDGs（持続可能な開発目標）等の達成に向けた取組	6
第2章 滋賀県の木育「しが木育」		
1	滋賀の「木育」とは	9
2	しが木育で目指す姿	9
3	しが木育の展開	10
第3章 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題		
1	滋賀県のこれまでの木育に関連する取組	11
2	滋賀県の木育の課題	13
第4章 しが木育の3つの柱		
1	しが木育で取組む3つの柱	14
2	3つの柱を進めるために	16

第1章 木育に取り組む背景

1 滋賀の森林

本県の森林は、琵琶湖の周辺に位置しています。森林面積は、約20万haと県土面積の半分程度を占め、この内9割が民有林、民有林の内約44%が人工林となっています。

戦後に植栽された本県の人工林の多くが十分に成長し、利用期を迎え充実しており、今後は積極的に木を使うことが求められています。「伐って、使って、植えて、育てる」という循環のサイクルを通じて、森林の適正な整備・保全を続けることが重要となっています。



滋賀県の森林分布図

2 森林の役割

本県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。

本県では、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「しがCO2ネットゼロムーブメント」を推進しているところであり、森林の二酸化炭素の吸収源としての役割への期待が高まっています。二酸化炭素を吸収・固定する能力は、高齢化した木よりも成長期の若い木の方が大きくなるため、利用期を迎えた木を使って新たに植えることが必要です。地域の木を積極的に利用することで、二酸化炭素を固定して森林資源の循環利用につながるため、地球温暖化の防止や琵琶湖の水源である森林の保全に貢献するほか、快適で健康な生活の実現にも役立ちます。

木育の推進を通じて、生活の中で木が使われ、人と環境にやさしい暮らしの実現を目指します。



「令和3年版森林・林業白書より

3 滋賀の木づかいの文化

森林から生産される木材は、加工しやすいという特性を活かし、住宅だけでなく、神社・仏閣、城、学校などの大きな建物、あるいは船などを造る材料として昔から使われてきました。県内には、スギやヒノキなどの木材を使い建てられた石山寺や彦根城等の建築物や琵琶湖の主力船舶として活躍した丸子船など、歴史的な木造建築物等が数多く存在し私たちに木の文化に触れる機会を与えてくれます。

そのほか、木材は、家具や仏壇、お盆や器などの様々な生活用品、伝統工芸品・玩具の材料にも使われています。近世では轆轤（ろくろ）を用いて椀や盆をつくる職人である「木地師」と呼ばれる人々が全国各地にいましたが、奥永源寺（東近江市）の小椋谷が木地師発祥の地と言われており、現在も活動してその文化を継承しています。また、現在の日野町のあたりでは、ホオノキを材料にした椀「日野椀」がつくられており、今日の会津漆器産業の礎になったと言われてしています。

このように、本県には、人々が長い間自然との関わりの中で育んできた「木づかいの文化」の歴史があります



石山寺創建（747年）



琵琶湖の主力船舶として活躍した丸子舟

4 指針の位置づけ

当指針は、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）および第4次滋賀県環境学習推進計画に基づく方針として位置づけ、木育にかかる総合的な推進を図る指針とします。

（1）琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）

- ・第4章 基本計画が目指す森林づくりの方向

3 方針に基づく施策の考え方

（4）方針4 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進します。

- ・目指す人づくりの姿

【木育】

あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広めます。

・第6章 各方針に基づく基本施策 3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(3) あらゆる用途への県産材の活用 ア 県産材の魅力の発信、木育の推進

③木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を

醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進します

・同 4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進 (2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成 ア あらゆる世代への森林環境学習の推進

③木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を

醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進します(再掲)。

・第7章 重点プロジェクト 6 木育活動促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・県内全域での木育の推進
- ・県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に親しむ環境の提供

(2) 具体的な施策

- ①市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図ります。
- ②PR効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援します。
- ③木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図ります。
- ④県産材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用する主体との連携を図ります

(2) 第四次滋賀県環境学習推進計画

第5章 重点的な取組 1 重点的に取り組む課題と課題同士のつながり (1) 重点的に取り組む課題⑤「多面的な機能をもつ森林づくり」についての学習推進

森林環境学習「やまのこ」の取組や、木に親しみ、木への関心と愛着を育み、木の利用の意義を学ぶ「木育」を積極的に進め、森林と私たちの関係や森林の価値を理解し行動できる人育てにより、多面的な機能をもつ森林づくりがされる社会の実現に向けた環境学習を推進します。

5 全国の状況

全国における木育の考え方や取組の状況は、次のとおりです。

(1) 国の取組

国では、平成18年9月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、「木育」を、「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動」と初めて位置付けました。

令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においても、「関係府省や木材関係団体等と連携しつつ、「木づかい運動」や「木育」等を推進する」と明記されています。

「令和4年版森林・林業白書」では、「木育」の取組は全国で広がっており、様々な活動が行政、木材関連団体、NPO、企業等の幅広い連携により実施されていることが紹介されています。

(2) 都道府県の取組み

平成16年に全国に先駆けて「木育」を定義した北海道をはじめとして、山形県、群馬県、岐阜県、鳥取県、徳島県、千葉県などにおいて木育指針等が策定され、それぞれの「木育」に関する取組が実施されています。

岐阜県においては、木育の拠点施設として「ぎふ木遊館」が令和2年に整備され、岐阜の木を核とした遊び・学び・交流・創造・発信などの場として活用されています。

6 SDGs（持続可能な開発目標）等の達成に向けた取組

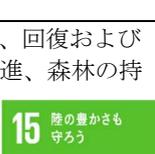
(1) SDGs

SDGsには、17の目標の下に169のターゲットがあり、木育に関連する様々なターゲットが含まれています。

本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。本指針による木育を推進することで、以下のとおり、SDGsのゴール・ターゲットの達成に貢献します。

※ 関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連
4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人絹、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、…。	・森林学習 ・木育講座

6 すべてに人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		6.6 2030年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	・木材利用による水源林の保全
12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する		12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	・持続可能な森林資源の循環利用
13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む	・木材利用による吸収源としての森林の保全管理とCO ₂ の固定 ・化石燃料やエネルギー集約的素材の代替としての木材利用
15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	・森林資源の循環利用による持続可能な森林の形成や森林生態系の保全

(2) MLGs

マザーレイクゴールズ（以下「MLGs」と言います。）とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標（ゴール）であり、「琵琶湖版のSDGs」です。琵琶湖を通じてSDGsをアクションまで落とし込む仕組みがMLGsであり、MLGsの取組はSDGsの達成に貢献するものと言えます。本指針による木育を推進することで、以下のゴールの達成に貢献します。



※ 関連するMLGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連	
3 生物多様性や生態系のバランスを取り戻す取組が拡大し、野生生物の生息状況が改善するとともに、自然の恵みを実感する人が増加する	 3 多様な生き物を守ろう	・希少野生動植物種の生息・生育数の増加 ・あらゆるセクターにおける生物多様性の主流化	・木材利用を通じた森林生態系の保全
4 川や湖にごみがなく、砂浜や水生生物などが適切に維持・管理され、誰もが美しいと感じられる水辺景観が守られる	 4 水辺も湖底も美しく	・散在性ごみの減少	・木材利用 ・プラスチックから自然界で分解可能な木材へのシフト（ウッドチェンジ）

<p>5 水源涵養や生態系保全、木材生産、レクリエーションなどの多面的機能が持続的に発揮される森林づくりが進み、人々が地元の森林の恵みを持続的に享受する</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能を発揮できる森林の増加 ・シカの適正管理や間伐等による下層植生の増加 ・県産材の流通や利活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材利用を通じた森林の多面的機能の発揮
<p>7 日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを減らす取組が広がり、琵琶湖の全層循環未完了などの異変の進行が抑えられる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の削減 ・森林吸収を最大限発揮するための森林の整備・保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス利用による温室効果ガスの排出削減 ・木材利用による吸収源としての森林の整備と保全
<p>9 地域の自然の恵みを生かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれ、地域内における経済循環が活性化し、ひいては環境が持続的に守られる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・一次産業従事者数の増加 ・一次産業生産（販売）額の増加 ・地産地消（地域内経済循環）の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域材の利用 ・地産地消により地域の産業の活性化
<p>10 琵琶湖や流域、自分が生活する地域を環境学習のフィールドとして体験・実践する機会が豊富に提供され、関心を行動に結びつけられる人が増加する</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進（担い手の増等） ・地域資源の価値の見直しと利活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林学習 ・木育講座 ・県民協働による木育活動や森林づくり
<p>13 年代や性別、所属、経験、価値観などが異なる人同士、また異なる地域に住まう人同士がつながり、琵琶湖や流域の現状、これからについて対話を積み重ね、その成果を共有できる機会が十分に提供される</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体がつながる場づくり ・生産者と消費者がつながる機会の増加 ・地域と多様な主体をつなぐ人の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携による木育活動

第2章 滋賀県の木育「しが木育」

1 滋賀の「木育」とは

木育とは平成16年に北海道で生まれた言葉であり、そこでは「子どもをはじめとするすべての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組」とされています。それは、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

滋賀県としても、あらゆる世代を対象に、まずは木のおもちゃや木製品等を手に取り遊び使うことで、木材の良さを感じて木への関心や愛着を育む取組が重要と考えています。そこから滋賀の森林と木づかいの文化への理解につなげることにより、滋賀らしい木育活動「しが木育」に取り組んでいきます。

しが木育とは

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや森林、木の文化への理解を深めながら木材利用の意義を学び、木とともに豊かな心を育み木を生活に活かす取組

2 しが木育で目指す姿

しが木育を通じて将来目指す姿は次のとおりです

○子どもから大人まですべての県民が、それぞれの段階に応じて「木」とともに生活することにより豊かな人生を送っている。

○県民それぞれの「木」との触れ合いが学びにつながることで、森林資源の持続的な循環利用や、琵琶湖の水源となる豊かな森林および滋賀の木づかいの文化が次の世代に引き継がれている。

しが木育を実践するために「木育のすすめ」として表現します

木育のすすめ

～木育活動「さしすせそ」～

ま 触ってみよう木のおもちゃ

木のおもちゃに触れて木を五感で感じよう

し 知ってほしいな滋賀の森林

木を感じたつながりで森林のことも知ろう

す 好きになってね木製品

木製のおもちゃや生活道具を使って木製品
に愛着を持とう

せ 生活に活かそう木の魅力

木の性質や魅力を活かして生活の中に取り
入れよう

そ 育て守ろう木の文化

木とともに生活して木の文化を次世代に繋
ごう



木育啓発ポスター

3 しが木育の展開

しが木育では、活動の展開を「体験する」「理解する」「行動する」の3つに分けます。

(1) 体験する

木や木製品に触れる、木を使ってモノを作る、自然観察を行うなど、木や森林を五感で感じて木と親しむことで、木に愛着を持ちます。

(2) 理解する

樹種による性質の違い、木の利用の意義、木の文化など、木や森林についての知識を得て理解します。

(3) 行動する

体験して理解したことを踏まえて、木製品を積極的に利用する、木育の伝え手として活躍する、森林ボランティアに参加するなど、木育の普及や森林の循環利用に繋がる活動を行います。

世代別取組事例

	未就学	小学校	中学校	高校	大人
体験する	<ul style="list-style-type: none"> 木のおもちゃで遊ぶ 自然の中で遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 木のおもちゃで遊ぶ 木を使ったワークショップを行う やまのこに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 木を使ったワークショップを行う 登山をする 林業体験学習を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> チェーンソーで木を切る 登山をする 	<ul style="list-style-type: none"> 木工DIYをする 登山をする 木造住宅見学会に参加する
	木造建築物（学校、家など）で生活する 木の器を使うなど生活の中で木製品を利用する				
理解する	<ul style="list-style-type: none"> 木のおもちゃを比べる 絵本を読む 	<ul style="list-style-type: none"> 木のおもちゃを比べる 自然を観察する 本を読む 	<ul style="list-style-type: none"> 木の生態について学ぶ 森林の状況を現地で見える 	<ul style="list-style-type: none"> 色々な種類の木を切る 小口を観察する 本を読む 	<ul style="list-style-type: none"> 木の歴史を学ぶ
行動する		<ul style="list-style-type: none"> 木製品を選ぶ 木育イベントに参加する 里山ボランティアに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 木製品を購入する 森林ボランティアに参加する 木育イベントに参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 木製品を購入する 緑の募金をする 	<ul style="list-style-type: none"> 木育講座に参加する 県産材で家を建てる

第3章 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組と課題

1 滋賀県のこれまでの木育に関連する取組

滋賀県では、琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、森林環境教育など木育に関連する取組を行っています。

(1) 森林環境学習「やまのこ」（平成19年度～）

平成19年度から始まった森林環境学習「やまのこ」では、県内のほぼ全ての小学4年生の児童が、森林体験施設やその周辺の森林で間伐や木工などの体験活動をしています。

令和3年度末までに延べ約20万人が参加しました。

(2) ウッドスタート支援（平成27年度～平成30年度）

乳幼児や保育施設に木製食器や木製玩具を贈呈する市町の取組への支援を行いました。

平成27年度～平成30年度の4年間で延べ12市町への支援を行いました。

(3) ウッドスタート宣言（平成28年度）

平成29年3月に全国の都道府県で初めて本県が「ウッドスタート宣言」を行い、同年9月には木育シンポジウムを開催しました。

ウッドスタート宣言は、東京おもちゃ美術館（認定NPO法人芸術と遊び創造協会）が展開している

「木育」の行動プランです。全国の自治体や企業、保育所・幼稚園が、乳幼児に地産地消の木製玩具を

祝い品として贈呈する事業や、子育て環境に地域材をふんだんに取り入れ木質化する事業などに取り組むにあたり、同協会との間でウッドスタートに関する調印を行うことを「ウッドスタート宣言」と称しています。豊かな自然や身近にある「木」との触れ合いを通して子育て環境を整えるとともに、県産材製品の消費を増やすことで、森を守り育てる循環型社会を構築することにつながるとの思いで、宣言を行いました。

なお、県内では平成27年12月に（株）GRiP 'S（草津市、NTTドコモショップ代理店）が、県内初の「ウッドスタート宣言」を本県知事立会のもと実施しています。また、令和4年11月には甲賀市が県内の市町で初めて宣言を行いました。



(4) 木育イベントの開催（平成30年度～）

木育製品に触れ合うことや木を使ったワークショップを行うなど木に親しむことのできる木育イベントを県内各地で実施しています。

平成30年～令和3年の4年間で5回実施し、延べ約8,300人が来場されました。

(5) 木育製品の貸出（令和2年度～）

県内の希望する保育施設等を対象に、木育製品の貸出を実施しています。

令和2年～令和3年の2年間で34施設への貸出を行いました。

(6) しが自然保育認定制度（令和2年度～）

本県で令和2年度から始まった「しが自然保育認定制度」では、自然保育の社会的

な認知および信頼性の向上を図り、森林環境教育のすそ野を拡げるとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境の充実を図っています。

令和4年12月現在で10施設が認定されています。

(7) 木育講座の開催（令和3年度～）

県民の方を対象として、木育への理解を深めるための木育講座の開催や木育指導員の養成を実施しています。

令和3年度は3回開催して17人が受講しており、令和4年度は5回開催して約50人が受講する見込みです。

(8) 木育ビジネス化への支援（令和3年度～）

民間団体が継続して木育に取り組むことができるようなモデルとなる取組への支援を行っています。

令和3年度は2団体、令和4年度も2団体が取り組んでいます。

2 滋賀県の木育の課題

(1) 木育の認知度が低い

木育に対する認知度がまだ低い状況にあります。木育を広く周知する取組を促進していく必要があります。

(2) 木と森林や文化との結びつきが不十分

木や木製品との触れ合いから、森林や木の文化への関心や学びにつなげる必要があります。

(3) 木育の伝え手の不足

木育を支える伝え手が不足しており、企業や子育て団体など多様な主体と連携した取組が十分に進んでいません。木育の伝え手の育成を積極的に図っていく必要があります。

(4) 木製品が身近な存在でない

昔に比べ生活の中で木製品が使われなくなり、手軽に購入できなくなりました。生活の中に取り入れたい魅力ある木製品の開発や、木製品に関する情報発信が必要です。

(5) 継続性のある木育

木育を広めていくためには、行政の取組だけでなく民間主導での継続的な取組も必要です。

木育を担う企業や団体などと連携して取り組んでいくことが必要です。

第4章 しが木育の3つの柱

1 しが木育で取組む3つの柱

しが木育では、(1) 木に親しむ空間づくり、(2) 木育に取り組む人や木製品を製作する人づくり、(3) 木育に活用する魅力ある製品づくり、の3つを柱として取り組みます。

(1) 木に親しむ空間づくり

子どもから大人までが木に触れて木に親しむことのできる木育の場の提供を行います。より多くの機会を提供するため、一時的な木育イベントだけでなく、木製おもちゃの貸出や、常設の木育拠点施設の整備を進めます。また、木育空間づくりにおいては、魅力的な空間デザインとなるよう進めます。



【取組内容】

- ・ 木育イベントの開催

木製品製作者や木育指導者、市町、業界団体、企業等と連携・協力して木に親しむことのできるイベントを開催します。



木育イベントの様子

- ・ 木育製品の貸出・導入

県内の希望する保育施設や公共施設、企業等を対象に木育製品の貸出を実施します。貸出利用施設の職員を対象に木育講座を実施することで木育の伝え手としての役割を担ってもらい、木育製品から森林への学びや関心に繋がることを期待します。



木育製品レンタルの様子

また、様々な施設への木育製品の導入を促進します。

- ・ 拠点となる木育ひろばの整備・発信

県内の木育の拠点となる常設型木育ひろばを整備して、誰でも気軽に木や森林に親しみ学ぶことができる機会の提供を行います。拠点となる施設と市町等のサテライトとなる施設や企業と連携し、県内各地に木育を発信し、木育ひろばを広げます。

拠点となる常設型木育ひろばの主な役割

- 常時木に触れ木に親しむことができる場
- 県内の木育関連情報の集発地点
- 木育製品の貸出
- 木育の伝え手の木育活動の場
- 施設周辺の自然を利用した森林環境学習との連携
- 木工 DIY などの大人向けの木育活動

(2) 木育に取り組む人や木製品を製作する人づくり

木育の認知度を向上させるため、木育の知識を有し木の魅力を伝える木育の伝え手となる人材や、木製品の製作者を育成します。木との触れ合いから、森林や木の文化への理解につなげることを意識していきます。



【取組内容】

- ・ 木育講座の開催

木育の伝え手を養成するための初級者向け講座から、木育指導者として活躍できる人材養成のための上級者向け講座を開催します。

- ・ 木育人材登録制度の創設

木育講座の受講などにより、一定の要件を満たした方をしが木育人材リストに掲載し、県内各地で木育の伝え手として活躍していただけるようにします。

- ・ 木育の伝え手のスキルアップ



伝え手を対象とした研修会や、木育製品貸出や木育イベントとの連携により、伝え手のスキルアップを図ります。

- ・ 木製品の展示会等への製作者の出展や参加への支援
- ・ 木製品の製作者間の連携を図る枠組づくりによる技術の向上

(3) 魅力ある木製品づくり

木育を広げるため、木のおもちゃをはじめとする、品質やデザイン性に優れた魅力ある木製品づくりや、情報発信への支援を行います。



【取組内容】

- ・ 県産材を用いた新たな木製品開発を行う意欲ある製作者への支援
- ・ 県産材を活用した木製品の展示会等への製作者の出展支援
- ・ 地域にある材を生活の中で使う木製品づくり
- ・ 滋賀の木づかいの文化を活かした木製品づくり
- ・ 木育イベントや木育製品のレンタルを通じた利用者の意見のフィードバック
- ・ 県のホームページや SNS、冊子等で魅力ある木製品の情報を発信



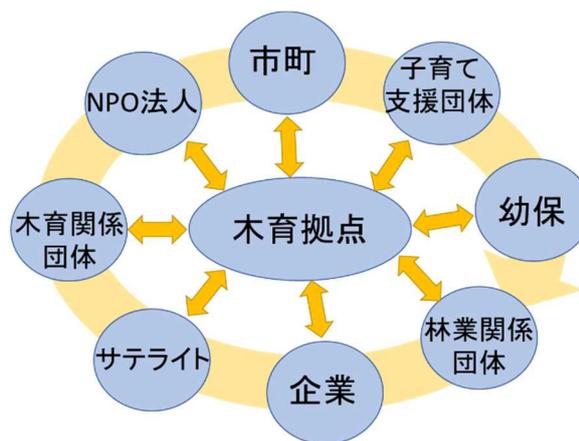
2 3つの柱を進めるために

(1) 多様な主体や世代などとの連携

しが木育の3つの柱の取組を軸に木育を推進していくために、多様な主体や世代などと連携して取り組みます。

- ・ 多様な主体との連携
市町、企業、NPO 法人、子育て支援団体、林業関係団体、木育関係団体、等
- ・ 多様な世代との連携
子どもから大人まであらゆる世代を対象とし各段階で木育を推進
- ・ 多様な場面での連携

生活の様々な場面での木育の推進



多様な主体との連携

(2) 民間活力の活用

木育を広めていくため、木育活動が継続性のあるものとなるよう、企業等の民間活力を活用していきます。

(例)

- ・収益を伴う木育製品のレンタルの事業化
- ・企業による木育製品の利用ビジネス化
- ・木育空間コンサルタント
- ・生産者と消費者のマッチングを図るプラットフォーム化
- ・店舗や展示場等に木育空間をつくる



しが木育指針 策定までのスケジュール

- R4.12.16 森林審議会への報告（素案）
- R4.12 中旬～ 関係者等への意見聴取
- ～R5.1 中旬 知事・副知事への報告（素案）
- R5.1 中旬 会派説明（花緑公園のあり方の中で説明）
- R5.2.8 環境・農水常任委員会報告（素案）
- R5.3.9 環境・農水常任委員会報告（原案）
- R5.3 末 「しが木育指針」の策定